

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年4月15日
【計算期間】	第4期(自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)
【発行者名】	iシェアーズ II パブリック・リミテッド・カンパニー (iShares II Public Limited Company)
【代表者の役職氏名】	ディレクター (Director) バリー・オドワイアー (Barry O' Dwyer)
【本店の所在の場所】	アイルランド共和国 ダブリン 1 インターナショナル・ファイナン シャル・サービス・センター JPモルガン・ハウス (J.P. Morgan House, International Financial Services Centre, Dublin 1, Ireland)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 濃 川 耕 平
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル 西村あさひ法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 本 柳 祐 介 弁護士 森 瑠 理 子 弁護士 三 本 俊 介
【連絡場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル 西村あさひ法律事務所
【電話番号】	03-5562-8500
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- 注(1) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ドル」は米国の法定通貨である米ドルを指すものとします。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1米ドル＝119.27円の換算率(2015年2月27日に株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。
- (2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「英ポンド」は英国の法定通貨である英ポンドを指すものとします。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1英ポンド＝183.95円の換算率(2015年2月27日に株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。
- (3) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ユーロ」は欧州連合(European Union)の主要通貨であるユーロを指すものとします。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1ユーロ＝133.65円の換算率(2015年2月27日に株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場の仲値)により計算されています。
- (4) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (5) 本書において、計算期間(以下「会計年度」ともいいます。)とは、11月1日に始まり10月31日に終わる年度を指します。ただし、第1計算期間は、平成23年9月13日に始まり平成23年10月31日に終了した期間を指します。

第一部【ファンド情報】

別段の記載がある場合を除き、以下の記述は、有価証券信託受益証券に関して信託される投資証券およびその発行者たる本投資法人に関する情報です。

第一部において、文脈により別異に解する必要がある場合を除き、下記の語は下記の意味を有するものとします。

「口座開設申込書」とは、取締役が指定する当該口座開設書または申込書(文脈上適宜解釈します。)のことをいい、指定参加者が本発行市場において本投資法人および/または本ファンドに関する取引口座を開設する目的で記入します。

「本法」とは、1963年～2013年アイルランド会社法(Companies Acts, 1963 to 2013 (of Ireland))(その後の改正を含みます。)をいいます。

「アドミニストレーター」とは、ステート・ストリート・ファンド・サービス・（アイルランド）・リミテッド(State Street Fund Services (Ireland) Limited)、および/または本投資法人に管理サービスを提供するために中央銀行の事前の承認を受けて指名された当該その他の者をいいます。

「管理契約」とは、本投資法人に対する管理サービスの提供に関して、管理会社およびアドミニストレーターの間で締結された契約(中央銀行の要件に従った随時の修正を含みます。)をいいます。

「本関連会社」とは、その最上位の親会社が投資顧問会社の最上位の親会社と同一である会社、または投資顧問会社の最上位の親会社が直接的または間接的に持分の50%以上を保有する会社をいいます。

「本通常定款」とは、本投資法人の通常定款(随時の修正を含みます。)をいいます。

「指定参加者」とは、指定参加者として本投資法人に登録され、ゆえに本ファンドの本投資証券を本投資法人に直接申込む、または本投資法人から直接償還を受ける(すなわち本発行市場)ことのできるマーケット・メーカーまたはブローカー事業体のことをいいます。

「本基準通貨」とは、本ファンドの基準通貨をいいます。

「本ベンチマーク指数」とは、Markit iBoxx 米ドル建てリキッド・ハイイールド・キャップト指数(Markit iBoxx USD Liquid High Yield Capped Index)をいいます。

「給付プラン投資家」とは、1974年米国従業員退職所得保障法(US Employee Retirement Income Security Act of 1974)(その後の改正を含みます。)(以下「ERISA」といいます。))のセクション3(42)に規定される者、および(a)ERISAのタイトルI パート4に基づき、ERISAのセクション3(3)に定義される「従業員向け福利厚生制度」、(b)1986年米国内国歳入法(US Internal Revenue Code of 1986)のセクション4975に基づき、同法のセクション4975(e)(1)に規定される「プラン」、および(c)従業員向け福利厚生制度またはプランから事業体における投資を受けたことにより、対象資産の中に「年金資産」を含むことになった当該事業体が含まれています。上記の解釈上、「給付プラン投資家」にはERISAの適用対象外である政府年金プラン(ERISAのセクション3(32)で定義されます。)、米国以外の年金プラン(ERISAのセクション4(b)(4)で定義されます。)、または教会プラン(ERISAのセクション3(33)で定義されます。))は含まれません。

「ブラックロック・グループ(BlackRock Group)」とは、ブラックロック・インク(BlackRock, Inc.)の企業グループならびにその関連会社および関連当事者をいいます。

「本取締役会」とは、本投資法人の取締役会をいいます。

「営業日」とは、本ファンドについて英国の市場営業日(または取締役が随時決定し、かつ事前に本投資主へ通知する当該その他の日)をいいます。

「本現金部分」とは、ポートフォリオ・コンポジション・ファイルの現金部分のことをいいます。本現金部分は3つの要素で構成されます。すなわち、(i)本ファンドの本投資主に帰属する未払い配当金(通常は前回の分配以降に得た分配金および利子から手数料および費用を差し引いた金額)、(ii)受け渡すべき本投資証券の数を四捨五入する結果生じる金額に相当する現金額、本ファンドが保有する現金資本金、またはポートフォリオ・コンポジション・ファイルと本ファンドの組入比率の差に相当する金額、および(iii)未払費用等です。

「CEA」とは、米国商品取引所法(Commodities Exchange Act (of the United States))(その後の改正を含みます。))をいいます。

「中央銀行」とは、アイルランド中央銀行(Central Bank of Ireland)またはその承継者をいいます。

「本投資法人」とは、i シェアーズ II パブリック・リミテッド・カンパニーをいいます。

「電子化証券」とは、そのユニットの権原をオペレーターが当該システムの方法で移転することが認められている本投資証券を意味します。

「カストディアン」とは、ステート・ストリート・カストディアル・サービス・(アイルランド)・リミテッド(State Street Custodial Services (Ireland) Limited)、または本投資法人に対してカストディアン業務を行うために中央銀行の事前の承認を受けて指名された当該その他の者をいいます。

「カストディ契約」とは、本投資法人、管理会社およびカストディアン間の契約(中央銀行の要件に従った随時の修正を含みます。))をいいます。

「取引日」とは、本ファンドについては通常、各営業日をいいます。ただし、取引日にあたらない営業日、例えば、本ファンドの本投資が上場もしくは取引されている市場の休業日または本ベンチマーク指数に関わる市場の休業日、または投資顧問会社の本社が置かれている法域の休日があります。ただし、少なくとも2週間に1取引日はあるものとします。本投資法人または本ファンドの本投資証券について純資産価額の算定および売却、交換ならびに/または償還を一時的に停止する場合には、英文目論見書および本通常定款に従い、常に取締役の裁量に従います。投資顧問会社は、本ファンドの取引日を記載した取引カレンダーを事前に作成します。例えば、関連する市場運営者、規制機関または取引所(状況に応じます。)が関連市場の取引および/または決済の停止を宣言した場合(当該閉鎖は投資顧問会社にほとんどまたは全く通知されないでなされる可能性があります。)、取引カレンダーは投資顧問会社によって随時修正されます。本ファンドの取引カレンダーは、投資顧問会社から入手可能です。

「DVP」とは、証券資金同時受渡決済をいいます。

「本指令」とは、2009年7月13日付欧州議会・理事会指令2009/65/EC(Directive No. 2009/65/EC of the Council of the European Parliament)(その後の修正または改定を含みます。)をいいます。

「費用等」とは、本ファンドについて、全ての印紙税等、税金、賦課金、仲介料、銀行手数料、外国為替スプレッド、利息、カストディアンまたはサブカストディアンの手数料(売買関係)、振込手数料、登録手数料およびその他の費用等であって、本ファンドの資産の当初取得もしくは増加、または本投資証券の設定、発行、売却、交換もしくは買戻し、または本投資の売却もしくは購入に関連するか、または証書かその他に関するかを問わず、当該費用等の支払いに關係する取引もしくは売買に関して、またはかかる取引もしくは売買の前に、またはかかる取引もしくは売買に関連して、またはかかる取引もしくは売買に起因して、またはかかる取引もしくは売買と同時に、支払うべきとなった、または支払うべきとなる可能性のあるものをいいます。疑義を避けるために付言すると、これには、申込価格および償還価格を計算する際のスプレッド(純資産価額を計算する目的で資産を評価した価格と、申込みの結果として当該資産を購入する、および償還の結果として当該資産を売却する場合の見積価格との差を考慮した額)の準備金が含まれますが、本投資証券を売買する際に代理人へ支払うコミッション、または本ファンドの本投資証券の純資産価額を確定する際に考慮された可能性のあるコミッション、税金、料金もしくはコストは含まれないものとします。

「電子発注システム」とは、指定参加者が本ファンドの本投資証券に関する取引申込みを提出するため、および取引手続に関して情報を取得するために使用することができるウェブサイトのシステムをいいます。

「ERISAプラン」とは、(i)ERISAのタイトルIに準拠する退職年金制度、または(ii)1986年米国内国歳入法(その後の改正を含みます。)のセクション4975に準拠する個人退職勘定もしくは個人退職年金制度をいいます。

「ユーロ」とは、ユーロ導入の際に1998年5月3日付理事会規則(EC)No. 974/98(Council Regulation (EC) No. 974/98)で規定された欧州単一通貨をいい、随時ユーロ圏を構成するいずれの国々の通貨も、管理会社の裁量によりこの単一通貨とすることができます。

「ユーロクリア」とは、ユーロクリア・バンク・エスエー/エヌブイ(Euroclear Bank S.A./N.V.)およびその事業承継者をいいます。

「EMU」または「ユーロ圏」とは、ユーロを法定通貨として採用するか、すでに法定通貨として採用してきた本加盟国をいいます(現在は、オーストリア、ベルギー、キプロス、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイルランド、イタリア、ラトビア、ルクセンブルク、マルタ、オランダ、ポルトガル、スロバキア、スロベニアおよびスペインです。)。

「欧州経済領域」または「EEA」とは、本加盟国、ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタインを参加加盟国とする欧州経済領域(European Economic Area)をいいます。

「FDI」とは、デリバティブ金融商品をいいます。

「フィッチ」とは、フィッチ・グループ(Fitch Group)の一部門であるフィッチ・レーティングス(Fitch Ratings)をいいます。

「フィクスト・インカム・ファンド」とは、債券から成る構成要素でベンチマーク指数のパフォーマンスを追求する、または再現する本投資法人のファンドをいい、英文目論見書の日付時点では、i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETFを含みます。

「FOP」とは、非DVP決済をいいます。

「本ファンド」とは、i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF(iShares \$ High Yield Corporate Bond UCITS ETF)をいいます。

「GDN」とは、グローバル預託債券をいいます。

「ドイツ証券集中保管機構」とは、ドイツの中央決済システムであり、承認されたクリアリング・システムをいいます。フランクフルト証券取引所(Frankfurt Stock Exchange)で売買された本投資証券は、当該システムを通じて清算および決済されます(例、クリアストリーム・バンキング・アーゲー(Clearstream Banking AG)、本社：ドイツ、フランクフルト)。

「グローバル証書」とは、本投資法人によってドイツ証券集中保管機構(またはその名義人)に発行される投資証券をいいます。

「支払不能事由」とは、ある者に関して、(i)当該者の清算または破産について命令が下された、または有効な決議が可決した場合、(ii)当該者もしくはその資産に関して財産保全管理人もしくは同様の担当官が任命された、または当該者が財産管理命令の対象となった場合、(iii)当該者が、1 または複数の債権者との和議を行った、または債務を支払うことができないとみなされた場合、(iv)当該者が、自己の事業もしくは実質的に自己の事業の全体を中止するか、もしくは中止するおそれがある場合、または自己の事業の性質に重大な変更を行うか、もしくは行うおそれがある場合、(v)いずれかの法域で当該者に関して、上記(i)～(iv)で言及した事由のいずれかと同様の効果を有する事由が生じた場合、または(vi) 本投資法人が、上記のいずれかが生じる可能性があるとして誠実に考える状況が発生した場合をいいます。

「本投資」とは、本基本定款によって権限を付与され、EC規則および本通常定款が認める投資をいいます。

「投資顧問会社」とは、ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド(BlackRock Advisors (UK) Limited)および/または、本ファンドに投資運用サービスを提供するために中央銀行の要件に従って指名された当該その他の者をいいます。

「投資運用契約」とは、本ファンドに対する投資運用サービスの提供に関して、管理会社および投資顧問会社間の契約(中央銀行の要件に従った随時の修正を含みます。)をいいます。

「LSE」とは、ロンドン証券取引所をいいます。

「管理会社」とは、アイルランドで設立された有限責任会社である、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド(BlackRock Asset Management Ireland Limited)をいいます。

「マネジメント契約」とは、本投資法人および管理会社間の契約(中央銀行の要件に従った随時の修正を含みます。)をいいます。

「本構成員」とは、その時点で本投資法人によって、または本投資法人のために保管される本構成員の名簿に、本投資証券の保有者(出資者投資証券の保有者を含みます。)として登録されている者をいいます。

「本加盟国」とは、欧州連合(以下「EU」といいます。)の加盟国をいいます。英文目論見書の日付時点の加盟国は、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、オランダおよび英国です。

「本基本定款」とは、本投資法人の基本定款(随時の修正を含みます。)をいいます。

「ムーディーズ」とは、ムーディーズ・コーポレーション(Moody's Corporation)の一部門であるムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's Investors Service)をいいます。

「非重要市場」とは、重要市場ではない市場をいいます。

「本通知」とは、中央銀行がEC規則に基づきその権限を行使する際に発行する通知をいいます。

「OECD」とは、経済協力開発機構(Organisation for Economic Co-operation and Development)をいいます。

「オペレーター」とは、証券規制に従って当該システムのオペレーターとして承認された者を意味します。

「OTC」とは、店頭市場をいいます。

「PNCグループ(PNC Group)」とは、PNCの企業グループをいい、その最終持株会社はPNCファイナンシャル・サービス・グループ・インク(PNC Financial Services Group, Inc.)です。

「ポートフォリオ・コンポジション・ファイル」とは、申込みの際に本ファンドへ引き渡され、かつ償還の際には本ファンドの本投資証券の価格を支払うために本投資法人によって引き渡される、本投資および本現金部分を一覧化したファイルのことをいいます。

「本発行市場」とは、本投資法人が直接本ファンドの本投資証券を設定および償還する、店頭取引市場のことをいいます。

「英文目論見書」とは、本通知に従った随時の改訂を含む本ファンドの書類のことであり、そうした場合には補完書面または追加書類が要求されるか、または必要となります。

「適格保有者」とは、以下のいずれかに規定する以外の者、法人または事業体をいいます。

(i) 1933年法のルール902(k)で定義される米国人

(ii) ERISAプラン

(iii) 本投資証券がかかる者、法人もしくは事業体に売却もしくは譲渡され、もしくはかかる者が本投資証券を保有した場合に(かかる者に直接的にもしくは間接的に影響を及ぼすか否かを問わず、かつかかる者のみに関係するものか、その他の者(かかる者の関係者であるか否かを問わない。)にも関係するものかを問わない。)(a)本投資法人が1940年法に基づく「投資会社」として登録を求められる、(b)本投資法人の本投資証券が1933年法に基づいて登録を求められる、(c)本投資法人が1986年米国内国歳入法の規定における「規制外国会社」に該当する、(d)本投資法人が1934年米国証券取引法(US Exchange Act of 1934)のセクション13に基づく定期報告を求められる、(e)本投資法人の資産が給付プラン投資家の「年金資産」とみなされる、もしくは(f)本投資法人が1940年法、1933年法、ERISA、1986年米国内国歳入法もしくは1934年米国証券取引法を遵守しない(もしくは取締役が、上記と同等の状況に陥っているとみなすその他の状況の)原因となる者、法人もしくは事業体

(iv) 上記(i)～(iii)に規定する者、法人もしくは事業体の保管者、ノミニー、受託者もしくは相続人

「承認されたクリアリング・システム」とは、アイルランド国税局(Irish Revenue Commissioners)によって指定された「承認されたクリアリング・システム」(例えば、クレスト(CREST)またはユーロクリア)をいいます。

「償還配当」とは、本通常定款第21条に従って償還を承諾された本投資証券に関して支払われる配当金をいいます。

「証券登録機関」とは、コンピュータシェア・インベスター・サービスズ(アイルランド)・リミテッド(Computershare Investor Services (Ireland) Limited)をいいます。

「証券登録代理契約」とは、本ファンドに対する証券登録代理または何らかのサービスの提供に関して、証券登録機関、コンピュータシェア・インベスター・サービスズ・ピーエルシー(Computershare Investor Services plc)、管理会社およびアドミニストレーター間の契約(中央銀行の要件に従った随時の修正を含みます。)をいいます。

「規制市場」とは、英文目論見書別紙Iおよびこれに関連する補完書面がある場合には当該書面に記載された証券取引所および/または規制市場をいいます。

「EC規則」とは、欧州共同体2011年規則(譲渡可能証券の集団投資事業)(European Communities (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities) Regulations 2011)(その後の修正または改定を含みます。)をいいます。

「規制情報サービス」とは、UKLAの上場規則別紙12に規定された情報サービスをいいます。

「当該システム」とは、書面による証書なしで証券のユニットの権原を証明および譲渡することを可能にし、ならびに補足的および付随の事項を容易にする、証券規制によって認められるコンピュータ・ベースのシステムおよび手順を意味し、これには、クレストがオペレーターである当該システムが含まれますが、これに限りません。

「SEC」とは、米国証券取引委員会(US Securities and Exchange Commission)をいいます。

「本流通市場」とは、認可された証券取引所またはOTCのいずれかで行われるかを問わず、本ファンドの本投資証券が本投資法人自身とではなく、投資家間で取引される市場をいいます。

「証券規制」とは、1990年会社法(非証券)1996年規則(S.I. 1996年第68号)(Companies Act 1990 (Uncertificated Securities) Regulations, 1996 (S.I. No 68 of 1996))(随時の改正を含みます。)、およびこれに基づいて随時課される、本投資法人に影響を与える可能性のある条件をいいます。

「本投資証券」とは、本投資法人の資本を構成する無額面参加投資証券をいい、本通常定款に従い発行され、かつ本通常定款に基づき権利が付与されます。

「本投資主」とは、本投資法人のファンドの本投資証券の登録保有者をいいます。

「重要市場」とは、本ファンドについて、その本投資の額またはエクスポージャーが、本ファンドの直近の年度の決算日に計算され本投資法人の財務書類に記録される本ファンドの純資産価額の30%を超える市場もしくは市場の組み合わせをいいますが、投資顧問会社がより妥当であると判断する別の割合および/または日付を適用すると決定した場合はこの限りではありません。

「重要市場営業日」とは、本ファンドについての重要市場が、取引および決済のために開場している営業日をいいます。

「SIX」とは、スイス証券取引所(SIX Swiss Exchange)をいいます。

「英ポンド」とは、英国の法定通貨をいいます。

「ストラクチャード・ファイナンス証券」とは、資産担保証券およびクレジットリンク証券が組み込まれた適格債券もしくは株式またはその他の金融商品をいい、ブラックロック・グループの関係会社によって発行される可能性があります。

「出資者投資証券」とは、本投資法人の資本を構成する1口あたり1.00英ポンドの投資証券で、本通常定款において「出資者投資証券」と呼ばれ、かつ本投資法人の設立の目的上、管理会社によってまたは管理会社の代わりに申し込まれるものをいいます。

「補完書面」とは、本投資法人が発行する、英文目論見書の補完書面である旨が記載された書類をいいます。

「UCITS」とは、本指令(その後の改正を含みます。)に準拠して設立された譲渡可能証券の集団投資事業をいいます。

「UCITS指令」とは、譲渡可能証券の集団投資事業(UCITS)に関する法律、規則および管理規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会・理事会指令2009/65/EC、2010年7月1日付委員会指令2010/43/EU(Commission Directive 2010/43/EU)、および2010年7月1日付委員会指令2010/44/EU(Commission Directive 2010/44/EU)(その後の修正または改定を含みます。)をいいます。

「UKLA」とは、英国金融行動監視機構(UK Financial Conduct Authority)の一部門である英国上場審査局(United Kingdom Listing Authority)をいいます。

「英国」とは、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国をいいます。

「米国」とは、アメリカ合衆国、準州、領土、米国のいずれかの州およびコロンビア特別区をいいます。

「米ドル」とは、米国の法定通貨をいいます。

「米国人」とは、1933年法のルール902(k)に基づきSECによって随時「米国人」であるとみなされた者もしくは事業体、または取締役が決定したその他の者もしくは事業体をいいます。取締役は、その時点における適用ある米国の関係法令を最大限に反映させるために必要に応じて、本投資主へ通知せずに「米国人」の定義を修正することがあります。

「評価時点」とは、本ファンドの資産および負債の評価について、取締役が(アドミニストレーターの同意を得て)随時決定する当該日時をいいます。本ファンドに適用される評価時点の詳細情報については、「第二部 外国投資法人の詳細情報 第2 手続等 1 申込(販売)手続等 (2) アイルランドにおける設定手続き 本発行市場取引予定表」をご参照ください。

「1933年法」とは、1933年米国証券法(Securities Act of 1933 (of the United States))(その後の改正を含みます。)をいいます。

「1940年法」とは、1940年米国投資会社法(Investment Company Act of 1940 (of the United States))(その後の改正を含みます。)をいいます。

米国人への注意事項

本投資証券は、1933年法またはいずれかの米国の州の証券法に基づき登録されておらず、将来も登録されないものとします。本投資証券は、米国においてまたは米国人の口座もしくは米国人の利益のために、直接または間接的に、募集または売却されないものとします。米国における、または米国人に対する本投資証券の再募集または再売却は、米国法の違反となる可能性があります。

本投資証券は、関係する免除に従う場合を除き、ERISAプランの資産による取得もしくは所有、またはERISAプランの資産と共に取得することはできません。

さらに本投資証券は、1940年法およびそれに基づく規制に基づいて米国人とみなされる者、またはCEAおよびそれに基づく規制に基づいて米国人とみなされる者は取得することができません。

上述の制限への遵守を確保するため、例外的状況にあり、かつ取締役または管理会社の事前の同意がある場合を除き、本投資法人は非適格保有者による投資を受け入れません。潜在的な投資家は、本投資証券を取得する時点においてかかる投資家が適格保有者であり、非適格保有者のために、またはその代理として本投資証券を取得しているのではないことの表明を要求されることがあります。投資に対する取締役の事前の同意の付与は、当該投資家に対して将来またはその後の申込みに関して本投資証券を取得する権利を付与するものではありません。

申込者は、米国人であるかどうかを宣言することが要求されます。本投資主(本発行市場または本流通市場のいずれを通じて申込まれたかは問いません。)は、適格保有者でなくなった場合、直ちに証券登録機関に通知する必要があります。本投資法人は、本投資証券が直接的または受益的に非適格保有者によって保有されていることを知った場合、そのように保有されている本投資証券を強制的に償還することができ、本投資証券のかかる保有に関して被った(または被る可能性のある)損失を本投資法人に補償するために適格保有者でないかかる者のそれぞれに手数料を課すこともできます。

第1【ファンドの状況】

1【外国投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

(単位：1口当たりの情報を除き千米ドル)

計算期間	10月31日に終了した年度				
	2014年 (第4期)	2013年 (第3期)	2012年 (第2期)	2011年 (第1期)	2010年 (－)
営業収益	66,967	70,347	37,919	1,153	－
経常利益金額又は経常損失金額	60,695	65,473	36,156	1,135	－
当期純利益金額又は当期純損失金額	-9,726	9,676	13,697	1,185	－
出資総額	1,408,622	1,266,461	740,901	34,589	－
発行済投資口の総口数	12,876,826	11,443,751	6,797,874	332,500	－
純資産額	1,408,622	1,266,461	740,901	34,589	－
総資産額	1,558,628	1,314,735	765,446	34,947	－
1口当たり純資産額	109.39	110.67	108.99	104.03	－
1口当たり当期純利益金額又は当期純損失金額	-0.76	0.85	2.01	3.56	－
分配総額	79,884	63,525	37,135	0	－
1口当たり分配金額 (投資純利益)	6.269	6.439	8.242	0	－
1口当たり分配金額 (資本の払戻し)	－	－	－	－	－
自己資本比率	90%	96%	97%	99%	－
自己資本利益率	4%	5%	5%	3%	－

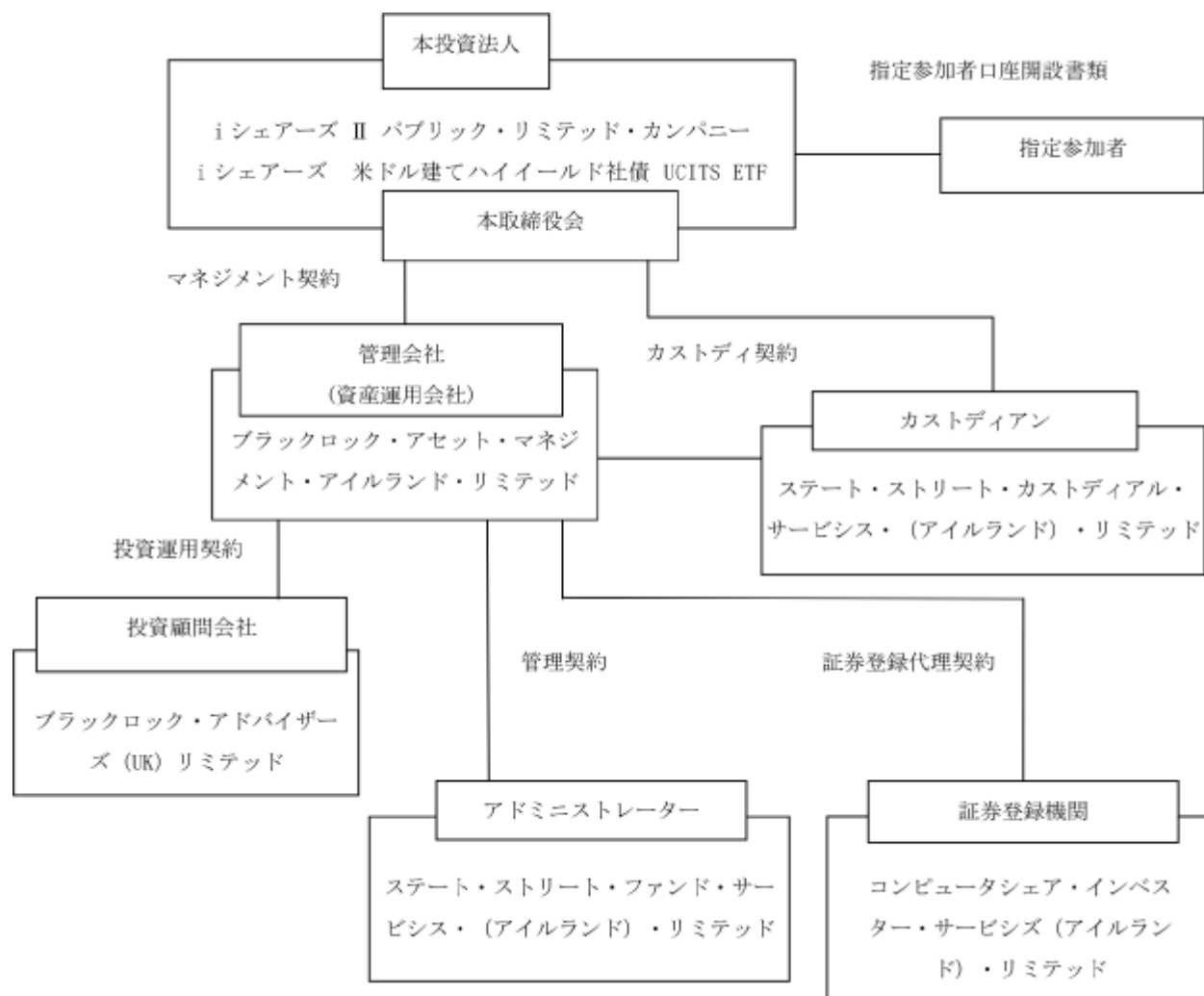
(注) 本ファンドの開始日は2011年9月13日です。

(2) 【外国投資法人の目的及び基本的性格】**概 要**

本投資法人は、サブファンド間の負債を分離したオープンエンドのアンブレラ型変動資本投資会社です。本投資法人は、本法に従って公開有限責任会社としてアイルランドの法律に基づいて設立されています。本投資法人は、中央銀行によってEC規則に従うUCITSとして認可されており、EC規則に基づいた規制を受けています。本投資法人は上場投資信託です。1999年12月16日に設立され、登録番号は317171です。本ファンドは、本投資法人のサブファンドです。

(3) 【外国投資法人の仕組み】

① 外国投資法人の仕組み



② 外国投資法人及び外国投資法人の関係法人の名称及び運営上の役割並びに関係業務の内容

名 称	ファンドの運営上の 役割	契約等の概要
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	管理会社 (資産運用会社)	本投資法人および管理会社間のマネジメント契約。かかる契約により、本投資法人は、本投資法人の管理会社を指名し、本投資法人および本投資法人のサブファンドの管理(管理、秘書役、証券登録および名義書換代理人、投資運用ならびに分配業務を含みます。)に関して行使可能な全ての権限、義務および裁量を管理会社に委任しています。また、管理会社の責任、権限および義務、管理会社の報酬、管理会社の債務、本投資法人により管理会社に対して付与される免責、当事者の解約権、守秘義務および情報保護規定ならびにその他の一般規定に関する詳細も含みます。
ブラックロック・アドバイザーズ (UK) リミテッド	投資顧問会社	管理会社および投資顧問会社間の投資運用契約。かかる契約により、管理会社は、本投資法人の投資顧問会社を指名し、本投資法人および本投資法人のサブファンドの投資運用に関して行使可能な全ての権限、義務および裁量を投資顧問会社に委任しています。また、投資顧問会社の責任、権限および義務、投資顧問会社の報酬、投資顧問会社の債務、管理会社により投資顧問会社に対して付与される免責、当事者の解約権、守秘義務規定ならびにその他の一般規定に関する詳細も含みます。
ステート・ストリート・ファンド・サービス・(アイルランド)・リミテッド	アドミニストレーター	管理会社およびアドミニストレーター間の管理契約。かかる契約により、管理会社は、本投資法人のアドミニストレーターを指名します。また、アドミニストレーターの責任、アドミニストレーターの報酬、アドミニストレーターの債務、管理会社によりアドミニストレーターに対して付与される免責、当事者の解約権、守秘義務規定およびその他の一般規定に関する詳細も含みます。

名 称	ファンドの運営上の 役割	契約等の概要
ステート・ストリート・カストディアル・サービス・ （アイルランド）・リミテッド	カストディアン	本投資法人、管理会社およびカストディアン間のカストディ契約。かかる契約により、本投資法人は、本投資法人の資産の受託者および保管者としてカストディアンを指名します。また、カストディアンの権限および義務、サブカストディアンのためのカストディアンの責任、本投資法人の有価証券の証券登録、カストディアンの報酬、カストディアンの債務、管理会社によりカストディアンに対して付与される免責、当事者の解約権、守秘義務規定ならびにその他の一般規定に関する詳細も含まれます。 また、カストディアンおよびその関連会社により本投資法人が利用できる契約上の決済を含む信用供与について、カストディアンおよびその関連会社への払戻し義務のいずれかの返済または履行を本投資法人が怠った場合、カストディ契約に従い、本投資法人はアイルランドの法律に基づき、本投資法人の資産を売却する権限をカストディアンに付与しています。
コンピュータシェア・インベスター・サービスズ（アイルランド）・リミテッド	証券登録機関	(特に)管理会社、証券登録機関およびアドミニストレーター間の証券登録代理契約。かかる契約により、管理会社は、本投資法人のために証券登録および名義書換代理人サービスを提供する証券登録機関を指名し、さらに管理会社は英国の支払代理人および表明サービスを提供する者として、証券登録機関の関連会社であるコンピュータシェア・インベスター・サービスズ・ピーエルシーを指名しています。また、証券登録機関の責任、証券登録機関の報酬、証券登録機関の債務、管理会社および本投資法人により証券登録機関に対して付与される免責、当事者の解約権、守秘義務および情報保護規定ならびにその他の一般規定に関する詳細も含まれます。 証券登録機関は本投資主および本投資法人の全てのサブファンドの証券登録を維持しています。アイルランドにおける証券登録機関の前提として、アイルランドの法律で要求されることのある本投資証券ならびにその他の帳簿、記録および書類に関する、証券登録機関が行った全ての活動の完全な記録を示す、本投資主の証券登録ならびに全てのその他の帳簿および記録を証券登録機関は保持しています。証券登録機関は、配当金支払日に本投資主への配当金の支払いを行う責任も負っています。

(4) 【外国投資法人の機構】

① 外国投資法人の統治に関する事項

取締役会 取締役は本投資法人の業務を統制し、取締役が決定して管理会社に提出される全体的な投資方針に責任を持ちます。取締役は、本投資法人の日々の管理に関して特定の義務および責任を管理会社に委任しています。管理会社は、これらの責任の一部を投資顧問会社、アドミニストレーターおよび証券登録機関に委任しています。

取締役は、全員が本投資法人の非常勤取締役であり、その住所は本投資法人の登録上の事務所です。

取締役の権限

取締役の権限

本投資法人の業務は、本投資法人が総会において実施または行使することを本法または本通常定款によって義務付けられていない全ての行為および事項を実施し、かつ本投資法人の全ての権限を行使することのできる取締役によって管理されます。定足数が出席している取締役会は、取締役が行使できる全ての権限を行使することができます。

委任される権限

取締役は、各自の権限および裁量のいずれをも、いずれかの業務執行取締役もしくはいずれかのその他の執行職にある取締役に、または1もしくは複数の取締役および取締役により当該委員会に対して指名されることのあるその他の者(もしあれば)で構成される委員会に委任することができます。ただし、かかる委員会への委任の場合にあっては、取締役ににより指名された各委員会の委員の過半数が常に取締役に構成されるものとし、かつ、いかなるかかる委員会の決議も、当該決議が可決された会議に出席していた当該委員会の委員の過半数が取締役でなければ、無効であるものとします。いずれかのかかる委員会に委任されることのある権限または裁量には、その行使に、全てのまたはいずれかの取締役への報酬の支払いまたは何らかのその他の利益の供与が伴いまたは伴う可能性のある一切の権限および裁量が含まれるものとします(ただし、これらに限られません。)。いずれのかかる委任も、取締役が課す一切の条件に従い、当該取締役各自の権限に付随しまたはこれを除外して、実施することができます。さらに、かかる委任は取り消されることもあります。

取締役の手続き

取締役会の招集および規則

本通常定款の定めに従い、取締役は、適切と判断する形で取締役の手続きを規制することができます。取締役は取締役会を招集することができ、また、取締役が要請した場合にあっては、秘書役がかかる取締役会を招集するものとします。いずれの取締役も、いずれの取締役会の通知をも免除することができ、かかる免除は遡及させることができます。

各取締役宛ての取締役会の通知は、それが当該取締役により直接もしくは口頭で行われ、または書面により、宅配便、郵便、電信、電報、テレックス、テレファクス、電子メールその他取締役により承認された何らかの通信手段をもって、当該取締役の提供した最新の住所またはこの目的において当該取締役が本投資法人に提示したその他の何らかの住所に送達された場合に、正式に行われたとみなされるものとします。

取締役会の定足数

取締役の議事の処理に必要な定足数は、取締役によって確定されることがありますが、そのようにその他の何らかの数に確定されない限り、2であるものとします。代理取締役のみを務める者は、その指名者が出席していない限り、定足数に算入されるものとします。ただし、代理取締役は複数の取締役の代理取締役を務めることができますが、定足数の出席の有無を判断する目的においては、2人以上として数えられないものとします。

取締役会における議決権行使

- (a) 何らかの取締役会において生じた議題は、投票の過半数をもって決するものとします。賛否同数の場合において、当該取締役会の議長は、第二の票、すなわち決定票を有するものとします。1または複数の取締役の代理取締役を兼任する取締役は、いずれかのかかる指名者がある取締役会を欠席している場合において、自身の議決権に加え、それぞれのかかる指名者に代わって、当該取締役会において別個の議決権を有することができます。
- (b) 本通常定款の以下の定めに従い、ある取締役会に出席し、議決権を行使する各取締役は、1票を有するとともに、当該取締役会に出席していないその他の各取締役から、当該取締役会に関し、当該他の取締役が欠席しているときに当該他の取締役に関わって議決権を行使することを予め許可されている場合において、自身の票に加えて、当該各取締役に関わる1票を有することができます。かかるいずれの許可も、一般的には取締役の全ての取締役会に関わり、または1もしくは複数の何らかの特定の取締役会に関わることもあり、書面によらなければならない、宅配便、郵便、電信、電報、テレックス、テレファクス、電子メールその他取締役が承認した何らかの通信手段によって送達されることがあります。さらに、かかる許可には、かかる許可を与えた取締役の印刷されたまたは複写の署名が付されることがあります。当該許可は、それに基づいて票が投じられる最初の取締役会よりも前に、ファイルのために秘書役に送達されなければならない、または当該最初の取締役会において提示されなければなりません。ただし、いかなる取締役も、何らかの取締役会での本項に基づく別の取締役に代わっての議決権については、当該他の取締役が予め代理取締役を指名し、かつ、自己が議決権を行使することを申し出ている取締役会に当該代理取締役が出席している限り、これを有することはできないものとします。

遠隔通信会議

いずれの取締役または代理取締役も、取締役会または取締役のいずれかの委員会に、会議用電話、その他当該会議に参加する全ての人が互いの発言を聞くことのできる遠隔通信機器を利用して、参加することができます。ある会議へのかかる参加は、当該会議に自ら出席していることになるものとします。

会長の指名

取締役は、会長、および取締役が適切と判断した場合においては副会長を随時選出し、退任させ、かかる会長および副会長のそれぞれの任期を定めることができます。会長または欠席のときは副会長が、全ての取締役会において議長を務めるものとします。ただし、会長も副会長もいない場合、または何らかの取締役会において、会長も副会長も、当該取締役会の指定された開催時刻から5分以内に出席していない場合において、出席している取締役は、かかる取締役のうち1名を当該取締役会の議長に選出することができます。

取締役の行為の有効性

取締役のいずれかの取締役会もしくは取締役のいずれかの委員会により、または取締役として行為する何らかの人によってなされた全ての行為は、いずれかのかかる取締役もしくは前記の取締役として行為する者の指名に何らかの不備があったか、またはかかるいずれかの取締役もしくは人が、在職することにつき不適格であったか、辞任していたか、もしくは議決権を有していなかったことが後に判明したとしても、全ての人が正当に指名され、適格であり、取締役の職を維持し、かつ議決権を有していた場合と同様に効力を有するものとします。

取締役が保管する議事録

取締役は、以下に関わる議事録を作成させるものとします。

- (a) 取締役が行った役員の指名の全て
- (b) 取締役の各会議および取締役のいずれかの委員会の各会議に出席した取締役の氏名
- (c) 本投資法人の全ての会議、取締役の全ての会議および取締役のいずれかの委員会の全ての会議の全ての決議および議事

いかなるかかる議事録も、議事の発生した会議の議長または次に引き継がれた会議の議長により捺印されたとされる場合において、相反する事実が証されない限り、当該会議の議事の決定的証拠であり続けるものとします。

② 外国投資法人の運用体制

本投資法人は、マネジメント契約に従ってブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッドを管理会社に指定しました。マネジメント契約の条項に基づき、管理会社は本投資法人の業務の管理および実施ならびに本投資証券の分配に責任を持ち、取締役による全体的な監督および統制を受けます。

「2 投資方針 (1)投資方針 投資手法 リスク管理プロセス」、「3 投資リスク (2) リスク管理体制」および「第二部 外国投資法人の詳細情報 第4 関係法人の状況 1 資産運用会社の概況 (2) 運用体制」をご参照ください。

(5) 【外国投資法人の出資総額】

(2015年2月27日現在)

本投資法人の発行する投資口の総口数 (額面1英ポンドの出資者投資証券)	40,000口
本投資法人の発行済投資口の総口数 (額面1英ポンドの出資者投資証券)	7口(7英ポンド 約1,288円)
本投資法人の発行する投資口の総口数 (無額面本投資証券)	500,000,000,000口 (本ファンドの予定総口数はありません。)
本ファンドの発行済投資口の総口数 (無額面本投資証券)	16,051,826口
本ファンドの出資総額	1,769,537,000米ドル (211,052,678,002円)

本ファンドの最近5年間における出資総額および発行済投資口の総口数の増減は以下のとおりです。

	出資総額		発行済投資口の総口数 (口) (本投資証券)
	米ドル	百万円	
2010年10月末日に終了する会計年度末	—	—	—
2011年10月末日に終了する会計年度末	34,588,869	3,557	332,500
2012年10月末日に終了する会計年度末	740,901,351	76,202	6,797,874
2013年10月末日に終了する会計年度末	1,266,460,526	130,255	11,443,751
2014年10月末日に終了する会計年度末	1,408,621,747	168,006	12,876,826

(注) 本ファンドの開始日は2011年9月13日です。

(6)【主要な投資主の状況】

(2015年2月27日現在)

氏名又は名称	住 所	所有投資口 数	総投資口数 に対する所 有投資口数 の比率
モンテ・ティトーリ・エスピーエー <1100562> (Monte Titoli S.p.A. <1100562>)	ロンドン E14 5LB、カナ リー・ワーフ、カナダ・ス クエア、シティグループ・ センター、シティバンク・ エヌ・エイ気付 (C/O Citibank NA, Citigroup Centre, Canada Square, Canary Wharf, London E14 5LB)	1,569,319	9.78%
バンク・オブ・ニューヨーク（ノミ ニーズ）リミテッド<0> (The Bank of New York (Nominees) Limited <0>)	マンチェスター M1 1RN、ピ カデリー・ガーデンズ 1 (1 Piccadilly Gardens, Manchester M1 1RN)	1,551,232	9.66%
ビーエヌワイ・カストディアル・ノ ミニーズ（アイルランド）リミテッ ド<0> (BNY Custodial Nominees (Ireland) Limited <0>)	マンチェスター M1 1RN、ピ カデリー・ガーデンズ 1、 バンク・オブ・ニューヨー ク (1 Piccadilly Gardens, Manchester M1 1RN, The Bank of New York)	1,279,707	7.97%
クリアストリーム・バンク・アー ゲー<0> (Clearstream Bank AG<0>)	ドイツ、フランクフルト、 ノイエ・ボルセントラッセ 1-60485 (NEUE BOERSENTRASSE, 1- 60485 FRANKFURT, GERMANY)	1,227,646	7.65%
リンチウッド・ノミニーズ リミ テッド<1526103> (Lynchwood Nominees Limited <1526103>)	ロンドン EC2R 6PA、ムーア ゲート55、4F (55 Moorgate, 4th Floor, London EC2R 6PA)	1,125,806	7.01%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資方針

本ファンドの投資目的は、キャピタルリターンおよびインカムリターンの両方を考慮しながら本ベンチマーク指数のリターンを反映したトータル・リターンを投資家に提供することです。

投資目的を達成するため、本ファンドの投資方針は、債券ポートフォリオに投資し、それを可能かつ現実的である限りにおいて本ベンチマーク指数の構成銘柄で構成することです。本ファンドは、本ベンチマーク指数と類似したリターンを達成するために最適化手法を使用することを意図しており、したがって本ファンドが常に本ベンチマーク指数の全ての構成銘柄を保有すること、または本ベンチマーク指数内での組入比率と同じ割合でそれらを保有することは期待されていません。本ファンドは本ベンチマーク指数の構成銘柄でない有価証券を保有することがあり、これはかかる有価証券が本ベンチマーク指数を構成する特定の有価証券と類似したパフォーマンス(および同等のリスク・プロファイル)を提供する場合です。しかし、本ファンドは随時本ベンチマーク指数の全ての構成銘柄を保有することができます。

ベンチマーク指数の一般

本ファンドがエクスポージャーを持つ、または投資する(フィクスト・インカム・ファンドに関する)適格債券の最低額は、本ベンチマーク指数の提供者によって決定されます。本ベンチマーク指数の構成銘柄は、時間の経過とともに変化することがあります。本ファンドの潜在的投資家は、本ファンドが保有する構成銘柄の内訳を公式のiシェアーズのウェブサイト(www.iShares.com)から、または投資顧問会社から入手することができます。これは、投資顧問会社が本ベンチマーク指数の提供者との間に有しているライセンスに基づいて適用される制限の対象となります。

ベンチマーク指数の詳細

本ベンチマーク指数は現在、先進国市場における企業発行体が発行した投資適格未満の米ドル建て固定利付債券から成り、格付機関3社のうち少なくとも1社(ムーディーズ、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス(Standard & Poor's Rating Services)、またはフィッチ)が格付けを行っています。本ベンチマーク指数は、入手可能な最も流動性の高いハイイールド社債によって米ドルハイイールド社債市場をバランス良く代表することを目指して設計されています。新たに組み入れる債券の当初満期は最大15年、最小満期は1.5年であり、本ベンチマーク指数にすでに含まれている債券については1年です。本ベンチマーク指数には、発行体当たり3%の上限および登録権を有しないか、または登録期間が1年を超える144A債券に対する10%の上限が適用されます。本ベンチマーク指数は時価総額加重型で、毎月リバランスされます。本ベンチマーク指数(構成銘柄を含みます。)に関する詳細は、指数提供者のウェブサイト(<https://products.markit.com/indices/publications/etf.asp>)で入手できます。

投資手法

本ファンドの投資目的および方針の達成が規制によって妨げられる状況、本投資主の利益にならない状況、または本ファンドの投資目的および方針に記載されているものに対して副次的な戦略の使用を要求されるいくつかの状況があります。このような状況には以下が含まれますが、これらに限定されません。

- (i) 本ファンドはEC規則の対象であり、当該規則にはとりわけ個別の有価証券において保有されることのある本ファンド価額の比率についての特定の制約が含まれます。本ベンチマーク指数の集中度により、本ファンドは本ベンチマーク指数の集中水準まで完全に投資することが制約される場合があります。さらに、本ファンドは英文目論見書に記載されている制限の中で合成有価証券を保有することがありますが、それは当該合成有価証券が本ベンチマーク指数の一部を形成する有価証券と相関性を持つ有価証券である場合、またはリターンがそのような有価証券に基づいている有価証券である場合です。
- (ii) 本ベンチマーク指数の構成証券は、随時変化します。投資顧問会社は、本ファンドを変更された本ベンチマーク指数に沿ったものとするために、本ファンドを取引する際に様々な戦略を採用することができます。例えば、フィクスト・インカム・ファンドについては、本ベンチマーク指数の一部を形成する債券が入手できない、もしくは必要な価額分が入手できない、またはかかる有価証券の市場が存在しない、もしくは制約されている場合、本ファンドは代わりにかかる有価証券に関係する預託証券(GDNなど)を保有することがあり、および/または類似するリスク特性を持つ債券を、かかる債券それ自体が本ベンチマーク指数の構成銘柄でない場合でも、保有することがあります。
- (iii) 本ベンチマーク指数の有価証券は随時、コーポレート・アクションの対象となることがあります。投資顧問会社は、このような事象を最も効率の良い形で管理する裁量権を有します。
- (iv) 本ファンドは、補助的流動資産を保有することができ、通常は未収配当/利金を保有します。投資顧問会社は、本ベンチマーク指数のリターンに類似するリターンを創出するため、直接投資目的でFDIを購入することができます。
- (v) 本ファンドが保有し、本ベンチマーク指数に含まれる有価証券は、随時、流動性がなくなる場合、またはその他の形の公正価額で取得できなくなる場合があります。このような状況において、投資顧問会社はいくつかの手法を使用することができ、これには、個別的または集合的に本ベンチマーク指数の求められる構成銘柄との相関性が高いと見られるリターンを持つその他の有価証券の購入が含まれます。

- (vi) 投資顧問会社は、提案されているポートフォリオ取引のコストに配慮します。本ファンドを常に本ベンチマーク指数と完全に沿った状態にする取引を執行することが、必ずしも効率的ではないことがあります。

非再現型ファンドの投資手法

本ファンドは、EC規則による指数再現ファンドではありません。本ファンドは、本ベンチマーク指数に含まれる全ての有価証券を保有すること、または本ベンチマーク指数と同一の集中度で有価証券を保有することもあり、そうでないこともあります。本ベンチマーク指数を可能な限り正確に追跡することを目指します。本ファンドが最適化手法を使用する程度は、本ベンチマーク指数の構成銘柄の性質、本ベンチマーク指数を追跡することの現実性およびコストに依存し、かかる使用は投資顧問会社の裁量によります。例えば、本ファンドは最適化手法を大規模に使用することができ、本ベンチマーク指数の構成銘柄の比較的少数にのみ投資することで本ベンチマーク指数と類似したリターンを提供できます。また、本ファンドは本ベンチマーク指数を構成する特定の有価証券と類似したパフォーマンス(および同等のリスク・プロファイル)を提供する有価証券を、かかる有価証券自体が本ベンチマーク指数の構成銘柄でない場合でも保有することがあり、その保有が本ベンチマーク指数の構成銘柄の数を超えることもあります。最適化手法は、その実行が下記「(4) 投資制限 投資制限」に詳述されているいくつかの制約を受け、その使用は意図した結果をもたらさないことがあります。

ファンドの投資手法

本ファンドの投資方針と整合性がある場合、本ファンドは随時、転換可能証券、国債、変動金利商品およびコマーシャル・ペーパーなどの流動性商品(最低でもムーディーズからAまたは他の機関から同等の格付けを得ているもの)、ストラクチャード・ファイナンス証券、その他の譲渡可能証券(例えば、中期債)、およびオープンエンドの集団投資事業に投資することがあります。EC規則の規定および中央銀行によって課される条件に従い、本ファンドは本投資法人のその他のファンドおよび/または管理会社が管理するその他の集団投資スキームに投資することができます。下記「(4) 投資制限 投資制限 4 指数トラッキングUCITS」に記載されている投資制限を利用する本ファンド(すなわち、EC規則に従った指数ファンドの再現)は、本ベンチマーク指数の構成証券へのエクスポージャーを得る補助としてのみ当該商品に投資できます。本ファンドは、中央銀行の要件に従い、本ベンチマーク指数の構成証券への直接投資が可能でない限定的状況において、関係証券へのエクスポージャーを得るためにそれぞれ預託証書および預託証券に投資することができます。本ファンドは少額の補助的流動資産(通常は未収配当/利金を有します。)を保有することがあり、投資顧問会社は、本ベンチマーク指数のリターンと類似するリターンを創出するためにFDIを購入することがあります。本ファンドは少額の現金を保有することもあります(以下「保有現金」といいます。)。本ファンドは、下記「保有現金およびFDI保有現金の運用」に記載の通り、かかる保有現金の価額を維持するため、毎日取引される1または複数のマネー・マーケット集団投資スキームに投資することがあります。

さらに、本ファンドは、その目的を達成する補助として、および本ベンチマーク指数の構成銘柄または本ベンチマーク指数自体へのエクスポージャーを得る際の効率性向上、本ベンチマーク指数のリターンに類似するリターンの創出、取引コストもしくは税金の低減、非流動的な有価証券もしくは市場もしくは規制上の理由によって入手できない有価証券へのエクスポージャーの獲得、トラッキングエラーの最小化、または取締役が本ファンドの利益とみなすその他の理由のため、オプションおよび先物取引、スワップ、先渡し契約、ノンデリバブル・フォワード、クレジット・デリバティブ(単一銘柄クレジット・デフォルト・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップ指数など)、スポット為替取引、キャップおよびフロア、差金契約、または直接投資に関するその他のデリバティブ取引を含むFDI取引に関わることもあります。

本ファンドが全額払込みでないFDIに投資する場合、本ファンドは(i)かかるFDIの想定元本からかかるFDIの差額支払金(もしあれば)を減じた額を上限とする現金、および(ii)かかるFDIに関して受領する変動差額現金担保(以下合わせて「FDI保有現金」といいます。)を毎日取引される1または複数のマネー・マーケット集団投資スキームに投資することがあります。

本ファンドは、全額払込スワップを含め、全額払込FDIには投資しません。

リスク管理プロセス

投資顧問会社は、本ファンドが得るFDIからのグローバル・エクスポージャー(以下「グローバル・エクスポージャー」といいます。)を正確に監視、測定および管理できるようにするため、中央銀行の要件に従って本ファンドに関するリスク管理プロセスを採用しています。リスク管理プロセスに含まれないFDIは、改訂されたリスク管理プロセスが中央銀行に提出される時点まで利用されません。FDIの利用に伴うリスクに関する情報は、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (1)リスクの特性 FDIの利用に特有のリスク」に記載されています。

投資顧問会社は、本ファンドのグローバル・エクスポージャーを測定して市場リスクによるその損失の可能性を管理するため、「コミットメント・アプローチ」と呼ばれる方法を使用します。コミットメント・アプローチとは、FDIに対する本ファンドのグローバル・エクスポージャーの程度を判断するために、FDIの対象資産市場の価格または名目額を合計する方法です。EC規則に従い、本ファンドが将来的にレバレッジを活用する場合、本ファンドのグローバル・エクスポージャーは本ファンドの純資産価額の100%を超えることができません。

投資顧問会社は、本ファンドでレバレッジを使用することを意図していません。本ファンドは随時少額の現金残高を保有することがあり、当該現金に対して本ベンチマーク指数と類似したリターンを創出するためにFDIを利用することがあります。本ベンチマーク指数のデュレーションおよびリスク・プロファイルと一致させるため、本ファンドはFDIを通じて当該現金残高よりも大きな割合のウェイトでエクスポージャーを取得することがあります。これが行われる場合、中央銀行は、そこから生じる本ファンドの純資産価額の5%未満のレバレッジは本ファンドがレバレッジを利用しないと意図しているとの言明に沿っているものとみなします。

保有現金およびFDI保有現金の運用

本ファンドは、保有現金および/またはFDI保有現金をUCITSとして認可された毎日取引される1または複数のマネー・マーケット集団投資スキームに投資することができます。かかる集団投資事業は、管理会社および/または本関連会社によって運用されていることがあり、下記「(4) 投資制限 投資制限 3 集団投資スキーム (以下「CIS」といいます。)への投資」に記載されている制限の適用を受けます。かかる集団投資スキームとして、マネー・マーケット商品への投資を行うインスティテューショナル・キャッシュ・シリーズ・パブリック・リミテッド・カンパニー(Institutional Cash Series plc)のサブファンドがあります。インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズ・パブリック・リミテッド・カンパニーは、ブラックロック(BlackRock)のアンブレラ・ファンドであり、アイルランドで設立されたオープンエンド型の変動資本投資会社であり、サブファンド間の負債は分離されています。本ファンドの保有現金および/またはFDI保有現金が市場エクスポージャーの増加または資本の毀損を引き起こすことは予想されていませんが、市場エクスポージャーの増加または資本の毀損が生じる限りにおいて、それは最小限になると期待されています。

予想されるトラッキングエラー

トラッキングエラーとは、ファンドとそのベンチマーク指数の間の月次リターンの差異の年間換算標準偏差をいいます。

ブラックロックは、上場投資信託(以下「ETF」といいます。)の売買を定常的に行い、ETFの投資証券を保有する期間が数日から数週間であることも多い短期投資家にとって、この数字が重要であると考えています。投資期間の長いバイ・アンド・ホールドの投資家にとっては、対象投資期間にわたるファンドと指数の間のトラッキング差異の方が重要と思われます。トラッキング差異は、ファンドのリターンと指数のリターンの間の実際の差異(つまり、ファンドがその指数をどれだけ正確に追跡しているか)を測るものであり、これに対して、トラッキングエラーはトラッキング差異の増減(つまり、トラッキング差異のボラティリティ)を測るものです。ETFを評価する際に両方の指標を検討することを投資家に奨励します。

トラッキングエラーは、ETF再現方法の影響を受けることがあります。一般的に、合成による再現の方が現物による再現よりもトラッキングエラーが小さいことを過去のデータは示していますが、現物による再現の方が合成による再現よりもトラッキング差異が小さいことを同じデータが示していることもよくあります。

予想されるトラッキングエラーは、関係するファンドのリターンとそのベンチマーク指数のリターンの間の差異の予想ボラティリティに基づきます。現物によって再現されるETFでは、トラッキングエラーの主要要因の1つがファンドの保有銘柄と指数の構成銘柄の間の差異です。ETFとベンチマーク指数の間のリターンの差異に加え、現金管理およびリバランスの取引コストも、トラッキングエラーに影響を及ぼすことがあります。この影響は、背景にある状況に依存してプラスになることもマイナスになることもあります。

上記に加え、本投資法人および/または本ファンドには、本投資から受領する収益に関して本投資法人および/または本ファンドが負担する源泉徴収税によるトラッキングエラーが生じることもあります。源泉徴収税に起因するトラッキングエラーのレベルおよび量は、本投資法人および/もしくは本ファンドが様々な税務当局に申請する還付、本投資法人および/もしくは本ファンドが租税条約に基づいて得る便益、または本投資法人および/もしくは本ファンドが実施する有価証券貸付取引といった多様な要因に依存します。

下記の表は、通常の市場環境における本ファンドの予想されるトラッキングエラーを示しています。本ファンドの予想されるトラッキングエラーは、将来のパフォーマンスの指針ではありません。

本ファンド	予想されるトラッキングエラー
i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF	0.500%まで

効率的なポートフォリオ管理

本投資法人は、本ファンドのために、中央銀行が定める条件に従い、かつ中央銀行が定める制限の範囲内で、効率的なポートフォリオ管理の目的のために譲渡可能証券に関する手法および商品を採用することがあります。効率的なポートフォリオ管理のための取引は、本ファンドのリスク・プロファイルおよび本指令の一般規定を考慮しながら、リスクの低減、コストの削減または適正水準のリスクでの本ファンドのための追加資本または収益の創出を達成するために実施されることがあります。このような手法および商品は、先物(金利リスクの管理に利用できます。)、指数先物(短期のキャッシュフローの管理に利用できます。)、オプション(例えばオプションの取得がその対象資産の購入よりもコスト効果が高い場合など、コスト効果を達成するために利用できます。)、スワップ(為替リスクの管理に利用できます。)、ならびにマネー・マーケット商品および/またはマネー・マーケット集団投資スキームへの本投資といったFDIへの本投資を含むことがあります。本投資法人の利用に適した新たな手法および商品が開発されることがあり、本投資法人は(中央銀行の要件に従いながら)、かかる手法および商品を利用することがあります。

本ファンドは、効率的なポートフォリオ管理を目的として、本通知に記載される条件および制限に従い、中央銀行の要件に基づきながら、有価証券貸付、レポ契約および/またはリバースレポ契約を締結することがあります。

ベンチマーク指数

本ベンチマーク指数が英文目論見書に記載されている基準に基づいて継続的に算出および公開されること、またはそれが大幅に修正されないことについては、保証されていません。本ベンチマーク指数の過去のパフォーマンスは、将来のパフォーマンスの指針とはなりません。

取締役は、本投資法人または本ファンドの利益になるとみなす場合、カストディアンの同意を得て、以下の場合に本ベンチマーク指数を別の指数に置き換えることがあります。

- ・ 本ベンチマーク指数の構成証券のウェイト付けを原因として、本ファンドが(本ベンチマーク指数を密接に追跡しようとする場合に)EC規則ならびに/または取締役が本投資法人および/もしくは本ファンドに重大な影響を及ぼすとみなす税法もしくは税規制に違反することになる場合
- ・ 本ベンチマーク指数または指数シリーズが存在しなくなる場合
- ・ 本ベンチマーク指数を置き換える新たな指数が利用可能になる場合
- ・ 特定の市場で投資家にとっての市場標準とみなされ、および/または本ベンチマーク指数よりも本投資主にとって大きな利益となるとみなされる新たな指数が利用可能になる場合

- ・ 本ベンチマーク指数を構成する有価証券への投資が困難になる場合
- ・ 本ベンチマーク指数の提供者が、取締役が高すぎるとみなす水準に料金を引き上げる場合
- ・ 本ベンチマーク指数の質(データの正確性および入手可能性を含みます。)が、取締役の意見において、悪化した場合
- ・ 本ファンドが投資する流動性の高い先物市場が利用できなくなる場合
- ・ 当該指数の構成証券に関係して投資する本ファンドに関して、可能性の高い税の取り扱いをより正確に表す指数が利用可能になる場合

かかる変更が本ベンチマーク指数の構成証券と提案されているベンチマーク指数との間に重大な違いを生む場合、事前に本投資主の承認が求められます。即時の行動が必要とされ、かつ本ベンチマーク指数の変更について本投資主の事前承認を得ることが可能でない場合、本ベンチマーク指数の変更、またはそのような承認が行われない場合は本ファンドの解散のいずれかに対する本投資主の承認が、実際的かつ合理的な限り早く求められます。

本ベンチマーク指数の変更は、事前に中央銀行の承認を得て英文目論見書の改訂版に反映され、かかる変更が行われた後に発行される本ファンドの年次および半期報告書中に記載されます。さらに、本ベンチマーク指数の記載の重大な変更は、本ファンドの年次および半期報告書中に記載されます。

取締役は、特に本ベンチマーク指数または本ベンチマーク指数の名称が変更される場合、本ファンドの名称を変更することがあります。本ファンドの名称の変更は中央銀行による事前の承認を受け、本ファンドに関する文書は当該新名称を反映して更新されます。

上記の変更のいずれも、法域における本投資法人および/または本ファンドの納税申告区分に影響を及ぼすことがあります。したがって、本投資主は、居住する法域における自らの保有の変更の税務上の影響を理解するために、自らの専門的税務アドバイザーに相談することが推奨されます。

本ファンドの典型的な投資家のプロフィール

本ファンドの投資家は、専門的助言を受け、資本および収益のリスクを負担することができ、本ファンドへの投資を長期的投資の媒体とみなすべき、情報を得た投資家であることが期待されています。

ベンチマーク指数の免責

本ベンチマーク指数の過去のパフォーマンスは、将来のパフォーマンスの指針とはなりません。投資顧問会社、管理会社、本関連会社および本投資法人は、本ベンチマーク指数またはそれに含まれる一切のデータの正確性または完全性を保証せず、投資顧問会社、管理会社、本関連会社および本投資法人は、その誤り、怠慢または中断に対して一切の責任を負いません。投資顧問会社、管理会社、本関連会社および本投資法人は、本ファンドの本投資証券の所有者に対して、またはその他の者もしくは事業体に対して、本ベンチマーク指数またはそれに含まれる一切のデータの使用から本ファンドが得る結果に関して、明示的であるか黙示的であるかを問わず、一切の保証を行いません。上記の一切を制限することなく、特別的、懲罰的、直接的、間接的または結果的損害(逸失利益を含みます。)に対して、かかる損害の可能性について通知されている場合でも、投資顧問会社、管理会社、本関連会社および本投資法人は、いかなる場合でも一切の責任を負いません。

指数提供者ウェブサイトへの言及に関する免責

中央銀行の要件に従い、本投資法人および本ファンドは、本投資主が、本ベンチマーク指数(指数の構成内容を含みます。)のさらなる詳細を入手できるようにするために、関係する指数提供者のウェブサイト(以下「当該ウェブサイト」といいます。)の詳細を提供する必要があります。本投資法人および本ファンドは、それぞれの当該ウェブサイトに対して責任を負わず、それぞれの当該ウェブサイトまたはその内容の設定または維持の支援、推奨、またはその他の関係行為にいかなる形でも関与していません。

iNAV免責

それぞれの商品の最高品質を確保するため、ドイツ証券取引所グループ(Deutsche Börse Group)は、そのウェブサイト上に記載されている規則に基づいて推定純資産価値(iNAV®)を算出する際に最大の注意を払っています。

しかし、ドイツ証券取引所グループは、そのウェブサイト上に記載されている様々なiNAV®が常に誤りなく算出されていることを保証できません。ドイツ証券取引所グループは、かかるiNAV®の不正確な算出により生じる一切の直接的または間接的損失について責任を負いません。

iNAV®の算出方法に関する決定は、常にドイツ証券取引所グループがその最良の知識および考えに従って行います。ドイツ証券取引所グループは、かかる決定により生じる一切の損失について責任を負いません。

ドイツ証券取引所グループのiNAV®は、いかなる種類の投資推奨をするものでもありません。特に、ドイツ証券取引所グループがさまざまなiNAV®を集積、計算していることを以って、ドイツ証券取引所グループが、iNAV®が対象としている個別証券やETF、あるいは特定のiNAV®を構成する証券バスケットの売買を推奨するとみなすことはできません。

本ベンチマーク指数の免責

本書中で言及されている本ベンチマーク指数は、マークイット・インディシーズ・リミテッド(Markit Indices Limited)(以下「指数スポンサー」といいます。)の財産であり、本ファンドに関連する利用が許諾されています。各当事者は、指数スポンサーが本ファンドの支援、保証または宣伝を行っていないことを認め、かつそれに同意します。指数スポンサーは、本ベンチマーク指数またはそれに含まれるか、もしくはそれに関係する一切のデータに関して、明示的であるか黙示的であるかを問わず、一切の表明を行わず、全ての保証(商品性または特定目的もしくは利用への適合性の保証を含みますが、これらに限定されません。)を明示的に否認します。特に、本ベンチマーク指数もしくはそれに含まれるデータの質、正確性および/もしくは完全性、本ベンチマーク指数および/もしくは本ベンチマーク指数の構成内容の特定の日時もしくは別途における使用により得られる結果、ならびに/または何らかの事業体の信用力、もしくは本ベンチマーク指数において特定の日時もしくは別途において、信用事由もしくは義務に関する同様の事由(その定義を問いません。)が生じる可能性に関して一切の保証を否認します。指数スポンサーは、本ベンチマーク指数における誤りに関して当事者またはその他一切の者に対して責任を負わず(過失によるものか、その他によるものかは問いません。)、かつ指数スポンサーは、それに含まれる誤りについて当事者または何らかの者に通知する義務を負いません。

指数スポンサーは、明示的であるか黙示的であるかを問わず、本ファンドの購入または売却の妥当性、本ベンチマーク指数が関係する市場のパフォーマンスを追跡する能力に関して、または別途本ベンチマーク指数もしくはそれに関係する取引もしくは商品に関して、またはそれと関連するリスクを負担することについて、いかなる表明も行いません。指数スポンサーは、本ベンチマーク指数の決定、編集または算出において何らかの当事者のニーズを考慮する義務を負いません。本ファンドを購入もしくは売却する当事者または指数スポンサーは、本ベンチマーク指数の決定、調整、算出または維持に関連する指数スポンサーの作為または不作為に関して一切の当事者に対して責任を負いません。各当事者は、他方の当事者またはその関連会社のいずれかが指数スポンサーであり得ること、または指数スポンサーの関連会社であり得ること、および、それ故、本ベンチマーク指数の決定、調整または維持に影響を及ぼし得ることを認めています。指数スポンサーおよびその関連会社は、本ベンチマーク指数を構成する債務証券を取引することがあり、許可されている場合には、かかる債務証券の発行体またはその関連会社から預金を受け、それに融資またはその他の与信を行い、ならびに、それとの間で一般的に任意の種類の商品銀行もしくは投資銀行またはその他の事業を行うことがあり、および、かかる事業に関してあたかも本ベンチマーク指数が存在しないかのように行為することについて、かかる行為が本ベンチマーク指数または本ファンドに悪影響を及ぼし得るか否かに関わらず可能です。指数スポンサーおよびその関連会社は、本ベンチマーク指数の構成内容に関して情報を保有することがあり、この情報は別の当事者が公に入手することまたは知ることについてできる場合も、できない場合もあり、また、本ファンドを購入または売却する各当事者は、本ファンドが指数スポンサーまたはその関連会社の側にかかる情報を開示する義務を形成しないことに同意します。

(2)【投資対象】

本ファンドは譲渡可能証券に投資し、これは通常は流動性のあるハイイールド債券となります。本ファンドの投資は、購入時点において、本ベンチマーク指数の信用格付要件に従ったものとなります。これは投資適格未満の債券ですが、購入時点で投資適格未満の債券と同等の品質を持つと判断される無格付の債券が含まれることもあります。

本基準通貨は米ドルです。

上記「(1) 投資方針」および下記「(4) 投資制限 投資制限 1 許可されている投資」をご参照ください。

(3)【分配方針】

本ファンドの分配金支払頻度は半年ごとです(分配金支払日に関する詳細情報については、www.ishares.comを参照)。

配当金および準備積立金**配当の宣言**

本法の定めに従い、本投資法人は、普通決議により、取締役が本投資法人または本ファンドの利益に基づき合理的であると想定した、本ファンドの本投資証券に対する配当金を宣言することができ、いかなる配当金も、当該取締役が勧告する金額を超えないものとします。

中間配当

本法の定めに従い、取締役は、随時、適切と判断した場合において、当該取締役が本ファンドの利益に基づき合理的であると想定した、本ファンドの本投資証券に対する中間配当金を宣言し、支払うことができます。さらに、本投資法人は、償還を承認された本投資証券に関して、償還配当を支払うことがあります。

配当原資

いかなる配当金も、合法的に配当金として分配されうる資金から支払われる場合を除き、支払われないものとします。配当金は、本ファンドのそれぞれの経費を差し引いた総収益から支払われることがあります。株式投資の現金化の際に生じる剰余金から配当金を支払うことはできません。

受領証書

複数の人が何らかの本投資証券の共同保有者として登録されている場合において、当該共同保有者のうちいずれか1名が、本投資証券に関して支払われるべき何らかの配当金その他金銭の有効な受領証書を発行することができます。

現物での配当

配当金を宣言する総会において、取締役の勧告に基づき、取締役が、本ファンドの本投資証券の保有者に支払われるべき何らかの配当金または元金の全部または一部の弁済を、本ファンドのいずれかの資産および特に本ファンドが権利を持つ何らかの本投資を現物で当該保有者に分配することによって行うよう命じることがあります。

配当金の支払い

- (a) いずれの本投資証券に関わるいずれの配当金も、本投資主の最新の本投資証券申請書または本投資法人もしくはその授權代理人宛てのその他の指示書面に記載された銀行口座への電信送金(費用は控除します。)または小切手により、支払うことができます。かかる指示が与えられなかった場合、配当金は、小切手で、登録簿に記載された適切な本投資主(共同保有者の場合にあっては、登録簿に最初に記載されている者)の住所に(本投資主/共同保有者の危険負担で)郵送されます。全てのかかる小切手は、当該小切手が送付された人に支払われるものとし、当該小切手の支払いは、本投資法人にとって十分な履行であるものとします。前述したように、ある本投資証券に対して権利を有するいずれの共同保有者またはその他の者も、本投資証券に関して支払われるべき配当金その他金銭の一切につき、受領証書を発行することができます。
- (b) 証券不発行方式の本投資証券に関して支払われる配当金その他金額の支払いも、取締役が当該システムを利用して当該支払いを行うことを決定し、かつ、当該支払いを受ける権利を有する1または複数の人が、当該システムによる支払いを行うことへの書面による許可を与えた場合において、当該システムを利用して行うことができます。

無利息の配当金

本投資証券に関わる配当金その他の金銭は、本投資証券に付された権利による別段の定めのない限り、本投資法人が支払うべき利息を生じないものとします。

特定の日付における保有者への支払い

本ファンドの本投資証券についても、総会における本投資法人の決議であるか、取締役の決議であるかを問わず、配当金を宣言するいずれの決議も、当該配当金が特定の日付の営業の終了時に本投資証券の保有者として登録されている者に支払われうることを定めることができ、かかる特定の日付は当該決議が可決される前の日付であることもあります。かかる日付をもって、当該配当金は、前記のとおりに登録された当該保有者各自の所有に応じて、ただし、当該配当金に関わるいずれのかかる本投資証券の譲渡人および譲受人の相互の権利を侵害することなく、当該保有者に支払われるものとします。

受領されていない配当金

取締役が決議した場合、いかなる配当金も、その宣言の日付から12年が経過しても受け取られていない場合、それを受領する権利は失権し、本投資法人による保有が解除され、本ファンドの財産になるものとします。本投資証券に対して、またはそれに関して受け取られていない何らかの配当金またはその他の支払われるべき金銭を取締役が別個の口座に支払うことは、本投資法人をそれに関する受託者とするものではないものとします。

支払通貨および外国為替取引

本投資証券の申込みまたは償還に関わる支払いが本基準通貨以外の主要通貨で実施または要請される場合において、何らかの必要な外国為替取引が、当該申請者の勘定において、当該申請者の危険負担および費用負担で、申込みの場合にあっては、現金化された資金が受領された時点で、償還の場合にあっては、償還請求が受領され受け入れられた時点で、アドミニストレーターにより手配されることがあります。

配当金は本基準通貨で宣言されます。本投資証券が、承認されたクリアリング・システムに保有されている場合、本投資主がかかる本投資証券についての配当金を受領する基本の通貨は、通常英ポンドです。ただし、本投資主が証券登録機関にユーロまたは米ドルで配当金を受領すると選択した場合、または本ファンドにおける配当金の支払いのための基本の通貨が異なる場合(例えば本基準通貨)を除きます。本投資主は、証券登録機関または投資顧問会社により、本ファンドの配当金が通常支払われるための通貨を把握することができます。支払われる配当金について特に英ポンド、ユーロまたは米ドルで受領したいと考える本投資主は、証券登録機関に通知する必要があります。支払われる配当金の外国為替換算は、本投資主が費用およびリスクを負います。

準備積立金

優先配当であるかその他であるかを問わず、いかなる配当金の勧告の前にも、取締役は、当該取締役が適正であると判断した額を本投資法人の利益から積み立てるように計上することができます。積み立てられるいかなる額も、取締役の裁量により、随時、本投資法人の利益が適正に適用されうる何らかの目的に使用されることがあり、さらに、同様の裁量により、本投資法人の事業において利用され、または当該取締役が合法的に決定する本投資に投資されることがあります。取締役は、当該準備積立金を当該取締役が適切と判断する複数の特別資金に分割し、かつ、当該準備積立金が分割されていた複数の特別資金または複数の特別資金の一部分を、当該取締役が合法的に定めることのある1つの資金に統合することができます。取締役が本投資法人の未実現利益から準備積立金に計上するいかなる額も、分配のために利用しうる利益の計上先であるいかなる準備積立金とも混同されないものとします。取締役はさらに、配当しないことが賢明であると当該取締役が判断した利益を、準備積立金に計上せずに繰り越すこともできます。

(4)【投資制限】**投資制限**

本投資法人はUCITSであり、したがって、本ファンドはEC規則および本通知に記載されている投資および借入の規制に従います。

本ファンドの資産の投資は、EC規則に従わなければなりません。EC規則には次のような規定があります。

1	許可されている投資
1.1	本ファンドの投資は、次のものに限られます。 本通知に定められている譲渡可能証券およびマネー・マーケット商品で、本加盟国もしくは非本加盟国の証券取引所で公式に上場されているもの、または本加盟国もしくは非本加盟国で規制され、定期的に運営され、認知され、かつ一般に公開されている市場で扱われているもの
1.2	最近発行された譲渡可能証券で、1年以内に証券取引所またはその他の市場(上述)に公式に上場されるもの
1.3	規制市場で扱われているもの以外のマネー・マーケット商品
1.4	UCITSのユニット
1.5	中央銀行の通達2/03に記載されている非UCITSのユニット
1.6	本通知に定められている金融機関への預金
1.7	本通知に定められているFDI

2	投資制限
2.1	本ファンドは、第1項に記載されているものの以外の譲渡可能証券およびマネー・マーケット商品に対して、純資産価額の10%を超える投資を行うことはできません。
2.2	本ファンドは、最近発行された譲渡可能証券で1年以内に証券取引所またはその他の市場(第1.1項に記載)に公式に上場されるものに対して、純資産価額の10%を超える投資を行うことはできません。この制限は、以下を条件としてルール144A証券と呼ばれる特定の米国証券に対する本ファンドの投資には適用されません。 - 当該証券が発行の1年以内に米国証券取引委員会に登録する意図をもって発行されていること。 - 当該証券が流動性の低い証券ではないこと。つまり、本ファンドが評価している価格またはそれに近い価格で7日以内に本ファンドが売却できること。
2.3	第2.4項に従い、本ファンドは同一の組織体が発行する譲渡可能証券またはマネー・マーケット商品に対して純資産価額の最大10%の投資を行うことができますが、それぞれの発行体の譲渡可能証券およびマネー・マーケット商品に純資産価額の5%を超える投資を行う場合、その保有総額が40%未満であることが条件となります。
2.4	10%の制限(第2.3項に規定)は、登録上の事務所が本加盟国内にあり、かつ法律によって債券保有者を保護するための特別な公的監督の対象となっている金融機関が発行する債券の場合、25%に引き上げられます。本ファンドが、1つの発行体が発行するかかる債券に純資産価額の5%を超える投資を行う場合、そのような投資の総価額が本ファンドの純資産価額の80%を超えることはできません。
2.5	10%の制限(第2.3項に規定)は、本加盟国もしくはその地方当局または非本加盟国もしくは1もしくは複数の本加盟国が加盟している公的国際機関が発行または保証する譲渡可能証券またはマネー・マーケット商品の場合、35%に引き上げられます。
2.6	第2.4項および第2.5項で言及されている譲渡可能証券およびマネー・マーケット商品は、第2.3項で言及されている40%の制限を適用する際には考慮しません。

2.7	本ファンドは、同一の金融機関への預金に純資産価額の20%を超える投資を行うことはできません。 補助的流動性のために金融機関が保有する預金は、当該金融機関が以下である場合を除き、純資産価額の10%を超えることはできません。 ・ EEA(本加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)で認可された金融機関 ・ (EEA加盟国以外の)1988年7月付バーゼル資本収斂合意(Basle Capital Convergence Agreement)の調印国(スイス、カナダ、日本、米国)内で認可されている金融機関、または ・ ジャージ、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドで認可されている金融機関 この制限は、受託者/カストディアンへの預金の場合は、20%に引き上げることができます。
2.8	OTC FDIのカウンターパーティーに対する本ファンドのリスク・エクスポージャーは、純資産価額の5%を超えることはできません。 この制限は、EEA内で認可されている金融機関、(EEA加盟国以外の)1988年7月付バーゼル資本収斂合意の調印国内で認可されている金融機関、またはジャージ、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドで認可されている金融機関の場合は、10%に引き上げられます。
2.9	上記の第2.3項、第2.7項および第2.8項にかかわらず、同一の組織体が発行、実施、引受を行う次のもののうち2つ以上の組み合わせが本ファンドの純資産価額の20%を超えることはできません。 - 譲渡可能証券またはマネー・マーケット商品への投資 - 預金、および/または - OTC FDI取引に起因するカウンターパーティー・リスクのエクスポージャー
2.10	上記第2.3項、第2.4項、第2.5項、第2.7項、第2.8項および第2.9項で言及されている制限は合算できません。そのため、単一の組織体へのエクスポージャーは、本ファンドの純資産価額の35%を超えません。
2.11	第2.3項、第2.4項、第2.5項、第2.7項、第2.8項および第2.9項において、グループ企業は単一発行体とみなします。ただし、本ファンドの純資産価額の20%の制限は、同一グループ内の譲渡可能証券およびマネー・マーケット商品への投資に適用することができます。

2.12	本ファンドは、純資産価額の最大100%を本加盟国、その地方当局、非本加盟国または1もしくは複数の本加盟国が加盟している公的国際機関により発行または保証された様々な譲渡可能証券およびマネー・マーケット商品に投資することができます。 個々の発行体は、次のいずれかである必要があります。OECD加盟国の政府(ただし関連銘柄が投資適格であること)、ブラジル政府(ただし当該銘柄が投資適格であること)、インド政府(ただし当該銘柄が投資適格であること)、シンガポール政府、欧州投資銀行(European Investment Bank)、欧州復興開発銀行(European Bank for Reconstruction and Development)、国際金融公社(International Finance Corporation)、国際通貨基金(International Monetary Fund)、欧州原子力共同体(Euratom)、アジア開発銀行(Asian Development Bank)、欧州中央銀行(European Central Bank)、欧州評議会(Council of Europe)、欧州鉄道金融公社(Eurofima)、アフリカ開発銀行(African Development Bank)、国際復興開発銀行(世界銀行)(International Bank for Reconstruction and Development (World Bank))、米州開発銀行(Inter American Development Bank)、EU、連邦住宅抵当公社(ファニーメイ)(Federal National Mortgage Association (Fannie Mae))、連邦住宅貸付抵当公社(フレディマック)(Federal Home Loan Mortgage Corporation (Freddie Mac))、政府住宅抵当金庫(ジニーメイ)(Government National Mortgage Association (Ginnie Mae))、学生ローン・マーケティング協会(サリーメイ)(Student Loan Marketing Association (Sallie Mae))、連邦住宅金融銀行(Federal Home Loan Bank)、連邦農業信用銀行(Federal Farm Credit Bank)、テネシー川流域開発公社(Tennessee Valley Authority)およびストレート-AファンディングLLC(Straight-A Funding LLC) 本ファンドは、6以上の異なる銘柄に由来する証券を、かかるいずれの銘柄に由来する証券も純資産の30%を超えないように所有しなければなりません。
3	集団投資スキーム(以下「CIS」といいます。)への投資
3.1	第3.2項に従い、本ファンドが行うその他のCISのユニットへの投資は、合計で本ファンドの資産の10%を超えることはできません。
3.2	第3.1項の規定にかかわらず、英文目論見書または補完書面の中で本ファンドの投資方針がその資産の10%を超える投資をその他のUCITSまたは集団投資事業に対して行うことができると定めている場合、上記第3.1項に定められている制限の代わりに次の制限が適用されます。 (a) 本ファンドは、1つのCISに純資産価額の20%を超える投資を行うことはできません。 (b) 非UCITSのCISへの投資は、総額で純資産価額の30%を超えることはできません。
3.3	CISは、その他のオープンエンドのCISに対して純資産の10%を超える投資を行うことを禁止されています。

3.4	本ファンドが、直接的または委任によって、管理会社によってまたは管理会社が共通の経営陣もしくは支配によってまたは著しく直接的もしくは間接的な保有によって結びついているその他の企業によって運用されるその他のCISのユニットに投資する場合、当該資産運用会社またはその他の会社は、かかるその他のCISのユニットへの本ファンドの投資に関して申込み、交換または償還の手数料を課すことはできません。
3.5	別のCISのユニットに投資することでコミッション(割り戻し方式によるコミッションを含みます。)を本ファンドの管理会社/投資顧問が受領する場合、このコミッションは、本ファンドの財産に払込まれなければなりません。
3.6	本ファンドの投資方針が本投資法人のその他のファンドに投資できると定めている場合、次の制限が適用されます。 ・ 本ファンドは、本投資法人の別のファンド(本投資法人自身は、本投資法人の中に存在する他のファンドの本投資証券を保有します。)に投資することはできません。 ・ 本投資法人の別のファンドに投資する本ファンドは、申込み、交換、償還の手数料の対象となりません。 ・ 管理会社は、本投資法人の別のファンドに投資されている本ファンドの資産の部分に関して本ファンドに運用報酬を課しません(この規定は、報酬が本投資法人の資産から直接支払われる場合、投資顧問会社によって課される年間報酬にも適用されます。)
4	指数トラッキングUCITS
4.1	本ファンドの投資方針が本通知に定められている基準を満たし、かつ中央銀行によって認められている指数を再現することである場合、本ファンドは同一の組織体が発行する株式および/または債務証券に純資産価額の最大20%投資することができます。
4.2	第4.1項の制限は、例えば市場の支配などの例外的な市場状況によって正当化される場合は35%に引き上げられ、単一の発行体に適用することができます。市場の支配は、本ベンチマーク指数の特定の構成銘柄が機能する特定の市場セクターで支配的地位を持ち、そのために本ベンチマーク指数が大きな割合を占める場合に発生します。
5	一般規定
5.1	投資会社、または運営する全てのCISと関連して行為する資産運用会社は、発行体の経営に大きな影響を及ぼすことができる議決権付株式を取得することはできません。

5.2	UCITSには、次のような取得の上限があります。 (i) 単一発行体の議決権のない株式の10% (ii) 単一発行体の債務証券の10% (iii) 単一のCISのユニットの25% (iv) 単一の発行体のマネー・マーケット商品の10% 注記：上記(ii)、(iii)、(iv)に定められている制限は、取得の時点において、もしその時点で当該債務証券もしくはマネー・マーケット商品の総額、または発行済証券の純額を計算することができない場合には、無視することができます。
5.3	第5.1項および第5.2項は、次のものには適用されません。 (i) 本加盟国またはその地方当局により発行または保証された譲渡可能証券およびマネー・マーケット商品 (ii) 非本加盟国により発行または保証された譲渡可能証券およびマネー・マーケット商品 (iii) 1もしくは複数の本加盟国が加盟している公的国際機関により発行された譲渡可能証券およびマネー・マーケット商品 (iv) 非本加盟国内で設立された会社で、当該国内に登録上の事務所を有する発行体の証券に対して主に資産を投資する会社の資本に対して本ファンドが保有する株式(かかる保有が当該国の法制に基づいて当該国の発行体の証券に本ファンドが投資し得る唯一の方法である場合)。この免除は、投資方針の中で非本加盟国の会社が第2.3項～第2.11項、第3.1項、第3.2項、第5.1項、第5.2項、第5.4項、第5.5項および第5.6項に定められている制限に従っている場合、およびこれらの制限を超過する場合は下記の第5.5項および第5.6項が遵守されているときに適用されます。 (v) ユニット保有者の求めに応じて専らその者のために行われるユニットの買戻しに関して、子会社が所在する国の中で運用、助言またはマーケティングの事業のみを実施する子会社の資本に対して1または複数の投資会社が保有する株式
5.4	本ファンドは、資産の一部を形成する譲渡可能証券またはマネー・マーケット商品に付随する申込権を行使する場合には、本書中の投資制限を遵守する必要はありません。
5.5	中央銀行は、最近認可された本ファンドに対してリスク分散の原則を遵守している限りにおいて、その認可の日から6カ月間にわたって第2.3項～第2.11項、第3.1項、第3.2項、第4.1項および第4.2項の規定を逸脱することを認めることがあります。
5.6	本書中に規定されている制限が、本ファンドの統制の及ばない理由で、または申込権の行使の結果として超過される場合、本ファンドは本投資主の利益を十分に考慮しながら、当該状況の是正を売却取引の主要目的とする必要があります。

5.7	本ファンドは、裏付け資産なしで次の売却を行うことはできません。 - 譲渡可能証券 - マネー・マーケット商品(UCITSによるマネー・マーケット商品の空売りは禁じられています。) - CISのユニット - FDI
5.8	本ファンドは、補助的流動資産を保有することができます。
6	FDI
6.1	本ファンドのFDIに関するグローバル・エクスポージャー(本通知に規定)は、純資産価額の総額を超えることはできません。
6.2	FDIの対象資産に対するポジションのエクスポージャー(譲渡可能証券またはマネー・マーケットに組込まれているFDIを含みます。)は、直接投資に由来するポジションと関係する場合、合わせて本通知に記載されている投資制限を超えることはできません(この規定は、対象指数が本通知に記載されている基準を満たす限り、指数ベースのFDIの場合は適用されません。)。
6.3	本ファンドは、以下を条件としてOTCで扱われているFDIに投資することができます。 - OTC取引のカウンターパーティーが健全性監督の対象であり、かつ中央銀行によって承認されたカテゴリーに属する機関であること。
6.4	FDIへの投資は、中央銀行が定める条件および制限の対象です。

借入制限

EC規則は、本ファンドに関して次のように規定しています。

- (a) 総額で本ファンドの純資産価額の10%超えない借入れであり、かつかかる借入れが一時的なものである場合を除き、借入れを行うことはできません。カストディアンは、借入れの担保として本ファンドの資産を差し入れることができます。借入残高の割合を判断する際、資金残高(現金等)は借入れと相殺できません。
- (b) バック・ツー・バック・ローンによって外貨を取得することができます。この方法によって取得した外貨は、相殺する預金が(i)本基準通貨建てであり、かつ(ii)外貨借入残高の価額以上である限り、(a)項の借入制限に関しては借入れに分類されません。ただし、外貨借入れがバック・ツー・バック預金の価額を超える場合、超過額は上記(a)項の借入れとみなされます。

3【投資リスク】

(1) リスクの特性

以下の記載には、将来の予測に関する記述が多く含まれています。将来の予測に関する記述は、本書提出日現在での判断に基づいています。

投資家の皆様は、本ファンドに関する以下のリスク要因にご注意ください。これは、本投資法人または本ファンドへの投資に関するリスク要因を網羅したリストとして示されているものではありません。

一般的な投資リスク

投資リスク

過去のパフォーマンスは将来の指針とはなりません。本投資証券の価格およびそれからのインカムは増加することもあるれば減少することもあり、投資家は投資した全額を回収できないことがあります。本ファンドがその投資目的を達成すること、または本投資主が本ファンドに投資した全額を回収することを保証することはできません。本ファンドのキャピタルリターンおよびインカムは、保有する有価証券のキャピタルリターンおよびインカムから、発生した費用および関連する費用等を差し引いたものに基づきます。したがって、本ファンドのリターンはかかる値上がり益またはインカムの変化に応じて変動することが予想されます。

指数連動上場投資信託(ETF)への投資の固有のリスク

インデックストラッキング・リスク

本ファンドは再現または最適化戦略を通じて本ベンチマーク指数のパフォーマンスを追跡することを目指しますが、それによって完璧に追跡できる保証はなく、本ファンドはそのリターンが時として本ベンチマーク指数のリターンを正確に追跡できないリスクであるトラッキングエラー・リスクにさらされる可能性があります。このトラッキングエラーは、本ベンチマーク指数と全く同一の構成銘柄を保有することができないこと、例えば、現地市場の取引制限、流動性の低い小型の構成銘柄が存在すること、本ベンチマーク指数を構成する特定の有価証券の取引が一時的に利用できないか中断されること、および/またはEC規則によって本ベンチマーク指数の構成銘柄のエクスポージャーが制限されていること、から生じることがあります。さらに、本投資法人は、本ファンドのために本ベンチマーク指数の使用および追跡を行うために第三者の指数提供者から与えられる指数ライセンスに依存します。指数提供者が指数ライセンスを解除または変更する場合、影響を受ける本ファンドがその本ベンチマーク指数の使用および追跡を継続し、その投資目標を達成する能力に影響を及ぼします。かかる状況において、取締役は上記「2 投資方針 (1) 投資方針 ベンチマーク指数の一般」に記述されている行為を行うことができます。市場環境にかかわらず、本ファンドは本ベンチマーク指数のパフォーマンスの追跡を目指しており、本ベンチマーク指数を上回ることは目指していません。

最適化戦略

本ファンドが本ベンチマーク指数を再現することが現実的でないこと、または費用効率的でないことがあります。本ベンチマーク指数を再現することが本ファンドの投資方針に含まれないため、本ファンドは本ベンチマーク指数のパフォーマンスを追跡するために最適化手法を用いることができます。最適化手法には、本ベンチマーク指数を構成する証券の(全てではなく)一部を戦略的に選択すること、本ベンチマーク指数の比率とは異なる比率で証券を保有すること、および/または本ベンチマーク指数を構成する特定の証券のパフォーマンスを追跡するためにFDIを利用することが含まれます。また、投資顧問会社は、本ベンチマーク指数を構成する特定の証券と類似したパフォーマンス(および同等のリスク・プロファイル)を提供する、本ベンチマーク指数の構成銘柄でない証券を選択することもできます。本ファンドは最適化手法を用いることにより、本ファンドのリターンが本ベンチマーク指数のリターンを正確に追跡できないリスクであるトラッキングエラー・リスクにさらされる可能性があります。

指数関連リスク

英文目論見書に記載されているように、本ファンドは、投資目的を達成するために、指数提供者によって公表される本ベンチマーク指数の手数料および費用控除前の価格および利回りと大まかに見て同水準のリターンを得ることを目指します。指数提供者が本ベンチマーク指数を正確に集計すること、または本ベンチマーク指数が正確に決定、構成、もしくは計算されることについては保証されていません。指数提供者は本ベンチマーク指数の目的の説明は提供しても、本ベンチマーク指数のデータの質、正確性、または完全性に関連した保証を提供し、または責任を負うことはなく、本ベンチマーク指数が、説明した指数メソドロジーに則していることも保証していません。英文目論見書に記載されているとおり、投資顧問会社の責務は、投資顧問会社に提供される本ベンチマーク指数と一致するように本ファンドを運用することです。したがって、投資顧問会社も、指数提供者の間違いに対して保証を提供せずまたは担保しません。時によってデータの質、正確性および完全性に関して間違いが発生し、一定期間、特に当該指数があまり利用されていない時にはそれが特定されず、訂正されないことがあります。したがって、指数提供者の間違いに伴う利益、損失またはコストは、本ファンドおよびその本投資主が負担することになります。例えば、本ベンチマーク指数が不正確な構成銘柄を含んでいる期間は、かかる公表されたベンチマーク指数を追跡する本ファンドは当該構成銘柄の市場エクスポージャーにさらされ、本ベンチマーク指数に含まれているべきであった構成銘柄へのエクスポージャーが過少になります。その結果、間違いによって、本ファンドおよびその本投資主が、パフォーマンスに対してネガティブにもポジティブにも影響を被る場合があります。本投資主においては、指数提供者の間違いから生じた利益は本ファンドおよびその本投資主が有し、指数提供者の間違いから生じた損失は本ファンドおよびその本投資主が負担することをご理解ください。

指数提供者は、予定されたリバランス以外に、例えば指数構成銘柄の選択の間違いを訂正する目的で、本ベンチマーク指数のリバランスを追加で臨時的に実行する場合があります。本ファンドの本ベンチマーク指数のリバランスが行われた結果、本ファンドが本ベンチマーク指数と一致させる目的でそのポートフォリオのリバランスを実施する場合、当該ポートフォリオのリバランスによって生じたいかなる取引コスト(あらゆるキャピタル・ゲイン税および/または取引税を含みます。)および市場エクスポージャーは、本ファンドおよびその本投資主が直接負担することになります。本ベンチマーク指数に対する予定されていないリバランスはまた、本ファンドを、本ファンドのリターンが本ベンチマーク指数のリターンを正確に追跡できないリスクであるトラッキングエラー・リスクにさらす可能性があります。したがって、指数提供者が本ベンチマーク指数に対して行った間違いおよび追加の臨時的なリバランスは、本ファンドのコストの増加および市場エクスポージャー・リスクの増大につながるおそれがあります。

本ベンチマーク指数が予測的要素を有する基準を満たす有価証券(例えば、高利回りをもたらすと予想される有価証券)を特定することを目指している場合、本ベンチマーク指数がその目標を満たす保証は一切ありません。有価証券のパフォーマンスには多くの要因が影響することがあり、有価証券およびその価格へのこのような要因の影響は予測が困難なことがあります。

流通市場の取引リスク

本投資証券は一般的にLSE(またはSIX)の主要市場で取引されますが、1または複数のその他の証券取引所で上場または取引されることがあります。1または複数のどの証券取引所においても本投資証券に流動性があるか、または証券取引所で取引される本投資証券の市場価格が本投資証券1口当たり純資産価額と同一であるかは確実には言えません。本投資証券が証券取引所で上場または取引されたとしても当該証券取引所での上場または取引が継続することを保証することはできません。

現地市場の停止リスク

特定の市場においては(台湾を含みますがこれに限定されません。)、現地取引所での取引は1名または少数の現地市場口座保有者によって実施されます。ある取引について当該口座保有者による有価証券または金銭の受け渡しが行われなかった場合、当該口座保有者を通じて現地市場で取引を行う本ファンドに取引停止のリスクが及びます。このリスクは、本ファンドが有価証券貸付事業を行っている場合に増大することがあります。いずれの場合の停止も、本ファンドのコストの増加を招くことがあります。

カウンターパーティー・リスクおよび取引リスク

カウンターパーティー・リスク

本投資法人は、取引の相手方となる当事者の信用リスクにさらされ、また決済不履行のリスクも負うことがあります。信用リスクは、金融商品のカウンターパーティーが本投資法人との間に締結した義務または約束事項を果たさないリスクです。これには、FDIのカウンターパーティーも含まれます。担保が付されていないFDIの取引は、直接的なカウンターパーティー・エクスポージャーを発生させます。本投資法人は、FDIのカウンターパーティーへの信用リスクの多くを低減するために、少なくともそれぞれのカウンターパーティーへのエクスポージャーに相当する額の担保を受け取りますが、どんなFDIも完全には担保することができないという点で、カウンターパーティーの不履行が本ファンドの価値の減少につながる可能性があります。新しいカウンターパーティーに対してはそれぞれ正式な審査が実施され、承認済みの全てのカウンターパーティーに対しては継続的な監視と審査が行われます。本投資法人は、カウンターパーティー・エクスポージャーに対する積極的な監視および担保管理プロセスを継続して行います。

カストディアンおよびその他の預託機関に対するカウンターパーティー・リスク

本投資法人は、現金またはその他の資産がカストディアンまたはその他の預託機関に保持されている場合、カストディアンまたはカストディアンが利用する預託機関の信用リスクにさらされます。信用リスクは、金融商品のカウンターパーティーが本投資法人との間に締結した義務または約束事項を果たさないリスクです。カストディアンおよびその他の預託機関が保有する現金は実務上は分別されませんが、カストディアンまたはその他の預託機関が預託者としての本投資法人に対して負う債務となります。かかる現金は、カストディアンおよび/またはその他の預託機関のその他の顧客に属する現金と混蔵されます。カストディアンまたはその他の預託機関の支払不能が発生した場合、本投資法人は、本投資法人の現金保有に関してカストディアンまたはその他の預託機関の一般かつ無担保債権者として扱われます。本投資法人は、かかる債務の回収で困難に直面すること、および/もしくは遅延に遭遇することがあり、またはそれを全額はもしくは全く回収できないことがあり、その場合、本ファンドは、その現金の一部または全部を失います。しかしながら、本投資法人の証券については、カストディアンおよびカストディアンが利用するサブカストディアンによって分離された口座で管理されており、カストディアンまたはサブカストディアンの支払不能の際に保護されるはずですが、本投資法人は、その現金保有のための信用エクスポージャーを低減するために追加の取り決め(例えば、マネー・マーケット集団投資スキームに現金を置くこと)を締結することがありますが、結果的にその他のリスクにさらされることがあります。

本投資法人のカストディアンへのエクスポージャーを低減するため、投資顧問会社は、カストディアンが定評ある機関であること、および信用リスクが本投資法人にとって受容可能であることを確認するための特定の手続を実施します。カストディアンに変更がある場合、新しいカストディアンは、国際的な格付機関が高い信用格付を付すことにより健全性を監督される、統制された機関となります。

カストディアンの子カストディアンに関する責任

カストディアンは、子カストディアンによるその義務の正当化できない不履行または不適正な履行の結果、本投資法人および/または本投資主が被った一切の損失に関して本投資法人および本投資主に責任を負います。さらに、カストディアンは、子カストディアンの過失、詐欺、悪意、故意の不履行、無思慮、契約違反、適用法の違反、および守秘義務の違反によって直接的に発生する限りにおいて、本投資法人および本投資主が被った一切の損失に関して本投資法人および本投資主に責任を負います。

カストディアンは、カストディアンの関連会社(カストディ契約で定義されます。)ではない子カストディアンの、支払不能またはその他の債務不履行事由の結果として被った、一切の損失に関して責任を負いません。ただし、カストディアンが(a)適用法を遵守し、保管代理人としての第三者子カストディアンの選択および任命において注意と配慮を行うことで、当該子カストディアンが、関係する責任を履行するために適切な専門知識、能力および地位を持ち、維持することを確保していること、(b)当該子カストディアンに対して適切な水準の監督を維持し、当該子カストディアンの義務が継続して完全に履行されていることを確認するために適宜適切な調査を行っていること、(c)公表されている財務書類およびその他の一般に入手可能な財務情報に反映されている当該子カストディアンの財務状態を監視していること、ならびに(d)本投資法人の資産(現金以外)の子カストディアンの債権者による請求からの保護に関して当該子カストディアンが国際的な主要金融サービスプロバイダーと同等の手続を遵守していることを監視していること、が条件となります。

本投資法人は、証券登録、保管および/または決済システムが完全に発達していない市場に投資することがあるため、かかる市場で取引され、子カストディアンに信託された本投資法人の資産は、当該子カストディアンの利用が必要な状況において、カストディアンが責任を負わない場合はリスクにさらされることがあります。

証券登録機関およびその他の預託機関に対するカウンターパーティー・リスク(配当金)

証券登録機関は、配当金支払日に本投資主への配当金の支払いを行う責任を負っています。配当金支払日に先立って、本投資主に配当金として分配する資金は、本投資法人のカストディアンにある現金口座から証券登録機関にある顧客資産口座に振り替えられます。配当金が証券登録機関で現金として保有されている間は、本投資法人は、当該現金に関して、証券登録機関および証券登録機関が本投資法人のために現金口座を維持している預託銀行に対する信用リスク・エクスポージャーを抱えます。本投資法人は、中央銀行の要件および欧州共同体2007年規則(金融商品市場指令(MiFID))(European Communities (Markets in Financial Instruments) Regulations 2007)に基づく証券登録機関の権限に従って、証券登録機関の現金口座を顧客資産口座として運営することを証券登録機関との間で合意することで、証券登録機関に対する当該信用リスク・エクスポージャーの低減を目指しました。

配当金が保持される預託銀行への本投資法人の信用リスク・エクスポージャーをさらに低減するため、本投資法人は、配当金が証券登録機関で保持されている本投資主への支払いまでの期間の一部において、配当金の一部または全額をマネー・マーケット集団投資スキーム(管理会社および/または本関連会社により運用される集団投資スキームを含みます。)に投資する取り決めを、証券登録機関との間で実施しています。当該マネー・マーケット集団投資スキームの持分は、証券登録機関が顧客資産口座で保持します。これは、証券が分離口座で隔離できる一方で、現金は一般的に預託銀行により混合して保管されるため、預託銀行が支払不能となった場合、現金口座の保有者は通常、預託銀行の一般債権者として扱われることが理由です。配当金が投資され得る集団投資スキームとして、マネー・マーケット商品への投資を行うインスティテューショナル・キャッシュ・シリーズ・パブリック・リミテッド・カンパニーのサブファンドがあります。インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズ・パブリック・リミテッド・カンパニーは、ブラックロックのアンブレラ・ファンドであり、アイルランドで設立されたオープンエンド型の変動資本投資会社であり、サブファンド間の負債は分離されています。インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズ・パブリック・リミテッド・カンパニーは、UCITSとして承認されています。

取引所での取引について

本ファンドが扱う対象有価証券の取引所での取引のカウンターパーティーが支払不能事由に陥った場合、英文目論見書別紙 I に記載されている公認投資取引所および市場自体に関するリスクが存在します。当該取引が実行される公認投資取引所または市場がその規則を公正かつ一貫性のある形で適用しないこと、およびフェイルした取引がカウンターパーティーの支払不能にもかかわらず成立してしまうこととのリスクがあります。また、フェイルした取引が他のフェイルした取引と混合され、それによって、本ファンドが当事者となっているフェイルした取引を特定することが困難になることがあるというリスクも存在します。いずれの事象も、本ファンドの価値に悪影響を及ぼすことがあります。

本投資法人の全てのファンドに対する具体的な投資リスク

世界的な金融市場危機および政府介入

2007年以降、世界の金融市場は広範囲に及ぶ根本を揺るがすような混乱を経験し、大規模な不安定を被り、大規模な政府介入が行われることになりました。多くの法域の規制当局は、多数の緊急規制対策を実行または提案しており、今後もそれを続ける可能性があります。政府および規制当局の介入は時として範囲と適用が不明確であり、それ自体が金融市場の効率的機能を損なう混乱と不確実性をもたらしました。どのような追加的な暫定のまたは恒久的な政府規制が市場に対して行われるかということおよび/または、当該規制が投資顧問会社の本ファンドの投資目的を実行する能力に及ぼす影響を確実に予測することは不可能です。

様々な法域の統治機関の現行の措置または将来の措置が金融市場の安定化につながるかどうかは、分かりません。投資顧問会社は、どれくらいの期間にわたって金融市場がこれらの事象の影響を受け続けるのかを予測することはできず、これらの事象、または将来発生する同種の事象が、本ファンド、欧州または世界経済、および世界の証券市場に及ぼす影響を予測することはできません。投資顧問会社は、状況を監視しています。世界の金融市場の不安定性または政府介入は、本ファンドのボラティリティを増大させ、ひいては投資家の投資の価値の損失リスクを高める可能性があります。

マネー・マーケットのリスク

本投資法人は、預託機関に対する信用エクスポージャーを低減するため、本投資法人の保有現金(未払いの配当金を含みます。)が、ブラックロック・グループの他のファンドを含む、マネー・マーケット集団投資スキームに置かれるようにする取り決めをすることがあります。その資産の多くの額をマネー・マーケット商品に投資するマネー・マーケット集団投資スキームは、通常の預金口座への投資の代替と考えることもできます。しかしながら、かかるスキームでの保有は、集団投資スキームへの投資に伴うリスクにさらされ、マネー・マーケット集団投資スキームは相対的に低リスクの投資であるように設計されていますが、完全にリスクがないわけではありません。かかるスキームは満期が短く信用力の高い投資を行っていますが、金利の上昇および信用力の低下によってスキームの利回りは低下することがあり、当該スキームの投資の価値が毀損して投資された元本額が完全には返却されないリスクにも依然としてさらされています。

有価証券貸付リスク

本投資法人は、投資顧問会社を通じて有価証券貸付事業を行います。本投資法人は、有価証券貸付契約のカウンターパーティーに対して信用リスク・エクスポージャーを有します。本ファンドの本投資は、一定期間にわたってカウンターパーティーに貸与されることがあります。有価証券貸付リスクには、要求される時に借り手が追加の担保を提供しない、または期限に有価証券を返却しないリスクが含まれます。カウンターパーティーが不履行となり、同時に担保の価値が貸し付けた証券の価値よりも下落した場合、本ファンドの価値は減少することがあります。本投資法人は、全ての証券貸付が完全に担保されることを確保するつもりですが、どんな証券貸付も完全に担保されることはないという点で(例えば、支払タイミングから生じる時間差の問題によって)、本投資法人は有価証券貸付契約のカウンターパーティーに対して信用リスク・エクスポージャーを有します。このようなリスクを低減するため、本投資法人は、ブラックロック・インクが提供する借り手デフォルト補償を利用しています。この補償では、借り手が不履行となり、受取担保が貸付証券の価額を賄えない場合に貸付証券の完全な補填が可能です。

為替リスク

本基準通貨は、通常は本ベンチマーク指数の基準通貨と一致するように選択されます。したがって、本ファンドの本投資は、本ベンチマーク指数が複数の通貨による対象資産から構成されている場合、または本ベンチマーク指数の提供者が本ベンチマーク指数を本ベンチマーク指数の対象資産の通貨とは異なる通貨で評価することを決定した場合に、本基準通貨ではない通貨で取得されることがあります。

為替リスクに対処するために、ヘッジ、クロスヘッジまたはその他の手法および商品の本ファンドに利用することが本投資法人の明記された意図でない限り、本基準通貨とその本投資との間の為替相場の変化は、異なる通貨間の為替相場の変動により、当該本投資の購入原価に有利または不利な影響を与えることがあります。新興市場諸国では、為替市場のボラティリティが高まることがあります。

フィクスト・インカム・ファンドへの投資に関連するリスク

社債

社債ファンドは、ベンチマーク指数がその構成銘柄に最低信用格付要件を適用していない場合、一定の範囲内の信用力を持つ企業が発行する社債に投資することがあります。

社債は当該債券の発行企業の信用力の上昇または低下が認識された場合、随時、格上げまたは格下げされる可能性があります。

本ベンチマーク指数が本ベンチマーク指数に含まれるべき債券に特定の信用格付要件を課しており(例えば、投資適格債券または非/準投資適格債券)、本ベンチマーク指数を構成する債券が関連する格付機関により信用格付を引き下げ、引き上げまたは撤回され、本ベンチマーク指数の信用格付要件を満たさなくなった場合、本ファンドは、当該債券が本ベンチマーク指数の構成銘柄でなくなり、かつ本ファンドの当該債券に関わるポジションを現金化できるようになる時まで、当該債券の保有を継続することができます。準投資適格債券は総じて高リスク投資であり、発行体がデフォルトするリスクも投資適格債券より高くなります。債券の発行体がデフォルトした場合、本ファンドの価値は下落すると考えられます。

本ファンドは流通市場で取引されている債券に投資することがありますが、社債の流通市場は流動性が低い場合が多く、その売買において適正価格を実現することが困難になる場合があります。

現物金利は時間の経過とともに変化します。債券価格は一般的に金利および信用スプレッドの変化に影響され、これが投資家の投資の価値に影響します。債券価格は金利と逆方向に動くため、一般的に、金利が上昇すると、債券の市場価値は下落します。発行企業の信用格付は総じて債券の利回りに影響し、信用格付が高いほど利回りは低くなります。

変動利付き債のリスク

変動利付きの有価証券は、固定利付きの有価証券と比べて金利変動への感応度が小さいことがありますが、クーポン・レートが比較対象の市場金利と同じくらい高くまたは素早く変化しない場合、価値が下落することがあります。変動利付き債は固定利付きの有価証券よりも金利リスクへの感応度が小さいものの、信用およびデフォルトのリスクがあり、それが価値を毀損する可能性があります。

ハイイールド債券のリスク

準投資適格と格付された債券、または無格付ではあるものの準投資適格債券と同等の品質を持つと購入時点で判断された債券に投資する本ファンドは、同様の満期を持つ、高格付債券に投資するファンドよりも変動が大きくなる可能性があります。

また、ハイイールド債券は高格付債券よりも高水準の信用リスクまたはデフォルト・リスクにさらされる可能性があります。ハイイールド債券は、高格付証券よりも、市場および信用リスクに影響する出来事に反応しやすいと考えられます。ハイイールド債券の価値は、景気後退または金利上昇期など、全体的な経済状況により悪影響を受けることがあります。また、ハイイールド債券は高格付債券に比べて流動性が低い可能性があり、有利なタイミングまたは価格での売却や評価をすることがより一層困難になる場合もあります。特に、ハイイールド債券は小規模の信用力が低い企業または高レバレッジの(債務を抱えた)企業により発行されることが多く、これらの企業は総じてより財務が安定的な企業よりも、利息および元本を期日通りに支払う能力が低いと考えられます。

投資家はハイイールド証券投資に関する相対リスクを慎重に検討し、当該証券が総じて短期投資に向かないことを理解する必要があります。これらの証券に投資する本ファンドは、ハイイールド証券の売却がより一層困難になったり、当該証券が広範に取引されている場合よりも低い価格でしか売却できなくなったりする可能性があります。さらに、本ファンドは特定の証券の特定の時点での評価が困難になるおそれもあります。こうした状況下で低格付または無格付証券を売却した際に実現した価格は、本投資証券1口当たり純資産価額の計算に利用される価格を下回ることがあります。加えて、ハイイールド証券の価格は、ハイイールド証券の本流通市場、ハイイールド証券の発行体の財務状況、未償還のハイイールド証券の価値に悪影響を及ぼすような法律上および規制上の動きに影響され、これが本投資証券1口当たり純資産価額に悪影響を及ぼす場合があります。例えば、米国連邦法は、連邦が保証している貯蓄金融機関にハイイールド債券の処分を義務付け、特定のハイイールド債券の発行企業による利息の控除を限定したことで、ここ数年、市場に悪影響を与えました。

低格付または無格付(すなわちハイイールド)証券は、主に全体的な金利水準の動きに反応するより高格付の証券に比べて、市場および信用リスクに影響する動きに反応しやすいと考えられます。低格付または無格付債券はまた、支払予想に基づくリスクももたらします。発行体が債券の償還を決定した場合、これらの証券に投資している本ファンドは当該証券をより利回りの低い証券に切り換えざるを得なくなり、投資家のリターンが低下する可能性があります。本ファンドが予想外の純償還に直面した場合、高格付証券の売却を余儀なくされ、本ファンドの投資ポートフォリオ全体の信用の質が低下し、本ファンドのハイイールド証券へのリスク・エクスポージャーが高まる可能性があります。

満期が近付いている債券の非流動性

既述の債券の流動性リスクのほか、満期が近付いている債券が非流動的になるリスクがあります。この場合、その売買における適正価格の実現が一層困難になるおそれがあります。

GDN

GDNは対象有価証券へのエクスポージャーの提供を目的としています。

投資顧問会社は特定の状況において(例えば、対象有価証券の直接保有が不可能もしくは不適当な場合または対象有価証券への直接的なアクセスが制限もしくは限定されている場合)、GDNを利用して、本ベンチマーク指数の中の対象有価証券へのエクスポージャーを提供することがあります。しかしながら、かかる場合、投資顧問会社は当該証券の直接保有が可能であった場合の結果と類似した結果の実現を保証することはできません。GDNは必ずしも対象有価証券と足並みを揃えたパフォーマンスを示すとは限らないためです。

対象有価証券の取引市場が停止または閉鎖された場合、GDNの価値が関連する対象有価証券の価値を正確に反映しなくなるリスクがあります。さらに、投資顧問会社がGDNに投資できなくなる、もしくは投資することが不適切になる、またはGDNの特性が対象有価証券を正確に反映しなくなる状況も考えられます。

上記の状況で本ファンドがGDNに投資する場合、本ファンドによる本ベンチマーク指数の追跡が影響を受ける可能性があります。つまり、本ファンドのリターンが本ベンチマーク指数のリターンと異なることになるリスクがあります。

ストラクチャード・ファイナンス証券およびその他の証券

本ファンドは、ストラクチャード・ファイナンス証券および大きな金融リスクを伴うその他の資産(ディストレスト債および低品質のクレジット証券、資産担保証券およびクレジットリンク証券を含みます。)に直接的または間接的に投資することがあります。これらの証券はソブリン債または社債への投資よりも高い流動性リスクを伴う可能性があります。本ファンドの一義的な信用リスクはストラクチャード・ファイナンス証券の発行体に対するものになります。

譲渡可能債券

債務証券は実際のおよび認識されている信用力に関する指標の両方に左右されます。信用リスクの水準は、1または複数の独立的な格付機関が付与する発行体の信用格付により測定されます。これは発行体の信用力を保証するものではありませんが、デフォルトの可能性に関する指標を提供します。低格付証券は高格付証券よりも、総じて信用リスクおよびデフォルト確率が高いと考えられています。企業はしばしば優先証券を発行し、これはデフォルトが起きた場合に投資家への払戻し順位の優先権に反映されます。格付された債務証券の「格下げ」または悪い評判および投資家の認識は、ファンダメンタル分析に基づくものでなくても、特に取引の薄い市場では当該証券の価値および流動性を低下させるおそれがあります。

本ファンドは実勢金利の変化および信用の質に関わる事項に影響される可能性があります。市場金利の変化は一般的に、本ファンドの資産価値に影響します。固定利付きの有価証券の価格は、一般的に、金利が低下すると上昇し、金利が上昇すると下落するためです。短期証券の価格は、一般的に、長期証券に比べて金利の変化に伴う変動幅が小さくなります。景気後退は発行体の財務状況および当該事業体が発行するハイイールド債務証券の市場価値に悪影響を及ぼす可能性があります。発行体の債務返済能力は、個別の発行体の出来事、発行体が特定の事業予測を達成できないこと、または追加資金を調達できないことにより悪影響を受ける場合があります。発行体が破産した場合、本ファンドは損失を被り、コストを負う可能性があります。

FDIの利用に特有のリスク

FDIリスク

本ファンドは効率的なポートフォリオ管理のために、または本ファンドの投資方針で述べられている場合には直接的な投資目的のために、FDIを利用することがあります。当該商品はいくつかの特別なリスクを伴い、投資家の損失リスクが高まる可能性があります。これらのリスクには、本ファンドが取引するカウンターパーティーに関する信用リスク、決済不履行リスク、FDIの流動性不足、FDIの価値の変化と本ファンドが追跡しようとする対象資産の価値の変化の不完全なトラッキングおよび対象資産に直接投資する場合よりも高い取引コストが含まれます。

FDIを購入する際の標準的な業界慣行により、本ファンドはカウンターパーティーに対する債務を保証するように求められる場合があります。資金的な裏付けが不十分なFDIに関しては、カウンターパーティーに対する当初証拠金資産および/または変動証拠金資産の差し入れが必要になることがあります。カウンターパーティーに対して本ファンドによる当初証拠金資産の差し入れが求められるFDIに関しては、当該資産はカウンターパーティー自身の資産から分別管理されず、自由に交換および代替できることから、本ファンドはカウンターパーティーに預託した元の証拠金資産ではなく、それと同等の資産の返還を求める権利を持つ場合があります。カウンターパーティーが超過証拠金または担保を要求する場合、かかる預託金または資産は本ファンドがカウンターパーティーに対して負う債務の価値を超える可能性があります。さらに、FDIの条件が、最低譲渡金額に達した場合に限り、一方のカウンターパーティーが他方のカウンターパーティーに、FDIの下で発生する変動証拠金エクスポージャーをカバーする担保の提供を規定している場合、本ファンドは、最低譲渡金額の範囲で、FDIのカウンターパーティーに対して、担保されていないリスク・エクスポージャーにさらされます。かかる状況でカウンターパーティーがデフォルトに陥った場合、本ファンドの価値ひいては本ファンドへの投資の価値が減少します。

FDI投資に関連するさらなるリスクには、カウンターパーティーによる担保提供義務の不履行が含まれます。また、執行上の問題により(例えば、カウンターパーティーのデフォルトの場合のリスク・エクスポージャーの計算とカウンターパーティーの追加担保の提供、担保の差し替えまたは担保の売却との時間差)、本ファンドのFDIの下でのカウンターパーティーへの信用エクスポージャーが十分に担保されない場合があります。しかしながら、本ファンドは引き続き上記「2 投資方針 (4) 投資制限 投資制限 2 投資制限」に記載の2.8項で規定されている制限を遵守します。FDIの利用は本ファンドに法的リスクをもたらすこともあります。これは予想外の法律もしくは規制の適用により、または裁判所が契約を法的に執行不可能と宣言することにより損失を被るリスクです。

無担保FDI

FDI取引に関連するリスクのほか、無担保FDI取引は直接的なカウンターパーティー・エクスポージャーをもたらします。無担保FDI(対象資産が不明なモーゲージ担保フォワード商品(一般に「TBA」として知られています。))を含みますが、これに限定されません。)に関しては、当該カウンターパーティー・エクスポージャーは取引日から決済日までの期間を通して存在します。この商品の発行体がデフォルトに陥れば、本ファンドの価値が減少する可能性があります。

特約日受渡取引

譲渡可能債券に投資する本ファンドは、TBAを購入する可能性があります。TBAとは、将来の日付において、決められた価格でモーゲージ・プール(ジニーメイ債、ファニーメイ債またはフレディマック債を含みますが、これらに限定されません。)から証券を購入する、モーゲージ証券市場の一般的な取引慣行のことです。購入時点では特定の証券は指定されませんが、主な条件が設定されます。

購入時に価格は設定されますが、元本価額は決定されません。TBAは購入時に決済されないため、本ファンドがレバレッジのポジションをとることにつながる可能性があります。TBAの購入は、購入されるはずの証券の価値が決済日前に下落した場合には、損失リスクを伴います。また、これらの契約を締結することでリスクが発生する可能性もあります。これは、カウンターパーティーが契約の条件を守れない可能性があるためです。本ファンドは、妥当と認める場合には、決済前に契約を破棄する可能性があります。TBAでは、契約上の決済日までその売却代金を受領しません。TBA売却契約の未決済期間中は、同等の受渡適格証券、または相殺のTBA購入契約(売却契約の約定日当日またはそれ以前に引渡可能)が、当該取引の保証として保有されます。

相殺の購入契約の取得を通じてTBA売却契約が終了した場合、本ファンドはその対象有価証券に未実現損益があったとしてもこれに関係なく、当該契約の損益を実現します。本ファンドが当該契約に基づいて証券を受け渡した場合には、本ファンドは当該契約の締結日に設定した単価に基づいて当該証券の売却による損益を実現します。

モーゲージ担保商品の低流動性と質

モーゲージ担保商品には、FDI取引に関連するリスクに加えて、流動性低下リスクがあります。加えて、モーゲージ・プールの質は随時変化する可能性があります。したがって、かかる商品の売買時に公正価値を実現することはより困難になる可能性があります。

資産担保証券(以下「ABS」といいます。)

一般に、ABSの価値は金利低下時に上昇し、金利上昇時には低下します。またABSの価値は、裏付けとなる関連資産と同じ方向に変動すると予想されます。しかしながら、これらの事象の間に完全な相関性があるわけではありません。

本ファンドが投資するABSは、市場金利よりも低い利子または優先配当を支払う可能性および、場合によっては利子または優先配当を全く支払わない可能性があります。

特定のABSは、満期日に所定の元本金額を現金で償還するか、または保有者が選択した場合には、所定の関連資産を直接引き渡すことが可能です。そのような場合は、本ファンドは、所定の資産の価値が、所定の元本金額を上回る場合に、満期日の前に本流通市場でABSを売却し、それにより対象資産の価値の上昇分を実現できる可能性があります。

また、ABSには償還延期リスクがあります。これは、金利上昇期には期限前償還の発生率が予想を下回るというリスクです。この結果、本ファンドのポートフォリオの平均デュレーションは長期化する可能性があります。一般に、長期証券の価値は金利変化に対する変動幅が短期証券よりも大きくなります。

ABSはその他の債券と同様に、信用格付および格付見通しの対象です。ABSの流動性は、対象資産のパフォーマンスまたは認識されているパフォーマンスに左右される可能性があります。ABSに対する投資は、状況により流動性が低下して、売却が難しくなる可能性があります。その結果、マーケット・イベントに対する本ファンドの対処能力が低下し、本ファンドは当該投資の売却時に価格の下落に見舞われる可能性があります。加えて、ABSの市場価格は変動しやすく、容易に確かめられない場合があります。その結果、本ファンドは当該ABSを希望するタイミングで売却できないか、または売却できた場合でも、認識している公正価値を実現できない可能性があります。低流動性証券は、しばしば売却により多くの時間がかかる上に、ブローカー手数料またはディーラーによるディスカウント、およびその他の売却費用が増大する可能性があります。ABSにはレバレッジが使われていることがあり、このことが当該証券の価値変動の一因となる可能性があります。

モーゲージ証券(以下「MBS」といいます。)

MBSは期限前償還リスクにさらされる可能性があります。このリスクは、金利低下時に借り手が借換えを行う、または予定より早期にモーゲージの元本を返済するリスクです。こうしたことが起こると、特定の種類のMBSは本来の想定よりも早期に償還され、本ファンドはその償還金を利回りの低い証券へ投資せざるを得なくなります。また、MBSには償還延期リスクもあります。これは、特定の種類のMBSにおいて、金利上昇期に本来の想定よりも返済が遅れ、これら証券の価値が下落するというリスクです。結果として本ファンドのポートフォリオの平均デュレーションは長期化する可能性があります。一般に、長期証券は短期証券よりも金利の変化に対する価値の変動幅が大きくなります。MBSには期限前償還リスクおよび償還延期リスクがあることから、金利の変化に対する反応が他の債券とは異なります。特定のMBSは、わずかな金利の変化(上昇と低下の両方)によってその価値が即座に、かつ大幅に減少します。本ファンドの投資対象となる可能性がある特定のMBSにはまた、一定の投資レバレッジが使われている可能性があり、本ファンドが投下資本の全額または大部分を失う原因となる場合があります。状況次第では、MBSに対する投資は流動性が低下して、売却が難しくなる可能性があります。したがって、マーケット・イベントに対する本ファンドの対処能力は低下する可能性があります。本ファンドは当該投資の売却時に価格の下落に見舞われる可能性があります。加えて、MBSの市場価格は変動しやすく、容易に確かめられない場合があります。その結果、本ファンドは当該MBSを希望するタイミングで売却できないか、または売却時に、認識している公正価値を実現できない可能性があります。低流動性証券は、しばしば売却に時間がかかる上に、ブローカー手数料またはディーラーによるディスカウント、およびその他の売却費用が増大する可能性があります。

ファンドが投資する可能性のある特定の種類のMBSに関する分析**商業不動産担保证券(以下「CMBS」といいます。)**

CMBSは、商業用不動産向け融資によって担保されるタイプのモーゲージ証券です。CMBSは、不動産投資家および商業銀行に流動性を提供することができます。一般的に返済期間が流動的な住宅用モーゲージとは違い、商業用モーゲージは返済期間が固定されている場合が多いため、CMBSの期限前償還リスクは一般的に低いと言えます。CMBSは必ずしも標準化されていないことから、評価リスクは高くなる可能性があります。

住宅ローン担保证券(以下「RMBS」といいます。)

RMBSはモーゲージ、ホームエクイティ・ローンおよびサブプライム・モーゲージなどの住宅ローンからそのキャッシュフローが生まれるタイプの証券です。RMBSは商業用ローンではなく、住宅ローンに着目したタイプのMBSです。RMBSの保有者は、住宅ローン保有者が支払う利息および元本を受領します。RMBSは、プールされた多量の住宅用モーゲージから構成されています。

RMBSのリターンの安定性は、金利の変化だけでなく、裏付けとなるローンの返済状況の変化にも左右されます。かかる変化は、経済環境またはローン保有者の状況が変化することによって起こります。したがって、こうした証券は経済のイベントに対してより敏感で、価格の大幅な変動にさらされる可能性があります。さらに、低迷している市場で当該証券を売却することはより困難および/または費用が増加する可能性があります。

その他の一般的なリスク

ファンドの負債リスク

本投資法人はアンブレラ・ファンドとして組織されており、ファンド間の負債は分離されています。アイルランドの法律では、あるファンドの資産を他のファンドの負債に充当することはできません。しかしながら、本投資法人は、上記の負債の分離を認めるとは限らない他の法域において事業を営み、もしくは自身の資産を保有し、または訴追の対象になることもあり得る単独の法人です。取締役は、英文目論見書の日付時点で現存するそうした負債、または偶発的な負債を一切認識していません。

費用等の不足

本ファンドは、本投資の売買に関連するコストを支払うために費用等を徴収します。費用等の徴収額は、実際の本投資の売買または関連する外国為替の実行前に管理会社が決定する可能性があります。費用等は、関連する証券を関連する市場において取引した際に負担したコストに関する過去の情報をもとに見積もられる可能性があります。この情報は定期的に見直され、必要であれば調整が加えられます。本ファンドが徴収した費用等が本投資の売買で負担したコストの全額に満たなかった場合には、その差額は本ファンドの資産から支払われ、指定参加者による不足額の返済が見送られ、結果として本ファンドの価値は減少します(全ての本投資主の持分の価値も同様に減少します。)

決済事故

指定参加者が取引申請を提出し、その後、取引申請の決済および完了に失敗または不能となり、指定参加者が本投資法人の登録投資主とならない場合は、本投資法人は、契約上の費用回収権を除いて、指定参加者に対する償還請求権を持ちません。指定参加者から回収できない場合、決済事故に伴い発生した費用は本ファンドおよびその投資家が負担します。

課税リスク

潜在的な投資家は、本投資法人の投資に関連する課税リスクに留意する必要があります。下記「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い ② アイルランド」および英文目論見書の「Taxation(税金)」をご参照ください。

ファンドに悪影響を及ぼす可能性のある税法の変更

下記「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い ②アイルランド」および英文目論見書の「Taxation(税金)」に記載された税の情報は、英文目論見書の日付現在の税法および税慣習に関して本投資法人が知り得る範囲の情報です。税法、本投資法人および本ファンドの納税申告区分、投資家の税金、および租税優遇措置、ならびにかかる納税申告区分および租税優遇措置の影響は、随時変わる可能性があります。アイルランドまたはその他の法域(本ファンドの登録場所、相互上場地域、販売地域、または投資対象地域)の税法の変更は、本投資法人および本ファンドの納税申告区分に影響を与え、影響を受けた法域における本ファンドの本投資の価値に影響を及ぼし、本ファンドの投資目的達成能力に影響を与え、および/または本投資主の税引き後の利回りを変化させるおそれがあります。本ファンドがFDIへ投資する場合、前述の内容はFDI契約、および/もしくはFDIのカウンターパーティーの準拠法の法域、ならびに/またはFDIの対象資産を含む市場にもあてはまる可能性があります。

本投資法人は、その投資ポートフォリオから生まれるインカムおよび/または値上がりによる利益について、源泉徴収税またはその他の税を課される可能性があります。本投資法人が、その取得時には源泉徴収税またはその他の税が課されない証券に投資する場合でも、適用法、条約、規則もしくは規制またはそれらの解釈が変更される可能性があります。将来課税されないという保証はありません。本投資法人はかかる税金を取り戻せない可能性があります、よってこうした変更は本投資証券の純資産価額に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資家が利用可能な租税優遇措置の利用可能性と価値は、個々の投資家の状況によって異なります。下記「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い ②アイルランド」および英文目論見書の「Taxation(税金)」の情報は完全ではなく、法律または税務上の助言をなすものではありません。潜在的な投資家の皆様は、その固有の税務状況および本ファンドへの投資の税効果について自身の税務顧問に相談することを強く推奨します。

新しい法域における租税債務

税制が未発達であるか、または不確定な法域(例えば中東)に本ファンドが投資を行う場合、本投資法人、本ファンド、管理会社、投資顧問会社、カストディアンおよびアドミニストレーターは、本投資法人または本ファンドが税務当局に対して善意で支払ったか、または負担した本投資法人または本ファンドの税金またはその他の課金について、後にかかる支払いまたは負担が不要であったか、またはその義務を負っていないことが判明した場合でも、本投資主に対する責任を負わないものとします。

反対に、根本的に納税義務が不確実であること、最善の、もしくは(最善の慣行が確立されていない場合には)一般的な市場慣行を遵守したにもかかわらず後に異議を申立てられたこと、または実務上税金を適時に支払うための発達した仕組みがないことが原因で、本ファンドが前年度の税金を支払う場合、関連する利息または申告遅延の罰金も同様に本ファンドが負担します。期限経過後に納付した上記の税金は、通常、本ファンドの勘定に負債が生じることが決まった時点で本ファンドの借方へ計上されます。

指数提供者による税の扱い

投資家は、妥当な指数提供者が自身の指数計算手法を用いて行った税見積りが、本ファンドの所有する本ベンチマーク指数の対象有価証券の実際の税の扱いと異なる場合に、本ファンドのパフォーマンスが本ベンチマーク指数と比較して不利な影響を被る可能性があることに注意すべきです。

FATCAおよびその他の国際報告制度

国際的税務コンプライアンスの向上およびFATCAの実施にかかる米国・アイルランド間合意書(US-Ireland Agreement to Improve International Tax Compliance and to Implement FATCA)(以下「米国・アイルランドIGA」といいます。)が、米国の雇用回復のための採用奨励法(Hiring Incentives to Restore Employment Act)の外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act)の規定(以下「FATCA」といいます。)のアイルランドでの実施を可能にすることを意図して締結されました。この規定は新たな報告制度を課し、FATCAの規定を遵守しておらず、かつその他の形で免税となっていない米国外の金融機関を含む特定のカテゴリーの受領者に対して行われる米国を出所とする(もしくは米国に帰し得る)特定の支払い、または米国の資産に関する特定の支払いに対して30%の源泉徴収税が課される可能性を定めています。特定の金融機関(以下「報告金融機関」といいます。)は、米国・アイルランドIGA(アイルランドの規制によって程なく実施されることが予想されています。)に従って、その米国の口座保有者に関する特定の情報をアイルランド国税局に提供することが要求されます(この情報は次に米国の税務当局に提供されます。)。本投資法人は、この目的に関して報告金融機関に該当すると予想されています。しかし、本投資法人は、米国の本投資主に関してアイルランド国税局に情報を報告する必要は一般的にはありません。これは、本投資証券が確立された証券市場で定常的に取引されているものとして取り扱われることが予想され、したがって、本投資証券がLSEまたはアイルランドでの課税に関して認知されたその他の証券取引所に上場されている限り、FATCAにおける金融口座に該当しないといえることを根拠としています。しかしながら、なおもアイルランド国税局に該当者なしの報告を提出する必要がある可能性があります。本投資法人および管理会社は、米国・アイルランドIGAが企図する報告制度の条項を遵守することで、本投資法人がFATCAの条項を遵守しているものとして取り扱われるようにすることを意図しています。しかし、本投資法人がFATCAを遵守することができることを保証することはできず、そうすることができない場合には、米国を出所とする(もしくは米国に帰し得る)支払い、または米国の資産に関する支払いに対して30%の源泉徴収税が課される可能性があり、これが本投資主に支払いを行うために利用できる額を減少させることがあります。

アイルランドおよびその他のいくつかの法域は、OECDが公表している金融口座情報の自動的交換のための共通報告基準(Common Reporting Standard for Automatic Exchange of Financial Account Information)をモデルとした多国間取り決めに締結することを提案するとともに発表しています。アイルランドの法律として実施されれば、かかる取り決めの当事者となっている法域の本投資主について、特定の情報をアイルランド国税局に提供することが本投資法人に要求されることにもなります(この情報は次に関係税務当局に提供されます。)

上記に鑑み、本投資法人の本投資主は、当該報告制度の条項を遵守するために本投資法人に特定の情報を提供することが要求されます。管理会社が米国人による本ファンドの本投資証券の所有は認められないと決定していることにご留意ください。

流動性リスク

本ファンドの投資は流動性の制約を受ける(取引件数や取引量が減少することを意味します。)可能性があります。債券およびモーゲージ担保商品などの特定の種類の証券は、困難な市場環境の中で流動性が大幅に低下する時期があります。その結果、投資の価値の変化を予測することはより困難になります。時には、本ファンドの純資産価額を計算するために評価された価格、または最も公正と考えられる価格で当該証券を売却することができないことがあります。本ファンドの投資の流動性の低下は、投資家の投資の価値の損失につながる可能性があります。

取引日リスク

外国為替市場は、本ファンドが純資産価額の計算ならびに本投資証券の申込みおよび償還の受付を停止し、ゆえに本ファンドの本投資証券の価格付けが行われない日にも取引を行っている可能性があります。よって、本ファンドのポートフォリオ内の証券の価値は、本投資主が本ファンドの本投資証券を売買できない日に変動する可能性があります。

本投資証券の申込みおよび償還

本投資証券の償還に関連する規定は、本投資法人が裁量により償還可能な本投資証券の額を本ファンドについて1取引日につき、本投資証券発行口数の10%まで制限することを認めています。上記の制限と併せて、かかる償還を延期するか、または持分に依拠して案分することも認めています。加えて、申込請求または償還請求が遅れて受領された場合、請求書提出日と実際の申込日または償還日との間に遅延が生じます。かかる延期または遅延は、本投資証券口数や受領するはずの償還金額を減少させる可能性があります。

取引通貨エクスポージャー

本投資証券は、様々な証券取引所で様々な通貨で取引されることがあります。さらに、本ファンドの本投資証券の申込みおよび償還は、通常は本基準通貨で行われ、場合によっては他の通貨で行うことが認められることがあります。本ファンドの対象投資の通貨は、本基準通貨とは異なることもあります(本ベンチマーク指数の基準通貨に従うことがあります。)。投資家が本ファンドに投資する通貨により、投資の通貨ならびに本基準通貨および/または本ファンドの対象投資の通貨との間の為替変動は、かかる投資家の投資価額に影響を及ぼしますが、それが悪影響である場合もあります。

一時停止

特定の状況下では、本投資証券の償還請求権または交換請求権が一時的に停止される場合があります。「第二部 外国投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 本投資証券の評価ならびに売却、償還および交換の一時停止」をご参照ください。

評価リスク

本ファンドの特定の資産は、流動性が低下および/または公開市場で取引されなくなる可能性があります。そうした証券および金融商品は、価格が容易に入手できないために評価が困難となる場合があります。管理会社、投資顧問会社またはアドミニストレーターは、(本ファンドの純資産価額の計算を支援するために)当該証券および金融商品に関わる評価サービスを提供することができます。証券の見積価格が高ければ高いほど管理会社、投資顧問会社またはアドミニストレーターへ支払われる手数料が高くなるため、投資家はこうした状況下において利益相反が生じる可能性があることに注意が必要です。加えて、当該本投資の性質を前提とした場合、算定された本投資の公正価値は、当該本投資が最終的に売却される際に実現するであろう実際の金額を表していない可能性があります。

(2) リスク管理体制

ブラックロックは、企業の重要なリスクを監視する、ブラックロックの企業リスク管理委員会(以下「CRMC」といいます。)とともに、強い企業のリスク管理を維持することに尽力しています。CRMCの主な責任は、ブラックロックのリスク選好についてガイドラインの提供、リスク・プロファイルの監視、リスク統治プロセスの適正性の監督、内部管理態勢の実効性の評価ならびにブラックロック・インクのリスク委員会および取締役会に対する、個別的、総合的かつ出現しているリスクの報告を含みます。CRMCはまた、会社の事業および機能ユニット、主要なリスクオーナーと協働して、出現しているリスクを理解し、説明責任を確保し、ならびにリスク低減活動の実効性を評価します。

CRMCは、会社のチーフ・リスク・オフィサーが議長を務めており、ブラックロックの各商品および基盤部門を代表する経営管理職から構成されています。

CRMCは、リスクについての理解およびリスク低減活動の実効性の評価に役立てるために、会社の内部監査機能およびその他の管理グループから定期的な報告を受けています。

ブラックロックは、投資リスクおよびカウンターパーティー・リスクを含む信用リスクならびにブラックロック・インクおよびその法人に対するリスク(すなわち企業リスク)を管理するための事業を支援する責任を負う、専門の独立したリスク・定量分析グループ(以下「RQA」といいます。)を有しています。

RQAは独立したトップダウンおよびボトムアップの監視を行って、ブラックロック・グループのポートフォリオ・リスク分析作業を主導しています。RQAはブラックロック・グループのポートフォリオチームと協力し、ポートフォリオのリスクが各戦略において、投資戦略チームの現在の投資テーマと一致し、また各クライアントの正式なリスク制約と一致するようにしています。RQAはさらに、カウンターパーティおよびオペレーショナル・リスク管理についても責任を負っています。

(3) 重要事象等

該当事項はありません。

4【手数料等及び税金】

ファンド費用

本投資法人は、本ファンドに関して「オール・イン・ワン」の手数料構造を採用しており、本ファンドがその手数料、運営コストおよび費用の全て(ならびに適正な割合によって本ファンドに配賦された本投資法人のコストおよび費用)を単一の定額手数料(以下「総費用比率」または「TER」といいます。)として支払います。TERから支払われる費用には、管理会社、規制機関、監査人に支払われる報酬および費用ならびに本投資法人の特定の法務費用が含まれますが、これらに限定されず、取引コストおよび臨時の訴訟費用は含まれません。本ファンドの総費用比率(本ファンドの現時の純資産価額から毎日計算および計上されます。)は0.50%であり、毎月後払いで支払われます。

管理会社は、取締役、投資顧問会社、カストディアン、アドミニストレーターおよび証券登録機関の報酬および費用を含むがそれらに限定されない全ての運営費用を管理会社が総費用比率から受領した額から支出する責任を持ちます。当該運営費用には、規制機関手数料および監査報酬が含まれますが、取引コストおよび臨時の訴訟費用は含まれません。取締役の報酬は、本取締役会の承認がない限り、取締役1人当たり年間総額40,000ユーロを超えません。本投資法人または管理会社の取締役を務めているブラックロック・グループの従業員は、取締役の報酬を受領する権利はありません。

TERによって賄われることが意図されている本ファンドの運営に関連する本ファンドのコストおよび費用が所定のTERを超えた場合、管理会社は超過額を自己の資産から支払います。本投資法人の設立コストは管理会社によって支払われており、本ファンドの設立費用も管理会社によって支払われます。

本ファンドが負担するTERは、本ファンドの存続期間中、上記に記載された額を超えることはないと思われていますが、かかる額の引き上げが必要になることもあります。かかる増額は、本ファンドの本投資主の事前承認の対象となり、その承認は本投資主の会議での多数決または全ての本投資主の書面による決議によって行われます。

本ファンドが費用を削減するために有価証券貸付を行う限りにおいて、本ファンドは有価証券貸付取引から得られる関連収益の62.5%を受領し、残る37.5%は有価証券貸付代理人(注)が受領します。有価証券貸付代理人は、その収益部分から有価証券貸付費用を支出します。

(注) 投資顧問会社は、書面による合意の条件に従い、本ファンドの有価証券貸付代理人として指名されています。

上記に開示されている以外に、本投資法人は、本投資法人の本投資証券の発行または売却に関連する一切のコミッション、割引、仲介料またはその他の特別な条件を付与したことはなく、これらの支払義務を負っていません。

(1) 【申込手数料】

申込みは、純資産価額に関連する費用等を加えたものに基づきます。かかる費用等は、実行費用を反映して変化する可能性があります。本投資証券は、その純資産価額からあらゆる関連する費用等を差し引いた価額で償還される可能性があります。かかる費用等は、実行費用を反映して変化する可能性があります。本通常定款の定めにより、本投資法人は、費用等について適切な値を示していると管理会社が考える金額を請求する権限を有します。費用等を計算する水準および基準は、取引申請の規模および本発行市場取引に関する(または付随する)費用によっても変化する可能性があります。費用等の算出方法については、上記「費用等」の定義をご参照ください。

(2) 【買戻し手数料】

上記「(1) 申込手数料」をご参照ください。

(3) 【管理報酬等】

上記「ファンド費用」をご参照ください。

(4) 【その他の手数料等】

上記「ファンド費用」をご参照ください。

(5)【課税上の取扱い】**① 日 本**

該当事項はありません。

② アイルランド**定 義**

このセクションでは、以下の定義が適用されます。

「仲介者」とは、以下の人をいいます。

- (i) 他の人のための投資業務からの支払いの受領によって構成される、またはそれを含む事業を営む者、または
- (ii) 他の人のために投資業務の中で投資証券を保有する者

「アイルランド」とは、アイルランド共和国または本国をいいます。

「アイルランド通常居住者」

- (i) 個人の場合、税務目的上、アイルランドの通常居住者である個人をいいます。
- (ii) トラストの場合、税務目的上、アイルランドの通常居住者であるトラストをいいます。

個人の通常居住に関して、次の定義がアイルランド国税局から公表されています。

「居住」とは異なるものとしての「通常居住」という用語は、人の通常的生活様態に関係し、ある程度の継続性をもって1つの場所に居住することを意味します。

アイルランドに連続して3課税年度居住している個人は、4年目の課税年度の開始時点から通常居住者になります。

例えば、以下の課税年度にアイルランドの居住者である個人は、2013年1月1日からアイルランド通常居住者になります。

- 2010年1月1日から2010年12月31日まで
- 2011年1月1日から2011年12月31日まで
- 2012年1月1日から2012年12月31日まで

アイルランドの通常居住者である個人は、居住者ではない連続する3課税年度の終わりに通常居住者でなくなります。それ故、2010年1月1日から2010年12月31日までの課税年度にアイルランドの居住者および通常居住者であり、かつ当該課税年度にアイルランドから出国する個人は、2013年1月1日から2013年12月31日までの課税年度の終わりまで通常居住者であり続けます。

「アイルランド居住者」

- (i) 個人の場合、税務目的上、アイルランドの居住者である個人をいいます。
- (ii) トラストの場合、税務目的上、アイルランドの居住者であるトラストをいいます。
- (iii) 会社の場合、税務目的上、アイルランドの居住者である会社をいいます。

個人および会社の居住に関して、次の定義がアイルランド国税局から公表されています。

個人がある課税年度に関してアイルランドの居住者であるとみなされるのは、以下の場合です。

- 当該課税年度にアイルランドに183日以上滞在する場合、または
- 当該課税年度にアイルランドに滞在した日数に加えて前課税年度にアイルランドに滞在した日数を考慮して、アイルランドに合計280日滞在した場合。個人による1課税年度中のアイルランドでの30日以内の滞在は、かかる2年間基準を適用する上で考慮されません。2009年1月1日からアイルランドでの1日の滞在とは、個人本人がその日の中の1時点において滞在していることをいいます。

中心的管理および統制機能をアイルランドに置いている会社は、どこで設立されているかに関わらず、アイルランドの居住者です。中心的管理および統制機能をアイルランドに置いていないがアイルランドで設立されている会社は、以下の場合を除きアイルランドの居住者です。

- 当該会社または関係会社がアイルランドで取引を実行しており、かつ当該会社が本加盟国もしくはアイルランドが二重課税防止条約を締結している国の居住者である人によって最終的に支配されているか、または当該会社もしくは関係会社がEUもしくは租税条約締結国の認知された証券取引所に上場されている会社である場合
- または
- 当該会社がアイルランドと別の国との間の二重課税防止条約に基づいてアイルランドの居住者とみなされない場合

税務目的上の会社の居住の判断は、特定の場合には複雑になることがあり、投資する可能性のある投資家は、税法第23A条に含まれる具体的な立法規定で言及されていることにご注意ください。

「関連宣言書」とは、税法の別紙2Bに定められている本投資主に関連する宣言書をいいます。

「税法」とは、1997年アイルランド租税統合法(Taxes Consolidation Act)(その後の改正を含みます。)をいいます。

一 般

提供されている情報は完全ではなく、法律または税務上の助言をなすものではありません。投資家になるうとする者は、課税対象となり得る法域の法律の下での本投資証券の申込み、購入、保有、交換または処分の影響についてご自身の専門的アドバイザーに相談してください。

以下は、英文目論見書で企図されている取引に関係するアイルランドおよびイギリスの税法および税慣習の特定の側面の簡単なまとめです。これは、英文目論見書の日付時点で有効な法律、慣習および公式解釈に基づいており、そのいずれも変更されることがあります。

本投資(アイルランドの発行体の有価証券以外)に関連して本投資法人が受領する配当、利息およびキャピタルゲイン(存在する場合)は、本投資の発行体が所在する国で源泉徴収税を含む課税対象となることがあります。本投資法人は、アイルランドと当該国との間の二重課税防止条約による源泉徴収税率の軽減の利益を受けられない可能性があることが予想されます。したがって、かかる源泉徴収税は、本投資法人自体が所得税を免除されているために一般的に回収不能とみなされることがあります。将来においてこの立場が変化し、税率低減の適用によって本投資法人への返金が行われた場合、純資産価額は再提示されず、その恩恵は返金時点で存在する本投資主に按分して配分されます。

本項は、英国に本籍地のない英国居住の個人投資家または取引上もしくは職務上本投資証券を保有することのある金融業者もしくはその他の投資家に対して影響のある課税をカバーしていません。さらに本項は、本投資法人に投資している生命保険会社および英国認可の投資ファンドに関する課税についてもカバーしていません。

本ファンドの本投資主は、もし本投資主がアイルランド居住者ではなく、アイルランド通常居住者でもない場合、課税事象の発生の際にアイルランドの税金を自ら計上する必要はありません。本投資証券は承認されたクリアリング・システムで保有されています。

本投資証券の譲渡における申込みまたは譲渡の登録申請の対象である本投資証券が承認されたクリアリング・システムで保有されている場合、関連宣言書または適切な同等の手続きに関する承認が行われる必要はないことにご注意ください。全ての本投資証券が承認されたクリアリング・システムで保有されることを取締役は現在意図しています。

将来において取締役が承認されたクリアリング・システム以外の証券形式で本投資証券を保有することを認める場合、申込みにおいて本投資証券を保有しようとする投資家および本投資証券の譲受人となりうる者は、本投資法人の本投資証券の発行を受けることまたは本投資証券の譲受人として登録されること(該当する場合)の前提条件として、関連宣言書を作成することを要求されます。適切な同等の手続きが実施されている場合で本投資法人がアイルランド国税局から承認を受けている場合には、この点に関して関連宣言書を作成する必要はありません。

承認されたクリアリング・システムで本投資証券が保有されていない限りにおいて、課税事象の際に以下の税務上の効果が発生します。

本投資法人は、(a)本投資主がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもなく、本投資主が関連宣言書を作成し、本投資法人が、当該関連宣言書が不正確であると信じる理由がない場合、または(b)本投資法人が、本投資法人の本投資主がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもないことを確保するために適切な同等の手続きを実施しており、かつ本投資法人がアイルランド国税局から適切な承認を受けている場合、本投資主に関して課税事象の際に税金を控除する必要はありません。上述の関連宣言書またはアイルランド国税局からの承認がない場合、本投資主がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもないという事実にかかわらず、本投資法人における課税事象の発生の際には税金が発生します。

本投資主がアイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもない人のための仲介人として行為している限りにおいては、課税事象の発生の際に本投資法人が税金を控除する必要はありません。ただし、当該仲介人がかかる人のために行っている旨の関連宣言書を作成し、本投資法人がそこに含まれている情報が著しく正確ではないことを合理的に示唆する情報を所有しておらず、または本投資法人が適切な同等の手続きが実施されていることについてアイルランド国税局からの承認を受けており、かつこの承認が撤回されていないことを条件とします。

アイルランド居住者でもアイルランド通常居住者でもなく、かつ関連宣言書(当該関連宣言書に関して本投資法人がそこに含まれている情報が著しく正確ではないことを合理的に示唆する情報を所有していない場合)を作成した本投資主は、保有する本投資証券からの収益および保有する本投資証券の処分の際に得た利益に対してアイルランドの税金を支払う義務を負いません。しかし、アイルランド居住者ではなく、アイルランド内の取引支店または代理人によってまたはそのために直接的または間接的に本投資証券を保有する企業の本投資主は、本投資証券からの収益または本投資証券の処分の際に得た利益に対してアイルランドの税金を支払う義務を負います。

本投資主によって本投資法人に関連宣言書が提出されていないことを根拠として、本投資法人が税金を源泉徴収する場合、アイルランド法は一般的に税金の還付を規定していません。税金の還付は、限定的な状況においてのみ許可されます。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2015年2月27日現在)				
資産の種類	国名/地域	時 価		投資比率 (%)
		米ドル	円	
債券	米国	1,500,893,423	179,011,558,599	84.15
	ルクセンブルグ	79,091,218	9,433,209,529	4.43
	カナダ	33,731,751	4,023,185,961	1.89
	英国	31,638,397	3,773,511,552	1.77
	フランス	12,456,914	1,485,736,184	0.70
	オランダ	6,869,419	819,315,592	0.39
	バミューダ	6,759,000	806,145,930	0.38
	ケイマン諸島	5,626,097	671,024,556	0.32
	アイルランド共和国	5,394,375	643,387,106	0.30
	ドイツ	2,804,093	334,444,112	0.16
	オーストラリア	2,704,658	322,584,600	0.15
	スペイン	2,389,469	284,991,938	0.13
	ジャージー チャネル諸島	2,292,244	273,395,912	0.13
	イタリア	2,225,500	265,435,385	0.12
	シンガポール	2,201,625	262,587,814	0.12
	フィンランド	1,925,000	229,594,750	0.11
	リベリア	1,503,679	179,343,806	0.08
	日本	1,339,906	159,810,618	0.08
	マーシャル諸島	303,875	36,243,171	0.02
	英領バージン諸島	196,313	23,414,192	0.01
債券合計		1,702,346,955	203,038,921,309	95.45
現金およびその他資産		81,200,085	9,684,734,112	4.55
資産総額		1,783,547,040	212,723,655,420	100.00
負債総額		-14,010,040	-1,670,977,418	-0.79
合計(純資産総額)		1,769,537,000	211,052,678,002	99.21

(注)投資比率とは、本ファンドの資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同様です。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2015年2月27日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還期限	数量	米ドル				投資 比率 (%)
							取得原価		時価		
							単価	金額	単価	金額	
1	Sprint Corp Company Guar 09/23 7.875	米国	社債- 格付 B+	7.875	2023年9 月15日	11,350,000	1.04	11,828,691.70	1.04	11,775,625.00	0.66
2	Reynolds Grp Iss/Reynold Sr Secured 10/20 5.75	米国	社債- 格付 B+	5.75	2020年10 月15日	8,800,000	1.03	9,075,866.72	1.04	9,182,800.00	0.51
3	Hca Inc Sr Secured 02/20 6.5	米国	社債- 格付 BBB-	6.5	2020年2 月15日	7,870,000	1.10	8,648,340.27	1.14	8,932,450.00	0.50
4	First Data Corporation Company Guar 01/21 12.625	米国	社債- 格付 B-	12.625	2021年1 月15日	7,410,000	1.14	8,465,622.62	1.20	8,854,950.00	0.50
5	Fca Us Llc/Cg Co Issuer Secured 06/21 8.25	米国	社債- 格付B	8.25	2021年6 月15日	7,490,000	1.08	8,124,255.54	1.12	8,393,443.80	0.47
6	Chs/Community Health Sys Company Guar 02/22 6.875	米国	社債- 格付 B-	6.875	2022年2 月1日	7,750,000	1.05	8,160,564.99	1.07	8,282,812.50	0.46
7	Fca Us Llc/Cg Co Issuer Secured 06/19 8	米国	社債- 格付B	8	2019年6 月15日	7,510,000	1.05	7,902,968.15	1.06	7,933,188.50	0.44
8	Tenet Healthcare Corp Sr Unsecured 04/22 8.125	米国	社債- 格付 CCC+	8.125	2022年4 月1日	6,825,000	1.11	7,589,779.05	1.13	7,742,109.38	0.43
9	Hj Heinz Co Secured 10/20 4.25	米国	社債- 格付 BB	4.25	2020年10 月15日	7,425,000	1.01	7,489,154.61	1.02	7,536,375.00	0.42
10	Navient Corp Sr Unsecured 06/18 8.45	米国	社債- 格付 BB	8.45	2018年6 月15日	6,150,000	1.12	6,917,418.41	1.14	7,011,000.00	0.39

(2015年2月27日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還期限	数量	米ドル				投資 比率 (%)
							取得原価		時価		
							単価	金額	単価	金額	
11	Royal Bk Scotlnd Grp Plc Subordinated 12/22 6.125	英国	社債- 格付 BB	6.125	2022年12 月15日	5,800,000	1.08	6,262,262.21	1.13	6,532,270.30	0.37
12	Springleaf Finance Corp Company Guar 12/17 6.9	米国	社債- 格付B	6.9	2017年12 月15日	5,645,000	1.00	5,635,817.94	1.08	6,110,712.50	0.34
13	Reynolds Grp Iss/Reynold Company Guar 08/19 9.875	米国	社債- 格付 CCC+	9.875	2019年8 月15日	5,650,000	1.07	6,034,352.81	1.07	6,059,625.00	0.34
14	Royal Bk Scotlnd Grp Plc Subordinated 05/24 5.125	英国	社債- 格付 BB	5.125	2024年5 月28日	5,450,000	1.02	5,538,558.85	1.06	5,771,508.04	0.32
15	Sprint Corp Company Guar 09/21 7.25	米国	社債- 格付 B+	7.25	2021年9 月15日	5,600,000	1.01	5,651,832.70	1.02	5,733,000.00	0.32
16	Sprint Communications Sr Unsecured 11/22 6	米国	社債- 格付 B+	6	2022年11 月15日	5,900,000	0.98	5,789,713.71	0.96	5,664,000.00	0.32
17	Hca Inc Company Guar 02/22 7.5	米国	社債- 格付 B+	7.5	2022年2 月15日	4,790,000	1.13	5,389,935.84	1.18	5,640,225.00	0.32
18	Tenet Healthcare Corp Sr Secured 10/20 6	米国	社債- 格付 B+	6	2020年10 月1日	5,175,000	1.07	5,546,089.18	1.09	5,627,812.50	0.32
19	Sprint Corp Company Guar 06/24 7.125	米国	社債- 格付 B+	7.125	2024年6 月15日	5,650,000	0.98	5,544,535.90	1.00	5,621,750.00	0.32
20	Intelsat Jackson Hldg Company Guar 10/20 7.25	ルクセンブルグ	社債- 格付 B+	7.25	2020年10 月15日	5,380,000	1.06	5,699,451.48	1.04	5,595,200.00	0.31

(2015年2月27日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還期限	数量	米ドル				投資 比率 (%)
							取得原価		時価		
							単価	金額	単価	金額	
21	Royal Bk Scotlnd Grp Plc Subordinated 12/23 6	英国	社債- 格付 BB	6	2023年12 月19日	5,000,000	1.07	5,343,731.72	1.12	5,590,060.50	0.31
22	Clear Channel Worldwide Company Guar 11/22 6.5	米国	社債- 格付B	6.5	2022年11 月15日	5,275,000	1.03	5,453,063.26	1.06	5,573,037.50	0.31
23	Hca Inc Sr Secured 03/24 5	米国	社債- 格付 BBB-	5	2024年 3 月15日	5,150,000	1.03	5,287,098.31	1.08	5,562,000.00	0.31
24	Ccoh Safari Llc Company Guar 12/24 5.75	米国	社債- 格付 BB-	5.75	2024年12 月 1 日	5,350,000	1.01	5,399,612.50	1.04	5,537,250.00	0.31
25	Clear Channel Worldwide Company Guar 03/20 7.625	米国	社債- 格付B	7.625	2020年 3 月15日	5,190,000	1.03	5,361,126.76	1.05	5,449,500.00	0.31
26	Sabine Pass Liquefaction Sr Secured 05/24 5.75	米国	社債- 格付 BB+	5.75	2024年 5 月15日	5,275,000	1.02	5,355,960.95	1.03	5,406,875.00	0.30
27	Cit Group Inc Sr Unsecured 08/17 4.25	米国	社債- 格付 BB-	4.25	2017年 8 月15日	5,250,000	1.02	5,356,085.57	1.03	5,381,250.00	0.30
28	Scientific Games Interna Company Guar 144A 12/22 10	米国	社債- 格付B	10	2022年12 月 1 日	5,475,000	0.93	5,084,746.39	0.98	5,365,500.00	0.30
29	Dish Dbs Corp Company Guar 07/22 5.875	米国	社債- 格付 BB-	5.875	2022年 7 月15日	5,300,000	1.03	5,441,154.08	1.01	5,353,000.00	0.30
30	Arcelormittal Sr Unsecured 06/19 10.6	ルク セン ブル グ	社債- 格付 BB	10.6	2019年 6 月 1 日	4,345,000	1.20	5,220,515.25	1.23	5,344,350.00	0.30

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産等の推移】

本ファンドのNAVの推移は以下のとおりです。

計算期間/各月末	総資産額		純資産総額		1 単位当たりの純資産額	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2012年10月31日	765,446,000	91,294,744,420	740,901,351	88,367,304,121	108.99	12,999
2013年10月31日	1,314,735,000	156,808,443,450	1,266,460,526	151,050,746,980	110.67	13,199
2014年 3 月31日	1,514,703,407	180,658,675,355	1,474,373,957	175,848,581,882	114.14	13,613
2014年 4 月30日	1,417,248,000	167,931,295,058	1,372,964,752	163,753,505,933	111.79	13,333
2014年 5 月31日	1,153,770,581	137,610,217,174	1,076,891,882	128,440,894,745	112.75	13,447
2014年 6 月30日	1,124,409,505	134,108,321,641	1,119,722,444	133,549,295,864	113.66	13,556
2014年 7 月31日	1,147,700,076	136,886,188,119	1,105,686,324	131,875,207,861	111.78	13,332
2014年 8 月31日	1,124,453,545	134,113,574,322	1,086,471,652	129,583,473,934	113.57	13,546
2014年 9 月30日	1,023,916,452	122,122,515,213	1,040,657,497	124,119,219,711	110.82	13,218
2014年10月31日	1,558,628,000	185,897,561,560	1,408,621,747	168,006,315,713	109.39	13,047
2014年11月30日	1,344,225,322	160,325,754,108	1,374,016,632	163,878,963,718	108.22	12,907
2014年12月31日	1,139,561,860	135,915,543,023	1,214,018,538	144,795,991,062	107.08	12,771
2015年 1 月31日	1,330,526,409	158,691,884,795	1,360,881,565	162,312,344,292	107.91	12,870
2015年 2 月28日	1,783,547,040	212,723,655,420	1,769,537,000	211,052,678,002	110.24	13,148

(注) 本ファンドの開始日は2011年 9 月13日です。

LSEの1単位当たりの市場相場

計算期間/各月末	時価 (米ドル)	時価 (円)
2012年10月31日	109.27	13,033
2013年10月31日	110.85	13,221
2014年3月31日	114.28	13,630
2014年4月30日	111.95	13,352
2014年5月31日	112.59	13,429
2014年6月30日	113.72	13,563
2014年7月31日	111.22	13,265
2014年8月31日	113.71	13,562
2014年9月30日	111.05	13,245
2014年10月31日	109.64	13,077
2014年11月30日	108.15	12,899
2014年12月31日	107.47	12,817
2015年1月31日	108.28	12,915
2015年2月28日	110.78	13,213

(注) 本ファンドの開始日は2011年9月13日です。

②【分配の推移】

本ファンドの分配金の推移は以下のとおりです。

計算期間	分配総額		1 単位当たりの分配の額	
	米ドル	円	米ドル	円
2011年11月 1 日～2012年10月31日	37,135,106.94	4,429,104,205	8.2422	983
2012年11月 1 日～2013年10月31日	63,524,579.08	7,576,576,547	6.4389	768
2013年11月 1 日～2014年10月31日	79,883,899.36	9,527,752,677	6.2692	748

(注) 本ファンドの開始日は2011年 9 月13日です。

③【自己資本利益率（収益率）の推移】

本ファンドの収益率の推移は以下のとおりです。

計算期間	収益率(%)
2011年11月 1 日～2012年10月31日	12.69
2012年11月 1 日～2013年10月31日	7.45
2013年11月 1 日～2014年10月31日	4.51

(注) 本ファンドの開始日は2011年 9 月13日です。

(注) $\text{収益率}(\%) = 100 \times (a - b) / b$

a＝計算期間末の 1 口当たり純資産価額(当該計算期間の分配金の合計額を加えた額)

b＝当該計算期間の直前の計算期間末の 1 口当たり純資産価額(分配落の額)

ただし、初回計算期間の場合、当該計算期間の直前に代えて計算期間開始時の純資産価額

第2【外国投資証券事務の概要】

① 名義書換手続等

他のアイルランドの有限責任会社と同様、本投資法人は本投資主名簿を保持する必要があります。本投資証券は記名式です。本投資主名簿に記載されている者のみが、本投資主となります。単元未満の本投資証券は発行されません。本投資証券について、一時的な権利証券または本投資証券の証書は発行されません。アドミニストレーターより指定参加者に対して取引の確認が行われます。

取締役は、本ファンドにおける本投資証券の電子(または証書のない)形式で発行することを決議し、かつ本ファンドは承認されたクリアリング・システムを通じての清算および決済の申請を適用しました。本投資法人はアイルランドの会社であるため、これらの本投資証券に関する承認されたクリアリング・システムの運用は1990年会社法(非証券)1996年規則に準拠しています。

将来的に、フランクフルト証券取引所で取引される本投資証券がIE ISINを持つ決済モデルに本ファンドが転換される場合、上述のようにドイツ外で取得される本投資証券のために電子形式で本投資証券を発行する以外に、発行体は、ドイツの要件を満たすため、ドイツ証券集中保管機構で決済されるアイルランドETF証券に関してグローバル証書を発行します。

電子形式投資証券の譲渡

電子形式本投資証券の譲渡は、証券規制ならびに当該システムの設備および要件に基づき、かつこれらに従って、また、本取締役会が下記「電子化証券」に基づき行う取決めに基づき行われます。

電子化証券

- (a) 証券規制に従って、取締役は、(本ファンドの本投資証券の保有者に相談することなく)あるクラスの本投資証券を電子化証券とすること、または、あるクラスの本投資証券を電子化証券であることを中止することを決議することができます。
- (b) 証券規制ならびに当該システムの設備および要件に従って、取締役は、当該システムを用いたクラスの電子形式本投資証券の保有および当該クラスの本投資証券の権原の譲渡に関して、取決めを実施することができます。
- (c) 証券規制、当該システムの設備および要件、ならびに本投資法人の同意に従って、本構成員は、証券形式本投資証券から電子形式本投資証券に、また、電子形式本投資証券から証券形式本投資証券に、電子化証券である本投資証券を変更することができます。
- (d) あるクラスの本投資証券が電子化証券として存在する間、専ら当該証券が当該クラスの電子形式本投資証券の保有、当該システムを用いた当該クラスの本投資証券の権原の譲渡、および証券規制と整合的である限りにおいて本通常定款は当該クラスの本投資証券に適用されます。

- (e) あるクラスの本投資証券が電子化証券として存在する間、本投資法人は、電子形式および証券形式で各本構成員が保有する本投資証券の数を登録簿に記録するものとし、証券規制および当該システムに従って登録簿を維持します。
- (f) 本通常定款の定めにかかわらず、あるクラスの本投資証券は、当該クラスが証券形式および電子形式の両方の本投資証券で構成されているという理由のみで、または、本通常定款もしくは証券規制の定めが証券形式もしくは電子形式の本投資証券にのみ適用するという理由で、2つのクラスとして取り扱われないものとします。

譲渡の手続き

- (a) 本ファンドのいずれの本投資証券も、1933年法またはいずれかの米国の州の証券法に基づき登録されておらず、将来も登録されないものとします。したがって、本ファンドの本投資証券は、取締役の事前の同意なしに、いかなるときも、米国において、または米国人に対してもしくは米国人のために、直接または間接的に、募集、売却、譲渡または交付されないものとします。なお、当該同意は、取締役の単独の裁量で付与され、または留保されることができますが、その結果、米国人である本投資主の数が取締役の定める数を超える場合、または当該指定がない場合はかかる保有者が50名を超える場合、いかなるときも付与されないものとします。
- (b) 米国人である譲受人が本投資証券の譲渡の登録を申請した場合であって、その譲渡の結果、本投資法人が米国人と認識している本投資証券の保有者の数が、取締役が随時決定する数を超える場合(もしくは決定がない場合はかかる保有者が50名を超える場合)、または、本投資証券の保有者が、取締役の事前の同意なしに本投資証券を取得した米国人であったと本投資法人が別途認識した場合、本投資法人は、かかる米国人のために譲渡を登録することを拒否し、および/または当該米国人に対して、30日以内に自らの本投資証券を売却し、本投資法人に自らの売却に関する証拠書類を提出するよう、または、本投資法人に対して本通常定款第20条に基づき本投資証券の償還を要請するよう命令することができます。当該米国人がかかる命令に従わなかった場合、本投資法人は、本通常定款第22条に基づき、当該米国人の保有する本投資証券を強制的に償還します。
- (c) 適格保有者でない者の場合、または譲渡により譲渡人もしくは譲受人の保有数が当該最低保有数(ある場合)を下回る場合、または、その他本通常定款に記載する本投資証券の保有に関する制限に違反することになる場合、取締役は本投資証券の譲渡の登録を拒否することができます。

② 投資主に対する特典

該当事項はありません。

③ 譲渡制限の内容

該当事項はありません。

④ その他必要な事項

該当事項はありません。

第二部【外国投資法人の詳細情報】

第1【外国投資法人の追加情報】

1【外国投資法人の沿革】

日 付	沿 革
1999年12月16日	アイルランドにて本投資法人(ヨーロピアン・エクスチェンジ・トレーディッド・ファンド・カンパニー・パブリック・リミテッド・カンパニー(European Exchange-Traded Fund Company Public Limited Company))の設立
2007年12月3日	本投資法人の商号についてヨーロピアン・エクスチェンジ・トレーディッド・ファンド・カンパニー・パブリック・リミテッド・カンパニーからiシェアーズ II パブリック・リミテッド・カンパニーに変更
2009年12月2日	投資顧問会社の名称についてバークレイズ・グローバル・インベスターズ・リミテッド(Barclays Global Investors Limited)からブラックロック・アドバイザーズ (UK) リミテッドに変更
2009年12月2日	管理会社の名称についてバークレイズ・グローバル・インベスターズ・アイルランド・リミテッド(Barclays Global Investors Ireland Limited)からブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッドに変更
2010年7月10日	カストディアンについてバンク・オブ・アイルランド・セキュリティーズ・サービスズ・リミテッド (Bank of Ireland Securities Services Limited) からステート・ストリート・カストディアル・サービス・(アイルランド)・リミテッドに変更
2010年7月10日	アドミニストレーターについてザ・ガバナー・アンド・カンパニー・オブ・ザ・バンク・オブ・アイルランド(The Governor and the Company of the Bank of Ireland)からステート・ストリート・ファンド・サービス・(アイルランド)・リミテッドに変更
2011年9月13日	本ファンドの開始日
2011年9月14日	LSE上場
2012年8月15日	SIX上場
2012年8月16日	フランクフルト証券取引所上場
2013年5月20日	イタリア証券取引所(Borsa Italiana)上場
2013年7月1日	本ファンドの名称についてiシェアーズ Markit iBoxx 米ドル建てハイイールド・キャップト・ボンド(iShares Markit iBoxx \$ High Yield Capped Bond)からiシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETFに変更

2【役員の状況】

2015年2月27日現在の本投資法人の本取締役会は、以下のとおりです。

ポール・マクノートン(Paul McNaughton)(会長)(アイルランド人)：

マクノートン氏は銀行・金融、ファンド運用及び証券処理の業界で25年を超える経験を有しています。さらに、マクノートン氏はダブリンと米国の両方でIDA(アイルランド)に10年間勤務し、多国籍投資の場としてアイルランドのマーケティングを行いました。その後はアイルランド銀行(Bank of Ireland)のIFSCファンド事業を立ち上げ、さらにドイツ銀行(Deutsche Bank)に入社してアイルランドでのファンド事業を立ち上げました。同氏は主にダブリンとケイマン諸島でのヘッジファンド管理事業を含むドイツ銀行のオフショア・ファンド事業の統括責任者を務め、続いてダブリン、ロンドン、エジンバラ、ジャージ、フランクフルト、シンガポール、ニューヨークおよびボルティモアで営業するドイツ銀行の世界的なファンド・サービシング事業のグローバル責任者の職を担いました。マクノートン氏はドイツ銀行のグローバル・カストディおよびファンド事業のステート・ストリート銀行(State Street Bank)への売却を主導した後、2004年8月にドイツ銀行を退職し、現在はアイルランドのいくつかの投資会社およびその他の金融事業体(いくつかのオルタナティブ投資やヘッジファンドの事業体も含まれます。)の顧問および非常勤取締役を務めています。マクノートン氏は、ダブリンのトリニティ・カレッジで経済学の優等学位を取得しています。同氏は、アイルランド・ファンド協会(Irish Funds Industry Association)(以下「IFIA」といいます。)の創立会長を務め、アイルランド政府のミューチュアル・ファンド管理作業部会(Irish Government Task Force on Mutual Fund Administration)の一員として働きました。同氏は、従来型とオルタナティブの両方の資産クラスに関してアイルランドでのファンド事業の拡大に中心的役割を果たしました。

マクノートン氏は、本ファンドの出資者投資証券または本投資証券のいずれも保有していません。

ポール・マクゴワン(Paul McGowan)(アイルランド人)：

マクゴワン氏は、KPMG(アイルランド)の金融サービス税務パートナーを25年以上にわたって務め、KPMG(インターナショナル)で金融サービス税務のグローバル責任者を務めました。同氏は以前にIFIAの会長を務めました。現在は、AEGONアイルランドPLC(AEGON Ireland PLC)の会長、マイルストーン・アビエーション・リミテッド(Milestone Aviation Limited)の取締役を含むいくつかの非常勤取締役を務めています。同氏はアイルランド首相省(Department of the Taoiseach)が設立したIFSCファンド・グループ(IFSC Funds Group)の会長でもあり、アイルランド政府の移転価格に関するEU調停パネル(EU Arbitration Panel)にも任命されました。マクゴワン氏は、アイルランド勅許会計士協会(Institute of Chartered Accountants in Ireland)のフェローであり、ダブリンのトリニティ・カレッジでビジネス研究の学位およびハーバード・ビジネス・スクールで企業財務管理のディプロマを取得しています。

マクゴワン氏は、本ファンドの出資者投資証券または本投資証券のいずれも保有していません。

コラ・オドナヒュー(Cora O' Donohoe)(アイルランド国籍、英国在住)：

オドナヒュー氏は、ブラックロックのマネージング・ディレクターです。同氏は最近まで、ブラックロックの欧州インデックス・エクイティ・グループでポートフォリオ運用チームの責任者を務め、機関投資家向けおよびiシェアーズ商品を運用するポートフォリオ運用チームの責任を担っていました。現在は、EMEAでの指数事業の支援に関わり、投資技術プラットフォームと商品オペレーション・モデルの統合の責任を担うなど、いくつかの領域で事業の代表者を務めています。オドナヒュー氏は、2009年にブラックロックと合併したバークレイズ・グローバル・インベスターズ(Barclays Global Investors)(以下「BGI」といい、現在のブラックロックです。)での勤務を含め、1995年から当社に勤務してきました。BGIでは、インデックス・エクイティ・チームのポートフォリオ運用責任者でした。同氏はゴールドマン・サックス(Goldman Sachs)でエグゼクティブ・ディレクターを務めたこともあります。オドナヒュー氏は、ユニバーシティ・カレッジ・ダブリンで歴史と英語の学士号を取得しています。

オドナヒュー氏は、本ファンドの出資者投資証券または本投資証券のいずれも保有していません。

バリー・オドワイヤー(アイルランド人)：

オドワイヤー氏は、ブラックロックのマネージング・ディレクターであり、ブラックロックの欧州オープンエンド型ファンドのコーポレート・ガバナンスの監督を担当しています。同氏はブラックロックのアイルランド事業のチーフ・オペレーティング・オフィサーであり、アイルランド、ルクセンブルクおよびドイツのいくつかのブラックロックの企業、ファンドおよび運用会社、ならびにブラックロックの英国の生命保険会社で取締役を務めています。同氏はIFIAの運営評議会および金融サービス・アイルランド(Financial Services Ireland)の取締役会の一員です。同氏は1999年にブラックロック・アドバイザーズ(UK) リミテッドにリスク管理責任者として入社し、2006年に現在の職に異動しました。ブラックロック・アドバイザーズ(UK) リミテッド入社前は、ガートモア・インベストメント・マネジメント(Gartmore Investment Management)、ヒポフェアアインズ銀行(HypoVereinsbank)およびナショナル・ウェストミンスター銀行(National Westminster Bank)でリスク管理マネージャーとして勤務しました。オドワイヤー氏は、ダブリンのトリニティ・カレッジでビジネス研究と経済学の学位を取得し、1991年に卒業しました。同氏は勅許公認会計士協会(Chartered Association of Certified Accountants)の資格を持ち、シティ大学ビジネススクールでMBAを取得しています。

オドワイヤー氏は、本ファンドの出資者投資証券または本投資証券のいずれも保有していません。

カレン・プルス(Karen Prooth)(英国人)：

プルス氏は、ブラックロックのマネージング・ディレクターおよびブラックロックの上場投資信託(ETF)事業であるiシェアーズのEMEA地域担当チーフ・オペレーティング・オフィサー(以下「COO」といいます。)です。同氏は、資産管理業界において20年を超える経験を有しています。プルス氏は、2007年にBGIに入社しました。BGI入社前は、JPモルガン・アセット・マネジメント(JP Morgan Asset Management)(以下「JPモルガン」といいます。)に17年間在籍し、インターナショナル・エクイティ・バランス業務のCOOおよびEMEA地域のリスク責任者など多くの業務のマネージング・ディレクターを務めました。また、同氏はJPモルガン・チェース・ペンション・プラン(JP Morgan Chase Pension Plan)のトラスティー・ディレクターおよびペンション・プラン投資委員会のメンバーも務めました。JPモルガンに勤務する前は、プルーデント・ポートフォリオ・マネージャーズ(Prudential Portfolio Managers)の計量アナリストでした。プルス氏は、1986年にリーズ大学の数学およびオペレーショナル・リサーチ学科を第一級優等学位で卒業しました。

プルス氏は、本ファンドの出資者投資証券または本投資証券のいずれも保有していません。

3【外国投資法人に係る法制度の概要】**① アイルランド会社法**

アイルランドで設立された公開有限責任会社として、本投資法人は本法および本法に関連する規則に準拠しています。アイルランド企業およびその取締役は、裁判所の判断を通じてアイルランド裁判所の裁判官により制定されるコモン・ローの規則にも服します。下記「第三部 特別情報 第1 投資信託制度の概要 1 設立、根本規則」をご参照ください。

② EC規則

本投資法人は、EC規則に従うUCITSとして中央銀行に認可されており、EC規則に従って規制されています。EC規則はUCITS指令を実行しています。UCITS指令は、UCITSとしてのオープンエンド型集団投資スキームの認可と、一つの本加盟国からの単一の認可に基づく、EUを通じたUCITSのマーケティングを促進しています。UCITSとしての認可に適格であるため、集団投資スキーム(例えば、本投資法人)は、EC規則を遵守しなければなりません。これには、EC規則に基づく適格投資への投資ならびにEC規則に定められている投資制限およびその他の制限の遵守が含まれています。

4【監督官庁の概要】**中央銀行**

中央銀行は、アイルランドの金融サービス規制機関であり、歴史的な中央銀行です。中央銀行の責任は、UCITSとしての集団投資スキームの認可およびEC規則に基づくUCITSの監督を含む、適切かつ効率的な規制ならびにアイルランドの金融機関および金融市場の監督を含みます。

5【その他】

① 定款の変更

本通常定款の変更には、本投資主の(本人または代理人による)議決権の75%以上の多数によって可決された特別決議による本投資主の承認が必要です。

② 事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

③ 出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

④ 訴訟事件その他外国投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟に関しては、本投資法人は本ファンドに重大な影響を及ぼす本ファンドに対する重大な訴訟は認識していません。しかし、本ファンドは、他の第三者に対するクラスアクションに参加しています(いずれの場合も、本ファンドは代表原告ではありませんが、クラスアクションに参加する複数の非代表原告の1つです。)

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

(1) 日本における設定手続き

日本国内において、本ファンドの設定の募集は一切行っておりません。

(2) アイルランドにおける設定手続き

本発行市場は、本投資法人が指定参加者に本ファンドの本投資証券を発行する、または本投資法人が指定参加者より本投資証券の償還を受ける市場です。本発行市場では、指定参加者のみが本投資証券の申込みまたは償還を行うことができます。

本ファンドにおいて、本投資法人に対して直接的に本投資証券の申込みおよび償還を行うことを希望する申込者は、一定の適格基準を満たして本投資法人の登録を受け、指定参加者となる必要があります。加えて、指定参加者となることを申込む全ての者は、最初に本投資法人の口座開設申込書(アドミニストレーターより取得できます。)を作成し、一定のマネーロンダリング防止基準を満たさなければなりません。申込者は、署名済の口座開設申込書の原本をアドミニストレーターに送付する必要があります。指定参加者となることを希望する申込者は、投資顧問会社に詳細をお問い合わせください。本投資法人は、口座開設申込書を受理または拒絶し、および指定参加者として行為するための承認を取り消す絶対的な裁量権を有します。

指定参加者は、本ファンドの本投資証券の申込みまたは償還の取引申請を電子発注システムで提出することができます。電子発注システムの使用は、投資顧問会社およびアドミニストレーターの事前承諾を条件としており、かつ中央銀行の要件に従い、それを遵守する必要があります。電子システムによる申込みおよび償還の注文は、本発行市場取引予定表に掲載されている取引申請のカットオフタイムに従います。投資顧問会社の承諾を得て、中央銀行の要件に従うことで代替的な取引手段を使用することが可能です。

全ての取引申込は、指定参加者がリスクを負います。一度提出された取引申請は、(投資顧問会社がその裁量で決定する場合を除いて)取り消しできないものとします。本投資法人、投資顧問会社およびアドミニストレーターは、口座開設申込書の提出時に発生するいかなる損失、または、電子発注システムもしくは投資顧問会社が承認した代替的な取引手段による取引申請の提出時に発生するいかなる損失についても、一切の責任を負わないものとします。登録内容の変更および支払指図は、本投資法人が書類の原本を受領した場合のみ効力が生じるものとします。

指定参加者は、本発行市場で取引申請の提出を行う場合には、購入および償還決済の義務の履行能力を保証する責任を負います。償還請求を行う指定参加者は、最初に償還を行うための十分な本投資証券を自己名義で保有していることを保証しなければなりません(本投資証券は、決済日までに消却の目的で証券登録機関に引渡されなければなりません。)。償還請求は、支払いが指定参加者の登録口座に行われる場合に限り、処理されます。

ポートフォリオ・コンポジション・ファイル

本投資法人は、本ファンドのポートフォリオ・コンポジション・ファイルを公表し、本ファンドの投資動向を提供しています。さらに、当該ポートフォリオ・コンポジション・ファイルには、(a)申込みの場合は、指定参加者から本投資法人に対して、または(b)償還の場合は本投資法人から指定参加者に対して引渡される本現金部分についても記載されています。

指定参加者は、投資顧問会社を通じて各取引日における本ファンドのポートフォリオ・コンポジション・ファイルを請求することができます。

現物取引、現金取引、および指示型の現金取引

本投資証券は各取引日に申込みおよび償還することができます。

本投資法人は、一切の理由を示すことなく、本投資証券の取得申込みを全体的または部分的に受諾または拒絶する絶対的な裁量権を有します。本投資法人はまた、(申込書を受諾しているにもかかわらず)申込者への本投資証券発行前の本投資証券の申込みを全体的または部分的に拒絶または取り消す絶対的な裁量権を有します(ただし、これを行う義務はないものとします。)。その条件は、当該指定参加者(またはその親会社もしくは最上位の親会社)に以下の事由が生じた場合とします。すなわち、支払不能事由、信用格付の格下げ、格付会社によるウォッチリスト(格下げの示唆)への掲載、が生じ、または、本投資法人(または管理会社もしくは投資顧問会社)が、当該指定参加者とその決済義務を履行できない可能性があるもしくは当該指定参加者が本ファンドに信用リスクを与えると判断できる合理的な根拠を有する場合です。さらに、本投資法人は、適格保有者ではない者によって本投資証券が取得されないようにするため、本投資法人が必要と考える制限を課すことができます。

本投資法人は、現物、現金または両方の組み合わせにより、申込みを受諾しおよび償還の支払いを行うことができます。本投資法人は、その絶対的な裁量で、現物および現金またはそのどちらかでの申込みを受諾するかどうかを決定することができます。本投資法人は、現物および現金またはそのどちらでの指定参加者からの償還を受諾するかどうかを、個別の場合に応じて決定する権利を有します。その条件は、以下の事由のいずれかが指定参加者(またはその親会社もしくは最上位の親会社)に生じた場合とします。すなわち、支払不能事由、信用格付の格下げ、格付会社によるウォッチリスト(格下げの示唆)への掲載、が生じ、または、本投資法人(または管理会社もしくは投資顧問会社)が、当該指定参加者とその決済義務を履行できない可能性があるもしくは、当該指定参加者が本ファンドに信用リスクを与えると判断できる合理的な根拠を有する場合です。

申込みは、純資産価額に関連する費用等を加えたものに基づきます。かかる費用等は、実行費用を反映して変化する可能性があります。本投資証券は、その純資産価額からあらゆる関連する費用等を差し引いた価額で償還される可能性があります。かかる費用等は、実行費用を反映して変化する可能性があります。本通常定款の定めにより、本投資法人は、費用等について適切な値を示していると管理会社が考える金額を請求する権限を有します。費用等を計算する水準および基準は、取引申請の規模および本発行市場取引に関する(または付随する)費用によっても変化する可能性があります。指定参加者が、本ファンドの対象投資の通貨とは異なる通貨の現金で申込みまたは償還を行う場合、(申込みの場合は)対象投資の購入に必要な通貨への申込額の両替、または(償還の場合は)対象投資の売却による売却受取金の償還の受取金を支払うために必要な通貨への両替に伴う為替取引コストは、かかる指定参加者が(それぞれ)支払う、または受け取る(場合によります。)関係申込額または償還額に適用される費用等に含まれます。

場合によっては、費用等の水準は、本投資の実際の購入もしくは売却の完了、または本投資法人による、もしくはそのための関係為替取引の執行に先立って決定されなければならない、申込みまたは償還の価格は、推定される費用等(これは、関係市場での関係有価証券の取引において発生するコストに関する過去の情報または予想されるコストに基づくことがあります。)に基づくものとなる場合があります。申込みまたは償還の価格の総額が推定される費用等に基づく場合で、その推定される費用等が申込みまたは償還の結果として本投資を取得または処分する際に本ファンドに実際に発生したコストと異なるものとなった場合、当該指定参加者は、(申込みの場合は)本ファンドに支払われた総額の不足額を、または(償還の場合は)本ファンドから受領した余剰額を本ファンドに支払うものとし、本ファンドは、(申込みの場合は)本ファンドが受領した余剰額について、(償還の場合は)本ファンドが支払った不足額について指定参加者に支払いを行うものとし(場合によります。)。指定参加者は、本ファンドによって支払われた、または本ファンドに支払われる額に対して利子が発生することも利払い義務が発生することもないことに留意する必要があります。本ファンドおよび本投資主を保護するため、本投資法人および管理会社は、実際の費用等の支払いの前に発生し得る市場および為替のエクスポージャーから本ファンドを保護するための余裕を推定される費用等に含める権利を留保しています。

申込みおよび償還の注文は、通常、本投資証券の最低申込単位の倍数で受諾されるものとし、かかる最低申込単位は、いかなる場合も管理会社の裁量で減少または増加される可能性があります。指定参加者は本ファンドの最低申込みおよび償還の注文の詳細について電子発注システムを参照する必要があります。本ファンドの評価時点およびカットオフタイムに関する詳細についても、以下の本発行市場取引予定表に掲載されています。申込みおよび償還の注文におけるカットオフタイムの詳細は、アドミニストレーターから入手することもできます。

アジア、オーストラリア、および中東または、そのいずれかの市場に投資している本ファンドに対し、指定参加者が申込申請または償還請求を行う場合、かかる取引日における本ファンドの資産の価額は、取引日以降の重要市場営業日における資産の価額となることに留意する必要があります。

本発行市場取引予定表に掲載された時間以降に提出された申込書は、通常はかかる取引日に取引を行うために受諾されないものとします。ただし、例外的に、当該申込書が評価時点の前に提出された場合は、本投資法人、管理会社または投資顧問会社の裁量で、かかる取引日に取引を行うために当該申込書が受諾される場合があります。申込みおよび償還に関する本投資の譲渡の決済および/または現金の支払いは、取引日以降の、所定の営業日(または、指定された営業日以前で、かつ管理会社が指定参加者と協議の上決定する日)に行わなければなりません。指定参加者は、申込みおよび償還に関する最大および最小決済時限(1営業日から4営業日の間です。)の詳細について、電子発注システムを参照する必要があります。ある重要市場が、当該取引日から決済予定日(同日を含みます。)までの期間のいずれかの営業日において取引または決済を休業している場合、および/または決済予定日に本基準通貨による決済ができない場合は、それに伴い、決済時限に遅延が生じる可能性があります(ただし、かかる遅延は決済に係る規制要件を超えるものではありません。)

償還を行う指定参加者が、本ファンドの純資産価額の5%以上に相当する数の本投資証券の償還を請求した場合、取締役は、その単独の裁量で、現物による償還により本投資証券を償還することができます。かかる場合において、償還を行う指定参加者から依頼された場合、取締役は当該指定参加者のために本投資を売却します(売却にかかる費用は、指定参加者に請求することができます。)

いずれかの取引日に、本ファンドに関して発行済の本投資証券の10%以上に相当する償還請求が行われた場合、管理会社は、その裁量で10%(当該取引日のカットオフタイム以降を含むいずれかの時点において)を超過するいずれかの本投資証券の償還を拒否することができます。かかる取引日の償還請求は按分して減額されるものとし、当初請求された全ての本投資証券の償還が行われるまで、当該取引日以降の各取引日に受領されたものとして、処理されるものとします。

延期された償還請求は、当該取引日以降の取引日に受領されたいずれの償還請求よりも優先して処理されるものとします。いずれの場合も、通常、償還決済は取引日から14日以内に行われます。償還請求の受取金は、本投資主または本投資主が指示したその他の口座に支払われます。指示された口座へ支払いが行われると、本投資法人の義務および債務は完全に履行されます。

投資顧問会社は、その絶対的な裁量で、申込申請または償還請求に関して対象資産取引も実行しますが、(特に)本ファンドのその他の本投資主および対象資産市場への影響、ならびに許容される業界慣行を考慮して、かかる対象資産取引を変更する(例えば、取引時期を調整する)ことができます。

現物取引

本ファンドの本投資証券は、現物資産と引き換えに申込みおよび/または償還をすることができます(上記に従います。)

指定参加者が現物資産と引き換えに本投資証券を申し込む場合は、対象有価証券のバスケットおよび現金部分(いずれも、本ファンドが保有している、および保有予定である対象資産ポートフォリオに基づき、投資顧問会社が決定します。)を決済義務の一部として本ファンドに引渡す必要があります。

指定参加者が当該決済日までに1または複数の特定の対象有価証券の引渡しを行わなかった、または引渡しを遅延した場合、本投資法人は、当該対象有価証券の価額に本投資法人による当該対象有価証券の購入に関連する費用等(外国為替費用等の手数料および/または遅延により発生した費用を含みます。)を加えた相当額を本投資法人に支払うよう、指定参加者に要求することができます(ただし、これを行う義務はないものとします。)。

指定参加者が現物資産と引き換えに償還を受ける場合は、本ファンドの対象資産ポートフォリオに基づき投資顧問会社が決定する、対象有価証券および現金部分(該当する場合)で償還金を受け取ることになります。

指示型の現金取引

指定参加者が、通常の慣例とは異なる方法による対象有価証券取引および/または外国為替取引の実行を要求する場合、投資顧問会社は、可能な場合は当該要求を満たすための合理的な努力を行いますが、要求された方法で当該要求が達成されなかった場合、理由の如何を問わず、投資顧問会社はいかなる責任または義務も負いません。

現金による申込みまたは償還を行う指定参加者が、特定の指定ブローカーとの対象有価証券取引(すなわち指示型の現金申込みまたは償還)を希望する場合、指定参加者は、当該取引申請においてかかる指示を明確に示す必要があります。投資顧問会社は、その単独の裁量で、当該指定ブローカーと対象有価証券取引を行うことができます(ただし、これを行う義務はないものとします。)。指定ブローカーの選択を希望する指定参加者は、投資顧問会社が対象有価証券取引を行う前に、当該取引を手配するために指定ブローカーのポートフォリオ取引デスクに連絡する必要があります。

設定の申込みが指示型の現金申込みとして受諾され、指定参加者の決済義務の一部となる場合、指定参加者は (i) 指定ブローカーから本ファンドへの(カストディアンを通じた)対象有価証券の譲渡を保証し、および (ii) 対象有価証券の本ファンドへの売却に関連して、指定ブローカーが負担した手数料および費用に加え、外国為替費用を含む関連する費用等を(実行費用を反映させるために)支払う責任を負うことになります。

償還の取引申請が指示型の現金償還として受諾される場合、指定参加者は、指定ブローカーによる本ファンドからの対象有価証券の購入を保証する責任を負います。指定参加者は、本ファンドから対象有価証券を購入するために指定ブローカーが支払った金額から、外国為替費用を含む関連する費用等を(実行費用を反映させるために)差し引いた金額を受け取ります。

指定参加者または指定ブローカー側による怠慢、誤り、取引もしくは決済の不履行または遅延により、指定ブローカーとの対象有価証券取引、さらに指定参加者による申込みまたは償還の注文が実行されなかった場合は、投資顧問会社が責任を負うことはなく、一切の義務も負わないものとします。指定参加者、または当該指定参加者が対象有価証券取引を指示した指定ブローカーが、対象有価証券取引のいずれかの部分について、不履行、決済遅延、または条件変更を行った場合、当該指定参加者は、当該対象有価証券取引の遅延により本投資法人および/または投資顧問会社に発生した費用を含む、関連するリスクおよび費用を全て負担するものとします。かかる状況において、本投資法人および投資顧問会社は、当該不履行、遅延および/または条件変更を考慮して、他のブローカーと取引を行う、および当該指定参加者による申込みまたは償還に関する条件(申込価格および/または償還金額を含みます。)を変更する権限を有します。

[次へ](#)

本発行市場取引予定表 *

ファンド名	DDにおけるファンドの評価時点	DDに非重要市場が休業の場合、当該市場で上場または取引されている資産に適用される評価時点	DDにおける取引申請カットオフタイム (現金または市場取引およびFOPまたはOTC DVPによる現物取引)(または、例外として、管理会社はその絶対的な裁量で承認したカットオフタイム以降の時間) ** 指定参加者はさらなる詳細について、電子発注システムを参照する必要があります。
i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF	午後11時	DDの前BD午後11時	午後 8 時

* 「BD」は営業日(Business Day)、「DD」は取引日(Dealing Day)を表します。

** ただし、常に申込書が当該取引日の本ファンドの評価時点前に受領されている場合に限りです。

時間の前倒しまたは先送りは、投資主へ事前通知の上、管理会社または投資顧問会社はその裁量で決定することができます。

12月25日および1月1日の前の取引日については、取得または償還の取引申請は、本ファンドの取引日の正午12時(アイルランド時間)までに受領されていなければなりません。

注記：本取引予定表に記載されている全ての時間は、グリニッジ標準時(GMT)、または該当する場合は英国夏時間(BST)であり、中央ヨーロッパ標準時(CET)ではありません。

2【買戻し手続等】

(1) 日本における償還手続き

日本国内において、本ファンドの償還の取扱いは一切行っておりません。

(2) アイルランドにおける償還手続き

上記「1 申込(販売)手続等」をご参照ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

一 般

本ファンドの本投資証券1口当たり純資産価額は、本通常定款に従い、各取引日に本ファンドの資産から負債を差し引いた金額を、本ファンドに関する発行済の本投資証券の数で除して決定され、取締役が決定しアドミニストレーターの同意を得ることができる小数点の桁数に調整されるものとします。本投資法人のいずれのファンドにも帰属しない本投資法人の負債は、全てのファンドの間でそれらの各純資産価額に基づいて比例配分されるものとします。

本ファンドは、各取引日に、有価証券を評価する指数評価法を使用して、以下に掲載されている本ファンドの評価時点で評価されます。対象有価証券の性質によっては、本ファンドは関係市場の最終取引価格、最終仲値または呼値のいずれかで評価される場合があります。

取引日における本ファンドの評価時点	午後11時
-------------------	-------

本ファンドは、2つ以上のクラスの本投資証券で構成される場合があります。本投資証券1口当たり純資産価額は、本ファンドのクラス間で異なる場合があります。本ファンドが2つ以上のクラスの本投資証券で構成されている場合、各クラスの純資産価額は、各クラスに帰属する本ファンドの純資産価額を計算して決定されるものとします。あるクラスの本投資証券1口当たり純資産価額は、当該クラスの純資産価額を当該クラスの発行済の本投資証券の数で除して計算されるものとします。あるクラスに帰属する本ファンドの純資産価額は、当該クラスの発行済の本投資証券の価額を設定し、関連する手数料および費用を当該クラスに配分し、該当する場合は本ファンドより支払われる分配を考慮して適正な調整を行い、それに従って当該ファンドの純資産価額を配分することにより、決定されるものとします。本書日現在、本ファンドの投資証券クラスは1つのみです。

市場相場が容易に入手できる規制市場で上場または取引されている資産は、株式については最終取引価格を使用して評価時点で価格付けを行うものとします。本ファンドに関して、債券は、買呼値を使用して債券を評価する本ベンチマーク指数が採用する手法に従って評価されるものとします。本ファンドの資産は複数の規制市場で上場または取引されているため、当該資産の主要市場であるとアドミニストレーターが考える規制市場の最終取引価格、最終仲値および買呼値またはそのいずれか(該当するもの)が使用されます。

規制市場に上場されているが、関係証券取引所外またはOTC市場でプレミアムまたはディスカウントにより取得または取引された本投資の価額は、カストディアン承認を得て、本投資の評価日におけるプレミアムまたはディスカウントの水準を考慮して評価することができます。カストディアンは、本投資の推定売却価格の設定に照らして、かかる手法の適用が正しいことを保証しなければなりません。

本ファンドの本投資が関係取引日に規制市場で上場または取引されず、それに関する市場相場が容易に入手できない場合、当該本投資は、取締役、または取締役によって指名され、(当該目的で適任者として)カストディアンによって承認された他の適任者(本ファンドと関係している者または独立した者)もしくは企業によって、慎重かつ誠実に決定された推定売却価格で評価されるものとします。

アドミニストレーターは、取締役によって指名され、当該目的で適任者としてカストディアンによって承認された適任の専門家が推奨する可能性のある、慎重かつ誠実に付けられた推定売却価格を使用することができます。現金およびその他の流動資産は、その額面で、該当する場合は経過利子を付けて評価されます。

本ファンドの特定の資産について、最終取引価格、最終仲値および買呼値またはそのいずれか(該当するもの)がその公正価格を反映していないと管理会社が考える場合、または価格が入手できない場合、当該資産の価額は、取締役、または取締役によって指名され、その目的でカストディアンによって承認された適任者もしくは企業によって、評価時点における当該資産の推定売却価格に基づいて、慎重かつ誠実に計算されるものとします。

上記の評価規則に従って特定の本投資の評価を行うことが不可能もしくは不適切な場合、または当該評価が通貨、市場性およびその他の関係があるとみなされる事項に照らして公正な市場価額を表していない場合、取締役は、かかる特定の本投資の適切な評価を達成するために、他の一般的に認められている評価方法を使用する権利を有します。ただし、当該評価方法がカストディアンによって承認されていることを条件とします。

オープンエンド型集団投資スキームの持分、ユニットまたは参加権は、入手可能な最新の、かかるオープンエンド型集団投資スキームによって公表されるかかる持分、ユニットまたは参加権の純資産価額で評価されます。クローズドエンド型集団投資スキームの持分、ユニット、または参加権は、規制市場で上場または取引されている場合には、規制市場で上場または通常取引されている投資に適用される上記の定めに従って評価されます。

本基準通貨以外で表示されている価額および借入(本投資、現金のいずれについてかを問いません。)は、アドミニストレーターがその状況下で適切とみなすレート(公式か否かを問いません。)で、本基準通貨に換算されるものとします。

上場FDIは、各取引日に、評価時点における当該商品の決済価格で評価されます。当該価格が入手できない場合、当該価額は、取締役、または取締役によって指名され、当該目的でカストディアンによって承認された適任者もしくは企業によって慎重かつ誠実に付けられた推定売却価格とします。

OTC FDI契約の価額は、次のいずれかとします。(a) 契約相手からの呼値、または (b) 本投資法人もしくは独立価格情報会社(契約相手と関係しているが、契約相手が使用するものと同じ価格モデルに依拠していないことで契約相手から独立した者としてすることができます。)によって計算された、代替的な評価(モデル価格など)。ただし、次のことを条件とします。(i) 契約相手の評価が使用される場合、これは、少なくとも毎日提供され、契約相手と無関係の者((当該目的でカストディアンによって承認された)投資顧問会社またはアドミニストレーターとすることができます。)によって、少なくとも毎週承認または検証されなければなりません。(ii) 代替的な評価(すなわち、管理会社または取締役によって指名され、当該目的でカストディアンによって承認された適任者によって提供される評価(または価額がカストディアンによって承認されることを条件とするその他の方法による評価))が使用される場合、これは、毎日提供されなければならない、利用される評価原則は、証券監督者国際機構(International Organisation of Securities Commission (IOSCO))、オルタナティブ投資管理協会(Alternative Investment Management Association (AIMA))などの団体によって確立された国際的なベスト・プラクティスに従わなければならない、当該評価は、毎月、契約相手の評価と照合されるものとします。著しい差異が生じた場合、これらは直ちに調査および説明がされなければなりません。

市場相場が自由に入手できる先渡外国為替契約および金利スワップ契約は、前項に従って、または市場相場を参照して評価することができます(この場合、当該価格を独立して検証させ、または契約相手の評価と照合させる必要はありません。)

純資産価額の公表

純資産価額の決定が下記の「本投資証券の評価ならびに売却、償還および交換の一時停止」に記載のある事由で停止されている場合を除き、本ファンドの本投資証券1口当たり純資産価額は、各取引日の営業時間終了時までにアドミニストレーターの登録上の事務所において入手できるものとします。本ファンドの本投資証券1口当たり純資産価額は、本ファンドの評価時点の翌営業日に、常に更新される規制情報サービスおよびiシェアーズの公式ウェブサイト(www.iShares.com)、ならびに取締役が決定するその他の公表手段と頻度において毎日公表されるものとします。本ファンドの純資産価額の公表は情報提供のみを目的とし、公表された純資産価額での本投資証券の申込み、償還および交換を勧誘するものではありません。

推定純資産価額

推定純資産価額(iNAV®)は、取引時間内に実時間ベース(15秒ごと)で算出される本ファンドの純資産価額です。当該値は、本ファンド価額の推定値を継続して投資家および市場参加者に提供することを目的としています。当該値は通常、全ての関係取引所における現在価格を使用し、実際の本ファンドのポートフォリオの評価額を基に算出されます。

本ファンドのiNAV®値の算出および公表の責任は、投資顧問会社により、ドイツ証券取引所グループに委任されています。iNAV®値はドイツ証券取引所のCEFデータ・フィードを介して発信され、主要な市場データ・ベンダーの端末およびドイツ取引証券所のウェブサイト(www.deutsche-boerse.com)等の、株式市場データを掲載している広範なウェブサイトに表示されます。

iNAV®値は、関係証券取引所における本投資証券価額ではなく、または申込み、償還、購入もしくは売却時の本投資証券価額でもなく、かつそのように解釈または依拠されるべきものではありません。特に、当該iNAV®の公表時間に本ベンチマーク指数または本投資の構成銘柄が活発に取引されていない状況においては、本ファンドに関して提供されるいかなるiNAV®も本投資証券の真の価額を反映していない可能性および誤解を招くおそれがあり、かつ依拠すべきではありません。投資顧問会社またはその被指名人が実時間、または一定時間においてiNAV®を提供できない状態は、それ自体が関係証券取引所における本投資証券の取引の中止につながるものではなく、当該状況においては当該証券取引所の規則に従って決定がなされます。iNAV®の算出およびレポーティングにおいて、例えば、本ベンチマーク指数もしくは本投資それ自体または本ベンチマーク指数もしくは本投資に基づくその他の上場ファンドのiNAV®を含む、同一の構成証券に基づき算出されるその他の価額と比較した場合、関係構成証券価格の入手において発生する時間の遅延が反映される可能性があることを投資家は認識しておかなければなりません。関係証券取引所での本投資証券の申込みまたは償還に関心のある投資家は、投資判断を行う際に利用できるiNAV®のみに依拠すべきではなく、他のマーケット情報および経済的要因等(関連する場合には、本ベンチマーク指数または本投資、関係構成証券ならびに本ファンドに対応する本ベンチマーク指数または本投資に基づく金融商品の情報を含みます。)を併せて検討すべきです。本投資法人、取締役、投資顧問会社またはその被指名人、カストディアン、アドミニストレーター、指定参加者、およびその他のサービス・プロバイダーのいずれも、iNAV®に依拠するいかなる者に対しても責任を負いません。

収益の平準化

税務および会計上の目的のために、本投資から得られる収益の水準が、関係会計期間における本投資証券の発行、交換または償還により影響を受けることのないよう、管理会社は収益の平準化調整を行うことができます。

本投資証券の評価ならびに売却、償還および交換の一時停止

本投資法人は、以下の期間において、本投資法人または本ファンドの純資産価額の決定、ならびに本投資証券の発行、交換および/または償還を一時的に停止することができます。

- (i) 本ファンドの本投資の重要な部分が随時、見積り、上場、取引もしくは取扱いされているいずれかの主要市場が休場した場合(通常の週末もしくは通常の休日を除きます。)、または、当該市場での取引が制限もしくは停止されている場合、または、当該先物取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている場合、その期間(通常の休日もしくは通常の週末を除きます。)
- (ii) 本投資法人または本ファンドが、一般的に本投資主または本ファンドの本投資主の利益を著しく害さない形で、本投資を処分し、もしくは評価することが合理的にできないと取締役が考えるような状況の場合、または、純資産価額が公正に計算できないか、当該処分が一般的に本投資主もしくは本ファンドの本投資主に多大な損害を与えると取締役が考える場合、その期間

- (iii) いずれかの本投資法人または本ファンドの本投資の価格を決定する際に通常使用される連絡手段に障害が生じている場合、またはその他の理由でいずれかの本投資もしくは本ファンドのその他の資産の価値が合理的に、迅速に、もしくは正確に確認できない場合、その期間
- (iv) 本投資法人が支払期限の到来した償還の支払いをするために必要な資金を本国に送金できない場合、または、当該支払いまたは本投資の取得もしくは実施が、通常の価格もしくは通常の為替レートで行うことができないと取締役が考える場合、または、申込み、償還もしくは取引に必要な、金銭もしくは資産の譲渡が困難であるか、困難になると予想される場合、その期間
- (v) 本投資証券の売却または償還による受取金が、本投資法人もしくは本ファンドの口座に、または本投資法人もしくは本ファンドの口座から送金できない期間
- (vi) 本投資法人の解散を決議するために本投資主総会の招集通知を行ったとき
- (vii) 費用、リスクまたは運営などの視点から、本ファンドの本ベンチマーク指数について、FDIを締結、継続もしくは維持すること、または本ベンチマーク指数内に含まれる有価証券に投資することが不可能もしくは実行不可能である場合、または不可能もしくは実行不可能となった場合、その期間
- (viii) 本投資法人とスワップ取引を締結した取引先がスワップに基づいて支払期限の到来した支払いを行うことができない期間。これには、当該取引先がその内在するヘッジの受取金を合理的なレートで本国に送金または両替できない場合を含みます。
- (ix) 取締役が、その裁量で、停止が本投資法人、本ファンドまたは本ファンドの本投資主の利益となると考える期間
- (x) 取締役が、その裁量で、本ファンドまたは本投資法人の合併または再編を実施するために、停止が必要であると考ええる期間

かかる一時停止はいずれも、これにより影響を受けると考えられる者にとって適切であるとみなすことのできる方法をもって、本投資法人により公表されるものとします。また、かかる一時停止は、中央銀行、および本投資証券が取引されている本加盟国における所轄官庁に対して直ちに通知されるものとします(いずれの場合も、一時停止がなされた営業日中とします。)。実行可能な場合、本投資法人はかかる一時停止を可能な限り早く終了させるためのあらゆる合理的な措置を取るものとします。

本ファンドの純資産価額の決定が一時停止された場合、その期間中は本ファンドの本投資証券の発行または割当てはなされません。

(2)【保管】

カストディアン

本投資法人は、カストディ契約に従い、ステート・ストリート・カストディアル・サービス・（アイルランド）・リミテッドを本投資法人の資産のカストディアンに指名しています。カストディアンは、EC規則に従い、本投資法人の資産を安全に保管します。

カストディアンは、1991年5月22日、アイルランドで設立された有限責任会社であり、アドミニストレーターと同様、ステート・ストリート・コーポレーションにより最終的に所有されています。2014年6月9日現在で、同社の授權株式資本は5百万英ポンド、発行済・払込済の資本金は200,000英ポンドです。2012年6月30日現在のカストディアンによる資金保管額は3,840億米ドルを超えていました。カストディアンはステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(State Street Bank and Trust Company)(以下「SSBT」といいます。)の子会社で、カストディアンの負債にはSSBTの保証が付されています。カストディアン、SSBTおよびアドミニストレーターは、ステート・ストリート・コーポレーションにより最終的に所有されています。カストディアンの主な事業は、集団投資スキームおよびその他ポートフォリオの保管および信託サービスの提供です。

ステート・ストリート・コーポレーションは、洗練された世界的投資家に投資サービスおよび投資運用サービスを提供する世界的規模の有力企業です。ステート・ストリート・コーポレーションは米国マサチューセッツ州ボストンに本社を置き、ニューヨーク証券取引所において「STT」の銘柄記号で取引されています。

カストディアンは、カストディアンによるその義務の履行の正当化できない失敗または不適切な履行、ならびに下記の記述に従い、カストディアンが指名したサブカストディアンによるその義務の履行の正当化できない失敗または不適切な履行の結果として、本投資法人と本投資主の双方、またはどちらかが被った一切の損失に関して、本投資法人および本投資主に責任を負います。さらに、カストディアンまたはそのサブカストディアンの過失、詐欺、悪意、故意の不履行、無思慮、契約違反、適用法の違反および守秘義務規定違反によって直接的に発生する限りにおいて、本投資法人と本投資主の双方、またはどちらかが被る可能性のある損失に関して、カストディアンは本投資法人および本投資主に責任を負います。

カストディアンがEC規則に従ってその責任を果たすために、カストディアンは全ての適用法を遵守し、保管代理人としての第三者のサブカストディアンを選出、指名する際に、関連する責任の履行にふさわしい専門知識、能力および名声をかかえる第三者が確実に保有、維持するよう、カストディアンは注意を払い不断の努力を行わなければならないと中央銀行は考えていることについて、カストディ契約の両当事者は認識しています。カストディアンは、かかる第三者に対し適切な水準の監督を継続し、かかる第三者の義務が継続的かつ適正に履行されていることを確認するために、適切な調査を必要に応じて実施するものとします(疑義を避けるために付言すると、これはEC規則および本指令の対応規定の法解釈を表明するものではありません。)。前述に従い、ただし前述にかかわらず、カストディアンは、サブカストディアンの公表されている各財務書類およびサブカストディアンに関するその他の公的に入手可能な財務情報に反映されているサブカストディアンの財務状態を監視し、かつサブカストディアンの債権者からの請求に対する(現金以外の)資産の保護に関して、サブカストディアンが、有力な国際的金融サービス・プロバイダーのとり手続と整合性のある手続を遵守することを監視するものとします。カストディアンは、(カストディ契約に規定されている)サービスの提供に関して、サブカストディアンの作為または不作為について、自らが行った作為または不作為と同程度の責任を負います。ただし、カストディアンの関連会社ではないサブカストディアンの支払不能またはその他の金融不履行事由の結果として生じる、本投資法人または管理会社への損失に関するカストディアンの責任は、本項における上述のカストディアンによる選出および義務の監視に限定されます。

カストディ契約に従い、カストディアンが自らの義務を適正に履行し、その結果損失を被った場合、カストディアンもしくはサブカストディアンによるその義務の履行の正当化できない失敗もしくは不適正な履行によって生じる損失またはカストディアンもしくはサブカストディアンの過失、詐欺、悪意、故意の不履行、無思慮、契約違反、適用法の違反もしくは守秘義務規定の違反によって直接的に生じる損失を除いて、本投資法人がかかる損失に関してカストディアンに対して責任を負います。かかるカストディ契約に従い、カストディアンによる自らの義務の適正な履行に関して、もしくはかかる適正な履行により、カストディアンが受ける可能性のある、もしくはカストディアンに対して主張される第三者の請求から生じる損失に関して、カストディアンもしくはサブカストディアンによる義務の履行の正当化できない失敗もしくは不適正な履行によって生じる損失またはカストディアンもしくはサブカストディアンの過失、詐欺、悪意、故意の不履行、無思慮、契約違反、適用法の違反もしくは守秘義務規定の違反により直接的に生じる損失を除いて、本投資法人がカストディアンを補償し、かつかかる損失からカストディアンを無害に保ちます。

カストディアンおよびその関連会社により本投資法人が利用できる契約上の決済を含む信用供与について、カストディアンおよびその関連会社への払戻し義務のいずれかの返済または履行を本投資法人が怠った場合、カストディ契約に従い、本投資法人はまた、アイルランドの法律に基づき、本投資法人の資産を売却する権限をカストディアンに付与しています。カストディアンは、かかる担保権の行使に先立ち、本投資法人に対して少なくとも3営業日の事前通知を行わなければなりません。ただし、カストディアンが自らの裁量(合理的に行うこと)により、そうすることで全額の支払いを実質的に受けられなくなると考える場合には、カストディアンは上記に詳述されている通知の提示を要求されないものとし、または売却権の行使を先延ばしできるものとします。かかる状況において、カストディアンに要求されるのは合理的に実行可能な範囲における事前通知のみとします。カストディ契約にはまた、カストディアンが支払うべき未決済の手数料を相殺するための契約上の権利をカストディアンが有することが定められています。

本投資法人は、保管、証券登録および/または決済システムが完全に発達していない市場に投資することがあるため、かかる市場で取引される本投資法人の資産、およびサブカストディアンに信託された本投資法人の資産は、かかるサブカストディアンの使用が必要な場合において、カストディアンが責任を負わない状況でリスクにさらされることがあります。かかる市場での本投資主に対する潜在的リスクは上記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (1) リスクの特性」に詳述されています。

(3) 【存続期間】

本投資法人の期間は永久とする。

(4) 【計算期間】

1年の期間は毎年10月31日に終了します。

(5) 【その他】

① 増減資に関する制限

該当事項はありません。

② 解散又は償還条件等

解散の事由

下記の状況において、本投資法人は解散するものとします。

- (a) 解散の特別決議が可決された場合
- (b) 本投資法人が、設立後1年以内に事業を開始しないか、または事業を1年間停止している場合
- (c) 構成員数が法定最小人数(現在は2名)に達していない場合
- (d) 本投資法人が負債を返済できず、清算人が選任されている場合
- (e) 本投資法人の業務および取締役の権限が構成員に対し威圧的に実行されているとアイルランドの管轄裁判所が判断した場合
- (f) 本投資法人の解散が妥当かつ公正であるとアイルランドの管轄裁判所が判断した場合

清算時の資産の分配

- (a) 本投資法人が解散する場合、清算人は、本法の定めに従って、本ファンドが負担する負債または本ファンドに帰属する負債が本ファンドの資産のみから返済されることを前提に、本投資法人の資産を充当するものとします。

(b) 構成員の間で分配可能な資産は、その後、以下の優先順位で充当されるものとします。

- (i) 第1に、クラスの通貨単位である通貨で、または、清算人が選択するその他の通貨で、(清算人が決定する為替レートで)当該保有者が各自解散の開始日に保有していた本投資証券の純資産価額にできる限り相当する金額を、本ファンドのクラスの本投資証券の保有者に支払います。ただし、本ファンドに当該支払いを行うために十分な資産が存在していることを条件とします。本ファンドの本投資証券に関して、本ファンドに当該支払いを行うために十分な資産が存在していない場合、請求は、本ファンドに含まれていない本投資法人の資産(ある場合)に対してなされるものとし、本ファンドに含まれる資産に対してはなされないものとします(ただし、本法で定める場合を除きます。)
 - (ii) 第2に、上記第(b)項第(i)号に基づく請求の後で、本ファンドに含まれていない残存する本投資法人の資産から、支払済み額面価額を上限とする金額を、出資者投資証券の保有者に支払います。当該支払いを行うために十分な上記の資産が存在していない場合であっても、本ファンドに含まれる資産に対して請求はなされないものとします。
 - (iii) 第3に、保有する本投資証券の数に比例して、本ファンドに残存する資産の残高を、本投資証券のクラスの保有者に支払います。
 - (iv) 第4に、本ファンドに含まれていない残存する残高を、本投資証券の保有者に支払います。当該支払いは、本ファンドの価額に比例して、本ファンド内ではクラスの価額に比例して、および、クラスで保有する本投資証券の数に比例して支払われます。
- (c) 本投資主が要請する場合、本投資法人は資産を売却し、当該売却の費用は償還を行う本投資主に請求されるものとします。
- (d) 本ファンドは、本法に基づき解散することができ、この場合、第(b)項第(i)号および本通常定款第126条の定めを、本ファンドに関して適用される当該変更に応用します。

本投資証券の強制償還

本投資主が適格保有者でなくなった場合、本投資主は直ちに本投資法人に通知する必要があります。本投資証券の保有を本投資主に認める適用除外に従って本投資証券が保有される場合を除き、適格保有者でなくなった本投資主は、当該日の翌取引日に、保有する本投資証券を適格保有者に譲渡する必要があります。本投資法人は、非適格保有者が直接的または間接的に所有し、または所有することとなる本投資証券について、償還する、またはその譲渡を要求する権利を留保します。本投資主またはいずれかの本投資証券の受益的保有者が、本投資主または当該受益的保有者に関して本投資法人が要求した情報を開示しなかった場合であって、その非開示または不適切な開示を理由に、かかる者が非適格保有者であるということに関して問題があると取締役が考える場合、本投資法人は、かかる者が保有する本投資証券またはかかる者の代理人が保有する本投資証券について、(本通常定款の定めに従って)償還する、またはその譲渡を要求する権利を有するものとします。

本投資証券が適格保有者以外の者に保有されているか保有されている可能性があることを本投資法人が知った場合、本投資法人は、本投資主に対する書面による通知により、本投資証券を償還することができます。または本投資主に譲渡されるはずであった本投資が清算され、本投資主は受取金から発生経費を差し引いた金額を受け取ります。さらに、当該非適格保有者または当該非適格保有者の代理人が本投資証券を保有したため、これに関して本投資法人が損失を被った場合(または被る可能性がある場合)、本投資法人は、当該損失について本投資法人、管理会社および投資顧問会社を補償するための違約金を課すことができます。また、本投資法人は、英文目論見書の定めに違反した者に、当該違反に関して、本投資法人、管理会社および投資顧問会社のいずれかが被った損失または請求について、本投資法人、管理会社および投資顧問会社を補償するよう要求する権利を有します。当該金額は、償還の受取金から差し引くことができます。

本ファンドが本ベンチマーク指数を再現することができず、本ベンチマーク指数を別の指数に取り替えることができない場合、取締役は、投資家に対して強制的に償還することを決議し、その後、本ファンドを終了させることができます。

本投資法人が本ファンドの本ベンチマーク指数について、FDIを締結、継続もしくは維持すること、または本ベンチマーク指数内に含まれる有価証券に投資することが、例えば費用、リスクもしくは事業見通しの面から不可能もしくは実行不可能である場合、または不可能もしくは実行不可能となった場合、取締役は、投資家に対して強制的に償還することを決議し、その後、本ファンドを終了させることができます。

強制償還が本投資法人、本ファンドまたは本ファンドの本投資主の利益になると取締役が考える場合、取締役は投資家に対して強制的に償還することを決議し、その後、本ファンドを終了させることができます。

本投資法人は、本投資法人に違約金を課すことなく、特定クラスの本投資証券を償還する権利を有するものとします。

- (i) クラスの総会において、(当該総会において自らまたは代理人によって投票する)本投資主の75%以上が本投資証券の償還を承認した場合。なお、かかる総会については、4～12週間前までに通知がなされません。
- (ii) 取締役の裁量で、クラスの本投資証券の初回発行日の1年目の応答日の後、クラスの純資産価額が1億英ポンドを下回った場合。
- (iii) 取締役の裁量で、本ファンドが証券取引所の上場を廃止した場合。
- (iv) 取締役の裁量による場合。ただし、本ファンド内の全ての本投資証券が本投資法人により償還される旨を記載した通知が4～6週間前までに本投資主になされているものとします。

カストディアンがカストディ契約の終了通知をした日から90日以内に、本投資法人および中央銀行にとって受諾可能なその他のカストディアンが、カストディアンとして指名されなかった場合、本投資法人は、当該通知に記載の日に、その時点で発行済の全ての本投資証券を償還する自らの意図を記した通知を全ての保有者に送付するものとします。当該日は、通知の送達日から1～3カ月後までとします。

更なる詳細は、上記「第2 手続等 1 申込（販売）手続等（2）アイルランドにおける設定手続き」をご参照ください。

③ 定款の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項

本通常定款の変更

（i）条項の廃止、修正もしくは変更または条項の追加、および（ii）本投資法人の解散に関する決議を含む特別決議の可決には、自らまたは代理人をもって出席し、（投票権を有して）総会で投票を行う本投資主の75%以上の過半数が必要です。

マネジメント契約

本投資法人および管理会社間のマネジメント契約の条件に従って、管理会社の義務の履行について契約違反、詐欺、悪意、故意の不履行または過失がない場合において、契約または本投資法人の要求もしくは助言に従って管理会社がサービスの提供に従事したことにより生じたまたは被ったことを理由として、管理会社は、本投資法人または本投資法人の投資家に対するいかなる責任も負いません。当該マネジメント契約は、一方の当事者が他方の当事者に少なくとも180日前の書面による通知をすることで終了できます。ただし、特定の状況においては、本投資法人または管理会社が他方の当事者に書面で通知することで当該契約を直ちに終了することができます。

投資運用契約

投資運用契約の条件に従って、投資顧問会社の側に詐欺、悪意、故意の不履行または過失がない場合において、英文目論見書に示されている投資方針の採用、または投資顧問会社の推奨に基づいてなされた証券の売買もしくは保有を原因とする損失を被った場合、投資顧問会社はかかる損失について責任を負いません。当該投資運用契約は、一方の当事者が他方の当事者に少なくとも180日前の書面による通知をすることで終了できます。ただし、特定の状況においては、管理会社または投資顧問会社が他方の当事者に書面で通知することで当該契約を直ちに終了することができます。

管理契約

アドミニストレーターの指名は、管理会社が解除しない限り、管理会社がアドミニストレーターに少なくとも6カ月前に書面で通知するか、アドミニストレーターが少なくとも12カ月前に管理会社に通知するまで継続されることが、管理契約で定められています（両当事者で合意された当該開始日後、7年間は効力を有しないものとします。）。ただし、特定の状況においては、当事者の一方が他方の当事者に書面で通知することで当該契約を直ちに終了することができます。また、当該契約には、当該契約に基づく義務の履行において、アドミニストレーターもしくはその取締役、役員、従業員、代表者、代理人もしくは下請業者の詐欺、悪意、契約違反、適用法の違反、過失、無思慮または故意の不履行がある場合を除き、アドミニストレーターのための一定の免責事項が定められています。

カストディ契約

カストディ契約には、本投資法人がカストディアンに6カ月前の事前通知をするか、カストディアンが本投資法人に12カ月前の事前通知をすることにより、カストディアンの指名が解除されることが定められています（両当事者で合意された当該開始日後、7年間は効力を有しないものとします。）。ただし、特定の状況においては、本投資法人またはカストディアンが、他方の当事者に書面で通知することで当該契約を直ちに終了することができます。

証券登録代理契約

証券登録代理契約には、いずれかの当事者が他方の当事者に少なくとも6カ月前の事前通知をするまで、証券登録機関の指名が継続することが定められています。ただし、特定の状況においては、当事者の一方が他方の当事者に書面で通知することで当該契約を直ちに終了することができます。また、証券登録代理契約には、証券登録機関のための特定の免責事項が定められていますが、証券登録機関による詐欺、過失、悪意もしくは故意の不履行または契約もしくは適用法もしくは適用規制の違反により生じる事項を除くという制限が付されています。証券登録機関の12カ月間における債務の上限は、不正により生じた責任を除き、12カ月間における未払手数料の5倍に設定されています。

2【利害関係人との取引制限】

ブラックロック・グループ内の関係およびPNCグループとの関係

管理会社および投資顧問会社の最終持株会社は、米国デラウェア州で設立された会社であるブラックロック・インクです。PNCバンク・エヌエイは、ブラックロック・インクの主要投資主です。

管理会社が定める方針に従い、本ファンドのために証券の投資取引を手配する際、投資顧問会社は、価格(適用される売買手数料またはディーラー・スプレッドを含みます。)、注文の規模、実行の困難さおよび関連する企業の運営施設ならびに大量の証券のポジションをとる上での会社のリスクを考慮して、最高の成果をあげることが追求します。したがって、投資顧問会社は一般的に、合理的に競争力のあるコミッション率を求める一方、本ファンドは、提供可能な最低コミッションまたは最低スプレッドを必ずしも支払うとは限りません。多くの開発途上国の市場において、コミッションは現地の法律または規制に従って定められているため、交渉の対象外とされています。

本ファンドのために証券に関する取引を手配する際、PNCグループ内の会社は、通常の条件に基づき、証券ブローカー、外国為替、銀行業務その他のサービスを提供する、または、本人として取引をする可能性があり、これにより差益が生じる可能性があります。ブローカーおよび代理人に対するコミッションは関連する市場の慣行に従って支払われ、かつコミッションがブローカーまたは代理人によって一括されているか、またはその他の手法によって割り引かれたり、現金によりコミッションが割り戻されたりした場合、その差益は本ファンドに還元されます。PNCグループ内の会社のサービスは、(a)事業のコミッションおよびその他の取引条件が、投資市場において関連がないブローカーおよび代理人から受領するそれらと、概してほぼ同様であること、および(b)最高の成果をあげるという上述の方針と一貫性があることを条件に適切であると判断された場合に、投資顧問会社によって利用可能です。上記の方針に基づき、本ファンドの投資取引の一部がPNCグループのブローカー・ディーラーを通じて実行されること、およびかかるブローカー・ディーラーは、その他の企業に割り当てられる取引の割合より大きい割合をそれぞれが割り当てられることのある、比較的小さなグループのグローバル企業の一員となることが予想されます。

前記に従い、ならびに管理会社が採用する、または本基本定款および本通常定款に定める制限事項に従い、投資顧問会社およびその他のブラックロック・グループ内の会社またはPNCグループ内の会社、ならびに前記の取締役は、(a)本投資法人に、もしくは本投資法人と共に、もしくは本投資法人のために実行される取引と利害関係がある、またはその他の者と何らかの関係がある可能性があり、かかる関係が管理会社に対する各法人もしくは会社の義務に関して潜在的な利益相反の問題を伴うことがあり、また、(b)かかる義務の履行に関連して、PNCグループ内の会社と取引をする、またはかかるPNCグループ内の会社のサービスを利用する可能性があります、前記のいずれの法人または会社も、これらの行為から生じる利益または報酬に関して説明する責任を負いません。

例えば、関連するブラックロック・グループ内の会社またはPNCグループ内の会社が以下の事項に該当する場合、かかる潜在的な利益相反が生じる可能性があります。

- (a) 他の顧客のための業務を引き受けている場合
- (b) 本ファンドが保有する、または本ファンドを代理して取引される証券の会社の取締役である、かかる会社の証券を保有もしくは取引する、またはかかる会社に他の方法で利害関係を持つ、取締役または従業員を雇用している場合

- (c) 投資の取引に関連して本ファンド以外により支払われるべきコミッション、手数料、値上げまたは値下げから利益を得る可能性がある場合
- (d) その他の顧客のために代理人として行為する取引に関連して、本ファンドの代理人としても行為する可能性がある場合
- (e) 本投資および/または通貨の取引を、本ファンドに関して本人として、または本ファンドの本投資主として行う可能性がある場合
- (f) ブラックロック・グループ内の会社もしくはPNCグループ内の会社が管理者、運営者、銀行家、顧問もしくは委託者である集団投資スキームもしくは会社のユニットまたは株式の取引を行っている場合、および/または
- (g) 本人として行為する、または代理人のコミッションを受け取る可能性がある自らのグループ会社の別の会社と共に、本ファンドのために発注および/または新規発行を伴う取引を実行する可能性がある場合

上述のとおり、証券は、本ファンドだけでなく投資顧問会社のその他の顧客もしくはブラックロック・グループのその他の会社により保有される、またはこれらにとって適切な本投資である場合があります。異なる目的またはその他の要因により、他の顧客が特定の証券を売却している時に、1または複数のかかる顧客が同じ証券を購入する可能性があります。本ファンドまたはかかる顧客のための証券の売買が同時に、またはほぼ同時に対価のために生じる場合、当該取引は、実行可能な限りにおいて、全てに公平とみなされる方法で実行されます。1または複数のブラックロック・グループの顧客のための証券の売買が、その他のブラックロック・グループの顧客に悪影響を及ぼす場合があります。

様々な顧客のために同一証券において同時に反対のポジション(つまりロングとショート)を設定し、保有しまたは手仕舞いすることにより、いずれか一方の顧客の利益が害されることがあり、特にブラックロック・グループまたは関係するポートフォリオ・マネージャーが、ある活動から別の活動よりも高額な報酬を得る場合、ブラックロック・グループに対しても利益相反が生じることがあります。かかる活動は、様々なポートフォリオ運用チームによって特定の証券についての意見が異なることにより、またはリスク管理戦略の実施過程において発生する可能性があり、通常、これらの状況において特別な方針および手続は用いられません。

かかる活動はまた、ポートフォリオ運用チームがロングのみのマンドートとロング・ショートもしくはショートのみのマンドートの両方を有することにより、またはリスク管理戦略の実施過程において、同一のチーム内で発生する可能性があります。同一のポートフォリオ運用チームがかかるマンドートを有する場合、あるポートフォリオにおいてロングで保有する証券を別のポートフォリオで空売りし、またはあるポートフォリオにおいてショートで保有する証券のロング・ポジションを別のポートフォリオにおいて設定することは、信用の適切な論理的根拠の存在を確保し、特定の顧客グループに対して組織的に利益または不利益を与えない方法で反対の取引の実行を達成するために策定された、確立された方針および手続に従う場合にのみ実施することができます。ブラックロック・グループのコンプライアンス・グループは、かかる方針および手続の遵守を監視し、利益相反を最小限に抑えるためにそれらの修正または一定の活動の終了を要求することがあります。かかる方針および手続の例外については、コンプライアンス・グループの承認を得なければなりません。

同一証券において同時に反対のポジションをとることを正当化できる信用の論理的根拠として、証券の短期および長期のパフォーマンスに関する見解の相違が挙げられます。これにより、ロングのみの勘定が証券を売却することは不適切ですが、空売りのマンドートを有する短期志向の勘定が短期間にわたって証券を空売りすることは適切とすることがあります。他の論理的根拠として、ある会社の特定の事業部門のパフォーマンスの影響を、当該部門と実質的に同様の事業を行う別の会社に反対のポジションをとることによって打ち消すことを追求するためというのがあります。

場合により、これらの利益相反を効率的に管理しようとするブラックロック・グループの努力により、その顧客の投資機会が失われることがあり、またはこれらの利益相反が存在しなかった場合とは異なる方法で取引を行わなければならない、結果として投資パフォーマンスが悪影響を受けることがあります。

ブラックロック・グループが投資に関する管理および助言を提供する本ファンド(または本ファンドの一部)に関して、ブラックロック・グループ内の会社は、直接的にまたは第三者もしくは取引関係を通じて、ブラックロック・グループに対し、リサーチおよび執行サービスを提供するブローカー(ブラックロック・グループに關係するブローカーなどを含みますがこれに限定されません。)を選択することがあります。かかるサービスは、ブラックロック・グループから見て合法的かつ適切な支援であり、ブラックロック・グループの該当するそれぞれの会社に、投資の意思決定および取引執行プロセスにおいて提供されるものであり、また、かかるサービスの本質は、かかるサービスの提供が本投資法人に全体として便益をもたらすと合理的に予想され、かつ本ファンドのパフォーマンスの改善に貢献する可能性があるものです。かかるリサーチまたは執行サービスには、適用法令で認められる範囲において、会社、産業および証券に関するリサーチ・レポート、経済・財務情報および分析、ならびに定量分析ソフトウェアなどが含まれることがあります。このように取得されたリサーチまたは執行サービスは、コミッションがサービスの支払いに使われた口座だけでなく、ブラックロック・グループの他の顧客の口座の運用にも使用されることがあります。疑義を避けるために付言すると、かかる商品およびサービスには、旅行、宿泊、エンターテインメント、一般管理用品もしくはサービス、一般事務設備、コンピューター・ハードウェアもしくは不動産、会費、従業員給与または現金払いのものは含まれていません。ブラックロック・グループが、リサーチまたは執行サービスを取得するためにその顧客のコミッション(ドル)を使用する場合、ブラックロック・グループ内の会社は、かかる商品およびサービスに対して自ら支払う必要はありません。ブラックロック・グループ内の会社は、特定のブローカー・ディーラーによって提供される取引執行、清算および/または決済サービスとセットになっているリサーチまたは執行サービスを受けることがあります。ブラックロック・グループの各会社が上記に基づいてリサーチまたは執行サービスを受ける場合、第三者との取決めを通じたこれらのサービスの受領に関連する、同一の潜在的な利益相反が存在します。例えば、リサーチはブローカー・ディーラーにより提供される執行、清算および決済サービスの支払いにも使用される顧客のコミッションにより事実上支払われ、当該ブラックロック・グループの会社が支払うことはありません。

ブラックロック・グループ内の各会社は、最良の執行を前提として、ブラックロック・グループが、自らの投資の意思決定および取引執行プロセスにおいて有効であると判断するリサーチまたは執行サービスの継続的な受領を確保するために、かかる取決めに従ってリサーチまたは執行サービスを提供するブローカーを通じた取引の執行に努めることがあります。ブラックロック・グループ内の各会社は、ブラックロック・グループ内の会社が提供されるリサーチまたは執行サービスの価値に関して支払われたコミッションが合理的であると誠実に判断する場合、リサーチまたは執行サービスを取得するために、別の状況であれば支払っていたであろうコミッション率より高いコミッション率を支払うこと、または支払ったとみなされることがあります。ブラックロック・グループは、リサーチまたは執行サービスを取得するためにコミッション(ドル)を支払うことが、自らの投資リサーチおよび取引プロセスを強化し、これにより投資リターンが高まる見込みが大きくなると考えています。

自らの勘定による、および自らまたはPNCグループ内の会社により運用されるその他の勘定によるブラックロック・グループの投資活動は、総額制限を受けることにより、本ファンドのために管理会社および/または投資顧問会社により行われ得る投資戦略を制限することがあります。例えば、一定の市場における規制産業の法人所有権および規制上の所有権の定義によっては、超過してはならない関係投資家による総投資額に制限を課すことがあります。ライセンスの付与またはその他の規制上のもしくは法人の同意なくこれらの制限を超過すると、ブラックロック・グループおよび本ファンドは、不利益または事業制限を被ることがあります。かかる所有総額制限に達した場合、本ファンドが本投資を購入もしくは処分する能力または権利を行使する能力は規制により制限され、または別の方法で損なわれることがあります。その結果、管理会社および/または投資顧問会社は本ファンドのために、所有権に対する規制上の制限または投資限度に達したことによるその他の制限の可能性に照らして購入を制限し、既存の投資対象を売却し、またはその他権利(議決権を含みます。)の行使を制限もしくは限定することがあります。その結果、本ベンチマーク指数のパフォーマンスを反映する本ファンドの能力が影響を受けることがあります。

ブラックロック・グループは、ブラックロック・グループの顧客に通知することなく、適用法により認められている範囲内で、様々な程度において上記の取決めを変更し、またはこれに従事しないことを随時選択することができます。

利益相反が生じた場合、取締役は、合理的に可能な限り公正に解決されるよう、および投資機会が公正かつ公平に分配されるよう努めます。

3【投資主・外国投資法人債権者の権利等】

(1)【投資主・外国投資法人債権者の権利】

本投資証券に関する権利

(a) 出資者投資証券

出資者投資証券の保有者は、

- (i) 挙手による採決に際して、保有者1人当たり1つの議決権を有し、投票に関して、出資者投資証券1口につき1つの議決権を有するものとします。
- (ii) 出資者投資証券の保有に関していかなる配当を得る権利も有しないものとします。
- (iii) 本投資法人の清算または解散の場合には、上記「1 資産管理等の概要 (5) その他 ② 解散又は償還条件等 清算時の資産の分配」で言及する権利を有するものとします。

(b) 本投資証券

本投資証券の保有者は、

- (i) 挙手による採決に際して、保有者1人当たり1つの議決権を有し、投票に関して、本投資証券全体に対して1つの議決権を有するものとします。
- (ii) 取締役が随時宣言する配当を得る権利を有するものとします。
- (iii) 本投資法人の清算または解散の場合には、上記「1 資産管理等の概要 (5) その他 ② 解散又は償還条件等 清算時の資産の分配」で言及する権利を有するものとします。

議決権

議決権については、上記の「本投資証券に関する権利」でそれぞれ言及されている出資者投資証券および本投資証券に付与されている権利に基づいて取り上げています。個人の本投資主(つまり、投資証券名簿に自らの名前が記載されている投資家)は、自らまたは代理人により総会に出席し、投票する権利を有します。法人である本投資主(つまり、投資証券名簿に自らの名前が記載されている投資家)は、代表者を指名することにより、または代理人により総会に出席し、投票する権利を有します。ブローカー/ディーラー/その他の仲介業者を通じて本投資証券を保有している投資家で、例えば決済のために自らの名前が名簿に記載されていない投資家は、総会で投票する権利を有しません。これは関連するブローカー/ディーラー/その他の仲介業者と合意した取決めにより異なります。

本投資証券が発行される、または当分の間保有される議決権に関する特別な条件に従い、挙手により採決される総会において(個人であるため)自ら出席している、または(法人であるため)正式に授權された代表者により出席している本投資証券の保有者は、1人1つの議決権を有するものとします。投票に関して、上記のとおり、または代理人により出席している当該各保有者は、保有する本投資証券ごとに1つの議決権を有します。

可決するためには、総会での本投資法人の普通決議において、決議が提案される総会で自らまたは代理人により議決権を行使する本投資主が投じる議決権の単純過半数を必要とします。

(i)条項の廃止、修正もしくは変更または条項の追加、および(ii)本投資法人の解散に関する決議を含む特別決議の可決には、自らまたは代理人をもって出席し、(投票権を有して)総会で投票を行う本投資主の75%以上の過半数が必要です。

本投資主総会および議決権

本投資主(つまり、本投資法人の投資証券名簿に自らの名前が記載されている投資家)は、本投資法人の総会に出席し、議決権を行使する権利を有します。本投資法人の年次総会は、本投資法人の各財務年度の末日から6カ月以内に通常アイルランドで開催されます。各年次総会を招集する通知は、総会開催日と決定された日の21日前までに、年次報告書および監査済財務書類と共に本投資主に送付されます。

(2)【為替管理上の取扱い】

日本に対する、本投資法人の分配金、買戻代金の送金について、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

募集(売出)に関する代理人は、以下の者です。

弁護士 濃川 耕平

東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル

西村あさひ法律事務所

(4)【裁判管轄等】

本投資法人は、サブファンド間の負債を分離したオープンエンドのアンブレラ型変動資本投資会社です。本投資法人は、本法に従って公開有限責任会社としてアイルランドの法律に基づいて設立されています。本投資法人に関する紛争については、アイルランドの裁判所が管轄権を有するものとします。本投資法人と本投資主の権利と義務はアイルランド法とその他のアイルランドによる法律によって規制され、解釈され、行使されます。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

① 名称

ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド

② 資本金の額

125,000英ポンド(22.99百万円)（2015年2月27日現在）

③ 事業の内容

管理会社は、非公開有限責任株式会社であり、1995年1月19日にアイルランドにおいて設立されました。管理会社は、ブラックロック・インクにより最終的に完全子会社化されています。

管理会社の主な事業は、本投資法人などの集団投資スキームへのファンド運用および管理サービスの提供です。

(2)【運用体制】

本投資法人は、マネジメント契約に従い、投資運用業務を含む本投資法人の管理に関して行使可能な全ての権限、義務および裁量を管理会社に対して委任しています。管理会社は同様に、投資運用契約に従い、本投資法人に関する投資運用業務の執行をブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドに委任しています。

投資顧問会社

ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドは投資顧問会社として、英国において規制されている行為を行うにあたり、英国の金融行動監視機構に規制されており、かつ金融行動監視機構の規則に服しています。投資顧問会社は、1964年3月18日にイングランドおよびウェールズの法律に基づき設立されました。

投資顧問会社は、常に取締役の監督および指示に従うことを前提として、英文目論見書(随時変更または補完されることがあります。)に記載されている投資目的および方針に従った本ファンドの資産の投資運用に関し、管理会社および本投資法人に対して責任を負います。投資顧問会社は、本ファンドに関するその取引活動の日々の行動の全部または一部の責任を本関連会社に委任することがあります。投資顧問会社はまた(管理会社および中央銀行の事前の同意を前提として)、投資の意思決定を他の投資顧問会社(本関連会社の場合もあります。)に委任する裁量権を有します。ただし、当該投資は英文目論見書に記載されている投資目的および方針に従って行われるものとします。

上記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (1) 投資方針 投資手法 リスク管理プロセス」および「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク (2) リスク管理体制」をご参照ください。

(3) 【大株主の状況】

(2015年2月27日現在)

氏名又は名称	住 所	所有株式数	比 率(%)
ブラックロック・インベストメント・マネジメント・アイルランド・ホールディングス・リミテッド(BlackRock Investment Management Ireland Holdings Limited)	アイルランド共和国 ダブリン 1 インターナショナル・ファイナンシャル・サービス・センター JPモルガン・ハウス	125,001株	100

(4) 【役員の状況】

2015年2月27日現在の管理会社の取締役会は以下のとおりです。

ウィリアム・ロバーツ(William Roberts)(会長)(英国国籍、アイルランド居住者)：ロバーツ氏は、スコットランド、香港、バミューダおよびケイマン諸島で弁護士資格を取得しています。同氏は1990～1999年までW.S. ウォーカー・アンド・カンパニー(W.S. Walker & Company)において、シニア・アシスタント(1990～1994年)およびその後パートナー(1994～1999年)として、集団投資ビークルの形成に注力し、ヘッジおよびプライベート・エクイティ・ファンドに特別な焦点を当てた継続的なビークルに関する助言を提供しました。同氏は1996～1999年までは、ケイマン諸島証券取引所(Cayman Islands Stock Exchange)の取締役を務めました。同氏は1998～2000年までは、国際法曹協会(International Bar Associations)の特別投資ファンドに関する小委員会のセクレタリーでした。現在、ロバーツ氏はアイルランドおよびケイマン諸島に拠点を置く多くの投資会社および投資運用会社の取締役を務めています。

ロバーツ氏は管理会社の株式を保有していません。

グラハム・バンピング(Graham Bamping)(英国人)：バンピング氏は、ブラックロックのマネージング・ディレクターであり、2012年5月までブラックロック EMEA(BlackRock EMEA)のリテール投資担当ディレクターでした。同氏は現在はブラックロック・ファンド・マネジメント・カンパニー(BlackRock and Fund Management Company)の取締役会の取締役としてのみ活動しています。バンピング氏は、リテール投資担当ディレクターとして、EMEA地域における全てのブラックロックのリテール・ファンドの投資予想の設定および監視に責任を負っており、また、ミューチュアル・ファンドの格付機関との関係にも責任を負っていました。同氏はブラックロック・ファンド・マネージャーズ・リミテッド(BlackRock Fund Managers Ltd)、ブラックロック(チャンネル諸島)リミテッド(BlackRock (Channel Islands) Ltd)およびブラックロック・グローバル・ファンドのためのルクセンブルクを拠点とする UCITS III 運用会社であるブラックロック(ルクセンブルク)エスエイ(BlackRock (Luxembourg) SA)の取締役を務めています。バンピング氏の勤務は、ブラックロックと2006年に合併したメリルリンチ・インベストメント・マネージャーズ(Merrill Lynch Investment Managers)(以下「MLIM」といいます。)時代を含め、1999年に遡ります。同氏はMLIMには、2001年12月に投資コミュニケーションズ担当ディレクターとして入社し、リテール投資担当ディレクターとしての職務を負いました。同氏にはMLIM入社以前には、モルガン・グレンフェル・アセット・マネジメント(ドイツ・アセット・マネジメント)(Morgan Grenfell Asset Management (Deutsche Asset Management))における様々な立場での20年を超える期間にわたる経歴があります。バンピング氏はケンブリッジ大学の経済学の修士号を取得しています。

バンピング氏は管理会社の株式を保有していません。

ジョン・ドノホー(John Donohoe)(アイルランド人)：ドノホー氏は、グローバルな資産運用業界の主要なファンド・ガバナンス・スペシャリストであるカーネ・グローバル・フィナンシャル・サービスズ・リミテッド(Carne Global Financial Services Limited)のCEO兼社長です。同氏は金融サービス業で20年以上の経験を持ち、ドイツ銀行(マネージング・ディレクター)、ステート・ストリート(State Street)およびKPMGの上級職に就いていました。同氏はドイツ・インターナショナル(アイルランド)リミテッド(Deutsche International (Ireland) Limited)、モルガン・グレンフェル・アンド・カンパニー・リミテッド(Morgan Grenfell & Co Limited)(ドイツの英国投資銀行)、ドイツ・トラステーズ(UK)リミテッド(Deutsche Trustees (UK) Limited)およびWMカンパニー・リミテッド(The WM Company Limited)を含む様々なドイツ銀行の取締役会の常勤/非常勤取締役を務めました。ドノホー氏はドイツ銀行に12年間勤務し、ドイツ・グローバル・ファンド・サービス(Deutsche Global Fund Services)の欧州、アジアおよびオフショア関連のCEOになりました。カーネを設立する前、同氏はステート・ストリートのヴァイス・プレジデントでした。ドノホー氏は、KPMGの勅許会計士の資格を取得しています。同氏は勅許会計士協会のフェローであり、ダブリン・シティ大学の会計・ファイナンス学科の第一級優等学位を保有しています。

ドノホー氏は管理会社の株式を保有していません。

ポール・フリーマン(Paul Freeman)(英国人)：フリーマン氏は、ブラックロックのマネージング・ディレクターであり、EMEA地域執行役員のメンバーです。同氏はブラックロックのEMEA運用ファンドの運用に関わっており、政府事業チームと密接に協力しています。同氏は多くのブラックロック・グループ内の会社および投資ファンドの取締役会に入っています。2011年7月に現在の役職に移る前、ポール氏はEMEA地域向けの商品開発および商品構成管理部の部長であり、EMEAに拠点を置き、ブラックロックにより国境を越えて販売される全てのファンドの開発および継続的な商品管理に関する責任者でした。ポール氏は、2005年8月にEMEA APR向けの商品開発部部長として入社したMLIMの合併後、2006年にブラックロックに入社しました。同氏は30年を超える期間にわたり投資ファンド業界に従事しており、シュローダーズ(Schroders)、ロスチャイルド・アセット・マネジメント(Rothschild Asset Management)、ヘンダーソン・インベスターズ(Henderson Investors)およびGT マネジメント(GT Management)(現在はインベスコ(Invesco)の一部)で上級管理職に就いていました。ポール氏は勅許会計士です。

ポール氏は管理会社の株式を保有していません。

リアム・マイリー(Liam Miley)(アイルランド人)：マイリー氏は、2012年1月にブラックロックに入社し、アイルランドのブラックロックの事業に焦点を当てたEMEA地域向けのフィナンシャル・マーケット・アドバイザー・グループのマネージング・ディレクターです。ブラックロックに入社する前、マイリー氏はLBBWアセット・マネジメント(アイルランド)ピーエルシー(LBBW Asset Management (Ireland) plc(以下「LBBWI」といいます。))に、最初はクレジット部門の部長として、2002年からはマネージング・ディレクターとして12年勤務していました。LBBWIは、金融商品市場指令(MiFID)の認可を受けた会社であり、ファンドおよびコンデュイット・ストラクチャー向けの投資運用、リスク分析、評価および管理サービスの提供に関わっていました。同氏はLBBWIに入社する前は、インダストリアル・クレジット・コーポレーション(Industrial Credit Corporation)、パークレーズ・バンクBZW(Barclays Bank-BZW)、スマーフット・パリバ・バンク(Smurfit Paribas Bank)で18年を超える期間にわたり様々な職位に就いていました。マイリー氏は、勅許会計士協会のフェローであり、ハーバード・ビジネス・スクールの上級マネジメント・プログラムの卒業生であり、公認取締役です。

マイリー氏は、管理会社の株式を保有していません。

デズモンド・マーレイ(Desmond Murray)(アイルランド人)：マーレイ氏は、会社取締役であり、ダブリンに拠点を置くビジネス・コンサルタントです。マーレイ氏は、ダブリンのユニバーシティ・カレッジで教育を受け、1976年に商学士号を取得して卒業しました。同氏はアイルランド勅許会計士協会および香港会計士協会(Hong Kong Society of Accountants)のフェローです。マーレイ氏は、1987年から2000年6月まで、プライスウォーターハウスクーパース香港(PricewaterhouseCoopers Hong Kong)の監査パートナーでした。同氏は最初は金融サービスを専門に扱い、2000年6月まで同社の社内監査とコーポレート・ガバナンス慣行に関する主要パートナーでした。マーレイ氏は以前(1976～1984年まで)、ダブリンのプライスウォーターハウス(Price Waterhouse)に勤務していました。マーレイ氏は、アイルランドおよびケイマン諸島に拠点を置くその他の多くの投資ファンドの取締役です。同氏はまた、アイルランドに拠点を置く多くの会社および香港で上場されている2社の取締役であり、これらの会社では監査委員会の委員長および独立非常勤取締役を務めています。

マーレイ氏は管理会社の株式を保有していません。

バリー・オドワイアー(アイルランド人)：オドワイアー氏は、ブラックロックのマネージング・ディレクターであり、ブラックロックの欧州オープンエンド型ファンドのコーポレート・ガバナンスの監督を担当しています。同氏はブラックロックのアイルランド事業のチーフ・オペレーティング・オフィサーであり、アイルランド、ルクセンブルクおよびドイツのいくつかのブラックロックの企業、ファンドおよび運用会社、ならびにブラックロックの英国の生命保険会社で取締役を務めています。同氏はIFIAの運営評議会および金融サービス・アイルランドの取締役会の一員です。同氏は1999年にブラックロック・アドバイザーズ(UK) リミテッドにリスク管理責任者として入社し、2006年に現在の職に異動しました。ブラックロック・アドバイザーズ(UK) リミテッド入社前は、ガートモア・インベストメント・マネジメント、ヒポフェアアインズ銀行およびナショナル・ウエストミンスター銀行でリスク管理マネージャーとして勤務しました。オドワイアー氏は、ダブリンのトリニティ・カレッジでビジネス研究と経済学の学位を取得し、1991年に卒業しました。同氏は勅許公認会計士協会の資格を持ち、シティ大学ビジネススクールでMBAを取得しています。

オドワイアー氏は管理会社の株式を保有していません。

(5)【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、集団投資スキームを管理します。主な集団投資スキームは以下の通りです。

(2015年2月27日現在)

名 称	基本的性格	設立年月日	純資産総額 (米ドル)	1単位当たり の純資産価額 (米ドル)
iシェアーズ・パブリック・リミテッド・カンパニー (iShares plc)	投資会社	2000年1月21日	73,078,000,097	30.47
iシェアーズ II パブリック・リミテッド・カンパニー (iShares II plc)	投資会社	1999年12月16日	37,290,713,512	33.91
iシェアーズ III パブリック・リミテッド・カンパニー (iShares III plc)	投資会社	2008年1月22日	29,111,901,615	81.74
iシェアーズ IV パブリック・リミテッド・カンパニー (iShares IV plc)	投資会社	2009年7月3日	1,519,159,488	36.93
iシェアーズ V パブリック・リミテッド・カンパニー (iShares V plc)	投資会社	2009年12月2日	11,193,019,658	49.91
iシェアーズ VI パブリック・リミテッド・カンパニー (iShares VI plc)	投資会社	2011年11月24日	4,376,141,281	48.20
iシェアーズ VII パブリック・リミテッド・カンパニー (iShares VII plc)	投資会社	2009年4月9日	20,450,274,382	159.50
ブラックロック・フィクスト・インカム・ダブリン・ファンズ・パブリック・リミテッド・カンパニー (BlackRock Fixed Income Dublin Funds plc)	投資会社	2005年4月25日	9,892,977,607	20.27
ブラックロック・インスティテューショナル・プールド・ファンズ・パブリック・リミテッド・カンパニー (BlackRock Institutional Pooled Funds plc)	投資会社	2002年10月1日	1,110,250,824	93.13
インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズ・パブリック・リミテッド・カンパニー	投資会社	1998年12月9日	116,746,080,159	1.32

上記は包括的な一覧ではありません。

2【その他の関係法人の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

① ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド(投資顧問会社)

(イ) 資本金の額

投資顧問会社の資本は2015年2月27日現在で875,004英ポンド(161百万円)です。

(ロ) 事業の内容

上記「1 資産運用会社の概況 (2) 運用体制 投資顧問会社」をご参照ください。

② ステート・ストリート・ファンド・サービシス・（アイルランド）・リミテッド(アドミニストレーター)

(イ) 資本金の額

アドミニストレーターの資本は2015年2月27日現在で350,000英ポンド(64百万円)です。

(ロ) 事業の内容

アドミニストレーターは、1992年3月23日にアイルランドにおいて設立された有限責任会社であり、ステート・ストリート・コーポレーションにより最終的に完全子会社化されています。2015年2月27日現在、アドミニストレーターの授權株式資本は5百万英ポンド、発行済・払込済の資本金は350,000英ポンドです。

ステート・ストリート・コーポレーションは、洗練された世界的投資家に投資サービスおよび投資運用サービスを提供する世界的規模の有力企業です。ステート・ストリート・コーポレーションは米国マサチューセッツ州ボストンに本社を置き、ニューヨーク証券取引所において「STT」の銘柄記号で取引されています。

③ ステート・ストリート・カストディアル・サービシス・（アイルランド）・リミテッド(カストディアン)

(イ) 資本金の額

カストディアンの資本は2015年2月27日現在で200,000英ポンド(37百万円)です。

(ロ) 事業の内容

カストディアンは、1991年5月22日にアイルランドで設立された有限責任会社であり、アドミニストレーター同様、ステート・ストリート・コーポレーションにより最終的に所有されています。2015年2月27日現在で、カストディアンの授權株式資本は5百万英ポンド、発行済・払込済の資本金は200,000英ポンドです。2012年6月30日現在のカストディアンによる資金保管額は3,840億米ドルを超えていました。カストディアンはSSBTの子会社で、カストディアンの負債にはSSBTの保証が付されています。カストディアン、SSBTおよびアドミニストレーターは、ステート・ストリート・コーポレーションにより最終的に所有されています。カストディアンの主な事業は、集団投資スキームおよびその他ポートフォリオについての保管サービスおよび信託サービスの提供です。

ステート・ストリート・コーポレーションは、洗練された世界的投資家に投資サービスおよび投資運用サービスを提供する世界的規模の有力企業です。ステート・ストリート・コーポレーションは米国マサチューセッツ州ボストンに本社を置き、ニューヨーク証券取引所において「STT」の銘柄記号で取引されています。

④ コンピュータシェア・インベスター・サービスズ（アイルランド）・リミテッド(証券登録機関)

(イ) 資本金の額

証券登録機関の資本は2015年2月27日現在で1,743,710ユーロ(233百万円)です。

(ロ) 事業の内容

証券登録機関は、1995年10月10日にアイルランドで設立された非公開有限責任会社であり、世界最大手の証券登録サービス提供者である、オーストラリアのコンピュータシェア・リミテッド(Computershare Limited)により最終的に完全子会社化されています。2000年の規制当局による承認の取得以降、コンピュータシェア・インベスター・サービスズ（アイルランド）・リミテッドは、国際的なファンド・サービス業界に名義書換代理機関および支払代理機関のソリューションを提供してきました。証券登録機関の授權株式資本は、2015年2月27日現在で2,540,000ユーロ、発行済・払込済の資本金は1,743,710ユーロです。

(2)【関係業務の概要】

① ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド(投資顧問会社)

上記「1 資産運用会社の概況 (2) 運用体制 投資顧問会社」をご参照ください。

② ステート・ストリート・ファンド・サービス・（アイルランド）・リミテッド(アドミニストレーター)

管理会社は、管理契約に従い、アドミニストレーターとしての責任をステート・ストリート・ファンド・サービス・（アイルランド）・リミテッドに委任しています。アドミニストレーターは、取締役および管理会社の全体的な監督に従うことを前提として、純資産価額の計算、口座開設申込書の処理、本発行市場からの取引申請に対する対応、および本投資法人の口座の準備を含む、本投資法人の業務の管理に対して責任を負います。

③ ステート・ストリート・カストディアル・サービス・（アイルランド）・リミテッド(カストディアン)

本投資法人は、カストディ契約に従い、ステート・ストリート・カストディアル・サービス・（アイルランド）・リミテッドを本投資法人の資産のカストディアンに指名しています。カストディアンは、EC規則に従い、本投資法人の資産に対して安全に保管します。

④ コンピュータシェア・インベスター・サービスズ（アイルランド）・リミテッド(証券登録機関)

コンピュータシェア・インベスター・サービスズ（アイルランド）・リミテッドは、証券登録代理契約に従い、本投資証券に関して、証券登録機関として行為し、名義書換代理機関サービスを提供するよう、管理会社により指名されました。コンピュータシェア・インベスター・サービスズ・ピーエルシーも、本ファンドのために本投資法人の英国の支払代理人として行為するよう、管理会社により指名されています。

(3)【資本関係】

該当事項はありません。

第5【外国投資法人の経理状況】

本書に記載の本ファンドの日本語の貸借対照表、損益計算書、償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の変動計算書および財務書類に対する注記ならびに投資明細表(以下総称して「財務書類」といいます。)は、本投資法人の2014年および2013年10月31日終了期間の年次報告書に含まれている、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された本ファンドの原文の財務書類(以下「原文財務書類」といいます。)を翻訳したものです(以下「日本語財務書類」といいます。)。本ファンドの日本語財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(以下本項において「財務諸表等規則」といいます。)第131条第5項但書きの規定の適用を受けて作成されています。

本ファンドの原文財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。)であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランド(PricewaterhouseCoopers, Ireland)によって、国際監査基準(英国およびアイルランド)に準拠した監査を受けています。本書に金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められる証明に係る独立監査人の監査報告書が添付されています。

本投資法人の原文の会計方針、金融商品およびリスクならびに財務書類は、本ファンドの原文財務書類の一部を構成しているため、それらのうち、日本で販売されたファンドに関する情報の日本語翻訳(以下「日本語翻訳」といいます。)を本ファンドの財務書類に対する注記の直後に記載しています。

本ファンドの原文財務書類は米ドル、本投資法人の原文の財務書類はユーロで表示されていますが、本ファンドの日本語財務書類および本投資法人の原文の財務書類の和訳には財務諸表等規則第134条の規定に従い、主要な係数について円換算額も併記されています。日本円への換算に適用した為替相場は、株式会社三菱東京UFJ銀行が米ドルおよびユーロの対円直物電信為替売買相場の仲値として、2015年2月27日に顧客に提示した1米ドル=119.27円および1ユーロ=133.65円です。なお、日本円への換算額は四捨五入のため合計の数字が一致しない場合があります。

上記円換算額は本ファンドの原文財務書類および本投資法人の原文の財務書類に記載されておらず、上記で述べた監査を受けておりません。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

iシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF

貸借対照表

2014年10月31日現在

	注記	2014年10月31日現在		2013年10月31日現在	
		千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
流動資産					
現金および現金同等物		54,429	6,492	38,294	4,567
未収金	10	111,994	13,358	61,353	7,318
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	11	1,392,205	166,048	1,215,088	144,924
流動資産合計		1,558,628	185,898	1,314,735	156,808
流動負債					
未払金	12	(108,017)	(12,883)	(12,952)	(1,545)
償還可能投資証券保有者への未払分配金	6	(41,989)	(5,008)	(35,322)	(4,213)
償還可能投資証券保有者に帰属する純資産を除く流動負債合計		(150,006)	(17,891)	(48,274)	(5,758)
償還可能投資証券保有者に帰属する純資産価額、期末現在		1,408,622	168,006	1,266,461	151,051

添付の注記は本財務書類の一部です。投資証券1口当たり純資産価額の詳細は、注記9に記載されています。

(2)【損益計算書】

損益計算書

2014年10月31日終了年度

	注記	2014年10月31日終了年度		2013年10月31日終了年度	
		千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
運用収益	2	75,389	8,992	61,410	7,324
損益を通じて公正価値で測定する金融資産／ 負債に係る純（損失）／利益	3	(8,422)	(1,004)	8,937	1,066
利益合計		66,967	7,987	70,347	8,390
運用費用	4	(6,272)	(748)	(4,874)	(581)
純運用利益		60,695	7,239	65,473	7,809
財務費用：					
償還可能投資証券保有者への分配金	6	(70,159)	(8,368)	(55,554)	(6,626)
財務費用合計		(70,159)	(8,368)	(55,554)	(6,626)
当期純（損失）／利益（税引前）		(9,464)	(1,129)	9,919	1,183
還付請求不可能な源泉徴収税		(262)	(31)	(243)	(29)
当期純（損失）／利益（税引後）		(9,726)	(1,160)	9,676	1,154
償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の 運用による（減少）／増加		(9,726)	(1,160)	9,676	1,154

損益計算書に計上されている損益の他に、当年度に発生し認識された損益はありません。当年度の成績を算定するにあたり、すべての金額は継続事業に関連しています。

償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2014年10月31日終了年度

	2014年10月31日終了年度		2013年10月31日終了年度	
	千米ドル	百万円	千米ドル	百万円
償還可能投資証券保有者に帰属する純資産、 期首現在	1,266,461	151,051	740,901	88,367
償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の 運用による（減少）／増加	(9,726)	(1,160)	9,676	1,154
投資証券取引：				
償還可能投資証券の発行による収入	876,478	104,538	577,689	68,901
償還可能投資証券の償還に係る支払	(724,591)	(86,422)	(61,805)	(7,371)
投資証券取引による純資産の増加	151,887	18,116	515,884	61,529
償還可能投資証券保有者に帰属する純資産、 期末現在	1,408,622	168,006	1,266,461	151,051

添付の注記は本財務書類の一部です。

iシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF

財務書類に対する注記

2014年10月31日終了年度

1. 会計方針、金融商品およびリスク、税金、ソフト・コミッションおよび為替レート

会計方針は、54ページから58ページ（訳者注：原文のページ）に記載されています。金融商品およびリスクは、59ページから97ページ（訳者注：原文のページ）に記載されています。税金、ソフト・コミッションおよび為替レートに関する注記は、100ページから106ページ（訳者注：原文のページ）の注記に記載されています。

2. 運用収益

	2014年10月31日 終了年度	2013年10月31日 終了年度
	千米ドル	千米ドル
受取預金利息	12	8
受取債券利息	75,204	61,402
有価証券貸付収益	173	—
	75,389	61,410

3. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純（損失）／利益

	2014年10月31日 終了年度	2013年10月31日 終了年度
	千米ドル	千米ドル
損益を通じて公正価値で測定する保有投資有価証券に係る純（損失）／利益	(8,421)	8,937
その他の投資に係る純損失	(1)	—
	(8,422)	8,937

4. 運用費用

	2014年10月31日 終了年度	2013年10月31日 終了年度
	千米ドル	千米ドル
管理報酬	(6,272)	(4,874)
	(6,272)	(4,874)

5. 管理報酬

当年度において管理会社が稼得した報酬ならびに2014年10月31日および2013年10月31日現在の未払残高は、それぞれ注記4および注記12に開示されています。

各ファンドの管理報酬の料率については、当社の財務書類の注記5をご参照ください。

管理会社は、この報酬から、投資顧問会社、アドミニストレーターおよびカストディアンならびにディストリビューターによって任命された投資証券を販売する販売代理人のすべての報酬の他、これらのサービス・プロバイダーのすべての合理的な立替経費（サブカストディアンの報酬および費用（通常のコマーシャル・レートで課される））ならびにアドミニストレーターおよびカストディアンの取引関連費用を含む）を弁済する責任があります。管理会社は、各投資証券クラスに関する管理報酬から、当社の設立費用および営業費用（監査報酬および取締役報酬を含む）の寄与割合を弁済する責任もあります。当該報酬は投資証券クラスの日次純資産価額に基づき毎日発生し、毎月後払いされます。発生した実際の報酬および費用が管理会社への支払額を超過した場合、この超過額は管理会社が自社保有の資産から弁済します。

本ファンドは「オール・イン・ワン」の報酬構造を採用しているため、報酬、運用コストおよび費用（ならびに本ファンドに割当てられたコストおよび費用の負担割合）のすべてを単一の定額報酬（以下「総費用比率」、すなわち「TER」）として支払います。TERは、主要な投資家情報文書（Key Investor Information Document）における継続費用の数値計算方法に関する欧州証券規制当局委員会（以下「CESR」）の指針に従って計算されます。

当年度において、本ファンドの平均資産の一定割合で管理会社に支払われた報酬合計は以下の通りです。

TER 2014年10月31日現在	TER 2013年10月31日現在
%	%
0.50	0.50

6. 償還可能投資証券保有者への分配金

当社は、当社のすべての分配型投資証券クラスについて、償還可能投資証券保有者に対して分配金を宣言し、支払うことがあります。当社は各会計年度に関して、分配型ファンド毎に償還可能投資証券保有者への分配金を宣言する意向であり、これは通常、当該会計年度の費用控除後のファンドの収益合計に相当します。

当年度において宣言された分配金は以下の通りです。

	2014年10月31日 終了年度	2013年10月31日 終了年度
	千米ドル	千米ドル
2013年4月	—	28,203
2013年10月	—	35,322
2014年4月	37,895	—
2014年10月	41,989	—
	79,884	63,525
平準化収益	(19,412)	(8,381)
平準化費用	9,687	410
	70,159	55,554

7. 取引費用

2014年10月31日および2013年10月31日終了年度において、本ファンドの取引費用は個別に識別されていません。他の詳細については、当社の財務書類の注記10をご参照ください。

8. 投資証券資本

発行済かつ全額払込済の償還可能投資証券資本は、常に本ファンドの純資産価額に相当します。償還可能投資証券は、投資主の選択により償還可能であり、金融負債として分類されています。

	2014年10月31日現在	2013年10月31日現在
償還可能投資証券口数：	投資証券口数	投資証券口数
期首残高	11,443,751	6,797,874
期中発行	7,957,319	5,203,877
期中償還	(6,524,244)	(558,000)
期末残高	12,876,826	11,443,751

9. 償還可能投資証券保有者に帰属する純資産

	投資証券口数
発行済投資証券	
2014年10月31日現在	12,876,826
2013年10月31日現在	11,443,751
2012年10月31日現在	6,797,874
	千米ドル
純資産価額	
2014年10月31日現在	1,408,622
2013年10月31日現在	1,266,461
2012年10月31日現在	740,901
	米ドル
投資証券1口当たり純資産価額	
2014年10月31日現在	109.39
2013年10月31日現在	110.67
2012年10月31日現在	108.99

10. 未収金

	2014年10月31日現在	2013年10月31日現在
	千米ドル	千米ドル
有価証券の売却（決済前）	87,675	3,752
未収債券利息	24,300	22,279
未収有価証券貸付収益	19	—
未払分配金 [*]	—	35,322
	111,994	61,353

^{*} 当社の財務書類の注記12に記載されています。

11. 損益を通じて公正価値で保有する金融資産

	2014年10月31日現在	2013年10月31日現在
	千米ドル	千米ドル
金融資産：		
債券に対する投資	1,392,205	1,215,088
	1,392,205	1,215,088

12. 未払金

	2014年10月31日現在	2013年10月31日現在
	千米ドル	千米ドル
有価証券の購入（決済前）	(6,584)	(11,973)
ファンド投資証券買戻未払金	(100,919)	—
未払管理報酬	(514)	(979)
	(108,017)	(12,952)

13. 契約債務および偶発債務

当社の財務書類の注記17（訳者注：原文の注記番号）に開示されているものを除き、2014年10月31日および2013年10月31日終了年度において、重要な契約債務または偶発債務はありませんでした。

14. 関連当事者

関連当事者は、当社の財務書類の注記19（訳者注：原文の注記番号）に記載されています。

15. 効率的なポートフォリオ管理

当社は、アイルランド中央銀行および英文目論見書によって随時定められる条件や制限の範囲内で効率的なポートフォリオ管理を行う目的上、有価証券貸付契約を締結して譲渡可能証券に関連する手法や商品を利用することがあります。

当年度において、当社は有価証券貸付契約を締結しました。当社は、貸し付けた有価証券の市場価額を超過する価額について、現金担保または投資明細表内で特定される有価証券を担保として受領します。2014年10月31日および2013年10月31日現在、担保は、規制市場での取引が認められている、あるいは規制市場で取引されている有価証券から構成されています。

担保は、必要とされるエクスポージャーの価額を満たすためにカウンターパーティが差し入れなければならない担保の種類（投資明細表に記載の通り）に応じて、JPモルガン・チェース、バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション、ユーロクリアまたはCRESTの担保取扱機関および証券決済機関のいずれか、またはこれらすべての機関で、ファンドに代わりブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドの名義で登録され、保有されています。他の詳細については、80ページ（訳者注：原文のページ）をご参照ください。

投資顧問会社は、貸し付けた有価証券の公正価値のモニタリングを行い、必要に応じて追加担保を受け取ります。

株式貸付契約に従って任命された有価証券貸付代理人はブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドです。有価証券貸付収益は、2014年4月30日まで、ファンドと有価証券貸付代理人の間でファンドに有利となる60対40の割合で分割されていました。2014年5月1日より、この割合はファンドに有利となる62.5対37.5に変更され、運用費用はすべて有価証券貸付代理人の持分から支出されます。

	2014年10月31日現在	2013年10月31日現在
	千米ドル	千米ドル
当年度に稼得した収益	173	—
貸付有価証券の価額、期末現在	39,105	—
ファンドのために保有する担保の価額、期末現在	43,227	—

金融デリバティブ商品の他の情報については注記16をご参照ください。

16. 金融デリバティブ商品

本ファンドは、金融デリバティブ商品を売買することがあります。他の詳細については、当社の財務書類の注記3および本ファンドの投資明細表をご参照ください。

17. 後発事象

当社の財務書類の注記22（訳者注：原文の注記番号）をご参照ください。

[次へ](#)

i シェアーズ II パブリック・リミテッド・カンパニー

会計方針^{*}

^{*} この会計方針は、財務書類に対する注記の一部です。

財務書類は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準および1963年から2013年の会社法からなるアイルランドの法律ならびに2011年欧州委員会（譲渡可能証券の集団投資事業）規制（改正）（以下「UCITS規制」）の規定に準拠して作成されています。真実かつ公正な概観を示す財務書類の作成における、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計基準は、アイルランド勅許会計士協会（以下「協会」）が公表し、財務報告評議会が発行した会計基準です。

財務書類は、損益を通じて公正価値で測定する保有金融資産および金融負債の再評価による修正を加えた取得原価法に基づき作成されています。

アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計方針（以下「アイルランドGAAP」）に基づく財務書類の作成では、経営者が当年度における資産および負債の報告額ならびに収益および費用の報告額に影響を与える見積りおよび仮定を行うことを要求しています。実際の結果はこれらの見積りと異なる場合があります。重要な会計上の見積りおよび判断の詳細は、当会計方針セクションのセクションb)に記載されています。

財務報告基準（以下「FRS」）第3号「財務業績の報告」によって総認識利得損失計算書および株主資金変動表に含めることが要求されている情報は、取締役の意見では、当社の損益計算書および償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の変動計算書に含まれています。

当社は、FRS第1号（改訂）「キャッシュ・フロー計算書」に基づきオープンエンド型の投資ファンドが利用することのできる免除規定を利用し、キャッシュ・フロー計算書を表示していません。

本文書で言及している純資産は、別途記載のない限り、すべて償還可能投資証券保有者に帰属する純資産を指します。

当社が適用している重要な会計方針は以下の通りです。

a) 投資

投資の分類

当社は当社の投資を、損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債として分類しています。損益を通じて測定する金融資産のカテゴリーは、投資顧問会社が損益を通じて公正価値で測定するものとして当初指定した金融商品から構成されます。

損益を通じて公正価値で測定するものと当初指定された金融資産および金融負債は、文書化された投資戦略に従って管理され、パフォーマンスが公正価値基準で評価される金融資産および金融負債です。

投資の認識／認識の中止

投資の購入および売却は、売買取引が発生した日に会計処理されます。投資は、その投資から生じるキャッシュ・フローを受領する権利が消滅する、あるいは所有に伴うリスクおよび便益のすべてが実質的に移転する時点で認識が中止されます。売却に係る実現損益は、平均原価法を用いて計算され、損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利益／（損失）として損益計算書に反映されます。

投資の当初測定

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、公正価値で当初認識されます。金融資産または金融負債の公正価値の変動により生じる損益は、これらが生じた年度の損益計算書に表示されます。投資の購入および売却に係る取引費用は、損益計算書の損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利益／（損失）に含まれます。

投資の評価

当初認識後の公正価値の見積りは以下の通り算定されます。

i) 上場投資

市場または取引所で売買、上場、取引または扱われている投資は、通常はかかる投資の主要な市場または取引所である、該当する市場または取引所における期末現在の相場価格（財務書類の目的上、金融資産に関しては市場のクロージング・ビッド価格、金融負債に関しては市場のクロージング・アスク価格）に基づきます。

ii) モーゲージ担保証券（以下「MBS」）／TBA（To Be Announced）「モーゲージ担保」証券

MBSに対する投資は、貸付金プールに対する持分の購入です。MBSの投資には、従来型の債務証券よりも頻繁に元本の支払いが行われる（通常は毎月）という性質があります。通常、基礎となるモーゲージ・ローンまたはその他の資産の返済は随時行われる場合があるため、元本の返済も随時行われる場合があります。ファンドはこれらの元本の返済が発生時に計上し、これらが発生した期間の損益計算書に実現利益または損失を計上します。

ファンドはTBA購入契約または売却契約を締結することがあり、これに基づき、ファンドはMBSを固定のユニット価格で購入または売却し、当該証券の通常の決済期間を超える定められた将来の日に支払いと受け渡しを行うことに同意します。TBA取引では、受け渡される特定の有価証券は取引日時点で特定されていませんが、受け渡される有価証券は、発行体、金利およびモーゲージの条件を含む特定の条件を満たし、また、業界で広く受け入れられている「グッド・デリバリー」基準の範囲内であればなりません。ファンドは通常、基礎となるモーゲージ証券の所有権を得ることを意図してTBAを締結しています。決済までの間、ファンドはTBAを決済するのに十分な手元資金および流動資産を維持します。

TBA証券は、おおよその元本価格および満期日を用いた先渡コミットメントベースで売買されます。実際の元本価格および満期日は、具体的なモーゲージ・プールが指定される決済時に決定されることになります。

モーゲージ担保証券およびTBAモーゲージ担保証券は通常、ベンダー価格を用いて評価されます。市場取引水準や、相場価格またはその他のデータの使用の有無に応じて、これらの有価証券は通常、公正価値ヒエラルキーのレベル2に区分されます。

iii) 集団投資スキーム（以下「CIS」）

投資顧問会社は、ファンドの投資目的を追求するにあたり、投資顧問会社またはその関連会社1社が管理する他の集団投資スキームにファンドの資産を配分することもあります。

CISへの参加証券である投資の公正価値は、CISのアドミニストレーターによって、該当する投資が参加証券であるスキームの要件に従って計算された、かかる参加証券の評価日における未監査の純資産価額を参照して計算されます。

投資顧問会社またはその関連会社1社が管理するCISに対してなされた投資に帰属する管理報酬はありません。

この投資は、報酬の支払いがない投資証券クラスを通じてなされているか、CISに帰属する管理報酬の割戻がある投資です。

iv) 先物契約

先物契約は、特定の基礎となる商品を将来の特定の日に特定の価格で売買する、取引所で取引される契約です。

当初証拠金は、先物契約の締結時に該当するブローカーに支払われ、通常は現金で支払われます。報告日時点で証拠金として保有する現金残高は、貸借対照表の流動資産／負債に含まれています。

先物契約の価値の変動は、貸借対照表日時点の契約の価値を値洗いすることにより、未実現損益として認識されます。先物契約の価値の変動は、変動証拠金を支払うまたは受け取るにより、取引所で毎日決済されます。未実現損益の変動は、損益計算書に認識されます。

契約終了時に、取引終了による収入（または費用）と当初の取引との差額が、実現損益として損益計算書に計上されます。

v) ワラント

ワラントは、一定の期間内に基礎となる有価証券に係る将来の取引に従事する権利（義務ではない）を与える金融商品です。

市場または取引所で売買、上場、取引または扱われているワラントは、通常はかかる投資の主要な市場または取引所である、該当する市場または取引所における期末現在の相場価格（財務書類の目的上、市場のクロージング・ビッド価格）に基づいて評価されます。

vi) 差額決済契約

差額決済契約（以下「CFD」）は、基礎となる有価証券価額の変動額を支払う、または受け取る、ファンドとCFDのカウンターパーティとの間の契約です。

買建のCFD契約では、カウンターパーティが基礎となる単数または複数の有価証券に投資していた場合にCFD契約の想定元本が増加したであろう金額に、これらの株式について受領したであろう配当金を加算した金額（該当がある場合）を、カウンターパーティがファンドに支払うことに同意します。ファンドは、当該CFDの想定元本に係る変動金利を支払います。CFD契約に係るファンドの収入は、想定元本に係る損益に発生した配当金を加算し、当該想定元本について支払った利息を差し引いた金額となります。

売建のCFD契約では、カウンターパーティが基礎となる単数または複数の有価証券に投資していた場合にCFD契約の想定元本が減少したであろう金額（該当がある場合）を、カウンターパーティがファンドに支払うことに同意します。また、ファンドは、これらの株式について受領したであろう配当金の価額を支払わなければなりません。ファンドは、当該CFDの想定元本に係る変動金利をカウンターパーティから受領します。

各評価時点で、CFDの始値と基礎となる持分証券の市場価格との差額がCFDの公正価値（未実現損益）として貸借対照表に計上されます。CFD契約の変動額は、担保を支払う、または受領することにより、CFDのカウンターパーティとの間で毎日決済されます。未実現損益の変動は、損益計算書に認識されます。

CFDの終了時に、CFDの始値と終値の差額が実現公正価値損益として損益計算書に計上されます。受領した、または支払った利息および配当金は、損益計算書に受取／支払利息または配当金として計上されます。

b) 重要な会計上の見積りおよび判断

アイルランドGAAPに準拠した財務書類の作成では、一定の重要な会計上の見積りを使用することが要求されます。当社の会計方針を適用する過程においては、経営者が判断を行使することも要求されます。

見積りおよび関連する判断は、過去の経験および状況に照らして合理的であると考えられるその他の様々な要因に基づくものであり、その結果は、他のソースからは容易に把握できない資産および負債の帳簿価額に関して判断を行う際のベースになります。実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

経営者は、将来事象に関する見積りおよび仮定を行っています。これによって生じた会計上の見積りが実際の結果と同額になることは、現実的にほとんどありません。

i) 管理会社と協議の上で計算される価格

期末現在のベンダー価格がない複数の有価証券は、アドミニストレーターが管理会社と協議の上で評価されました。2014年10月31日および2013年10月31日現在、投資顧問会社が計算した価格を用いて評価された有価証券の総額は、該当のあるファンドの純資産価額の1%未満です。

c) 収益

i) 受取配当金

受取配当金は、有価証券が配当落ちを宣言された時点で認識されます。受取配当金は、還付請求不可能な源泉徴収税を含めた総額で表示され、当該税金は損益計算書に個別に開示されます。

ii) 受取債券利息

受取債券利息は、実効利回り法を用いて日次ベースで発生します。

iii) 受取銀行利息

受取銀行利息は、実効利回りベースで収益として認識されます。

iv) 利付投資の購入に係るプレミアム／ディスカウントの償却／増価

固定および変動利付投資の購入に係るプレミアムまたはディスカウントは、投資の期間にわたり実効利回りベースで償却されます。

v) 有価証券貸付収益

有価証券貸付収益は、ファンドが所有する有価証券を複数の第三者の借手に貸し付けることによって稼得されます。有価証券貸付収益は、発生主義で会計処理されます。

d) 報酬および費用

発生時に課される投資の取得および売却に関連する取引費用を除き、費用は発生主義で会計処理されます。支払銀行利息は実効利回り法を用いて日次ベースで発生します。

e) 取引費用

取引費用は、金融資産または金融負債の取得、発行または処分に直接帰属する追加費用です。

追加費用は、企業が金融商品を取得、発行または処分しなければ発生しない費用です。金融資産または金融負債が当初認識されると、損益を通じて公正価値で測定し、当該金融資産または金融負債の取得または発行に直接帰属する取引費用を加算します。

金融資産または金融負債の購入または売却に係る取引費用は、ファンドの損益計算書の損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利益／（損失）に含まれています。個別に識別可能な取引費用は、当社の財務書類に対する注記の注記10に開示されています。

保管に係る取引費用は、ファンドの総費用比率の一部を構成するため、個別に識別することはできません。管理会社は、ファンドのすべての運用費用を弁済する責任を負っています。他の詳細については、100ページ（訳者注：原文のページ）の当社の財務書類に対する注記の注記4をご参照ください。

f) 分配

分配費用は、金融費用として会計処理されます。取締役は、各会計期間に関する分配金を分配型ファンド毎に宣言することがあります。分配金は通常、四半期毎、半年毎、あるいは取締役が適切であると判断するその他の時期に宣言されます。

2014年10月31日および2013年10月31日現在、すべてのファンドに英国報告型ファンドの形態が適用されています。

g) 償還可能投資証券

償還可能投資証券の発行および償還は、売買取引が発生した日に会計処理されます。

償還可能投資証券は、投資主の選択により償還可能であり、金融負債として分類されています。これらの投資証券に係るすべての分配金は、財務費用として損益計算書に認識されます。

償還可能投資証券は、当社の英文目論見書に従って計算された純資産価額の比例持分に相当する現金で償還することができます。償還可能投資証券は、投資主が投資証券を当社に戻す権利を行使した場合、貸借対照表日現在の未払償還額で評価されます。

償還可能投資証券に関する金融負債の公正価値は投資証券1口当たりの償還額であり、これは、関連する税金および費用ならびに償還する投資証券について支払われる償還手数料を差し引いた投資証券1口当たり純資産価額として計算されます。潜在的な税金および費用については、取締役会の判断に基づきます。

b) 外国通貨

i) 機能通貨および表示通貨

当社の財務書類の表示通貨はユーロです。

ファンドの財務書類に含まれている外貨建ての項目は、下記の表に示すファンドの機能通貨で測定されています。ファンドの財務書類の表示通貨は機能通貨と同じです。

ファンド	通貨
i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF	米ドル
i シェアーズ 米国国債 7-10年 UCITS ETF	米ドル

ii) 取引および残高

外貨建て取引は、取引日の外国為替レートで各ファンドの機能通貨に換算されます。

外貨建ての投資証券の発行および償還は、取引日の外国為替レートで換算されます。投資を含む外貨建ての資産および負債は、期末の実勢為替レートで換算されます。投資の換算に基づく外国為替差損益ならびにその他の資産および負債の換算から生じる損益は、損益計算書の損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利益／（損失）に含まれます。

i) 未収金

未収金は、取得に直接帰属する取引費用を加算した公正価値で当初認識されます。未収金はその後、実効金利法による償却原価から減損引当金を控除した金額で測定されます。

配当金に係る未収還付税金は配当落ち日に会計処理されます。未収金の帳簿価額は、その公正価値に近似します。

j) 未払金

未払金は、公正価値で当初認識され、その後、償却原価で計上されます。収入と未払額の差額は、実効金利法を用いて未払金の期間にわたり認識されます。

未払金の帳簿価額は、その公正価値に近似します。

k) 現金及び現金同等物

現金および現金同等物には、銀行で保有する要求払い預金および当初の期日が3ヵ月以内であるその他の流動性の高い短期投資が含まれることがあります。銀行当座借越は負債として分類されます。

l) 担保

当社が提供した現金担保は、貸借対照表上の差入現金担保として識別され、現金および現金同等物の構成要素としては含まれません。

カウンターパーティが当社へ提供した現金担保は、貸借対照表上の未払現金担保として識別されます。当社はこの現金担保を再投資することがあり、購入した資産は、貸借対照表上の損益を通じて公正価値で測定する金融資産に含まれます。

カウンターパーティから受領した現金以外の担保については、当財務書類に対する注記において提供された担保を開示しています。

m) 英文目論見書に記載されている評価方法に合わせるための調整

当社の会計方針により、FRS第26号「金融商品：認識および測定」に準拠する目的上、当社の投資は貸借対照表日現在の該当する公正価値で評価されています。公正価値は、貸借対照表日の市場のクロージング・ビッド価格であるとみなされています。

財務書類に記載されている評価方法と英文目論見書に表示されている評価方法との相違により、財務書類上の純資産と取引純資産価額との調整が生じます。

償還可能投資証券保有者に帰属する純資産は、貸借対照表上の負債を表し、投資主がファンドの投資証券を償還する権利を行使した場合の貸借対照表日現在の未払償還額で反映されています。この償還額は、投資証券1口当たり価格を乗じた、貸借対照表日現在の発行済投資証券口数に基づきます。

したがって、上述の相違により投資主に帰属する純資産の帳簿価額が調整され、累積差額が貸借対照表上の「英文目論見書に記載されている評価方法に合わせるための調整」に含まれます。他の詳細は、当社の財務書類の注記9に記載されています。

n) 分配に係る平準化

当社の投資証券には平準化契約が適用されます。これらの契約は、投資証券1口当たりの利益分配が期中における発行済投資証券口数の変動の影響を受けないよう確保するためのものです。

それぞれの投資主が同率の投資証券1口当たり分配金を受け取ることを確保するため、各投資証券の購入価格には平準化と呼ばれる金額が含まれています。これは、購入／売却時点で当社において発生した費用を控除後の分配可能利益の純額に相当します。

分配金の支払いの一環として、当年度に当社から投資証券の発行を受けた、または償還を行った投資主にはこの平準化の平均額が戻されます。分配金の平準化要素は、資本の払戻しとして取り扱われます。

税務および会計の目的上、管理会社は、投資から派生する収益の水準が会計期間中の投資証券の発行、転換または償還による影響を受けないことを確保するため、収益および平準化の取決めを実行しています。

平準化収益および／または費用の金額は、当社の財務書類に対する注記の注記6に含まれています。

o) 比較対象期間

前年度の一部の数値は、当年度の表示に合わせるために組み替えられています。

[次へ](#)

i シェアーズ II パブリック・リミテッド・カンパニー

金融商品およびリスク*

* 金融商品およびリスクに関連する情報は、財務書類に対する注記の一部です。

当社の投資活動は、当社が投資している金融商品および市場に関連する様々な種類のリスクにさらされています。以下の情報は、すべてのリスクの包括的な要約を意図したものではないため、投資家の皆様は、当社への投資に固有のリスクについて詳述している英文目論見書および補完書面をご参照ください。

当社の取締役は、投資パフォーマンス報告書を四半期毎にレビューし、当年度における当社のパフォーマンスとリスク特性についての説明を投資顧問会社から半年毎に直接受けています。取締役は、当社の日々の管理に関する一定の責務および責任を管理会社に委任しています。管理会社は同様に、投資プログラムの日々の管理事務を投資顧問会社に委任しています。投資顧問会社は、当社が英文目論見書および補完書面に記載された投資ガイドラインの条項および制限の範囲内で管理されることを確保する責任も負っています。取締役会は、投資パフォーマンスおよび商品リスクのモニタリングおよび監視は自ら行い、規制および運用リスクのモニタリングおよび監視責任は管理会社に委任しています。取締役会は、日々のリスク管理を管理会社の主要リスク管理担当者に委任しています。管理会社は、日々のリスク管理プロセスの責任を負うリスク・マネージャーを任命しており、リスク・マネージャーは、独立したリスク管理機能を果たす中央集権グループであるリスクおよび定量分析グループ（以下「RQAグループ」）のメンバーを含む、投資顧問会社の主要リスク管理担当者によるサポートを受けています。RQAグループは、独立の立場で投資リスクの識別、測定およびモニタリングを行います。RQAは、各ファンドが採用している実際のリスク管理の実務を監視します。RQAは、当該プロセスの構成要素を分析することにより、各ファンドにおいて適切なリスク管理プロセスが実施されているかどうかを判断することができます。この分析には、採用したリスク管理ツール、リスク水準の管理方法、ポートフォリオの組成においてリスク／リターンの検討を確保すること、ならびに結果のレビューが含まれます。

グローバルのエクスポージャー計算手法に対する変更

アイルランド中央銀行により発行されたUCITS通達に基づき、投資顧問会社はファンドのグローバルのエクスポージャーを正確にモニタリング、管理および計算できるようにするリスク管理手法を採用することが要求されています。2014年10月6日より前は、投資顧問会社はグローバルのエクスポージャーを計算するために「相対的VaR」と称される手法を使用していました。

2014年10月6日より、投資顧問会社はグローバルのエクスポージャーを計算する手法を相対的VaRからコミットメント・アプローチに変更しました。投資顧問会社は、ファンドの投資戦略およびリスク特性に基づいてグローバルのエクスポージャーを計算するには、コミットメント・アプローチの方がふさわしいと結論付けました。

コミットメント・アプローチは、金融デリバティブ商品の対象市場価額または想定元本を合計してファンドのグローバルのエクスポージャーを算定する手法です。UCITS通達に従い、コミットメント・アプローチを使用するファンドのグローバルのエクスポージャーが当該ファンドの純資産価額の100%を超えることはできません。

この手法の変更は、ファンドが管理される方法を変更するものではありません。市場リスクのセクションで開示されているとおり、投資顧問会社は引き続き、リスク管理目的のため、VaRおよびその他の関連する測定基準について四半期毎に取締役会に報告することになります。

当社の主要なリスク・エクスポージャーは以下に記載の通りです。

a) 市場リスク

市場リスクは主に、その他の価格、為替および金利の変動の影響を受ける、金融商品の将来価額に関する不確実性によって生じます。これは、市場が変動した際に保有するマーケット・ポジションを通じて当社が被る潜在的損失を表します。当社は、持分証券、ワラント、ライセンス、債券、モーゲージ担保証券（以下「MBS」）、TBA契約、CIS、CFDおよび先物契約に対する当社の投資に基づく市場リスクにさらされています。

各ベンチマーク・インデックスが引き続き英文目論見書に記載されている基準で計算される、またはこれらが大幅に修正されないという保証はありません。各ベンチマーク・インデックスの過去のパフォーマンスは、必ずしも将来のパフォーマンスの指針ではありません。

RQAグループが市場リスクの測定に使用している主要な測定基準は、価格リスク、為替リスクおよび金利リスクを網羅するVaRです。RQAグループは、独立したリスク管理機能を果たす中央集権グループです。同グループは、投資リスクを独立の立場で識別、測定およびモニタリングします。

VaRは、通常の市場環境における市場の不利な変動によって生じるポートフォリオの潜在的損失を見積る統計的リスク測定手段です。VaR分析は、従来型の感応度分析とは異なり、リスク変数間の相関関係を反映しています。

VaRの計算は、保有期間を1ヵ月（20日）以内、該当がある場合はヒストリカル・データの観測期間を1年（250日）以内とする99%の信頼水準に基づいています。VaRの数値は、一定の確率および一定の期間のもとに定義されます。99%、1ヵ月のVaRとは、1ヵ月のうちの99%は、ファンドが被る損失がパーセンテージで表わされるこの数値を下回ると予想されることを意味します。したがって、VaRの数値が高いほどリスクが高いことを表します。

VaR手法の利用には限界がある、つまり、リスク要因のリターンが通常は分散していること、将来の事象を見積るベースとしてのヒストリカル・マーケット・データの使用は、すべての潜在的なシナリオ、特に極端な性質のシナリオを網羅するものではないこと、さらに特定の信頼水準（たとえば、99%）ではこの水準を超えて生じる損失を考慮していないことが前提となっていることに留意する必要があります。

VaRの数値を超える損失が発生する可能性もあります。これらの限界およびVaR測定の性質は、ファンドが、損失が示されたVaRの数値を超えないと保証すること、VaRの数値を超える損失が発生する頻度が高まることはないことを保証すること、ともできないことを意味しています。

2014年10月31日および2013年10月31日現在の、99%の信頼水準に基づく1ヵ月のVaRの概要は、以下の表の通りです。

ファンド	2014年10月31日現在	2013年10月31日現在
	%	%
i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF	3.33	2.98
i シェアーズ 米国国債 7-10年 UCITS ETF	3.39	4.30

i) その他の価格リスクにより生じる市場リスク

その他の価格リスクは、個々の金融商品または発行体固有の要因により生じるものであろうと、あるいは市場で売買されている類似の金融商品に影響を及ぼす要因により生じるものであろうと、市場価格の変動（金利リスクまたは為替リスクにより生じる変動以外）により金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクです。

当社は、持分証券、ワラント、ライツ、債券、MBS、TBA、CIS、CFDおよび先物契約に対する当社の投資により生じる市場価格リスクにさらされています。これらの投資の価格の変動により、当社のパフォーマンスの変動が生じます。ポートフォリオ内の投資の集中は、投資種別の投資明細表に開示されています。

インスティテューショナル・キャッシュ・シリーズ・パブリック・リミテッド・カンパニー（以下「ICS」）インスティテューショナル・ユーロ・リクイディティ・ファンド、ICS インスティテューショナル・英ポンド・リクイディティ・ファンドおよびICS インスティテューショナル・米ドル・リクイディティ・ファンドへの投資により、当社は投資対象ファンドの純資産価額の影響を受けます。これは、投資対象ファンドの投資目的やその内部統制方針ならびにリスクおよびパフォーマンスの定期報告を理解することにより、投資顧問会社によってモニタリングされます。CISへの投資は、すべて関連当事者ファンドへの投資を指します。これらのCISは、投資顧問会社がファンドに関して採用するのと同じ統制手続の対象となります。

ICS インスティテューショナル・ユーロ・リクイディティ・ファンド、ICS インスティテューショナル・英ポンド・リクイディティ・ファンドおよびICS インスティテューショナル・米ドル・リクイディティ・ファンドの投資目的は、高格付の短期「マネー・マーケット」商品のポートフォリオの維持を通じて、資本および流動性の保全を維持しながら当期利益を最大化することです。これらのファンドの投資目的の追求にあたり、ICS インスティテューショナル・ユーロ・リクイディティ・ファンド、ICS インスティテューショナル・英ポンド・リクイディティ・ファンドおよびICS インスティテューショナル・米ドル・リクイディティ・ファンドは、関連する市場において入手可能な有価証券、商品および債券などのさまざまな譲渡可能証券に投資することがあります。これらの種類の有価証券、商品および債券の発行体は指定されていませんが、通貨は投資対象ファンドの基準通貨建てとなります。

投資顧問会社は、当社の投資目的に従い、当社の市場リスクを日次ベースで管理します。

ファンドの投資目的は投資家に、各ベンチマークのトータル・リターンを反映する、キャピタル・ゲインおよびインカム・ゲインを考慮したトータル・リターンを提供することです。ファンドのパフォーマンスは、そのベンチマークと相関関係にあります。ファンドのパフォーマンスとベンチマークの相関関係は、経営幹部がモニタリングしている測定基準の一つです。

ii) 外国為替リスクにより生じる市場リスク

外国為替リスクは、外国為替レートの変動により金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクです。

当社は、各ファンドのベンチマーク・インデックスを構成する有価証券に実務上可能な限り一致する、ファンドの報告通貨とは異なる通貨建ての有価証券に投資することがあります。したがって、各ファンドは、ベンチマーク・インデックスの基準通貨とベンチマーク・インデックスの組入有価証券の基準通貨との間の為替変動のリスクにさらされています。

ベンチマークと一致するファンドは、ヘッジを行わないため外国為替リスクにさらされています。

以下の表は、2014年10月31日および2013年10月31日現在の外国為替リスクに対するエクスポージャーの概要を示しています。

2014年10月31日

外貨エクスポージャー	総外貨エクスポージャー	先渡為替予約	外貨エクスポージャー 純額	純資産に 占める割合
	千米ドル	千米ドル	千米ドル	%
i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF				
英ポンド	10	—	10	0.00
外貨に対するエクスポージャー合計	10	—	10	0.00

外貨エクスポージャー	総外貨エクスポージャー	先渡為替予約	外貨エクスポージャー 純額	純資産に 占める割合
	千米ドル	千米ドル	千米ドル	%
i シェアーズ 米国国債 7-10年 UCITS ETF				
英ポンド	1	—	1	0.00
外貨に対するエクスポージャー合計	1	—	1	0.00

2013年10月31日

外貨エクスポージャー	総外貨エクスポージャー	先渡為替予約	外貨エクスポージャー 純額	純資産に 占める割合
	千米ドル	千米ドル	千米ドル	%
i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF				
英ポンド	3	—	3	0.00
外貨に対するエクスポージャー合計	3	—	3	0.00

2013年10月31日終了年度において、i シェアーズ 米国国債 7-10年 UCITS ETFは、ファンドの全資産および負債が機能通貨で保有されていたため、外貨エクスポージャーはありませんでした。

iii) 金利リスクにより生じる市場リスク

金利リスクは、市場金利の変動により金融商品の公正価値または将来キャッシュ・フローが変動するリスクです。

すべてのファンドは、ブローカーが保有する委託証拠金を含む現金保有を通じて金利リスクにさらされています。また、下記の表に記載されているファンドは、債券、MBSおよびTBAに対する投資を通じて金利の変動によりこれらの有価証券の価値が変動する金利リスクにさらされています。CISに投資しているファンドは、CISが保有する投資に対する間接的なエクスポージャーを有しています。

ファンドは、先物契約に対する投資を通じて、金利の変動により基礎となる資産の価値が変動する金利リスクに対する間接的なエクスポージャーも有しています。

これらの投資の価格の変動は、市場金利および発行体の信用度の変動によって生じます。発行体の信用度および信用スプレッドは、投資顧問会社が定期的にモニタリングしています。ファンドが投資している有価証券は、通常、ファンドの投資方針に記載されている通り、格付機関による投資適格の下限が定められています。

以下の表は、2014年10月31日および2013年10月31日現在の重要な金利リスクに対するエクスポージャーの概要を示しています。ここでいう短期金融資産および負債は、期日までの残存期間が1年未満の金融資産および負債であり、長期金融資産および負債は、期日までの残存期間が1年超である金融資産および負債です。

2014年10月31日

金利リスクに対するエクスポージャー

	変動金利	固定金利	無利息	合計
	千米ドル	千米ドル	千米ドル	千米ドル
i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF				
短期金融資産	54,429	1,043	111,994	167,466
長期金融資産	146	1,391,016	—	1,391,162
短期金融負債	—	—	(150,006)	(150,006)
長期金融負債	—	—	—	—
純資産価額	54,575	1,392,059	(38,012)	1,408,622

i シェアーズ 米国国債 7-10年 UCITS ETF

短期金融資産	660	—	27,746	28,406
長期金融資産	—	1,011,070	—	1,011,070
短期金融負債	—	—	(20,208)	(20,208)
長期金融負債	—	—	—	—
純資産価額	660	1,011,070	7,538	1,019,268

2013年10月31日

金利リスクに対するエクスポージャー

	変動金利	固定金利	無利息	合計
	千米ドル	千米ドル	千米ドル	千米ドル
i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF				
短期金融資産	38,294	3,154	61,353	102,801
長期金融資産	—	1,211,934	—	1,211,934
短期金融負債	—	—	(48,274)	(48,274)
長期金融負債	—	—	—	—
純資産価額	38,294	1,215,088	13,079	1,266,461

i シェアーズ 米国公債 7-10年 UCITS ETF

短期金融資産	8,167	—	19,232	27,399
長期金融資産	—	671,079	—	671,079
短期金融負債	—	—	(21,828)	(21,828)
長期金融負債	—	—	—	—
純資産価額	8,167	671,079	(2,596)	676,650

b) カウンターパーティ信用リスク

カウンターパーティ信用リスクは、金融商品の発行体が当社との間で締結した債務またはコミットメントを履行しないリスクです。

複数のファンドがソブリン債および社債に投資しています。このことから、これらのファンドは債券の発行体が利息または元本の支払いを履行しないリスクにさらされています。このリスクを管理する目的で、投資顧問会社は各ファンドの投資目的に従ってさまざまな有価証券に投資し、これらの投資の信用格付（投資明細表に開示）をモニタリングしています。

債務証券の格付は、ブラックロック・ポートフォリオ・マネジメント・グループ（以下「PMG」）が継続的にモニタリングしています。

当社は、当社が取引している相手方により生じる、当社が決済不履行のリスクを被ることになるカウンターパーティ信用リスクにさらされています。当社の場合、カウンターパーティ信用リスクは、先物契約、CFD、CIS、持分証券、債券、MBS、TBA、ライセンス、ワラントの売買取引（これらの潜在的な保有高を通じて）により生じます。

カウンターパーティ信用リスクは、ブラックロックのRQAカウンターパーティ&コンセントレーション・リスク・チームによってモニタリングされ、管理されます。同チームは、ブラックロックのチーフ・クレジット・オフィサーが主導しており、同オフィサーがグローバルのRQA部門長への報告を行います。与信権限はチーフ・クレジット・オフィサーに属しますが、一部の与信権限は特定のチームメンバーにも委任されています。

したがって、カウンターパーティに係る承認は、チーフ・クレジット・オフィサー、あるいはチーフ・クレジット・オフィサーから正式に権限を委任された特定のRQAクレジット・リスク・オフィサーから付与されます。

ブラックロックRQAカウンターパーティ&コンセントレーション・リスク・チームは、各新規カウンターパーティの正式なレビューを遂行し、承認されたすべてのカウンターパーティを継続的にモニタリングかつレビューし、カウンターパーティ・エクスポージャーおよび担保管理プロセスの能動的な監視を維持します。

当社は、先物契約の保有によりカウンターパーティ信用リスクにさらされています。このエクスポージャーは、クリアリング・ハウスを通じて先物契約の売買を行うことにより限定されます。当社が現在、利益ポジションを有している契約のカウンターパーティ信用リスクに対する当社のエクスポージャーは、取引所で売買される先物契約について毎日の値洗いの仕組みに基づきカウンターパーティから現金で受領する利益（変動証拠金）によって減少します。当社が現在、損失ポジションを有している契約のカウンターパーティ信用リスクに対する当社のエクスポージャーは、毎日の値洗いの仕組みに基づき取引所に引き渡されていない、カウンターパーティに差し入れた証拠金の金額に相当します。先物契約のカウンターパーティはパークレイズ・ピーエルシーです。2014年10月31日現在のパークレイズ・ピーエルシーの長期信用格付はA-（2013年10月31日：A-）（スタンダード・アンド・プアーズによる格付）です。

証拠金は、カウンターパーティまたは当社のお互いに対するエクスポージャーをカバーするため、先物契約について支払う、または受領するものです。貸借対照表上の「現金証拠金」は、当社の清算ブローカーやさまざまなカウンターパーティからの未収証拠金または未払証拠金から構成されます。

当社は、CFDの保有によりカウンターパーティ信用リスクにさらされています。カウンターパーティ信用リスクは、カウンターパーティが契約条件に従って債務を履行しないことによって生じます。当社のカウンターパーティ信用リスクに対するエクスポージャーは、当社が現在、利益ポジション（当該ポジションはカウンターパーティから受領する現金担保によって減少します）を有している契約に限定されます。契約更改が毎月行われ（各月の契約更改時に1年ロール満期）、該当するファンドで損益が計上されるとリスクは更に軽減されます。当社は、これらの金融商品の保証としてブローカーで担保を維持することが要求されています。

上場証券におけるすべての取引は、承認されたブローカーを利用して受け渡し時に決済／支払いが行われます。売却した有価証券の受け渡しは、ブローカーが支払いを受けた後にのみ行われるため、不履行のリスクは最小とみなされます。購入に係る支払いは、ブローカーが有価証券を受領した後に行われます。いずれかの当事者が責務を履行しなかった場合、取引は成立しません。

ブローカーとの取引により生じるカウンターパーティ信用リスクは、決済前の取引に関連しています。関連する決済期間が短く、利用しているブローカーの信用度が高いことから、未決済取引に係るリスクは低いとみなされます。当社は、このリスクをさらに軽減する目的で、利用するブローカーの信用格付および財政状態をモニタリングしています。

当社は、各CISにおいて各CISが売買を行っている相手方当事者からのカウンターパーティ信用リスクに間接的にさらされています。各CISは、投資顧問会社が当社に関して採用するのと同じ統制手続の対象となります。

当社のカストディアンは、ステート・ストリート・カストディアル・サービス・（アイルランド）・リミテッド（以下「カストディアン」）です。大半の投資がカストディアンにより期末現在で保有されています。投資はカストディアンの資産とは分別保管され、所有権は当社に留まります。カストディアンの破たんまたは支払不能により、カストディアンが保有する当社の投資に関する当社の権利に遅延または制限が生じる場合があります。このリスクの最大エクスポージャーは、投資明細表に開示されているロング投資の金額です。

カストディアンは、ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー（以下「サブカストディアン」）をグローバルのサブカストディアンとして任命しています。実質的にすべての当社の現金がサブカストディアンで保有されています。

ファンドの現金残高は、サブカストディアンが、自身の現金残高および他の顧客に代わり保有する現金残高と共にサブカストディアンの勘定において保有しています。ファンドの現金残高は、サブカストディアンの記録において個別に識別されます。

サブカストディアンまたはサブカストディアンが指名したその他の預託銀行で保有する現金に関して、当社は、サブカストディアンまたはこれらの預託銀行のカウンターパーティ信用リスクにさらされます。サブカストディアンまたはその他の預託銀行の支払不能または破たんが生じた場合、当社はサブカストディアンまたは預託銀行の一般債権者として扱われます。

カストディアンに対する当社のエクスポージャーを軽減する目的で、投資顧問会社は、カストディアンが信頼性の高い金融機関であること、および当社によってカウンターパーティ信用リスクが受容可能であることを確保するために特定の手段を実施しています。当社は、健全性監督の対象となっている規制対象企業である、あるいは国際的な信用格付機関によって「高い信用格付」が付されているカストディアンとのみ取引を行っています。

カストディアンおよびサブカストディアンの親会社であるステート・ストリート・コーポレーションの2014年10月31日現在の長期信用格付はA+（2013年10月31日：A+）（スタンダード・アンド・プアーズによる格付）でした。

サブカストディアンまたは預託銀行に対する当社のカウンターパーティ信用リスクのエクスポージャーをさらに軽減するため、当社は、例えばインスティテューショナル・キャッシュ・シリーズ・パブリック・リミテッド・カンパニー（以下「ICS」）といったマネー・マーケットCISに残余現金を投じるなど、追加的な契約を締結することがあります。

ICSは、ブラックロックのアンブレラ・ファンドであり、アイルランドにおけるオープンエンド型の変動資本を有する、ファンド間で分離負債を有する投資法人です。ICSは、譲渡可能証券の集団投資事業（以下「UCITS」）として認可されています。

コンピュータシェア・インベスター・サービスズ（アイルランド）リミテッド（以下「コンピュータシェア」）が証券登録機関として従事しているファンドでは、分配型クラスの分配金支払日前に、当社が投資主に支払う分配金に相当する現金が、カストディアンにある当社の現金口座からコンピュータシェアで保有する顧客資産口座に振り替えられます。これらのファンド（General Information section（訳者注：原文中の記載）で詳述）について、コンピュータシェアは分配型ファンドに投資した投資主に分配金を支払う責任を負っており、コンピュータシェアはこれを顧客資産口座に保有する現金から支払うことになります。分配金が現金の形でコンピュータシェアに保有される一方で、当社は、コンピュータシェアおよびコンピュータシェアが当社の利益のために現金口座を維持しているすべての預託銀行に対してカウンターパーティ信用リスクのエクスポージャーを有することになります。

分配金支払日の直前に、参加者へ分配金として分配される金額は、カストディアンにある当社の現金口座から支払代理人に振り替えられます。中間期間において、分配金は現金の形で支払代理人に保有されることから、当社はかかる現金について支払代理人および支払代理人の関連預託銀行に対して信用リスクのエクスポージャーを有することになります。支払代理人が支払前に分配金を保有している期間は、上述のコンピュータシェアが証券登録機関である場合に比べずっと短くなります。

当社は、配当金の形式でのコンピュータシェアに対する当社のカウンターパーティ信用リスクのエクスポージャーを、コンピュータシェアで保有している現金口座がアイルランド中央銀行の要件および2007年欧州委員会（金融商品市場指令）規制（以下「MiFID」）に基づくコンピュータシェアの認可に準拠した顧客資産口座として運営されることをコンピュータシェアと合意することにより軽減するよう努めています。

分配金が保有されている預託銀行に対する当社のカウンターパーティ信用リスクのエクスポージャーをさらに軽減する目的で、当社は、分配金が投資主への支払い前に証券登録機関としてコンピュータシェアに保有される一定の期間において、分配金の一部または全部をマネー・マーケットCIS（管理会社および／またはその関連会社が管理するCISを含むことがある）に投資する契約をコンピュータシェアと締結しています。

これらの契約には、コンピュータシェアが、コンピュータシェア自身の資産と分離させた分離保管ベースで当社の利益のために投資証券をマネー・マーケットCISで保有することが含まれています。これは、有価証券が分離口座に区分される一方で、現金は通常、預託銀行で混蔵されるため、預託銀行で支払不能が生じた場合に、現金口座所有者が通常、その預託銀行の一般債権者として扱われることに起因します。

分配金を投資することのできるCISは、マネー・マーケット商品に投資するICSのファンドで構成される場合があります。

当社が有価証券貸付活動に従事していることから、ファンドはカウンターパーティ信用リスクにさらされています。各ファンドにとっての最大エクスポージャーは、当社の財務書類に対する注記の注記20に基づく貸付有価証券の価額に相当します。

このリスクを軽減するため、ファンドは貸し付けた有価証券の価額の一定の割合に相当する担保として有価証券（金融商品）を受け取り、ブラックロックは、注記20（訳者注：原文の注記番号）に開示されている通り、借手の不履行に対する補償をファンドに提供します。

貸付有価証券を受け取ることのできる有価証券貸付の借手は、バンク・オブ・アメリカ・コーポレーション、バークレイズ・ピーエルシー、ビー・エヌ・ピー・パリバ、シティグループ・インク、クレディ・スイス・グループAG、ドイチェ・バンクAG、エイチエスビーシー、ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニー、モルガン・スタンレー、ノムラ、スカンジナビスカ・エンシルダ・バンケン、ソシエテ・ジェネラル、ザ・バンク・オブ・ノバ・スコシア、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクおよびユービーエスAGです。

全体的なカウンターパーティ信用リスクのエクスポージャーを減少させることになる国際スワップ・デリバティブ協会（以下「ISDA」）のマスター契約およびクローズアウト・ネットティングの影響を含める前の、現金を含む金融資産の帳簿価額は、報告日時点のカウンターパーティ信用リスクに対する当社の総最大エクスポージャーを最もよく表しています。

デリバティブ契約のカウンターパーティが保証として保有する現金は、カウンターパーティの信用リスクにさらされています。2014年10月31日および2013年10月31日現在、支払が遅延している資産や減損した資産はありませんでした。

ファンドは、カウンターパーティに担保を差し入れることが求められる場合がある（以下「差入担保」）、あるいはカウンターパーティから受領した担保を保有する場合がある（以下「受入担保」）活動に従事しています。ファンドは、カウンターパーティから受領した受入担保を用いて、ファンドが関与している取引活動に伴う信用リスクを軽減しています。

ファンドが差入れた現金担保は、貸借対照表に現金担保として個別に識別され、現金および現金同等物の構成要素としては含まれません。ファンドが受領する受入現金担保は、貸借対照表に未払現金担保として反映されます。

2014年10月31日および2013年10月31日現在、当社が保有する債務証券の信用格付の内訳の詳細は以下の表の通りです。

2014年10月31日		AAA	AA	A	BBB	BB	Bおよび それ以下	無格付	合計
	通貨	千	千	千	千	千	千	千	千
iシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF	米ドル	—	—	—	77,670	711,046	603,489	—	1,392,205
iシェアーズ 米国国債 7-10年 UCITS ETF	米ドル	—	1,011,070	—	—	—	—	—	1,011,070
2013年10月31日		AAA	AA	A	BBB	BB	Bおよび それ以下	無格付	合計
	通貨	千	千	千	千	千	千	千	千
iシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF	米ドル	—	—	—	7,856	516,006	690,890	336	1,215,088
iシェアーズ 米国国債 7-10年 UCITS ETF	米ドル	671,079	—	—	—	—	—	—	671,079

c) 流動性リスク

流動性リスクは、当社が、金融負債に伴う債務を履行することが困難になるリスクです。

当社の場合、流動性リスクは投資家による償還請求および当社が投資している基礎となる投資の流動性により生じます。当社の投資主は、投資主が保有する投資証券を毎日の取引終了時に当社の純資産価額の比例持分に相当する現金で償還することができます。そのため、当社は潜在的に、投資主の償還請求に応じるための流動性リスクにさらされており、流動性需要を満たすために資産を実勢市場価格で売却しなければならないことがあります。当社は、デリバティブに係る毎日の証拠金請求に関する流動性リスクにもさらされています。

流動性リスクは、流動性需要を満たすために容易に現金化できる、十分に流動性の高い投資を保有することにより軽減されます。このリスクを管理する目的で、ある取引日の償還請求が、あるファンドに関して発行済投資証券の10%以上となった場合、管理会社はその裁量において、（当該取引日のカットオフ・タイム後を含むどの時点でも）10%を超える投資証券の償還を拒否することができます。

かかる取引日の償還請求は定率で減じられ、かかる償還請求は、当初の請求が関連するすべての投資証券が償還するまで、その後の各取引日に受けたものとして処理されます。繰り延べられた償還請求は、その後の取引日に受けた償還請求に優先して処理されます。いずれの場合でも、償還の決済は通常、償還請求がなされた日から14日以内に行われます。

当社の流動性リスクは、規定された方針および整備された手続に従い、投資顧問会社により日次ベースで管理されます。ポートフォリオ・マネージャーは、現金債務の予測を行っている将来予測に関する現金収支報告を毎日レビューします。これらの報告により、ポートフォリオ・マネージャーによる現金債務の管理が可能となります。

d) 金融商品の評価

FRS第29号「金融商品：開示」は、当社が、測定を行う際に使用するインプットの重要性を反映した公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値測定を分類することを要求しています。

公正価値測定に関する当社の会計方針は、会計方針のセクションa)に記載されています。

公正価値ヒエラルキーには以下のレベルがあります。

レベル1—同一の商品に関する活発な市場における市場相場価格。これらの商品には、現在取引されている上場持分証券、取引所で取引されているファンド、取引所で取引されているデリバティブ等が含まれます。

金融商品が活発な市場で取引されているとみなされるのは、取引所、ディーラー、ブローカー、業界団体、値付機関または規制機関から相場価格を容易かつ定期的に入手することができ、かつ当該価格が実際の定期的に発生する独立当事者間の市場取引を表す場合です。

レベル2—有価証券の価格決定に利用した評価技法が観察可能なインプットに基づいているもの。このカテゴリーには、類似の商品に関する活発な市場における市場相場価格、活発ではないとみなされる市場における類似の商品に関する相場価格、あるいはすべての重要なインプットが直接的または間接的に市場データから観察可能であるその他の評価技法を用いて評価される商品が含まれます。

店頭デリバティブなどの非定型金融商品に用いる評価技法には、比較可能な最近の独立当事者間取引、実質的に同一である他の商品の参照、割引キャッシュ・フロー分析、オプション・プライシング・モデル、ならびに市場インプットを最大限に利用しつつ企業固有のインプットには可能な限り依拠していない、市場参加者が一般的に利用しているその他の評価技法が含まれます。

レベル3—重要な観察可能でないインプットを用いた評価技法。このカテゴリーには、評価技法に観察可能なデータに基づいていないインプットが含まれており、観察可能でないインプットが商品の評価に重要な影響を与えた可能性のあるすべての商品が含まれます。

このカテゴリーには、商品間の差異を反映するために重要な観察可能でない調整または仮定が必要となる類似の商品の相場価格に基づいて評価される商品ならびに活発な市場がない商品が含まれます。

公正価値測定全体が区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定全体にとって重要性の高いインプットのうち最も低いレベルに基づいて決定されます。

この目的上、インプットの重要性は、公正価値測定全体に対して評価されます。公正価値測定で、観察可能でないインプットに基づく重要な調整を必要とする観察可能なインプットを使用している場合、この測定はレベル3の測定になります。

公正価値測定全体に対する特定のインプットの重要性の評価では、資産または負債に固有の要素を考慮に入れた判断が必要となります。

何が観察可能であるかの決定には、投資顧問会社による重要な判断が要求されます。

投資顧問会社は、観察可能なデータとは、容易に入手可能であり、定期的に配信または更新され、信頼性が高く検証可能であり、専有的でなく、関連する市場に積極的に関与している独立したソースから提供される市場データであると考えています。

2014年10月31日および2013年10月31日現在、ファンドの公正価値で測定する金融資産および金融負債の内訳は以下の通りです。

2014年10月31日	レベル1 千米ドル	レベル2 千米ドル	レベル3 千米ドル	合計 千米ドル
i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
－債務証券	—	1,392,205	—	1,392,205
合計	—	1,392,205	—	1,392,205
i シェアーズ 米国国債 7-10年 UCITS ETF				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
－債務証券	—	1,011,070	—	1,011,070
合計	—	1,011,070	—	1,011,070
2013年10月31日	レベル1 千米ドル	レベル2 千米ドル	レベル3 千米ドル	合計 千米ドル
i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
－債務証券	—	1,215,088	—	1,215,088
合計	—	1,215,088	—	1,215,088
i シェアーズ 米国国債 7-10年 UCITS ETF				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
－債務証券	—	671,079	—	671,079
合計	—	671,079	—	671,079

価額が活発な市場における市場相場価格に基づくことからレベル1に分類された投資には、現在取引されている上場持分証券、ライツ、ワラントおよび取引所で取引されているデリバティブが含まれます。これらの商品に関して、ファンドは相場価格の調整を行っていません。

活発ではないとみなされる市場で取引されているものの、市場相場価格、ディーラーによる相場または観察可能なインプットによる裏付けがある代替的な価格ソースに基づいて評価される金融商品はレベル2に分類されます。これらの金融商品には、債券、CIS、活発な取引が行われていない上場証券および店頭デリバティブが含まれます。

レベル2の投資には活発な市場で取引されていない、および／または譲渡制限が課されているポジションが含まれるため、通常は入手可能な市場情報に基づく低い流動性および／または非譲渡性を反映して評価が調整されることがあります。

当年度または前年度において、レベル1とレベル2との間の振替はありませんでした。

評価が観察可能でないインプットに基づく投資は、レベル3に分類されます。これらの投資には、現在取引停止中の持分証券、上場廃止された持分証券、および2014年10月31日終了年度においてゼロと値付けされている持分証券、ならびに2013年10月31日終了年度において陳腐化した価格および／または取引停止された価格の有価証券が含まれます。当社は特定の評価技法を使用してこれらの有価証券の公正価値を決定しています。

レベル3の有価証券の合計市場価額は、レベル3の推移の表を表示する目的上、重要ではないとみなされています。

e) グローバルのエクスポージャー

アイルランド中央銀行により発行されたUCITS通達に従い、管理会社は金融デリバティブ商品（以下「FDI」）に対してファンドのグローバルのエクスポージャーを正確にモニタリングおよび管理できるようにするリスク管理プロセスを採用することが要求されています。

2014年10月6日より、グローバルのエクスポージャーは、ファンドのグローバルのエクスポージャーを測定および市場リスクによるファンドに対する潜在的損失を管理するため、コミットメント・アプローチを用いて測定されています。

コミットメント・アプローチは、FDIの対象市場価額または想定元本を合計してファンドのグローバルのエクスポージャーを算定する手法です。UCITS通達に従い、コミットメント・アプローチを使用するファンドのグローバルのエクスポージャーが当該ファンドの純資産価額の100%を超えることはできません。

当年度において、ファンドはFDIに対する重大なエクスポージャーを有していませんでした。期末現在のFDIに対するエクスポージャーには、該当ファンドの投資明細表上で印をつけています。

2014年10月6日より前は、グローバルのエクスポージャーは、VaRアプローチを用いて測定されていました。以下の表は、2013年10月31日終了年度における、それぞれの相対的VaRの規制上の限度額の割合として表示したVaR限度額の最大値、最小値および平均値の詳細です。相対的VaRでは、ファンドのポートフォリオのVaRが参照ポートフォリオのVaRの2倍を超えることはありません。値はこの点を考慮したリスクのレベルに言及しています。

2013年10月31日

ファンド	市場リスク・ アプローチ	参照ポートフォリオ	VaR限度額の 最大値	VaR限度額の 最小値	VaR限度額の 平均値
			%	%	%
iシェアーズ 米ドル建て ハイイールド社債 UCITS ETF	相対的VaR	Markit iBoxx 米ドル建 てリキッド・ハイイール ド・キャップト指数	51.60	49.25	50.28
iシェアーズ 米国国債 7-10年 UCITS ETF	相対的VaR	バークレイズ米国国債 (10年ターム) インデッ クス	50.46	49.64	49.93

デリバティブの利用により、ファンドがさらされるリスクは高まる場合があります。特に、デリバティブ契約は、変動性が高い場合があります、市場エクスポージャーに関して取引にレバレッジをかけられることから、当初証拠金の金額は一般的に契約の規模に比して少額です。比較的小さな市場の変動であっても、デリバティブは非デリバティブ商品よりも大きな影響を受ける可能性があります。レバレッジの効いたデリバティブのポジションにより、ファンドのボラティリティが上昇することがあります。

レバレッジは、ファンドが利用しているデリバティブの想定元本の総額を相殺せずに組み入れた総エクスポージャー・ベースで計算され、純資産価額の割合として表示されます。

以下の表は、2013年10月31日終了年度において使用された平均レバレッジを開示しています。

ファンド	2013年10月31日終了年度において 使用された平均レバレッジ
	%
iシェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF ^{**}	—
iシェアーズ 米国国債 7-10年 UCITS ETF	—

^{**} 2013年10月31日終了年度において、このファンドは金融デリバティブ商品を保有していませんでした。

[前へ](#)
[次へ](#)

iシェアーズ II パブリック・リミテッド・カンパニー

貸借対照表

2014年10月31日現在

	注記	2014年10月31日現在		2013年10月31日現在	
		千ユーロ	百万円	千ユーロ	百万円
流動資産					
現金および現金同等物		328,187	43,862	252,831	33,791
差入現金担保		639	85	—	—
未収現金証拠金勘定		7,824	1,046	3,119	417
未収金	12	433,402	57,924	613,817	82,037
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	13	27,104,442	3,622,509	22,530,028	3,011,138
流動資産合計		27,874,494	3,725,426	23,399,795	3,127,383
流動負債					
銀行当座借越		(241)	(32)	(203)	(27)
未払現金担保	15	(1,876)	(251)	(6,151)	(822)
未払現金証拠金勘定		—	—	(166)	(22)
未払金	14	(364,950)	(48,776)	(524,903)	(70,153)
償還可能投資証券保有者への未払分配金		(208,593)	(27,878)	(162,938)	(21,777)
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	13	(838)	(112)	(203)	(27)
償還可能投資証券保有者に帰属する純資産を除く流動負債合計		(576,498)	(77,049)	(694,564)	(92,828)
償還可能投資証券保有者に帰属する純資産		27,297,996	3,648,377	22,705,231	3,034,554
英文目論見書に記載されている評価方法に合わせるための調整	9	15,604	2,085	16,596	2,218
償還可能投資証券保有者に帰属する純資産価額、期末現在		27,313,600	3,650,463	22,721,827	3,036,772

添付の注記は本財務書類の一部です。

取締役会を代表して承認

ポール・マクノートン

取締役

ポール・マクゴードン

取締役

日付：2015年2月26日

日付：2015年2月26日

損益計算書

2014年10月31日終了年度

	注記	2014年10月31日終了年度		2013年10月31日終了年度	
		千ユーロ	百万円	千ユーロ	百万円
運用収益	2	855,848	114,384	666,182	89,035
損益を通じて公正価値で測定する金融資産／ 負債に係る純利益	3	941,138	125,783	1,646,342	220,034
利益合計		1,796,986	240,167	2,312,524	309,069
運用費用	4	(97,394)	(13,017)	(77,800)	(10,398)
純運用利益		1,699,592	227,150	2,234,724	298,671
財務費用：					
CFDに係る支払利息		(416)	(56)	(337)	(45)
償還可能投資証券保有者への分配金	6	(701,870)	(93,805)	(531,455)	(71,029)
支払利息	7	(40)	(5)	(65)	(9)
財務費用合計		(702,326)	(93,866)	(531,857)	(71,083)
当期純利益（税引前）		997,266	133,285	1,702,867	227,588
還付請求不可能な源泉徴収税	8	(53,587)	(7,162)	(42,191)	(5,639)
当期純利益（税引後）		943,679	126,123	1,660,676	221,949
英文目論見書に記載されている評価方法に合 わせるための調整	9	(992)	(133)	9,941	1,329
償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の 運用による増加		942,687	125,990	1,670,617	223,278

損益計算書に計上されている損益の他に、当年度に発生し認識された損益はありません。当年度の成績を算定するにあたり、すべての金額は継続事業に関連しています。

取締役会を代表して承認

ポール・マクノートン

取締役

ポール・マクゴーワン

取締役

日付：2015年2月26日

日付：2015年2月26日

償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の変動計算書

2014年10月31日終了年度

	2014年10月31日終了年度		2013年10月31日終了年度	
	千ユーロ	百万円	千ユーロ	百万円
償還可能投資証券保有者に帰属する純資産、 期首現在	22,721,827	3,036,772	16,929,307	2,262,602
想定外国為替調整 [*]	1,107,041	147,956	(506,747)	(67,727)
償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の 運用による増加	942,687	125,990	1,670,617	223,278
投資証券取引：				
償還可能投資証券の発行による収入	10,507,565	1,404,336	9,813,666	1,311,596
償還可能投資証券の償還に係る支払	(7,965,520)	(1,064,592)	(5,185,016)	(692,977)
投資証券取引による純資産の増加	2,542,045	339,744	4,628,650	618,619
償還可能投資証券保有者に帰属する純資産、 期末現在	27,313,600	3,650,463	22,721,827	3,036,772

* 想定外国為替調整は、期首現在の純資産を2014年10月31日現在の為替レートを用いて再換算することにより生じます。損益計算書項目および投資証券取引には期中平均レートが適用されます（注記18（訳者注：原文の注記番号）参照）。

添付の注記は本財務書類の一部です。

i シェアーズ II パブリック・リミテッド・カンパニー

財務書類に対する注記

2014年10月31日終了年度

1. 会計方針、金融商品およびリスク

会計方針は、54ページから58ページ（訳者注：原文のページ）に記載されています。金融商品およびリスクは、59ページから97ページ（訳者注：原文のページ）に記載されています。

2. 運用収益

	2014年10月31日 終了年度	2013年10月31日 終了年度
	千ユーロ	千ユーロ
受取預金利息	153	148
受取配当金	544,272	428,574
受取債券利息	299,476	226,778
有価証券貸付収益	11,947	10,682
	855,848	666,182

3. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産／負債に係る純利益

	2014年10月31日 終了年度	2013年10月31日 終了年度
	千ユーロ	千ユーロ
損益を通じて公正価値で測定する保有投資有価証券に係る純利益	934,633	1,611,796
先物契約に係る純利益	5,567	13,410
CFDに係る純利益	714	22,050
その他の投資に係る純利益／（損失）	224	(914)
	941,138	1,646,342

4. 運用費用

	2014年10月31日 終了年度	2013年10月31日 終了年度
	千ユーロ	千ユーロ
管理報酬	(97,394)	(77,800)
	(97,394)	(77,800)

5. 管理報酬

当年度において管理会社が稼得した報酬ならびに2014年10月31日および2013年10月31日現在の未払残高は、それぞれ注記4および注記14に開示されています。

管理報酬（投資顧問報酬を含む）：

管理会社は、下記の料率を上限とする年次報酬を受領する権利があります。かかる料率は、2014年10月31日現在の最大報酬率です。

ファンド	最大報酬料率 (純資産価額に対する 割合(%))
i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF	0.50
i シェアーズ 米国国債 7-10年 UCITS ETF	0.20

当社は当社のファンドに関して「オール・イン・ワン」の報酬構造を採用しているため、各ファンドは、報酬、運用コストおよび費用（ならびに同ファンドに割当てられたコストおよび費用の負担割合）のすべてを単一の定額報酬（以下「総費用比率」または「TER」）として支払います。TERは、主要な投資家情報文書（Key Investor Information Document）における継続費用の数値計算方法に関する欧州証券規制当局委員会（以下「CESR」）の指針に従って計算されます。

管理会社には、取締役、投資顧問会社、カストディアン、アドミニストレーター、名義書換代理人および証券登録機関の報酬および費用を含むがこれらに限定されないすべての運用費用を、管理会社がTERによって受領した金額から弁済する責任があります。

かかる運用費用には、規制および監査に係る報酬が含まれます。取締役報酬は、取締役会の承認を受けた場合を除き、取締役1名につき年間総額40,000ユーロを超えることはありません。

ファンドの運用に関連するファンドのコストおよび費用が指定されたTERを超えた場合、管理会社はすべての超過額を自社の資産から弁済することになります。当社の設立費は、管理会社によって支払われました。

当年度において、以下の報酬が管理報酬に含まれていました。

	2014年10月31日 終了年度	2013年10月31日 終了年度
	千ユーロ	千ユーロ
取締役報酬	(26)	(30)
年次財務書類の監査に関連する監査報酬	(243)	(310)

他に提供されたサービスがないため、上記に開示されている、当社の法定監査人であるアイルランド、ダブリンのプライスウォーターハウスクーパースに支払った監査報酬以外のその他の保証業務、税務、アドバイザリーまたは非監査報酬はありません。

あるファンドが負担するTERがファンドの期間を通じて上記の金額を超えることはないと思われ、かかる金額の引き上げが必要となる可能性があります。かかる金額の引き上げは、投資主の会議における過半数の票、または書面による全投資主の決議によって裏付けられる該当ファンドの投資主による事前承認が必要となります。

上記に開示されているものを除き、当社の資本の発行または販売に関連して当社に与えられている、あるいは当社が支払うべき手数料、ディスカウント、仲介手数料またはその他の特別条件はありません。

6. 償還可能投資証券保有者への分配金

当社は、当社のすべての分配型投資証券クラスについて、償還可能投資証券保有者に対して分配金を宣言し、支払うことがあります。

当年度において宣言された分配金は以下の通りです。

	2014年10月31日 終了年度	2013年10月31日 終了年度
	千ユーロ	千ユーロ
2012年11月	—	5,085
2012年12月	—	7,835
2013年1月	—	40,917
2013年2月	—	6,549
2013年3月	—	9,008
2013年4月	—	133,128
2013年5月	—	8,322
2013年6月	—	5,841
2013年7月	—	164,103
2013年8月	—	7,034
2013年9月	—	6,658
2013年10月	—	165,668
2013年11月	8,898	—
2013年12月	5,555	—
2014年1月	59,028	—
2014年2月	9,145	—
2014年3月	10,806	—
2014年4月	152,896	—
2014年5月 [*]	16,433	—
2014年6月	13,183	—
2014年7月	224,295	—
2014年8月	7,858	—
2014年9月	13,394	—
2014年10月	199,535	—
	721,026	560,148
平準化収益	(57,152)	(54,630)
平準化費用	37,996	25,937
	701,870	531,455

* 他の詳細については、5ページ（訳者注：原文のページ）をご参照ください。

7. 支払利息

	2014年10月31日 終了年度	2013年10月31日 終了年度
	千ユーロ	千ユーロ
支払銀行利息	(40)	(65)
	(40)	(65)

8. 税金

現行の法律および慣行の下で、当社は1997年租税統合法（改正）第739B条で定義される投資会社としての資格を有しています。これに基づき、当社の収益または利益にアイルランドの税金は課されません。ただし、「課税事象」発生時には、アイルランドの税金が生じる場合があります。

課税事象には、投資証券保有者への分配金の支払い、あるいは投資証券の現金化、償還、消却または譲渡、ならびにかかる投資証券の取得から8年毎の末日時点で投資証券を保有していることが含まれます。

以下については、課税事象に関して当社にアイルランドの税金が課されることはありません。

- a) 1997年租税統合法（改正）の規定に準拠した適切かつ有効な申告書を当社が保有している、あるいは適切な申告書はないが当社が総額での支払いを行うことが歳入庁に認められている場合の、課税事象発生時にアイルランドの居住者でもアイルランドにおける通常居住者（ordinarily resident）でもない投資証券保有者。
- b) 必要な署名入りの年次申告書を当社に提出している、アイルランドにおける税務上の特例居住者である特定の投資証券保有者。
- c) アイルランド歳入庁長官の指令により指定されている認知度の高い決済システム（CREST等）で保有される投資証券に関連する取引（本来は課税事象となりうる取引）では、課税事象が発生しません。取締役は現在、当社のすべての投資証券をCRESTまたはその他の認知度の高い決済システムで保有する意向です。

当社が行った投資について受領した配当金、利息およびキャピタル・ゲイン（該当がある場合）は、投資収益／利益を稼得した国によって課される源泉徴収税の対象となる場合があります、当社またはその投資主によるかかる税金の回収が不可能である場合があります。

9. 英文目論見書に記載されている評価方法に合わせるための調整

財務書類上の純資産価額と英文目論見書に記載されている評価方法との調整は以下の通りです。

	2014年10月31日 終了年度	2013年10月31日 終了年度
	千ユーロ	千ユーロ
前期繰越残高	16,596	6,655
英文目論見書に記載されている評価方法に合わせるための調整	(992)	9,941
当年度における調整合計	(992)	9,941
次期繰越残高	15,604	16,596

他の詳細については、会計方針の注記m)をご参照ください。

10. 取引費用

投資目的を達成する目的で、ファンドでは、そのポートフォリオの取引活動に関連する取引費用が生じることになります。2014年10月31日および2013年10月31日終了年度に当社で発生した個別に識別可能な取引費用が下表に開示されています。これらの費用には、持分証券、取引所で取引されている先物契約および一部の債券投資について課されるすべてのブローカー手数料、決済手数料、印紙税およびブローカー報酬が含まれています。

	2014年10月31日 終了年度	2013年10月31日 終了年度
	千ユーロ	千ユーロ
取引費用	(6,883)	(6,198)

すべての取引費用が個別に識別可能ではありません。一部の債券投資では、取引費用が当該投資の売買価格に含まれるため、個別に開示されていません。

11. 投資証券資本

発行済かつ全額払込済の償還可能投資証券資本は、常に当社の純資産価額に相当します。償還可能投資証券は、投資主の選択により償還可能であり、金融負債として分類されています。

償還可能投資証券－発行済かつ全額払込済

	2014年10月31日現在	2013年10月31日現在
償還可能投資証券口数：	投資証券口数	投資証券口数
期首残高	969,717,862	801,876,508
期中発行	351,963,389	386,268,354
期中償還	(245,950,950)	(218,427,000)
期末残高	1,075,730,301	969,717,862

授權済

当社の授權済投資証券資本は40,000ポンドであり、1口当たり額面1ポンドの引受人証券40,000口および未分類証券として当初指定された無額面の投資証券5,000億口に分けられます。

引受人証券

当社は、管理会社または管理会社が指定した者に対して7口の引受人証券を発行しています。これらは当社の純資産価額の一部を形成するものではありません。そのため、これらは財務書類においてこの注記のみで開示されています。取締役の考えでは、この開示は当社の投資業務の性質を反映しています。

12. 未収金

	2014年10月31日現在	2013年10月31日現在
	千ユーロ	千ユーロ
有価証券の売却（決済前）	303,817	210,763
投資証券の販売（決済前）	—	137,586
未収配当金	12,470	10,759
未収預金利息	6	3
未収債券利息	106,042	80,783
未収有価証券貸付収益	772	815
未収還付税金	10,129	9,697
未払分配金 [*]	—	162,938
その他の未収金	157	473
併合による未収金	9	—
	433,402	613,817

* これは、償還可能投資証券の保有者に支払う分配金の資金調達のために、当社のカストディアンであるステート・ストリート・カストディアン・サービス・（アイルランド）・リミテッドで保有する当社の口座から、コンピュータシェア・インベスター・サービスズ（アイルランド）リミテッドが証券登録機関として従事しているファンド（General Information section（訳者注：原文中の記載）で詳述）で保有する顧客資産口座に送金された分配金に関連するものです。

13. 損益を通じて公正価値で保有する金融資産／負債

	2014年10月31日現在	2013年10月31日現在
	千ユーロ	千ユーロ
金融資産：		
持分証券に対する投資	16,981,876	14,979,962
債券に対する投資	9,985,702	7,437,889
ライツに対する投資	1,030	6,311
ワラントに対する投資	4	13
UCITS集団投資スキームに対する投資	60,533	53,739
MBSに対する投資	4,296	16,088
TBA契約に対する投資	69,011	29,604
先物契約に係る未実現利益	417	3,451
CFDに係る未実現利益	1,573	2,971
	27,104,442	22,530,028
金融負債：		
先物契約に係る未実現損失	(832)	(29)
CFDに係る未実現損失	(6)	(174)
	(838)	(203)

14. 未払金

	2014年10月31日現在	2013年10月31日現在
	千ユーロ	千ユーロ
有価証券の購入（決済前）	(136,978)	(498,767)
ファンド投資証券買戻未払金	(217,444)	(12,427)
未払利息	(11)	(23)
CFDに係る未決済ポジションの未払金	(1,702)	—
未払管理報酬	(8,815)	(13,661)
その他の未払金	—	(25)
	(364,950)	(524,903)

15. ソフト・コミッション

ファンドの財務書類において開示しているものを除き、2014年10月31日および2013年10月31日終了年度において、投資顧問会社が当社に代わり締結したソフト・コミッション契約はありませんでした。

16. 契約債務および偶発債務

ファンドの財務書類において開示しているものを除き、2014年10月31日終了年度において重要な契約債務または偶発債務はありませんでした。

17. 為替レート

2014年10月31日および2013年10月31日現在の実勢為替レートは以下の通りです。

		2014年10月31日現在	2013年10月31日現在
1英ポンド＝	ユーロ	1.2769	1.1818
	米ドル	1.5998	1.6066
1ユーロ＝	豪ドル	—	1.4357
	ブラジル・レアル	—	3.0226
	カナダ・ドル	—	1.4178
	スイス・フラン	1.2059	1.2311
	チェコ・コルナ	—	25.7775
	デンマーク・クローネ	7.4433	7.4586
	英ポンド	0.7831	0.8462
	ハンガリー・フォリント	—	295.0849
	香港ドル	—	10.5403
	インドネシア・ルピア	—	15,324.9543
	日本円	—	133.3805
	クウェート・ディナール	1,339.0123	1,442.0887
	マレーシア・リンギット	—	4.2900
	メキシコ・ペソ	—	17.6725
	ノルウェー・クローネ	8.4583	8.0860
	ニュージーランド・ドル	—	1.6424
	フィリピン・ペソ	—	58.7440
	ポーランド・ズロチ	—	4.1829
	ロシア・ルーブル	—	43.6279
	スウェーデン・クローナ	9.2718	8.7974
	シンガポール・ドル	—	1.6863
	タイ・バーツ	—	42.3144
	トルコ・リラ	—	2.7085
	台湾ドル	—	39.9414
	米ドル	1.2529	1.3595
	南アフリカ・ランド	—	13.6025

		2014年10月31日現在	2013年10月31日現在
1米ドル＝	UAEディルハム	3.673	—
	豪ドル	1.1377	1.0560
	ブラジル・レアル	2.4535	2.2234
	カナダ・ドル	1.1275	1.0429
	スイス・フラン	0.9625	0.9056
	チリ・ペソ	578.0600	512.0000
	中国人民元	6.1135	6.0945
	コロンビア・ペソ	2,060.7500	1,889.9950
	チェコ・コルナ	22.2025	18.9610
	デンマーク・クローネ	5.9409	5.4863
	エジプト・ポンド	7.1501	6.8883
	ユーロ	0.7981	0.7356
	英ポンド	0.6251	0.6224
	香港ドル	7.7552	7.7531
	ハンガリー・フォリント	246.0931	217.0541
	インドネシア・ルピア	12,085.0000	11,272.5000
	イスラエル・シェケル	3.7925	3.5192
	インド・ルピー	61.4000	—
	日本円	112.1050	98.1100
	韓国ウォン	1,068.7300	1,060.7500
	モロッコ・ディルハム	-	8.2447
	メキシコ・ペソ	13.4829	12.9993
	マレーシア・リングgit	3.2893	3.1556
	ノルウェー・クローネ	6.7510	5.9478
	ニュージーランド・ドル	1.2855	1.2081
	フィリピン・ペソ	44.8750	43.2100
	ポーランド・ズロチ	3.3626	3.0768
	カタール・リアル	3.6416	—
	ロシア・ルーブル	42.9793	32.0912
	スウェーデン・クローナ	7.4003	6.4711
	シンガポール・ドル	1.2855	1.2404
	タイ・バーツ	32.5700	31.1250
	トルコ・リラ	2.2202	1.9923
	台湾ドル	30.4165	29.3795
	南アフリカ・ランド	11.0470	10.0055

2014年10月31日および2013年10月31日終了年度の平均為替レートは以下の通りです。

		2014年10月31日現在	2013年10月31日現在
1ユーロ＝	英ポンド	0.8137	0.8439
	米ドル	1.3475	1.3173

18. 関連当事者取引

一方の当事者がもう一方の当事者を支配する能力を有している、あるいは財務上または経営上の判断においても一方の当事者に対して重大な影響力を行使することができる場合、かかる当事者は関連当事者であるとみなされます。

2014年10月31日現在、以下の企業が当社の関連当事者として開示されています。

当社の取締役会

管理会社：	ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド
投資顧問会社：	ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド
副投資顧問会社：	ブラックロック・フィナンシャル・マネジメント・インク ブラックロック（シンガポール）リミテッド
有価証券貸付代理人：	ブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド

管理会社、投資顧問会社および副投資顧問会社の最終持株会社は、米国デラウェア州で設立された企業であるブラックロック・インクです。PNCフィナンシャル・サービス・グループ・インク（以下「PNC」）はブラックロック・インクの主要株主です。PNCは2014年10月31日または2013年10月31日終了年度において、当社にいかなるサービスも提供していません。

当社に対して有価証券取引を手配する際に、PNCの関連会社が証券仲介、外国為替、銀行業務およびその他のサービスを提供する、あるいは自社の通常の条件に従って本人（principal）として従事し、それによって便益を得る場合があります。ブローカーおよび代理人には該当する市場の慣行に従って手数料が支払われており、ブローカーまたは代理人によって提供された一括購入割引またはその他の割引手数料、あるいは現金による手数料の割戻しによる便益は当社に譲渡されています。投資顧問会社は、PNCのグループ会社によるサービスを利用することが適切であると判断された場合、その手数料およびその他の業務条件が該当する市場において関連会社以外のブローカーおよび代理人が提供するものとおおよそ同等であることを前提として、かかるサービスを利用することができました。これは最大の純利益を得るという上述の方針に整合しています。

管理会社および投資顧問会社に支払われる報酬は、ファンドに課されるTERから支払われます。TERは、損益計算書に含まれる運用費用の一部を形成します。投資顧問会社は副投資顧問会社の報酬および費用を弁済することになります。有価証券貸付代理人は、有価証券貸付収益から手数料を控除した金額をファンドに支払います。

関連当事者とのソフト・コミッション契約の詳細は、注記16（訳者注：原文の注記番号）に開示されています。

バリー・オドワイヤーは管理会社の非常勤取締役です。

ポール・マクゴワンおよびポール・マクノートンを除くすべての取締役はブラックロック・グループの従業員でもあります。

ブラックロック・グループの従業員でもある当社および管理会社の取締役は、取締役報酬を受領する権利を有していません。

期末現在、当社のそれぞれの取締役はブラックロックの複数のファンドの取締役としても従事しています。

2013年3月31日に非常勤取締役役に任命された時点で、コーラ・オドノホーは以下の償還可能投資証券を直接的または間接的に所有していました。

ファンド	償還可能投資証券
iシェアーズ ディベロップト・マーケット・プロパティ・イールド UCITS ETF	240
iシェアーズ グローバル・クリーンエネルギー UCITS ETF	395
iシェアーズ グローバル・インフラ UCITS ETF	131
iシェアーズ グローバル・ティンバー&フォレストリー UCITS ETF	100
iシェアーズ グローバル・ウォーター UCITS ETF	75
iシェアーズ MSCI AC 極東（除く日本）UCITS ETF	140
iシェアーズ MSCI エマージング・マーケット・ラテンアメリカ UCITS ETF	70

2014年10月31日現在、上記の保有高に変更はありません。

コンピュータシェア・インベスター・サービス（アイルランド）リミテッド（以下「証券登録機関」）は、ブラックロックのアンブレラ・ファンドであり、アイルランドで設立されたオープンエンド型の変動資本を有する投資法人であるインスティテューショナル・キャッシュ・シリーズ・パブリック・リミテッド・カンパニー（以下「ICS」）に分配金を投資することができます。ICSは、投資主に支払われるまでの短い期間、これらの分配金を保有します。当年度において、ファンドが保有する残りの現金はICSにも投資されました。

ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッドによって管理されるファンドに対する投資には、該当ファンドの投資明細表上で印をつけています。ICSに対するいずれかの投資によって発生した管理報酬はありません。

すべての関連当事者取引は、通常の業務の一環で独立当事者間の取引として実施されました。上記の投資を行うにあたり、関連当事者が受ける条件および収益は、同一の投資証券クラスに投資する他の投資家が受ける条件および収益以上に有利なものではありませんでした。

大量保有

2014年10月31日または2013年10月31日終了年度において、当社には、20%を超える議決権付投資口を保有する投資主または関連当事者であるとみなされる投資主はいませんでした。

期末日現在、関連当事者に対する未収金に対してファンドが認識した引当金はありません（2013年10月31日：なし）。

関連当事者に対する未払金または未収金に関して、当年度に償却された金額はありません（2013年10月31日：なし）。

当年度において、関連当事者との間で締結された担保付あるいは無担保のコミットメントまたは保証はありません（2013年10月31日：なし）。

有価証券貸付

有価証券貸付契約に従って任命された有価証券貸付代理人は、当社の関連当事者であるブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドです。

ファンドは、ブラックロック・インクが提供する、借手の不履行補償による便益を得ています。当該補償により、全貸付有価証券の交換が可能となります。ブラックロック・インクは、有価証券貸付取引に直接関連するすべての運用費用ならびに借手の不履行に対する補償費用を負担します。

他の情報については、注記20（訳者注：原文の注記番号）「効率的なポートフォリオ管理」をご参照ください。

19. 効率的なポートフォリオ管理

当社は、アイルランド中央銀行および英文目論見書によって随時定められる条件や制限の範囲内で効率的なポートフォリオ管理を行う目的上、有価証券貸付契約を締結して譲渡可能証券に関連する手法や商品を利用することがあります。

当年度において、当社は有価証券貸付契約を締結しました。当社は、貸し付けた有価証券の市場価額を超過する価額について、現金担保または投資明細表内で特定される有価証券を担保として受領します。2014年10月31日および2013年10月31日現在、担保は、規制市場での取引が認められている、あるいは規制市場で取引されている有価証券から構成されています。

担保は、必要とされるエクスポージャーの価額を満たすためにカウンターパーティが差し入れなければならない担保の種類（投資明細表に記載の通り）に応じて、ジェー・ピー・モルガン・チェース、バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション、ユーロクリアまたはCRESTの担保取扱機関および証券決済機関のいずれか、またはこれらすべての機関で、ファンドに代わりブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドの名義で登録され、保有されています。他の詳細については、80ページ（訳者注：原文のページ）をご参照ください。

投資顧問会社は、貸し付けた有価証券およびの公正価値のモニタリングを行い、必要に応じて追加担保を受け取ります。

株式貸付契約に従って任命された有価証券貸付代理人はブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッドです。有価証券貸付収益は、2014年4月30日まで、ファンドと有価証券貸付代理人の間でファンドに有利となる60対40の割合で分割されていました。2014年5月1日より、この割合はファンドに有利となる62.5対37.5に変更され、運用費用はすべて有価証券貸付代理人の持分から支出されます。

	2014年10月31日現在	2013年10月31日現在
	千ユーロ	千ユーロ
当年度に稼得した収益	11,947	10,682
貸付有価証券の価額、期末現在	4,220,804	2,211,450
当社のために保有する担保の価額、期末現在	4,619,398	2,497,191

金融デリバティブ商品の他の情報については注記21（訳者注：原文の注記番号）をご参照ください。

20. 金融デリバティブ商品

当社は、金融デリバティブ商品を売買することがあります。他の詳細については、当社の財務書類の注記3および本ファンドの投資明細表をご参照ください。

21. 後発事象

2014年10月31日終了年度の財務書類に影響を及ぼした可能性があるとして当社の取締役が考える期末後の後発事象はありません。

[前へ](#)

(3)【金銭の分配に係る計算書】

該当事項はありません。

(4)【キャッシュ・フロー計算書】

該当事項はありません。

(5)【投資有価証券明細表等】**①【投資株式明細表】**

該当事項はありません。

②【株式以外の投資有価証券明細表】

i シェアーズ 米ドル建てハイイールド社債 UCITS ETF
投資明細表

2014年10月31日現在

保有高	投資	公正価値 千米ドル	純資産価額に 占める割合 %
公認の証券取引所に上場が認められているか規制市場で取引されている譲渡可能証券			
	債券		
	オーストラリア		
	社債—格付BB		
600,000	FMG Resources August 2006 Pty Ltd 6% 01/04/2017	611	0.04
850,000	FMG Resources August 2006 Pty Ltd 6.875% 01/02/2018	386	0.03
375,000	FMG Resources August 2006 Pty Ltd 6.875% 01/04/2022	388	0.03
880,000	FMG Resources August 2006 Pty Ltd 8.25% 01/11/2019	914	0.06
	オーストラリア合計	2,299	0.16
	バミューダ		
	社債—格付BB+		
800,000	Aircastle Ltd 4.625% 15/12/2018	812	0.06
1,275,000	Aircastle Ltd 5.125% 15/03/2021	1,291	0.09
1,050,000	Aircastle Ltd 6.25% 01/12/2019	1,123	0.08
950,000	Aircastle Ltd 6.75% 15/04/2017	1,019	0.07
	バミューダ合計	4,245	0.30
	英領バージン諸島		
	社債—格付B+		
225,000	Pacific Drilling V Ltd 7.25% 01/12/2017	221	0.02
	社債—格付B		
550,000	Studio City Finance Ltd 8.5% 01/12/2020	598	0.04
	英領バージン諸島合計	819	0.06
	カナダ		
	社債—格付BB+		
110,000	NOVA Chemicals Corp 5% 01/05/2025	114	0.01
	社債—格付BB		
650,000	MEG Energy Corp 6.375% 30/01/2023	639	0.05
300,000	MEG Energy Corp 6.5% 15/03/2021	299	0.02
500,000	MEG Energy Corp 7% 31/03/2024	503	0.04
675,000	Precision Drilling Corp 5.25% 15/11/2024	635	0.04
1,605,000	Precision Drilling Corp 6.625% 15/11/2020	1,649	0.12
250,000	Ultra Petroleum Corp 5.75% 15/12/2018	248	0.02
450,000	Ultra Petroleum Corp 6.125% 01/10/2024	425	0.03
1,700,000	Videotron Ltd 5% 15/07/2022	1,759	0.12
250,000	Videotron Ltd 5.375% 15/06/2024	258	0.02
168,000	Videotron Ltd 9.125% 15/04/2018	173	0.01
	社債—格付BB-		
225,000	Air Canada 6.75% 01/10/2019	237	0.02
525,000	Bombardier Inc 4.25% 15/01/2016	537	0.04
350,000	Bombardier Inc 4.75% 15/04/2019	361	0.02
250,000	Bombardier Inc 5.75% 15/03/2022	255	0.02
650,000	Bombardier Inc 6% 15/10/2022	671	0.05
900,000	Bombardier Inc 6.125% 15/01/2023	929	0.07
330,000	Bombardier Inc 7.5% 15/03/2018	365	0.02
330,000	Bombardier Inc 7.75% 15/03/2020	367	0.03
200,000	Brookfield Residential Properties Inc 6.5% 15/12/2020	213	0.01
450,000	Brookfield Residential Properties Inc / Brookfield Residential US Corp 6.125% 01/07/2022	477	0.03
	社債—格付B+		
662,000	First Quantum Minerals Ltd 6.75% 15/02/2020	650	0.05
812,000	First Quantum Minerals Ltd 7% 15/02/2021	792	0.06
350,000	First Quantum Minerals Ltd 7.25% 15/05/2022	343	0.02
350,000	Lundin Mining Corp 7.5% 01/11/2020	366	0.03

投資明細表（続き）

2014年10月31日現在

保有高	投資	公正価値 千円ドル	純資産価額に 占める割合 %
	債券（続き）		
	カナダ（続き）		
	社債－格付B+（続き）		
200,000	Lundin Mining Corp 7.875% 01/11/2022	208	0.01
1,800,000	Quebecor Media Inc 5.75% 15/01/2023	1,854	0.13
	社債－格付B/*+		
1,125,000	Kodiak Oil & Gas Corp 5.5% 01/02/2022	1,142	0.08
1,400,000	Kodiak Oil & Gas Corp 8.125% 01/12/2019	1,507	0.11
	社債－格付B		
2,290,000	Novelis Inc 8.375% 15/12/2017	2,393	0.17
3,110,000	Novelis Inc 8.75% 15/12/2020	3,394	0.24
450,000	Valeant Pharmaceuticals International Inc 5.625% 01/12/2021	446	0.03
950,000	Valeant Pharmaceuticals International Inc 6.75% 15/08/2018	1,010	0.07
1,050,000	Valeant Pharmaceuticals International Inc 7.5% 15/07/2021	1,125	0.08
	社債－格付B-		
1,375,000	1011778 BC ULC / New Red Finance Inc 6% 01/04/2022	1,396	0.10
250,000	Air Canada 7.75% 15/04/2021	260	0.02
500,000	Jupiter Resources Inc 8.5% 01/10/2022	440	0.03
400,000	Tervita Corp 8% 15/11/2018	380	0.03
	カナダ合計	28,820	2.05
	ケイマン諸島		
	社債－格付BB		
400,000	UPCB Finance III Ltd 6.625% 01/07/2020	421	0.03
430,000	UPCB Finance V Ltd 7.25% 15/11/2021	475	0.03
650,000	UPCB Finance VI Ltd 6.875% 15/01/2022	708	0.05
	社債－格付B-		
600,000	Global A&T Electronics Ltd 10% 01/02/2019	529	0.04
1,600,000	Offshore Group Investment Ltd 7.125% 01/04/2023	1,324	0.09
2,100,000	Offshore Group Investment Ltd 7.5% 01/11/2019	1,796	0.13
	ケイマン諸島合計	5,253	0.37
	フィンランド		
	社債－格付BB		
1,750,000	Nokia Oyj 5.375% 15/05/2019	1,884	0.13
	フィンランド合計	1,884	0.13
	フランス		
	社債－格付BB+		
400,000	BPCE SA 12.5% *	546	0.04
650,000	Credit Agricole SA 6.637% *	692	0.05
600,000	Credit Agricole SA 8.375% *	693	0.05
1,100,000	Lafarge SA 6.5% 15/07/2016	1,178	0.08
375,000	Societe Generale SA 5.922% *	394	0.03
	社債－格付BB		
450,000	Rexel SA 5.25% 15/06/2020	453	0.03
500,000	Rexel SA 6.125% 15/12/2019	518	0.04
	社債－格付B+		
1,340,000	CGG SA 6.5% 01/06/2021	1,079	0.08
950,000	CGG SA 6.875% 15/01/2022	765	0.05
215,000	CGG SA 7.75% 15/05/2017	209	0.01
1,350,000	Numericable Group SA 4.875% 15/05/2019	1,353	0.10
2,625,000	Numericable Group SA 6% 15/05/2022	2,697	0.19
650,000	Numericable Group SA 6.25% 15/05/2024	669	0.05
	フランス合計	11,246	0.80
	ドイツ		
	社債－格付BB		
550,000	Commerzbank AG 8.125% 19/09/2023	642	0.05
	社債－格付BB-		
550,000	Unitymedia Hessen GmbH & Co KG / Unitymedia NRW GmbH 5.5% 15/01/2023	575	0.04

投資明細表（続き）

2014年10月31日現在

保有高	投資	公正価値 千米ドル	純資産価額に 占める割合 %
	債券（続き）		
	ドイツ（続き）		
	社債－格付BB-（続き）		
450,000	Unitymedia Hessen GmbH & Co KG / Unitymedia NRW GmbH 7.5% 15/03/2019	474	0.03
	社債－格付B		
550,000	Unitymedia KabelBW GmbH 6.125% 15/01/2025	574	0.04
	ドイツ合計	2,265	0.16
	アイルランド		
	社債－格付BB+		
350,000	AerCap Ireland Capital Ltd / AerCap Global Aviation Trust 2.75% 15/05/2017	346	0.03
650,000	AerCap Ireland Capital Ltd / AerCap Global Aviation Trust 3.75% 15/05/2019	646	0.05
700,000	AerCap Ireland Capital Ltd / AerCap Global Aviation Trust 4.5% 15/05/2021	707	0.05
450,000	AerCap Ireland Capital Ltd / AerCap Global Aviation Trust 5% 01/10/2021	466	0.03
	社債－格付B+		
700,000	Grifols Worldwide Operations Ltd 5.25% 01/04/2022	718	0.05
	社債－格付CCC+		
450,000	Ardagh Packaging Finance Plc 9.125% 15/10/2020	486	0.03
225,000	Ardagh Packaging Finance Plc / Ardagh Holdings USA Inc 6% 30/06/2021	223	0.02
300,000	Ardagh Packaging Finance Plc / Ardagh Holdings USA Inc 6.25% 31/01/2019	301	0.02
300,000	Ardagh Packaging Finance Plc / Ardagh Holdings USA Inc 6.75% 31/01/2021	309	0.02
	アイルランド合計	4,202	0.30
	イタリア		
	社債－格付BB+		
700,000	Enel SpA 8.75% 24/09/2073	817	0.06
800,000	Telecom Italia SpA 5.303% 30/05/2024	812	0.05
	イタリア合計	1,629	0.11
	日本		
	社債－格付BB+		
1,600,000	SoftBank Corp 4.5% 15/04/2020	1,618	0.11
	日本合計	1,618	0.11
	リベリア		
	社債－格付BB		
1,350,000	Royal Caribbean Cruises Ltd 5.25% 15/11/2022	1,402	0.10
	リベリア合計	1,402	0.10
	ルクセンブルグ		
	社債－格付BB+		
50,000	Telecom Italia Capital SA 5.25% 01/10/2015	51	0.00
2,000,000	Telecom Italia Capital SA 6.999% 04/06/2018	2,240	0.16
2,000,000	Telecom Italia Capital SA 7.175% 18/06/2019	2,276	0.16
	社債－格付BB+/*-		
1,250,000	ArcelorMittal 4.25% 01/03/2016	1,278	0.09
2,500,000	ArcelorMittal 5% 25/02/2017	2,613	0.18
2,250,000	ArcelorMittal 5.75% 05/08/2020	2,391	0.17
3,250,000	ArcelorMittal 6% 01/03/2021	3,461	0.25
3,350,000	ArcelorMittal 6.125% 01/06/2018	3,601	0.26
2,100,000	ArcelorMittal 6.75% 25/02/2022	2,336	0.17
3,245,000	ArcelorMittal 10.35% 01/06/2019	3,999	0.28
	社債－格付BB		
500,000	Millicom International Cellular SA 6.625% 15/10/2021	535	0.03
250,000	Nielsen Co Luxembourg SARL 5.5% 01/10/2021	259	0.02
400,000	Wind Acquisition Finance SA 6.5% 30/04/2020	415	0.03
	社債－格付BB-		
500,000	Altice Financing SA 6.5% 15/01/2022	515	0.04
250,000	Altice Financing SA 7.875% 15/12/2019	267	0.02
500,000	Mallinckrodt International Finance SA / Mallinckrodt CB LLC 5.75% 01/08/2022	524	0.04

投資明細表（続き）

2014年10月31日現在

保有高	投資	公正価値 千円ドル	純資産価額に 占める割合 %
	債券（続き）		
	ルクセンブルグ（続き）		
	社債—格付BB-（続き）		
500,000	Puma International Financing SA 6.75% 01/02/2021	511	0.03
1,150,000	Wind Acquisition Finance SA 4.75% 15/07/2020	1,118	0.08
	社債—格付B+		
2,475,000	CHC Helicopter SA 9.25% 15/10/2020	2,394	0.17
3,805,000	Intelsat Jackson Holdings SA 5.5% 01/08/2023	3,815	0.27
3,060,000	Intelsat Jackson Holdings SA 7.25% 01/04/2019	3,213	0.23
4,730,000	Intelsat Jackson Holdings SA 7.25% 15/10/2020	5,049	0.36
2,310,000	Intelsat Jackson Holdings SA 7.5% 01/04/2021	2,495	0.18
1,000,000	Intelsat Jackson Holdings SA 8.5% 01/11/2019	1,040	0.07
515,000	Pacific Drilling SA 5.375% 01/06/2020	465	0.03
	社債—格付B		
1,650,000	Altice SA 7.75% 15/05/2022	1,726	0.12
500,000	ConvaTec Healthcare E SA 10.5% 15/12/2018	530	0.04
1,400,000	Mallinckrodt International Finance SA 4.75% 15/04/2023	1,348	0.09
2,925,000	Trinseo Materials Operating SCA / Trinseo Materials Finance Inc 8.75% 01/02/2019	3,100	0.22
1,550,000	Wind Acquisition Finance SA 7.375% 23/04/2021	1,504	0.11
	社債—格付B-		
200,000	Altice Finco SA 8.125% 15/01/2024	210	0.02
500,000	Altice Finco SA 9.875% 15/12/2020	560	0.04
200,000	INEOS Group Holdings SA 5.875% 15/02/2019	201	0.01
400,000	INEOS Group Holdings SA 6.125% 15/08/2018	403	0.03
2,350,000	Intelsat Jackson Holdings SA 6.625% 15/12/2022	2,473	0.18
1,150,000	Intelsat Luxembourg SA 6.75% 01/06/2018	1,190	0.08
4,325,000	Intelsat Luxembourg SA 7.75% 01/06/2021	4,509	0.32
2,500,000	Intelsat Luxembourg SA 8.125% 01/06/2023	2,669	0.19
	社債—格付CCC+		
375,000	Beverage Packaging Holdings Luxembourg II SA / Beverage Packaging Holdings II Is 5.625% 15/12/2016	376	0.03
550,000	Beverage Packaging Holdings Luxembourg II SA / Beverage Packaging Holdings II Is 6% 15/06/2017	551	0.04
	ルクセンブルグ合計	68,211	4.84
	オランダ		
	社債—格付BB+		
500,000	EDP Finance BV 4.9% 01/10/2019	521	0.04
450,000	EDP Finance BV 5.25% 14/01/2021	470	0.03
550,000	EDP Finance BV 6% 02/02/2018	595	0.04
175,000	Sensata Technologies BV 4.875% 15/10/2023	175	0.01
70,000	Sensata Technologies BV 5.625% 01/11/2024	74	0.01
500,000	Sensata Technologies BV 6.5% 15/05/2019	523	0.04
	社債—格付BB		
400,000	Koninklijke KPN NV 7% 28/03/2073	419	0.03
250,000	NXP BV / NXP Funding LLC 3.5% 15/09/2016	253	0.02
700,000	NXP BV / NXP Funding LLC 3.75% 01/06/2018	703	0.05
200,000	NXP BV / NXP Funding LLC 5.75% 15/02/2021	211	0.01
200,000	NXP BV / NXP Funding LLC 5.75% 15/03/2023	211	0.02
	社債—格付BB-		
400,000	Schaeffler Finance BV 4.25% 15/05/2021	391	0.03
600,000	Schaeffler Finance BV 4.75% 15/05/2021	598	0.04
200,000	Schaeffler Finance BV 7.75% 15/02/2017	225	0.01
	オランダ合計	5,369	0.38
	マーシャル諸島共和国		
	社債—格付BB-		
525,000	Navios Maritime Holdings Inc / Navios Maritime Finance II US Inc 7.375% 15/01/2022	528	0.04
	マーシャル諸島共和国合計	528	0.04

投資明細表（続き）

2014年10月31日現在

保有高	投資	公正価値 千米ドル	純資産価額に 占める割合 %
	債券（続き）		
	シンガポール		
	社債—格付BB+		
1,050,000	Flextronics International Ltd 4.625% 15/02/2020	1,071	0.08
850,000	Flextronics International Ltd 5% 15/02/2023	871	0.06
	シンガポール合計	1,942	0.14
	スペイン		
	社債—格付B+		
925,000	BBVA International Preferred SAU 5.919% *	944	0.07
	社債—格付B		
350,000	Abengoa Finance SAU 7.75% 01/02/2020	366	0.02
350,000	Abengoa Finance SAU 8.875% 01/11/2017	380	0.03
	スペイン合計	1,690	0.12
	英国		
	社債—格付BB+		
550,000	Inmarsat Finance Plc 4.875% 15/05/2022	550	0.04
	社債—格付BB		
450,000	Jaguar Land Rover Automotive Plc 4.125% 15/12/2018	456	0.03
200,000	Jaguar Land Rover Automotive Plc 4.25% 15/11/2019	201	0.02
400,000	Jaguar Land Rover Automotive Plc 5.625% 01/02/2023	422	0.03
300,000	Jaguar Land Rover Automotive Plc 8.125% 15/05/2021	330	0.02
4,700,000	Royal Bank of Scotland Group Plc 5.125% 28/05/2024	4,750	0.34
4,450,000	Royal Bank of Scotland Group Plc 6% 19/12/2023	4,772	0.34
1,700,000	Royal Bank of Scotland Group Plc 6.1% 10/06/2023	1,839	0.13
4,400,000	Royal Bank of Scotland Group Plc 6.125% 15/12/2022	4,774	0.34
	社債—格付BB-		
570,000	Ineos Finance Plc 7.5% 01/05/2020	609	0.04
550,000	Ineos Finance Plc 8.375% 15/02/2019	590	0.04
400,000	Tullow Oil Plc 6% 01/11/2020	378	0.03
500,000	Tullow Oil Plc 6.25% 15/04/2022	457	0.03
750,000	Virgin Media Secured Finance Plc 5.25% 15/01/2021	776	0.06
725,000	Virgin Media Secured Finance Plc 5.375% 15/04/2021	750	0.05
500,000	Virgin Media Secured Finance Plc 5.5% 15/01/2025	518	0.04
	社債—格付B+		
300,000	Paragon Offshore Plc 6.75% 15/07/2022	238	0.02
300,000	Paragon Offshore Plc 7.25% 15/08/2024	233	0.01
	社債—格付B		
700,000	Algeco Scotsman Global Finance Plc 8.5% 15/10/2018	726	0.05
400,000	Virgin Media Finance Plc 6% 15/10/2024	417	0.03
300,000	Virgin Media Finance Plc 6.375% 15/04/2023	320	0.02
	社債—格付CCC+		
350,000	Algeco Scotsman Global Finance Plc 10.75% 15/10/2019	345	0.03
	英国合計	24,451	1.74
	米国		
	社債—格付BBB		
350,000	Nuveen Investments Inc 9.5% 15/10/2020	424	0.03
	社債—格付BBB-		
2,535,000	Alcoa Inc 5.125% 01/10/2024	2,659	0.19
2,840,000	Alcoa Inc 5.4% 15/04/2021	3,103	0.22
1,000,000	Alcoa Inc 5.55% 01/02/2017	1,073	0.08
1,600,000	Alcoa Inc 5.72% 23/02/2019	1,785	0.13
1,400,000	Alcoa Inc 5.87% 23/02/2022	1,559	0.11
1,700,000	Alcoa Inc 6.15% 15/08/2020	1,923	0.14
1,650,000	Alcoa Inc 6.75% 15/07/2018	1,875	0.13

投資明細表(続き)

2014年10月31日現在

保有高	投資	公正価値 千米ドル	純資産価額に 占める割合 %
	債券(続き)		
	米国(続き)		
	社債—格付BBB- (続き)		
3,150,000	General Motors Co 3.5% 02/10/2018	3,257	0.23
3,050,000	General Motors Co 4.875% 02/10/2023	3,283	0.23
2,100,000	General Motors Financial Co Inc 2.625% 10/07/2017	2,124	0.15
1,545,000	General Motors Financial Co Inc 2.75% 15/05/2016	1,568	0.11
1,000,000	General Motors Financial Co Inc 3% 25/09/2017	1,021	0.07
1,290,000	General Motors Financial Co Inc 3.25% 15/05/2018	1,321	0.09
1,500,000	General Motors Financial Co Inc 3.5% 10/07/2019	1,548	0.11
1,985,000	General Motors Financial Co Inc 4.25% 15/05/2023	2,042	0.14
2,300,000	General Motors Financial Co Inc 4.375% 25/09/2021	2,409	0.17
2,184,000	General Motors Financial Co Inc 4.75% 15/08/2017	2,331	0.16
1,700,000	General Motors Financial Co Inc 6.75% 01/06/2018	1,934	0.14
1,625,000	GLP Capital LP / GLP Financing II Inc 4.375% 01/11/2018	1,670	0.12
1,750,000	GLP Capital LP / GLP Financing II Inc 4.875% 01/11/2020	1,820	0.13
1,025,000	GLP Capital LP / GLP Financing II Inc 5.375% 01/11/2023	1,079	0.08
2,350,000	Icahn Enterprises LP / Icahn Enterprises Finance Corp 3.5% 15/03/2017	2,379	0.17
2,700,000	Icahn Enterprises LP / Icahn Enterprises Finance Corp 4.875% 15/03/2019	2,764	0.20
2,645,000	Icahn Enterprises LP / Icahn Enterprises Finance Corp 5.875% 01/02/2022	2,728	0.19
3,500,000	Icahn Enterprises LP / Icahn Enterprises Finance Corp 6% 01/08/2020	3,687	0.26
750,000	Masco Corp 5.95% 15/03/2022	821	0.06
2,020,000	Masco Corp 6.125% 03/10/2016	2,166	0.15
1,225,000	Masco Corp 7.125% 15/03/2020	1,406	0.10
2,100,000	Newfield Exploration Co 5.625% 01/07/2024	2,273	0.16
1,500,000	Newfield Exploration Co 5.75% 30/01/2022	1,631	0.12
270,000	QVC Inc 3.125% 01/04/2019	271	0.02
1,445,000	QVC Inc 4.375% 15/03/2023	1,436	0.10
1,450,000	QVC Inc 4.45% 15/02/2025	1,404	0.10
1,150,000	QVC Inc 4.85% 01/04/2024	1,163	0.08
950,000	QVC Inc 5.125% 02/07/2022	997	0.07
500,000	QVC Inc 7.375% 15/10/2020	527	0.04
2,550,000	Rockwood Specialties Group Inc 4.625% 15/10/2020	2,662	0.19
1,100,000	SESI LLC 6.375% 01/05/2019	1,151	0.08
1,420,000	SESI LLC 7.125% 15/12/2021	1,544	0.11
300,000	Wynn Las Vegas LLC / Wynn Las Vegas Capital Corp 4.25% 30/05/2023	300	0.02
1,700,000	Wynn Las Vegas LLC / Wynn Las Vegas Capital Corp 5.375% 15/03/2022	1,785	0.13
2,580,000	Wynn Las Vegas LLC / Wynn Las Vegas Capital Corp 7.75% 15/08/2020	2,767	0.20
	社債—格付BB+/*+		
2,575,000	Access Midstream Partners LP / ACMP Finance Corp 4.875% 15/05/2023	2,692	0.19
1,700,000	Access Midstream Partners LP / ACMP Finance Corp 4.875% 15/03/2024	1,779	0.13
1,650,000	Access Midstream Partners LP / ACMP Finance Corp 5.875% 15/04/2021	1,738	0.12
1,620,000	Access Midstream Partners LP / ACMP Finance Corp 6.125% 15/07/2022	1,756	0.12
500,000	Enbridge Energy Partners LP 8.05% 01/10/2037	558	0.04
900,000	PPL Capital Funding Inc 6.7% 30/03/2067	914	0.07
205,000	Targa Resources Partners LP / Targa Resources Partners Finance Corp 4.125% 15/11/2019	209	0.01
1,000,000	Targa Resources Partners LP / Targa Resources Partners Finance Corp 4.25% 15/11/2023	989	0.07
1,700,000	Targa Resources Partners LP / Targa Resources Partners Finance Corp 5.25% 01/05/2023	1,783	0.13
850,000	Targa Resources Partners LP / Targa Resources Partners Finance Corp 6.875% 01/02/2021	915	0.07
	社債—格付BB+		
1,150,000	Activision Blizzard Inc 5.625% 15/09/2021	1,222	0.09
300,000	Activision Blizzard Inc 6.125% 15/09/2023	325	0.02
1,250,000	Avon Products Inc 4.6% 15/03/2020	1,189	0.08
875,000	Avon Products Inc 5% 15/03/2023	818	0.06
2,000,000	Ball Corp 4% 15/11/2023	1,920	0.14
1,700,000	Ball Corp 5% 15/03/2022	1,776	0.13
800,000	Ball Corp 5.75% 15/05/2021	838	0.06

投資明細表（続き）

2014年10月31日現在

保有高	投資	公正価値 千円ドル	純資産価額に 占める割合 %
	債券（続き）		
	米国（続き）		
	社債—格付BB+（続き）		
870,000	Ball Corp 6.75% 15/09/2020	914	0.06
325,000	Building Materials Corp of America 5.375% 15/11/2024	326	0.02
500,000	Building Materials Corp of America 6.75% 01/05/2021	534	0.04
3,000,000	Case New Holland Industrial Inc 7.875% 01/12/2017	3,382	0.24
350,000	Celanese US Holdings LLC 4.625% 15/11/2022	354	0.03
625,000	Centex Corp 6.5% 01/05/2016	670	0.05
1,050,000	Chesapeake Energy Corp 3.25% 15/03/2016	1,054	0.07
3,100,000	Chesapeake Energy Corp 4.875% 15/04/2022	3,176	0.23
1,725,000	Chesapeake Energy Corp 5.375% 15/06/2021	1,795	0.13
2,300,000	Chesapeake Energy Corp 5.75% 15/03/2023	2,527	0.18
2,220,000	Chesapeake Energy Corp 6.125% 15/02/2021	2,468	0.18
1,175,000	Chesapeake Energy Corp 6.5% 15/08/2017	1,277	0.09
2,560,000	Chesapeake Energy Corp 6.625% 15/08/2020	2,889	0.21
1,100,000	Chesapeake Energy Corp 6.875% 15/11/2020	1,259	0.09
1,390,000	Chesapeake Energy Corp 7.25% 15/12/2018	1,589	0.11
2,225,000	Cimarex Energy Co 4.375% 01/06/2024	2,265	0.16
1,175,000	Clean Harbors Inc 5.125% 01/06/2021	1,196	0.08
1,475,000	Clean Harbors Inc 5.25% 01/08/2020	1,512	0.11
775,000	Commercial Metals Co 6.5% 15/07/2017	831	0.06
1,250,000	Commercial Metals Co 7.35% 15/08/2018	1,387	0.10
1,000,000	Concho Resources Inc 5.5% 01/10/2022	1,057	0.08
3,050,000	Concho Resources Inc 5.5% 01/04/2023	3,230	0.23
1,420,000	Concho Resources Inc 6.5% 15/01/2022	1,527	0.11
1,430,000	Concho Resources Inc 7% 15/01/2021	1,542	0.11
850,000	Constellation Brands Inc 3.75% 01/05/2021	849	0.06
115,000	Constellation Brands Inc 3.875% 15/11/2019	117	0.01
2,150,000	Constellation Brands Inc 4.25% 01/05/2023	2,158	0.15
100,000	Constellation Brands Inc 4.75% 15/11/2024	102	0.01
1,500,000	Constellation Brands Inc 6% 01/05/2022	1,676	0.12
1,200,000	Constellation Brands Inc 7.25% 01/09/2016	1,311	0.09
1,280,000	Constellation Brands Inc 7.25% 15/05/2017	1,429	0.10
850,000	Dana Holding Corp 5.375% 15/09/2021	883	0.06
720,000	Dana Holding Corp 6.5% 15/02/2019	747	0.05
750,000	Denali Borrower LLC / Denali Finance Corp 5.625% 15/10/2020	792	0.06
1,305,000	Fifth Third Bancorp 5.1% *	1,233	0.09
1,100,000	FirstEnergy Corp 2.75% 15/03/2018	1,110	0.08
1,450,000	FirstEnergy Corp 4.25% 15/03/2023	1,453	0.10
550,000	Fresenius Medical Care US Finance II Inc 5.625% 31/07/2019	589	0.04
250,000	Fresenius Medical Care US Finance II Inc 5.875% 31/01/2022	273	0.02
450,000	Fresenius Medical Care US Finance Inc 5.75% 15/02/2021	483	0.03
330,000	Fresenius Medical Care US Finance Inc 6.5% 15/09/2018	363	0.03
800,000	Fresenius Medical Care US Finance Inc 6.875% 15/07/2017	878	0.06
1,275,000	Gannett Co Inc 5.125% 15/10/2019	1,316	0.09
250,000	Gannett Co Inc 5.125% 15/07/2020	259	0.02
1,575,000	Gannett Co Inc 6.375% 15/10/2023	1,713	0.12
500,000	Hartford Financial Services Group Inc 8.125% 15/06/2038	578	0.04
675,000	IAC/InterActiveCorp 4.75% 15/12/2022	662	0.05
825,000	IAC/InterActiveCorp 4.875% 30/11/2018	850	0.06
165,000	IHS Inc 5% 01/11/2022	167	0.01
1,750,000	International Lease Finance Corp 3.875% 15/04/2018	1,754	0.12
600,000	International Lease Finance Corp 4.625% 15/04/2021	612	0.04
1,500,000	International Lease Finance Corp 5.75% 15/05/2016	1,566	0.11
1,400,000	International Lease Finance Corp 5.875% 01/04/2019	1,509	0.11
1,750,000	International Lease Finance Corp 5.875% 15/08/2022	1,910	0.14
2,450,000	International Lease Finance Corp 6.25% 15/05/2019	2,681	0.19
2,115,000	International Lease Finance Corp 8.25% 15/12/2020	2,555	0.18
940,000	International Lease Finance Corp 8.625% 15/09/2015	992	0.07
1,300,000	International Lease Finance Corp 8.625% 15/01/2022	1,618	0.11

[次へ](#)

投資明細表（続き）

2014年10月31日現在

保有高	投資	公正価値 千米ドル	純資産価額に 占める割合 %
	債券（続き）		
	米国（続き）		
	社債—格付BB+（続き）		
3,150,000	International Lease Finance Corp 8.75% 15/03/2017	3,543	0.25
1,050,000	International Lease Finance Corp 8.875% 01/09/2017	1,202	0.09
1,000,000	IPALCO Enterprises Inc 5% 01/05/2018	1,060	0.08
2,050,000	L Brands Inc 5.625% 15/02/2022	2,204	0.16
750,000	L Brands Inc 5.625% 15/10/2023	806	0.06
2,310,000	L Brands Inc 6.625% 01/04/2021	2,616	0.19
690,000	L Brands Inc 7% 01/05/2020	783	0.06
900,000	L Brands Inc 8.5% 15/06/2019	1,073	0.08
300,000	Meccanica Holdings USA Inc 6.25% 15/07/2019	323	0.02
1,340,000	Newfield Exploration Co 6.875% 01/02/2020	1,393	0.10
775,000	NuStar Logistics LP 4.8% 01/09/2020	771	0.05
1,100,000	ONEOK Inc 4.25% 01/02/2022	1,088	0.08
1,050,000	QEP Resources Inc 5.25% 01/05/2023	1,023	0.07
870,000	QEP Resources Inc 5.375% 01/10/2022	860	0.06
1,500,000	QEP Resources Inc 6.875% 01/03/2021	1,619	0.11
1,250,000	Range Resources Corp 5% 15/08/2022	1,316	0.09
1,400,000	Range Resources Corp 5% 15/03/2023	1,475	0.10
870,000	Range Resources Corp 5.75% 01/06/2021	922	0.07
900,000	Range Resources Corp 6.75% 01/08/2020	952	0.07
4,325,000	Sabine Pass Liquefaction LLC 5.625% 01/02/2021	4,530	0.32
1,000,000	Sabine Pass Liquefaction LLC 5.625% 15/04/2023	1,038	0.07
2,000,000	Sabine Pass Liquefaction LLC 5.625% 15/04/2023	2,075	0.15
3,975,000	Sabine Pass Liquefaction LLC 5.75% 15/05/2024	4,119	0.29
800,000	Sabine Pass Liquefaction LLC 6.25% 15/03/2022	859	0.06
850,000	Sabine Pass LNG LP 6.5% 01/11/2020	899	0.06
3,210,000	Sabine Pass LNG LP 7.5% 30/11/2016	3,444	0.24
1,600,000	Sally Holdings LLC / Sally Capital Inc 5.75% 01/06/2022	1,704	0.12
1,650,000	Sally Holdings LLC / Sally Capital Inc 6.875% 15/11/2019	1,766	0.13
490,000	Sprint Communications Inc 7% 01/03/2020	545	0.04
2,030,000	Sprint Communications Inc 9% 15/11/2018	2,385	0.17
410,000	Steel Dynamics Inc 5.125% 01/10/2021	424	0.03
600,000	Steel Dynamics Inc 5.25% 15/04/2023	628	0.04
525,000	Steel Dynamics Inc 5.5% 01/10/2024	554	0.04
650,000	Steel Dynamics Inc 6.125% 15/08/2019	699	0.05
800,000	Tesoro Corp 4.25% 01/10/2017	822	0.06
1,125,000	Tesoro Corp 5.375% 01/10/2022	1,157	0.08
725,000	Toll Brothers Finance Corp 4.375% 15/04/2023	711	0.05
1,295,000	Toll Brothers Finance Corp 5.875% 15/02/2022	1,392	0.10
600,000	Toll Brothers Finance Corp 8.91% 15/10/2017	701	0.05
1,400,000	United Rentals North America Inc 5.75% 15/07/2018	1,467	0.10
725,000	Vulcan Materials Co 7% 15/06/2018	807	0.06
1,043,000	Vulcan Materials Co 7.5% 15/06/2021	1,215	0.09
1,000,000	WPX Energy Inc 5.25% 15/01/2017	1,044	0.07
900,000	WPX Energy Inc 5.25% 15/09/2024	880	0.06
2,310,000	WPX Energy Inc 6% 15/01/2022	2,430	0.17
500,000	WR Grace & Co-Conn 5.125% 01/10/2021	521	0.04
	社債—格付BB+/*-		
2,225,000	Whiting Petroleum Corp 5% 15/03/2019	2,303	0.16
2,625,000	Whiting Petroleum Corp 5.75% 15/03/2021	2,782	0.20
	社債—格付BB/*+		
1,250,000	Kinder Morgan Finance Co LLC 5.7% 05/01/2016	1,304	0.09
660,000	Kinder Morgan Finance Co LLC 6% 15/01/2018	721	0.05
500,000	Kinder Morgan Inc 5% 15/02/2021	529	0.04
450,000	Kinder Morgan Inc 5.625% 15/11/2023	493	0.04
1,800,000	Kinder Morgan Inc 7% 15/06/2017	1,998	0.14
850,000	Kinder Morgan Inc 7.25% 01/06/2018	966	0.07
	社債—格付BB		
2,500,000	Ally Financial Inc 2.75% 30/01/2017	2,503	0.18

投資明細表（続き）

2014年10月31日現在

保有高	投資	公正価値 千米ドル	純資産価額に 占める割合 %
	債券（続き）		
	米国（続き）		
	社債—格付BB（続き）		
800,000	Ally Financial Inc 3.125% 15/01/2016	812	0.06
2,100,000	Ally Financial Inc 3.5% 18/07/2016	2,129	0.15
1,500,000	Ally Financial Inc 3.5% 27/01/2019	1,508	0.11
2,000,000	Ally Financial Inc 4.75% 10/09/2018	2,103	0.15
1,500,000	Ally Financial Inc 5.125% 30/09/2024	1,564	0.11
2,810,000	Ally Financial Inc 5.5% 15/02/2017	2,979	0.21
2,440,000	Ally Financial Inc 6.25% 01/12/2017	2,663	0.19
3,000,000	Ally Financial Inc 7.5% 15/09/2020	3,571	0.25
3,190,000	Ally Financial Inc 8% 15/03/2020	3,844	0.27
1,475,000	AMC Networks Inc 4.75% 15/12/2022	1,468	0.10
1,250,000	AMC Networks Inc 7.75% 15/07/2021	1,359	0.10
1,350,000	AmeriGas Finance LLC / AmeriGas Finance Corp 6.75% 20/05/2020	1,444	0.10
2,040,000	AmeriGas Finance LLC / AmeriGas Finance Corp 7% 20/05/2022	2,195	0.16
1,100,000	Amkor Technology Inc 6.375% 01/10/2022	1,100	0.08
825,000	Amkor Technology Inc 6.625% 01/06/2021	835	0.06
2,150,000	Antero Resources Corp 5.125% 01/12/2022	2,140	0.15
2,200,000	Antero Resources Finance Corp 5.375% 01/11/2021	2,225	0.16
1,250,000	Antero Resources Finance Corp 6% 01/12/2020	1,300	0.09
1,050,000	Ashland Inc 3% 15/03/2016	1,060	0.08
1,250,000	Ashland Inc 3.875% 15/04/2018	1,268	0.09
2,750,000	Ashland Inc 4.75% 15/08/2022	2,775	0.20
1,000,000	Axiall Corp 4.875% 15/05/2023	971	0.07
2,600,000	B/E Aerospace Inc 5.25% 01/04/2022	2,902	0.21
1,300,000	B/E Aerospace Inc 6.875% 01/10/2020	1,407	0.10
1,100,000	Best Buy Co Inc 5% 01/08/2018	1,133	0.08
1,225,000	Best Buy Co Inc 5.5% 15/03/2021	1,256	0.09
1,000,000	California Resources Corp 5% 15/01/2020	1,009	0.07
250,000	California Resources Corp 5.5% 15/09/2021	256	0.02
3,725,000	California Resources Corp 6% 15/11/2024	3,813	0.27
300,000	Calpine Corp 5.875% 15/01/2024	323	0.02
450,000	Calpine Corp 6% 15/01/2022	484	0.03
442,000	Calpine Corp 7.875% 15/01/2023	488	0.03
1,625,000	CBRE Services Inc 5% 15/03/2023	1,666	0.12
1,990,000	CenturyLink Inc 5.625% 01/04/2020	2,104	0.15
3,650,000	CenturyLink Inc 5.8% 15/03/2022	3,860	0.27
1,100,000	CenturyLink Inc 6% 01/04/2017	1,185	0.08
2,750,000	CenturyLink Inc 6.45% 15/06/2021	3,011	0.21
1,250,000	CenturyLink Inc 6.75% 01/12/2023	1,388	0.10
3,200,000	CHS/Community Health Systems Inc 5.125% 15/08/2018	3,324	0.24
2,575,000	CHS/Community Health Systems Inc 5.125% 01/08/2021	2,697	0.19
1,000,000	CNH Industrial Capital LLC 3.25% 01/02/2017	1,000	0.07
450,000	CNH Industrial Capital LLC 3.375% 15/07/2019	438	0.03
1,250,000	CNH Industrial Capital LLC 3.625% 15/04/2018	1,256	0.09
580,000	CNH Industrial Capital LLC 3.875% 01/11/2015	588	0.04
1,080,000	CNH Industrial Capital LLC 6.25% 01/11/2016	1,150	0.08
3,800,000	CONSOL Energy Inc 5.875% 15/04/2022	3,857	0.27
2,540,000	CONSOL Energy Inc 8.25% 01/04/2020	2,673	0.19
1,025,000	Crestwood Midstream Partners LP / Crestwood Midstream Finance Corp 6% 15/12/2020	1,040	0.07
1,475,000	Crestwood Midstream Partners LP / Crestwood Midstream Finance Corp 6.125% 01/03/2022	1,488	0.11
2,300,000	Crown Castle International Corp 4.875% 15/04/2022	2,317	0.16
3,150,000	Crown Castle International Corp 5.25% 15/01/2023	3,221	0.23
250,000	CSC Holdings LLC 5.25% 01/06/2024	250	0.02
1,950,000	CSC Holdings LLC 6.75% 15/11/2021	2,169	0.15
1,130,000	CSC Holdings LLC 8.625% 15/02/2019	1,326	0.09
270,000	DCP Midstream LLC 5.85% 21/05/2043	266	0.02
2,475,000	Denbury Resources Inc 4.625% 15/07/2023	2,277	0.16

投資明細表(続き)

2014年10月31日現在

保有高	投資	公正価値 千米ドル	純資産価額に 占める割合 %
	債券(続き)		
	米国(続き)		
	社債一格付BB(続き)		
2,575,000	Denbury Resources Inc 5.5% 01/05/2022	2,540	0.18
770,000	Denbury Resources Inc 6.375% 15/08/2021	802	0.06
896,000	DPL Inc 6.5% 15/10/2016	956	0.07
1,760,000	DPL Inc 7.25% 15/10/2021	1,874	0.13
850,000	DR Horton Inc 3.625% 15/02/2018	863	0.06
1,375,000	DR Horton Inc 3.75% 01/03/2019	1,378	0.10
650,000	DR Horton Inc 5.75% 15/08/2023	691	0.05
1,700,000	Eagle Spinco Inc 4.625% 15/02/2021	1,658	0.12
2,225,000	Energy Transfer Equity LP 5.875% 15/01/2024	2,336	0.17
2,420,000	Energy Transfer Equity LP 7.5% 15/10/2020	2,789	0.20
975,000	Equinix Inc 4.875% 01/04/2020	992	0.07
2,050,000	Equinix Inc 5.375% 01/04/2023	2,114	0.15
1,450,000	Equinix Inc 7% 15/07/2021	1,581	0.11
2,340,000	Hanesbrands Inc 6.375% 15/12/2020	2,486	0.18
3,360,000	HCA Inc 3.75% 15/03/2019	3,364	0.24
1,500,000	HCA Inc 4.25% 15/10/2019	1,524	0.11
2,400,000	HCA Inc 4.75% 01/05/2023	2,439	0.17
3,550,000	HCA Inc 5% 15/03/2024	3,656	0.26
1,500,000	HCA Inc 5.25% 15/04/2025	1,556	0.11
3,100,000	HCA Inc 5.875% 15/03/2022	3,391	0.24
6,020,000	HCA Inc 6.5% 15/02/2020	6,720	0.48
1,490,000	HCA Inc 7.25% 15/09/2020	1,579	0.11
225,000	Hilcorp Energy I LP / Hilcorp Finance Co 5% 01/12/2024	216	0.02
2,125,000	Hologic Inc 6.25% 01/08/2020	2,231	0.16
1,250,000	Lear Corp 4.75% 15/01/2023	1,253	0.09
1,150,000	Lennar Corp 4.5% 15/06/2019	1,173	0.08
1,200,000	Lennar Corp 4.75% 15/11/2022	1,182	0.08
580,000	Lennar Corp 12.25% 01/06/2017	712	0.05
1,100,000	Levi Strauss & Co 6.875% 01/05/2022	1,196	0.08
900,000	Levi Strauss & Co 7.625% 15/05/2020	959	0.07
2,200,000	MarkWest Energy Partners LP / MarkWest Energy Finance Corp 4.5% 15/07/2023	2,250	0.16
1,675,000	MarkWest Energy Partners LP / MarkWest Energy Finance Corp 5.5% 15/02/2023	1,780	0.13
853,000	MarkWest Energy Partners LP / MarkWest Energy Finance Corp 6.25% 15/06/2022	923	0.07
1,010,000	MarkWest Energy Partners LP / MarkWest Energy Finance Corp 6.75% 01/11/2020	1,070	0.08
895,000	Micron Technology Inc 5.5% 01/02/2025	904	0.06
350,000	Micron Technology Inc 5.875% 15/02/2022	368	0.03
25,000	MPT Operating Partnership LP / MPT Finance Corp 6.875% 01/05/2021	27	0.00
1,514,000	Navient Corp 4.625% 25/09/2017	1,544	0.11
2,350,000	Navient Corp 4.875% 17/06/2019	2,385	0.17
2,650,000	Navient Corp 5.5% 15/01/2019	2,743	0.19
2,050,000	Navient Corp 5.5% 25/01/2023	2,050	0.15
2,000,000	Navient Corp 6% 25/01/2017	2,115	0.15
1,750,000	Navient Corp 6.125% 25/03/2024	1,811	0.13
3,600,000	Navient Corp 6.25% 25/01/2016	3,743	0.27
1,400,000	Navient Corp 7.25% 25/01/2022	1,561	0.11
3,000,000	Navient Corp 8% 25/03/2020	3,435	0.24
5,350,000	Navient Corp 8.45% 15/06/2018	6,119	0.43
1,050,000	NCR Corp 4.625% 15/02/2021	1,045	0.07
1,200,000	NCR Corp 5% 15/07/2022	1,194	0.08
650,000	NCR Corp 5.875% 15/12/2021	670	0.05
1,750,000	NCR Corp 6.375% 15/12/2023	1,855	0.13
2,050,000	Nielsen Finance LLC / Nielsen Finance Co 4.5% 01/10/2020	2,050	0.15
775,000	Nielsen Finance LLC / Nielsen Finance Co 5% 15/04/2022	789	0.06
300,000	PAETEC Holding Corp 9.875% 01/12/2018	317	0.02
275,000	Penn Virginia Resource Partners LP / Penn Virginia Resource Finance Corp 8.375% 01/06/2020	304	0.02
310,000	Realogy Group LLC 7.625% 15/01/2020	335	0.02
1,275,000	Regency Energy Partners LP / Regency Energy Finance Corp 4.5% 01/11/2023	1,256	0.09

投資明細表(続き)

2014年10月31日現在

保有高	投資	公正価値 千米ドル	純資産価額に 占める割合 %
	債券(続き)		
	米国(続き)		
	社債—格付BB(続き)		
1,925,000	Regency Energy Partners LP / Regency Energy Finance Corp 5% 01/10/2022	1,954	0.14
1,050,000	Regency Energy Partners LP / Regency Energy Finance Corp 5.5% 15/04/2023	1,087	0.08
750,000	Regency Energy Partners LP / Regency Energy Finance Corp 5.75% 01/09/2020	798	0.06
1,950,000	Regency Energy Partners LP / Regency Energy Finance Corp 5.875% 01/03/2022	2,087	0.15
900,000	Regency Energy Partners LP / Regency Energy Finance Corp 6.5% 15/07/2021	955	0.07
1,020,000	Regency Energy Partners LP / Regency Energy Finance Corp 6.875% 01/12/2018	1,058	0.08
560,000	Rockies Express Pipeline LLC 5.625% 15/04/2020	584	0.04
250,000	Rockies Express Pipeline LLC 6% 15/01/2019	263	0.02
250,000	Rockies Express Pipeline LLC 6.85% 15/07/2018	268	0.02
250,000	Sealed Air Corp 5.25% 01/04/2023	258	0.02
250,000	Sealed Air Corp 6.5% 01/12/2020	277	0.02
190,000	Sealed Air Corp 8.125% 15/09/2019	206	0.01
530,000	Sealed Air Corp 8.375% 15/09/2021	600	0.04
425,000	Sirius XM Radio Inc 4.25% 15/05/2020	422	0.03
250,000	Sirius XM Radio Inc 4.625% 15/05/2023	240	0.02
250,000	Sirius XM Radio Inc 5.75% 01/08/2021	259	0.02
375,000	Sirius XM Radio Inc 5.875% 01/10/2020	395	0.03
800,000	Sirius XM Radio Inc 6% 15/07/2024	836	0.06
961,000	SM Energy Co 5% 15/01/2024	903	0.06
823,000	SM Energy Co 6.5% 01/01/2023	850	0.06
775,000	T-Mobile USA Inc 5.25% 01/09/2018	806	0.06
2,225,000	T-Mobile USA Inc 6% 01/03/2023	2,292	0.16
1,525,000	T-Mobile USA Inc 6.125% 15/01/2022	1,594	0.11
3,350,000	T-Mobile USA Inc 6.25% 01/04/2021	3,509	0.25
3,975,000	T-Mobile USA Inc 6.375% 01/03/2025	4,094	0.29
3,100,000	T-Mobile USA Inc 6.464% 28/04/2019	3,239	0.23
2,125,000	T-Mobile USA Inc 6.5% 15/01/2024	2,226	0.16
2,925,000	T-Mobile USA Inc 6.542% 28/04/2020	3,104	0.22
1,680,000	T-Mobile USA Inc 6.625% 15/11/2020	1,777	0.13
3,550,000	T-Mobile USA Inc 6.625% 01/04/2023	3,763	0.27
2,600,000	T-Mobile USA Inc 6.633% 28/04/2021	2,743	0.19
2,900,000	T-Mobile USA Inc 6.731% 28/04/2022	3,067	0.22
1,225,000	T-Mobile USA Inc 6.836% 28/04/2023	1,302	0.09
1,875,000	Terex Corp 6% 15/05/2021	1,955	0.14
90,000	Tesoro Logistics LP / Tesoro Logistics Finance Corp 5.5% 15/10/2019	92	0.01
1,000,000	Tesoro Logistics LP / Tesoro Logistics Finance Corp 5.875% 01/10/2020	1,023	0.07
850,000	Tesoro Logistics LP / Tesoro Logistics Finance Corp 6.125% 15/10/2021	871	0.06
150,000	Tesoro Logistics LP / Tesoro Logistics Finance Corp 6.25% 15/10/2022	155	0.01
1,900,000	Voya Financial Inc 5.65% 15/05/2053	1,900	0.13
	社債—格付BB/*-		
1,500,000	PPL Energy Supply LLC 4.6% 15/12/2021	1,411	0.10
750,000	PPL Energy Supply LLC 6.5% 01/05/2018	816	0.06
	社債—格付BB-/*+		
725,000	RJS Power Holdings LLC 5.125% 15/07/2019	722	0.05
	社債—格付BB-		
1,250,000	ADT Corp 2.25% 15/07/2017	1,227	0.09
2,050,000	ADT Corp 3.5% 15/07/2022	1,821	0.13
850,000	ADT Corp 4.125% 15/04/2019	843	0.06
1,150,000	ADT Corp 4.125% 15/06/2023	1,054	0.07
2,175,000	ADT Corp 6.25% 15/10/2021	2,296	0.16
100,000	AECOM Technology Corp 5.75% 15/10/2022	105	0.01
75,000	AECOM Technology Corp 5.875% 15/10/2024	79	0.01
1,250,000	AES Corp 4.875% 15/05/2023	1,244	0.09
1,450,000	AES Corp 5.5% 15/03/2024	1,478	0.11
2,110,000	AES Corp 7.375% 01/07/2021	2,418	0.17
1,370,000	AES Corp 8% 15/10/2017	1,560	0.11
1,100,000	AES Corp 8% 01/06/2020	1,276	0.09
84,000	AES Corp 9.75% 15/04/2016	93	0.01

投資明細表(続き)

2014年10月31日現在

保有高	投資	公正価値 千米ドル	純資産価額に 占める割合 %
	債券(続き)		
	米国(続き)		
	社債—格付BB-(続き)		
770,000	AmeriGas Partners LP / AmeriGas Finance Corp 6.25% 20/08/2019	811	0.06
2,025,000	Aramark Services Inc 5.75% 15/03/2020	2,119	0.15
200,000	Ashtead Capital Inc 5.625% 01/10/2024	209	0.01
400,000	Ashtead Capital Inc 6.5% 15/07/2022	432	0.03
675,000	Audatex North America Inc 6% 15/06/2021	714	0.05
1,100,000	Berry Petroleum Co LLC 6.375% 15/09/2022	1,017	0.07
380,000	Building Materials Corp of America 6.875% 15/08/2018	393	0.03
250,000	CBS Outdoor Americas Capital LLC / CBS Outdoor Americas Capital Corp 5.25% 15/02/2022	256	0.02
125,000	CBS Outdoor Americas Capital LLC / CBS Outdoor Americas Capital Corp 5.625% 15/02/2024	129	0.01
250,000	CBS Outdoor Americas Capital LLC / CBS Outdoor Americas Capital Corp 5.875% 15/03/2025	261	0.02
1,300,000	Cinemark USA Inc 4.875% 01/06/2023	1,277	0.09
600,000	Cinemark USA Inc 5.125% 15/12/2022	603	0.04
2,200,000	CIT Group Inc 3.875% 19/02/2019	2,211	0.16
3,550,000	CIT Group Inc 4.25% 15/08/2017	3,652	0.26
2,730,000	CIT Group Inc 5% 15/05/2017	2,860	0.20
2,450,000	CIT Group Inc 5% 15/08/2022	2,579	0.18
1,450,000	CIT Group Inc 5% 01/08/2023	1,519	0.11
3,225,000	CIT Group Inc 5.25% 15/03/2018	3,402	0.24
1,700,000	CIT Group Inc 5.375% 15/05/2020	1,819	0.13
970,000	CIT Group Inc 5.5% 15/02/2019	1,033	0.07
350,000	CIT Group Inc 6.625% 01/04/2018	383	0.03
1,250,000	Crown Americas LLC / Crown Americas Capital Corp III 6.25% 01/02/2021	1,325	0.09
2,175,000	Crown Americas LLC / Crown Americas Capital Corp IV 4.5% 15/01/2023	2,137	0.15
2,450,000	DISH DBS Corp 4.25% 01/04/2018	2,513	0.18
1,850,000	DISH DBS Corp 4.625% 15/07/2017	1,933	0.14
3,150,000	DISH DBS Corp 5% 15/03/2023	3,146	0.22
2,100,000	DISH DBS Corp 5.125% 01/05/2020	2,183	0.16
4,100,000	DISH DBS Corp 5.875% 15/07/2022	4,346	0.31
4,045,000	DISH DBS Corp 6.75% 01/06/2021	4,480	0.32
2,800,000	DISH DBS Corp 7.125% 01/02/2016	2,969	0.21
3,100,000	DISH DBS Corp 7.875% 01/09/2019	3,596	0.26
829,000	First Data Corp 6.75% 01/11/2020	891	0.06
850,000	First Data Corp 7.375% 15/06/2019	899	0.06
300,000	First Data Corp 8.875% 15/08/2020	324	0.02
1,525,000	Frontier Communications Corp 6.25% 15/09/2021	1,575	0.11
1,725,000	Frontier Communications Corp 6.875% 15/01/2025	1,753	0.12
950,000	Frontier Communications Corp 7.125% 15/03/2019	1,050	0.07
1,750,000	Frontier Communications Corp 7.125% 15/01/2023	1,862	0.13
1,700,000	Frontier Communications Corp 7.625% 15/04/2024	1,821	0.13
900,000	Frontier Communications Corp 8.125% 01/10/2018	1,019	0.07
1,190,000	Frontier Communications Corp 8.25% 15/04/2017	1,336	0.09
2,385,000	Frontier Communications Corp 8.5% 15/04/2020	2,749	0.20
730,000	Frontier Communications Corp 8.75% 15/04/2022	843	0.06
850,000	Frontier Communications Corp 9.25% 01/07/2021	1,012	0.07
6,275,000	HJ Heinz Co 4.25% 15/10/2020	6,352	0.45
1,290,000	Huntington Ingalls Industries Inc 6.875% 15/03/2018	1,348	0.10
1,210,000	Huntington Ingalls Industries Inc 7.125% 15/03/2021	1,301	0.09
1,550,000	L Brands Inc 6.9% 15/07/2017	1,728	0.12
1,400,000	Lamar Media Corp 5% 01/05/2023	1,400	0.10
1,050,000	Lamar Media Corp 5.375% 15/01/2024	1,084	0.08
900,000	Lamar Media Corp 5.875% 01/02/2022	947	0.07
2,200,000	LifePoint Hospitals Inc 5.5% 01/12/2021	2,304	0.16
1,000,000	LifePoint Hospitals Inc 6.625% 01/10/2020	1,063	0.08
650,000	NGL Energy Partners LP / NGL Energy Finance Corp 5.125% 15/07/2019	655	0.05
2,650,000	NRG Energy Inc 6.25% 15/07/2022	2,780	0.20

投資明細表(続き)

2014年10月31日現在

保有高	投資	公正価値 千米ドル	純資産価額に 占める割合 %
	債券(続き)		
	米国(続き)		
	社債—格付BB- (続き)		
2,025,000	NRG Energy Inc 6.25% 01/05/2024	2,093	0.15
1,900,000	NRG Energy Inc 6.625% 15/03/2023	2,006	0.14
2,520,000	NRG Energy Inc 7.625% 15/01/2018	2,816	0.20
2,250,000	NRG Energy Inc 7.875% 15/05/2021	2,451	0.17
2,160,000	NRG Energy Inc 8.25% 01/09/2020	2,326	0.17
600,000	Nuance Communications Inc 5.375% 15/08/2020	602	0.04
3,450,000	Peabody Energy Corp 6% 15/11/2018	3,346	0.24
2,812,000	Peabody Energy Corp 6.25% 15/11/2021	2,664	0.19
1,130,000	Peabody Energy Corp 6.5% 15/09/2020	1,076	0.08
1,300,000	Peabody Energy Corp 7.375% 01/11/2016	1,342	0.10
1,450,000	Rite Aid Corp 8% 15/08/2020	1,564	0.11
875,000	RR Donnelley & Sons Co 6% 01/04/2024	879	0.06
750,000	RR Donnelley & Sons Co 7% 15/02/2022	803	0.06
1,000,000	RR Donnelley & Sons Co 7.875% 15/03/2021	1,123	0.08
850,000	Service Corp International 5.375% 15/01/2022	880	0.06
1,110,000	Service Corp International 5.375% 15/05/2024	1,141	0.08
1,590,000	Seventy Seven Operating LLC 6.625% 15/11/2019	1,570	0.11
350,000	Smithfield Foods Inc 5.25% 01/08/2018	361	0.03
250,000	Smithfield Foods Inc 5.875% 01/08/2021	266	0.02
1,800,000	Smithfield Foods Inc 6.625% 15/08/2022	1,953	0.14
1,060,000	Smithfield Foods Inc 7.75% 01/07/2017	1,179	0.08
3,925,000	Sprint Communications Inc 6% 01/12/2016	4,160	0.30
4,650,000	Sprint Communications Inc 6% 15/11/2022	4,644	0.33
3,250,000	Sprint Communications Inc 7% 15/08/2020	3,437	0.24
2,805,000	Sprint Communications Inc 8.375% 15/08/2017	3,166	0.22
2,000,000	Sprint Communications Inc 9.125% 01/03/2017	2,260	0.16
2,080,000	Sprint Communications Inc 11.5% 15/11/2021	2,673	0.19
1,750,000	Sprint Corp 7.125% 15/06/2024	1,798	0.13
1,200,000	Sprint Corp 7.25% 15/09/2021	1,272	0.09
2,200,000	Sprint Corp 7.875% 15/09/2023	2,370	0.17
950,000	Suburban Propane Partners LP/Suburban Energy Finance Corp 5.5% 01/06/2024	945	0.07
275,000	Taylor Morrison Communities Inc / Monarch Communities Inc 5.25% 15/04/2021	276	0.02
750,000	TRI Pointe Holdings Inc 4.375% 15/06/2019	750	0.05
750,000	TRI Pointe Holdings Inc 5.875% 15/06/2024	765	0.05
1,775,000	United Rentals North America Inc 5.75% 15/11/2024	1,859	0.13
2,125,000	United Rentals North America Inc 6.125% 15/06/2023	2,284	0.16
1,870,000	United Rentals North America Inc 7.375% 15/05/2020	2,034	0.14
2,520,000	United Rentals North America Inc 7.625% 15/04/2022	2,803	0.20
1,430,000	United Rentals North America Inc 8.25% 01/02/2021	1,562	0.11
600,000	United States Steel Corp 6.05% 01/06/2017	643	0.05
1,010,000	United States Steel Corp 7% 01/02/2018	1,114	0.08
1,400,000	United States Steel Corp 7.375% 01/04/2020	1,563	0.11
850,000	United States Steel Corp 7.5% 15/03/2022	931	0.07
	社債—格付B+/*+		
500,000	Atlas Pipeline Partners LP / Atlas Pipeline Finance Corp 4.75% 15/11/2021	500	0.04
1,400,000	Atlas Pipeline Partners LP / Atlas Pipeline Finance Corp 5.875% 01/08/2023	1,454	0.10
1,250,000	Atlas Pipeline Partners LP / Atlas Pipeline Finance Corp 6.625% 01/10/2020	1,331	0.09
	社債—格付B+		
750,000	Ally Financial Inc 8% 31/12/2018	873	0.06
750,000	American Axle & Manufacturing Inc 6.25% 15/03/2021	788	0.06
800,000	American Axle & Manufacturing Inc 6.625% 15/10/2022	864	0.06
250,000	Avis Budget Car Rental LLC / Avis Budget Finance Inc 5.125% 01/06/2022	247	0.02
1,050,000	Avis Budget Car Rental LLC / Avis Budget Finance Inc 5.5% 01/04/2023	1,055	0.07
1,640,000	Burger King Corp 9.875% 15/10/2018	1,728	0.12
500,000	Calumet Specialty Products Partners LP / Calumet Finance Corp 6.5% 15/04/2021	483	0.03
2,500,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp 5.125% 15/02/2023	2,491	0.18
750,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp 5.25% 15/03/2021	759	0.05

投資明細表（続き）

2014年10月31日現在

保有高	投資	公正価値 千米ドル	純資産価額に 占める割合 %
	債券（続き）		
	米国（続き）		
	社債—格付B+（続き）		
2,500,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp 5.25% 30/09/2022	2,525	0.18
750,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp 5.75% 01/09/2023	769	0.05
2,500,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp 5.75% 15/01/2024	2,562	0.18
3,320,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp 6.5% 30/04/2021	3,503	0.25
1,400,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp 6.625% 31/01/2022	1,487	0.11
2,750,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp 7% 15/01/2019	2,867	0.20
1,970,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp 7.25% 30/10/2017	2,051	0.15
1,580,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp 7.375% 01/06/2020	1,693	0.12
1,250,000	CCO Holdings LLC / CCO Holdings Capital Corp 8.125% 30/04/2020	1,325	0.09
300,000	CCOH Safari LLC 5.5% 01/12/2022	303	0.02
450,000	CCOH Safari LLC 5.75% 01/12/2024	453	0.03
300,000	CommScope Inc 5% 15/06/2021	300	0.02
275,000	CommScope Inc 5.5% 15/06/2024	277	0.02
1,000,000	Continental Airlines 2012-3 Class C Pass Thru Certificates 6.125% 29/04/2018	1,058	0.07
3,750,000	DaVita HealthCare Partners Inc 5.125% 15/07/2024	3,825	0.27
2,500,000	DaVita HealthCare Partners Inc 5.75% 15/08/2022	2,659	0.19
1,550,000	DaVita HealthCare Partners Inc 6.625% 01/11/2020	1,631	0.12
600,000	Dell Inc 3.1% 01/04/2016	603	0.04
700,000	Dell Inc 4.625% 01/04/2021	677	0.05
800,000	Dell Inc 5.65% 15/04/2018	844	0.06
1,400,000	Dell Inc 5.875% 15/06/2019	1,486	0.11
1,200,000	Dynegy Finance I Inc / Dynegy Finance II Inc 6.75% 01/11/2019	1,238	0.09
1,095,000	Dynegy Finance I Inc / Dynegy Finance II Inc 7.375% 01/11/2022	1,155	0.08
750,000	Dynegy Finance I Inc / Dynegy Finance II Inc 7.625% 01/11/2024	793	0.06
800,000	Dynegy Inc 5.875% 01/06/2023	785	0.06
1,750,000	EP Energy LLC / Everest Acquisition Finance Inc 6.875% 01/05/2019	1,828	0.13
1,150,000	Ferrellgas LP / Ferrellgas Finance Corp 6.5% 01/05/2021	1,159	0.08
950,000	Ferrellgas LP / Ferrellgas Finance Corp 6.75% 15/01/2022	956	0.07
1,800,000	Goodyear Tire & Rubber Co 6.5% 01/03/2021	1,944	0.14
1,630,000	Goodyear Tire & Rubber Co 7% 15/05/2022	1,773	0.13
1,830,000	Goodyear Tire & Rubber Co 8.25% 15/08/2020	1,967	0.14
1,700,000	Harbinger Group Inc 7.875% 15/07/2019	1,840	0.13
2,285,000	HD Supply Inc 8.125% 15/04/2019	2,479	0.18
2,430,000	Hughes Satellite Systems Corp 6.5% 15/06/2019	2,643	0.19
1,310,000	Huntsman International LLC 4.875% 15/11/2020	1,325	0.09
920,000	Huntsman International LLC 8.625% 15/03/2021	998	0.07
150,000	ILFC E-Capital Trust II 6.25% 21/12/2065	146	0.01
1,200,000	Iron Mountain Inc 6% 15/08/2023	1,267	0.09
1,375,000	iStar Financial Inc 4% 01/11/2017	1,365	0.10
1,425,000	iStar Financial Inc 5% 01/07/2019	1,421	0.10
250,000	Jefferies Finance LLC / JFIN Co-Issuer Corp 7.5% 15/04/2021	249	0.02
1,200,000	McGraw-Hill Global Education Holdings LLC / McGraw-Hill Global Education Finance 9.75% 01/04/2021	1,356	0.10
800,000	MGM Resorts International 5.25% 31/03/2020	820	0.06
3,100,000	MGM Resorts International 6.625% 15/12/2021	3,394	0.24
1,750,000	MGM Resorts International 6.75% 01/10/2020	1,925	0.14
1,280,000	MGM Resorts International 7.5% 01/06/2016	1,376	0.10
1,690,000	MGM Resorts International 7.625% 15/01/2017	1,844	0.13
1,975,000	MGM Resorts International 7.75% 15/03/2022	2,281	0.16
1,850,000	MGM Resorts International 8.625% 01/02/2019	2,155	0.15
1,050,000	MGM Resorts International 10% 01/11/2016	1,189	0.08
930,000	MGM Resorts International 11.375% 01/03/2018	1,135	0.08
1,300,000	Nationstar Mortgage LLC / Nationstar Capital Corp 6.5% 01/08/2018	1,268	0.09
1,050,000	Nationstar Mortgage LLC / Nationstar Capital Corp 6.5% 01/07/2021	974	0.07
800,000	Nationstar Mortgage LLC / Nationstar Capital Corp 7.875% 01/10/2020	786	0.06
450,000	Oasis Petroleum Inc 6.5% 01/11/2021	466	0.03
2,325,000	Oasis Petroleum Inc 6.875% 15/03/2022	2,447	0.17

[次へ](#)

投資明細表（続き）

2014年10月31日現在

保有高	投資	公正価値 千米ドル	純資産価額に 占める割合 %
	債券（続き）		
	米国（続き）		
	社債—格付B+（続き）		
850,000	Oasis Petroleum Inc 6.875% 15/01/2023	888	0.06
700,000	Oasis Petroleum Inc 7.25% 01/02/2019	721	0.05
1,525,000	Pinnacle Entertainment Inc 6.375% 01/08/2021	1,632	0.12
2,460,000	Pinnacle Entertainment Inc 7.5% 15/04/2021	2,629	0.19
6,450,000	Reynolds Group Issuer Inc / Reynolds Group Issuer LLC / Reynolds Group Issuer Lu 5.75% 15/10/2020	6,708	0.48
2,300,000	Reynolds Group Issuer Inc / Reynolds Group Issuer LLC / Reynolds Group Issuer Lu 6.875% 15/02/2021	2,449	0.17
2,600,000	Reynolds Group Issuer Inc / Reynolds Group Issuer LLC / Reynolds Group Issuer Lu 7.125% 15/04/2019	2,701	0.19
2,890,000	Reynolds Group Issuer Inc / Reynolds Group Issuer LLC / Reynolds Group Issuer Lu 7.875% 15/08/2019	3,105	0.22
1,150,000	Rosetta Resources Inc 5.625% 01/05/2021	1,124	0.08
1,100,000	Rosetta Resources Inc 5.875% 01/06/2022	1,070	0.08
1,325,000	Rosetta Resources Inc 5.875% 01/06/2024	1,268	0.09
1,735,000	SBA Telecommunications Inc 5.75% 15/07/2020	1,813	0.13
1,150,000	Sinclair Television Group Inc 5.375% 01/04/2021	1,159	0.08
1,400,000	Sinclair Television Group Inc 5.625% 01/08/2024	1,382	0.10
1,050,000	Sinclair Television Group Inc 6.125% 01/10/2022	1,087	0.08
1,228,000	Standard Pacific Corp 8.375% 15/05/2018	1,418	0.10
700,000	Standard Pacific Corp 8.375% 15/01/2021	819	0.06
2,100,000	Tenet Healthcare Corp 4.375% 01/10/2021	2,089	0.15
2,150,000	Tenet Healthcare Corp 4.5% 01/04/2021	2,161	0.15
950,000	Tenet Healthcare Corp 4.75% 01/06/2020	971	0.07
3,725,000	Tenet Healthcare Corp 6% 01/10/2020	4,014	0.28
2,150,000	Tenet Healthcare Corp 6.25% 01/11/2018	2,335	0.17
700,000	TW Telecom Holdings Inc 5.375% 01/10/2022	772	0.06
675,000	TW Telecom Holdings Inc 5.375% 01/10/2022	737	0.05
375,000	Univision Communications Inc 5.125% 15/05/2023	395	0.03
543,000	Univision Communications Inc 6.75% 15/09/2022	599	0.04
720,000	Univision Communications Inc 6.875% 15/05/2019	758	0.05
270,000	Univision Communications Inc 7.875% 01/11/2020	292	0.02
800,000	West Corp 5.375% 15/07/2022	776	0.05
314,000	WMG Acquisition Corp 6% 15/01/2021	321	0.02
	社債—格付B+/*-		
250,000	Endo Finance LLC 5.75% 15/01/2022	252	0.02
450,000	Endo Finance LLC & Endo Finco Inc 5.375% 15/01/2023	440	0.03
300,000	Endo Finance LLC & Endo Finco Inc 7% 15/07/2019	316	0.02
	社債—格付B/*+		
1,500,000	Windstream Corp 6.375% 01/08/2023	1,511	0.11
850,000	Windstream Corp 7.5% 01/06/2022	905	0.06
1,550,000	Windstream Corp 7.5% 01/04/2023	1,632	0.12
1,560,000	Windstream Corp 7.75% 15/10/2020	1,665	0.12
2,200,000	Windstream Corp 7.75% 01/10/2021	2,354	0.17
2,300,000	Windstream Corp 7.875% 01/11/2017	2,565	0.18
	社債—格付B		
875,000	Advanced Micro Devices Inc 6.75% 01/03/2019	827	0.06
1,080,000	Advanced Micro Devices Inc 7% 01/07/2024	953	0.07
1,100,000	Advanced Micro Devices Inc 7.5% 15/08/2022	1,018	0.07
1,200,000	Advanced Micro Devices Inc 7.75% 01/08/2020	1,149	0.08
800,000	Albertsons Holdings LLC/Saturn Acquisition Merger Sub Inc 7.75% 15/10/2022	784	0.06
500,000	Alcatel-Lucent USA Inc 4.625% 01/07/2017	506	0.04
600,000	Alcatel-Lucent USA Inc 6.75% 15/11/2020	620	0.04
200,000	Alcatel-Lucent USA Inc 8.875% 01/01/2020	219	0.02
950,000	Aleris International Inc 7.625% 15/02/2018	976	0.07
900,000	Aleris International Inc 7.875% 01/11/2020	929	0.07
75,000	Alpha Natural Resources Inc 7.5% 01/08/2020	60	0.00
1,950,000	APX Group Inc 6.375% 01/12/2019	1,916	0.14

投資明細表(続き)

2014年10月31日現在

保有高	投資	公正価値 千米ドル	純資産価額に 占める割合 %
	債券(続き)		
	米国(続き)		
	社債一格付B(続き)		
560,000	Avaya Inc 7% 01/04/2019	550	0.04
600,000	BlueLine Rental Finance Corp 7% 01/02/2019	633	0.04
1,600,000	Cablevision Systems Corp 5.875% 15/09/2022	1,628	0.12
1,650,000	Cablevision Systems Corp 7.75% 15/04/2018	1,831	0.13
1,000,000	Cablevision Systems Corp 8% 15/04/2020	1,148	0.08
1,700,000	Cablevision Systems Corp 8.625% 15/09/2017	1,921	0.14
2,525,000	Calpine Corp 5.375% 15/01/2023	2,544	0.18
3,400,000	Calpine Corp 5.75% 15/01/2025	3,451	0.24
1,200,000	CDW LLC / CDW Finance Corp 6% 15/08/2022	1,266	0.09
2,610,000	CDW LLC / CDW Finance Corp 8.5% 01/04/2019	2,780	0.20
625,000	Cenveo Corp 6% 01/08/2019	600	0.04
5,910,000	Chrysler Group LLC / CG Co-Issuer Inc 8% 15/06/2019	6,324	0.45
6,240,000	Chrysler Group LLC / CG Co-Issuer Inc 8.25% 15/06/2021	6,965	0.49
1,059,000	Cincinnati Bell Inc 8.375% 15/10/2020	1,132	0.08
1,575,000	Clear Channel Worldwide Holdings Inc 6.5% 15/11/2022	1,626	0.12
3,825,000	Clear Channel Worldwide Holdings Inc 6.5% 15/11/2022	3,992	0.28
3,890,000	Clear Channel Worldwide Holdings Inc 7.625% 15/03/2020	4,133	0.29
1,150,000	Covanta Holding Corp 5.875% 01/03/2024	1,184	0.08
625,000	Covanta Holding Corp 6.375% 01/10/2022	666	0.05
850,000	Covanta Holding Corp 7.25% 01/12/2020	905	0.06
1,250,000	E*TRADE Financial Corp 6% 15/11/2017	1,289	0.09
1,625,000	E*TRADE Financial Corp 6.375% 15/11/2019	1,733	0.12
750,000	E*TRADE Financial Corp 6.75% 01/06/2016	797	0.06
1,300,000	Energy XXI Gulf Coast Inc 6.875% 15/03/2024	1,041	0.07
1,305,000	Energy XXI Gulf Coast Inc 7.5% 15/12/2021	1,088	0.08
1,430,000	Energy XXI Gulf Coast Inc 9.25% 15/12/2017	1,399	0.10
4,270,000	EP Energy LLC / Everest Acquisition Finance Inc 9.375% 01/05/2020	4,696	0.33
1,300,000	EPL Oil & Gas Inc 8.25% 15/02/2018	1,264	0.09
525,000	Florida East Coast Holdings Corp 6.75% 01/05/2019	542	0.04
250,000	Freescale Semiconductor Inc 5% 15/05/2021	247	0.02
520,000	Freescale Semiconductor Inc 6% 15/01/2022	536	0.04
575,000	Gates Global LLC / Gates Global Co 6% 15/07/2022	555	0.04
1,230,000	GenOn Energy Inc 7.875% 15/06/2017	1,247	0.09
1,440,000	GenOn Energy Inc 9.5% 15/10/2018	1,498	0.11
1,200,000	GenOn Energy Inc 9.875% 15/10/2020	1,245	0.09
375,000	Hercules Offshore Inc 8.75% 15/07/2021	238	0.02
1,200,000	Hertz Corp 5.875% 15/10/2020	1,216	0.09
850,000	Hertz Corp 6.25% 15/10/2022	866	0.06
2,750,000	Hertz Corp 6.75% 15/04/2019	2,862	0.20
1,250,000	Hertz Corp 7.375% 15/01/2021	1,321	0.09
1,550,000	Hertz Corp 7.5% 15/10/2018	1,609	0.11
900,000	Hilton Worldwide Finance LLC / Hilton Worldwide Finance Corp 5.625% 15/10/2021	945	0.07
250,000	Jefferies Finance LLC / JFIN Co-Issuer Corp 6.875% 15/04/2022	241	0.02
375,000	Jefferies Finance LLC / JFIN Co-Issuer Corp 7.375% 01/04/2020	371	0.03
1,000,000	KB Home 4.75% 15/05/2019	994	0.07
1,100,000	KB Home 7% 15/12/2021	1,174	0.08
750,000	Laredo Petroleum Inc 5.625% 15/01/2022	744	0.05
1,000,000	Laredo Petroleum Inc 7.375% 01/05/2022	1,050	0.07
950,000	Laredo Petroleum Inc 9.5% 15/02/2019	1,009	0.07
1,000,000	Level 3 Communications Inc 11.875% 01/02/2019	1,079	0.08
2,075,000	Level 3 Escrow II Inc 5.375% 15/08/2022	2,111	0.15
775,000	Level 3 Financing Inc 6.125% 15/01/2021	816	0.06
1,600,000	Level 3 Financing Inc 7% 01/06/2020	1,716	0.12
2,820,000	Level 3 Financing Inc 8.125% 01/07/2019	3,017	0.21
1,830,000	Level 3 Financing Inc 8.625% 15/07/2020	2,013	0.14
920,000	Level 3 Financing Inc 9.375% 01/04/2019	983	0.07
3,200,000	Linn Energy LLC / Linn Energy Finance Corp 6.25% 01/11/2019	2,960	0.21

投資明細表(続き)

2014年10月31日現在

保有高	投資	公正価値 千米ドル	純資産価額に 占める割合 %
	債券(続き)		
	米国(続き)		
	社債—格付B(続き)		
2,500,000	Linn Energy LLC / Linn Energy Finance Corp 6.5% 15/05/2019	2,356	0.17
1,375,000	Linn Energy LLC / Linn Energy Finance Corp 6.5% 15/09/2021	1,255	0.09
2,170,000	Linn Energy LLC / Linn Energy Finance Corp 7.75% 01/02/2021	2,142	0.15
3,160,000	Linn Energy LLC / Linn Energy Finance Corp 8.625% 15/04/2020	3,183	0.23
1,835,000	McClatchy Co 9% 15/12/2022	2,078	0.15
400,000	Post Holdings Inc 6% 15/12/2022	385	0.03
775,000	Post Holdings Inc 6.75% 01/12/2021	774	0.05
2,650,000	Post Holdings Inc 7.375% 15/02/2022	2,720	0.19
250,000	Realogy Group LLC / Realogy Co-Issuer Corp 4.5% 15/04/2019	250	0.02
350,000	Realogy Group LLC / Sunshine Group Florida Ltd 3.375% 01/05/2016	354	0.03
1,175,000	SBA Communications Corp 4.875% 15/07/2022	1,154	0.08
1,250,000	SBA Communications Corp 5.625% 01/10/2019	1,306	0.09
900,000	Seventy Seven Energy Inc 6.5% 15/07/2022	850	0.06
1,300,000	Spectrum Brands Inc 6.375% 15/11/2020	1,378	0.10
1,050,000	Spectrum Brands Inc 6.625% 15/11/2022	1,129	0.08
800,000	SunGard Data Systems Inc 7.375% 15/11/2018	832	0.06
1,840,000	SunGard Data Systems Inc 7.625% 15/11/2020	1,962	0.14
1,350,000	Toys R Us Property Co II LLC 8.5% 01/12/2017	1,353	0.10
1,190,000	United Rentals North America Inc 8.375% 15/09/2020	1,290	0.09
1,250,000	Valeant Pharmaceuticals International 6.375% 15/10/2020	1,281	0.09
330,000	Valeant Pharmaceuticals International 6.75% 15/08/2021	342	0.02
600,000	Valeant Pharmaceuticals International 6.875% 01/12/2018	622	0.04
240,000	Valeant Pharmaceuticals International 7% 01/10/2020	251	0.02
500,000	Valeant Pharmaceuticals International 7.25% 15/07/2022	527	0.04
425,000	WMG Acquisition Corp 6.75% 15/04/2022	419	0.03
1,125,000	Zayo Group LLC / Zayo Capital Inc 8.125% 01/01/2020	1,204	0.09
570,000	Zebra Technologies Corp 7.25% 15/10/2022	599	0.04
	社債—格付B-/*+		
3,450,000	Biomet Inc 6.5% 01/08/2020	3,692	0.26
1,750,000	Biomet Inc 6.5% 01/10/2020	1,857	0.13
	社債—格付B-		
1,050,000	AK Steel Corp 7.625% 15/05/2020	1,055	0.08
950,000	AK Steel Corp 7.625% 01/10/2021	955	0.07
700,000	Alere Inc 7.25% 01/07/2018	745	0.05
475,000	American Airlines Group Inc 5.5% 01/10/2019	473	0.03
2,475,000	Amsurg Corp 5.625% 15/07/2022	2,555	0.18
1,125,000	Berry Plastics Corp 5.5% 15/05/2022	1,131	0.08
1,450,000	Berry Plastics Corp 9.75% 15/01/2021	1,617	0.12
250,000	Cequel Communications Holdings I LLC / Cequel Capital Corp 5.125% 15/12/2021	245	0.02
400,000	Cequel Communications Holdings I LLC / Cequel Capital Corp 5.125% 15/12/2021	392	0.03
1,050,000	Cequel Communications Holdings I LLC / Cequel Capital Corp 6.375% 15/09/2020	1,095	0.08
400,000	Ceridian LLC 8.875% 15/07/2019	443	0.03
1,050,000	Chaparral Energy Inc 7.625% 15/11/2022	1,037	0.07
1,020,000	Chaparral Energy Inc 8.25% 01/09/2021	1,035	0.07
6,150,000	CHS/Community Health Systems Inc 6.875% 01/02/2022	6,642	0.47
2,400,000	CHS/Community Health Systems Inc 7.125% 15/07/2020	2,592	0.18
4,075,000	CHS/Community Health Systems Inc 8% 15/11/2019	4,401	0.31
700,000	Claire's Stores Inc 9% 15/03/2019	714	0.05
1,400,000	Felcor Lodging LP 5.625% 01/03/2023	1,393	0.10
930,000	Felcor Lodging LP 6.75% 01/06/2019	970	0.07
1,040,000	First Data Corp 8.25% 15/01/2021	1,126	0.08
1,246,000	First Data Corp 10.625% 15/06/2021	1,433	0.10
1,433,000	First Data Corp 11.25% 15/01/2021	1,648	0.12
6,310,000	First Data Corp 12.625% 15/01/2021	7,631	0.54
11,000	Freescall Semiconductor Inc 8.05% 01/02/2020	12	0.00

投資明細表（続き）

2014年10月31日現在

保有高	投資	公正価値 千円ドル	純資産価額に 占める割合 %
	債券（続き）		
	米国（続き）		
	社債—格付B-（続き）		
900,000	Freescall Semiconductor Inc 10.75% 01/08/2020	985	0.07
500,000	Harland Clarke Holdings Corp 9.25% 01/03/2021	506	0.04
1,650,000	HCA Holdings Inc 6.25% 15/02/2021	1,782	0.13
2,870,000	HCA Holdings Inc 7.75% 15/05/2021	3,092	0.22
2,800,000	HCA Inc 5.875% 01/05/2023	3,003	0.21
1,550,000	HCA Inc 6.5% 15/02/2016	1,635	0.12
4,040,000	HCA Inc 7.5% 15/02/2022	4,691	0.33
1,050,000	HCA Inc 8% 01/10/2018	1,206	0.09
1,660,000	Hughes Satellite Systems Corp 7.625% 15/06/2021	1,847	0.13
2,150,000	Infor US Inc 9.375% 01/04/2019	2,343	0.17
1,070,000	Infor US Inc 11.5% 15/07/2018	1,184	0.08
300,000	inVentiv Health Inc 9% 15/01/2018	311	0.02
2,000,000	Iron Mountain Inc 5.75% 15/08/2024	2,037	0.14
1,170,000	Iron Mountain Inc 7.75% 01/10/2019	1,258	0.09
750,000	Iron Mountain Inc 8.375% 15/08/2021	782	0.06
300,000	Jaguar Holding Co II / Jaguar Merger Sub Inc 9.5% 01/12/2019	322	0.02
350,000	K Hovnanian Enterprises Inc 7.25% 15/10/2020	369	0.03
3,500,000	Kinetic Concepts Inc / KCI USA Inc 10.5% 01/11/2018	3,859	0.27
500,000	Memorial Production Partners LP / Memorial Production Finance Corp 6.875% 01/08/2022	454	0.03
1,350,000	Memorial Production Partners LP / Memorial Production Finance Corp 7.625% 01/05/2021	1,303	0.09
1,550,000	Midstates Petroleum Co Inc / Midstates Petroleum Co LLC 9.25% 01/06/2021	1,335	0.09
1,300,000	Midstates Petroleum Co Inc / Midstates Petroleum Co LLC 10.75% 01/10/2020	1,174	0.08
1,203,000	NBTY Inc 9% 01/10/2018	1,250	0.09
660,000	NGPL PipeCo LLC 7.119% 15/12/2017	662	0.05
500,000	NGPL PipeCo LLC 9.625% 01/06/2019	533	0.04
1,700,000	Penn Virginia Corp 8.5% 01/05/2020	1,666	0.12
700,000	Sanchez Energy Corp 6.125% 15/01/2023	666	0.05
1,350,000	Sanchez Energy Corp 7.75% 15/06/2021	1,411	0.10
2,080,000	SandRidge Energy Inc 7.5% 15/03/2021	1,882	0.13
1,750,000	SandRidge Energy Inc 7.5% 15/02/2023	1,584	0.11
1,700,000	SandRidge Energy Inc 8.125% 15/10/2022	1,550	0.11
1,000,000	SandRidge Energy Inc 8.75% 15/01/2020	934	0.07
2,080,000	Sears Holdings Corp 6.625% 15/10/2018	1,929	0.14
747,000	ServiceMaster Co 7% 15/08/2020	796	0.06
119,000	ServiceMaster Co 8% 15/02/2020	127	0.01
1,350,000	Springleaf Finance Corp 5.4% 01/12/2015	1,390	0.10
4,645,000	Springleaf Finance Corp 6.9% 15/12/2017	5,040	0.36
975,000	Springleaf Finance Corp 7.75% 01/10/2021	1,092	0.08
250,000	Sungard Availability Services Capital Inc 8.75% 01/04/2022	185	0.01
1,950,000	SunGard Data Systems Inc 6.625% 01/11/2019	2,008	0.14
650,000	SUPERVALU Inc 6.75% 01/06/2021	640	0.05
1,370,000	SUPERVALU Inc 8% 01/05/2016	1,473	0.10
1,100,000	US Airways Group Inc 6.125% 01/06/2018	1,133	0.08
1,100,000	USG Corp 6.3% 15/11/2016	1,158	0.08
950,000	USG Corp 9.75% 15/01/2018	1,097	0.08
600,000	Walter Energy Inc 9.5% 15/10/2019	519	0.04
	社債—格付B-/*-		
1,825,000	BreitBurn Energy Partners LP / BreitBurn Finance Corp 7.875% 15/04/2022	1,771	0.13
1,750,000	Regal Entertainment Group 5.75% 15/03/2022	1,728	0.12
	社債—格付CCC+/*+		
375,000	Athlon Holdings LP / Athlon Finance Corp 6% 01/05/2022	403	0.03
1,150,000	Athlon Holdings LP / Athlon Finance Corp 7.375% 15/04/2021	1,255	0.09
1,150,000	US Foods Inc 8.5% 30/06/2019	1,223	0.08
	社債—格付CCC+		
700,000	Alere Inc 6.5% 15/06/2020	725	0.05
1,135,000	Alere Inc 8.625% 01/10/2018	1,185	0.08

投資明細表（続き）

2014年10月31日現在

保有高	投資	公正価値 千米ドル	純資産価額に 占める割合 %
	債券（続き）		
	米国（続き）		
	社債—格付CCC+（続き）		
1,540,000	Alpha Natural Resources Inc 6% 01/06/2019	770	0.05
1,210,000	Alpha Natural Resources Inc 6.25% 01/06/2021	575	0.04
1,100,000	Alpha Natural Resources Inc 9.75% 15/04/2018	715	0.05
425,000	American Energy-Permian Basin LLC / AEPB Finance Corp 7.125% 01/11/2020	371	0.03
425,000	American Energy-Permian Basin LLC / AEPB Finance Corp 7.375% 01/11/2021	371	0.03
600,000	Anna Merger Sub Inc 7.75% 01/10/2022	614	0.04
1,900,000	APX Group Inc 8.75% 01/12/2020	1,653	0.12
2,075,000	Arch Coal Inc 7% 15/06/2019	835	0.06
770,000	Arch Coal Inc 7.25% 01/10/2020	370	0.03
1,800,000	Arch Coal Inc 7.25% 15/06/2021	666	0.05
855,000	Avaya Inc 10.5% 01/03/2021	748	0.05
1,075,000	BMC Software Finance Inc 8.125% 15/07/2021	1,037	0.07
953,000	Boyd Gaming Corp 9.125% 01/12/2018	1,000	0.07
750,000	Caesars Entertainment Resort Properties LLC / Caesars Entertainment Resort Prope 8% 01/10/2020	725	0.05
825,000	Crimson Merger Sub Inc 6.625% 15/05/2022	771	0.05
975,000	DJO Finance LLC / DJO Finance Corp 9.875% 15/04/2018	1,029	0.07
1,750,000	EXCO Resources Inc 7.5% 15/09/2018	1,547	0.11
1,000,000	EXCO Resources Inc 8.5% 15/04/2022	879	0.06
3,286,000	First Data Corp 11.75% 15/08/2021	3,848	0.27
2,525,000	Halcon Resources Corp 8.875% 15/05/2021	2,089	0.15
950,000	Halcon Resources Corp 9.25% 15/02/2022	788	0.06
2,500,000	Halcon Resources Corp 9.75% 15/07/2020	2,109	0.15
1,350,000	Harbinger Group Inc 7.75% 15/01/2022	1,370	0.10
2,600,000	HD Supply Inc 7.5% 15/07/2020	2,788	0.20
1,700,000	HD Supply Inc 11% 15/04/2020	1,942	0.14
2,050,000	HD Supply Inc 11.5% 15/07/2020	2,391	0.17
3,100,000	Hexion US Finance Corp 6.625% 15/04/2020	3,111	0.22
450,000	Hockey Merger Sub 2 Inc 7.875% 01/10/2021	469	0.03
3,275,000	iHeartCommunications Inc 9% 15/12/2019	3,316	0.23
3,585,000	iHeartCommunications Inc 9% 01/03/2021	3,576	0.25
2,090,000	iHeartCommunications Inc 9% 15/09/2022	2,090	0.15
1,050,000	iHeartCommunications Inc 11.25% 01/03/2021	1,112	0.08
1,085,000	Kinetic Concepts Inc / KCI USA Inc 12.5% 01/11/2019	1,207	0.09
700,000	Laureate Education Inc 9.75% 01/09/2019	721	0.05
500,000	Michaels Stores Inc 5.875% 15/12/2020	504	0.04
450,000	MPH Acquisition Holdings LLC 6.625% 01/04/2022	471	0.03
623,000	Neiman Marcus Group LTD LLC 8% 15/10/2021	662	0.05
1,400,000	Party City Holdings Inc 8.875% 01/08/2020	1,523	0.11
300,000	Petco Animal Supplies Inc 9.25% 01/12/2018	313	0.02
2,450,000	Reynolds Group Issuer Inc / Reynolds Group Issuer LLC / Reynolds Group Issuer Lu 8.25% 15/02/2021	2,634	0.19
2,190,000	Reynolds Group Issuer Inc / Reynolds Group Issuer LLC / Reynolds Group Issuer Lu 8.5% 15/05/2018	2,272	0.16
3,100,000	Reynolds Group Issuer Inc / Reynolds Group Issuer LLC / Reynolds Group Issuer Lu 9% 15/04/2019	3,239	0.23
4,250,000	Reynolds Group Issuer Inc / Reynolds Group Issuer LLC / Reynolds Group Issuer Lu 9.875% 15/08/2019	4,640	0.33
1,850,000	Rite Aid Corp 6.75% 15/06/2021	1,979	0.14
1,260,000	Rite Aid Corp 9.25% 15/03/2020	1,392	0.10
4,780,000	Samson Investment Co 9.75% 15/02/2020	3,534	0.25
505,000	Tenet Healthcare Corp 5% 01/03/2019	506	0.04
350,000	Tenet Healthcare Corp 5.5% 01/03/2019	358	0.03
1,720,000	Tenet Healthcare Corp 8% 01/08/2020	1,840	0.13
5,675,000	Tenet Healthcare Corp 8.125% 01/04/2022	6,512	0.46
1,025,000	TransDigm Inc 5.5% 15/10/2020	1,025	0.07
2,450,000	TransDigm Inc 6% 15/07/2022	2,499	0.18
2,275,000	TransDigm Inc 6.5% 15/07/2024	2,332	0.17

投資明細表（続き）

2014年10月31日現在

保有高	投資	公正価値 千米ドル	純資産価額に 占める割合 %
	債券（続き）		
	米国（続き）		
	社債—格付CCC+（続き）		
1,250,000	TransDigm Inc 7.5% 15/07/2021	1,352	0.10
450,000	Univision Communications Inc 8.5% 15/05/2021	487	0.03
1,650,000	WideOpenWest Finance LLC / WideOpenWest Capital Corp 10.25% 15/07/2019	1,811	0.13
1,000,000	Zayo Group LLC / Zayo Capital Inc 10.125% 01/07/2020	1,118	0.08
	社債—格付CCC		
500,000	Altegrity Inc 9.5% 01/07/2019	476	0.03
400,000	Ceridian HCM Holding Inc 11% 15/03/2021	451	0.03
700,000	Ceridian LLC / Comdata Inc 8.125% 15/11/2017	701	0.05
800,000	Claire's Stores Inc 8.875% 15/03/2019	686	0.05
2,610,000	Hexion US Finance Corp / Hexion Nova Scotia Finance ULC 8.875% 01/02/2018	2,585	0.18
1,075,000	Hexion US Finance Corp / Hexion Nova Scotia Finance ULC 9% 15/11/2020	978	0.07
70,000	inVentiv Health Inc 10% 15/08/2018	63	0.01
105,000	inVentiv Health Inc 11% 15/08/2018	74	0.01
700,000	Toys R Us Inc 10.375% 15/08/2017	546	0.04
	社債—格付CCC-		
750,000	Affinion Group Inc 7.875% 15/12/2018	589	0.04
3,050,000	Caesars Entertainment Operating Co Inc 8.5% 15/02/2020	2,303	0.16
2,800,000	Caesars Entertainment Operating Co Inc 9% 15/02/2020	2,114	0.15
2,800,000	Caesars Entertainment Operating Co Inc 9% 15/02/2020	2,114	0.15
4,390,000	Caesars Entertainment Operating Co Inc 11.25% 01/06/2017	3,321	0.24
650,000	Caesars Entertainment Resort Properties LLC / Caesars Entertainment Resort Prope 11% 01/10/2021	608	0.04
1,850,000	iHeartCommunications Inc 10% 15/01/2018	1,543	0.11
850,000	JC Penney Corp Inc 5.65% 01/06/2020	705	0.05
875,000	JC Penney Corp Inc 8.125% 01/10/2019	840	0.06
2,575,000	Navistar International Corp 8.25% 01/11/2021	2,646	0.19
725,000	Walter Energy Inc 8.5% 15/04/2021	194	0.01
850,000	Walter Energy Inc 9.875% 15/12/2020	249	0.02
	社債—格付CC		
750,000	Verso Paper Holdings LLC / Verso Paper Inc 11.75% 15/01/2019	765	0.05
	社債—格付C		
6,410,000	Caesars Entertainment Operating Co Inc 10% 15/12/2018	997	0.07
500,000	Caesars Entertainment Operating Co Inc 10.75% 01/02/2016	99	0.01
1,230,000	Caesars Entertainment Operating Co Inc 12.75% 15/04/2018	221	0.01
	米国合計	1,224,332	86.92
	債券合計	1,392,205	98.83
	投資価額合計	1,392,205	98.83
	現金 [†]	54,429	3.86
	その他の純負債	(38,012)	(2.69)
	償還可能投資証券保有者に帰属する純資産価額、期末現在	1,408,622	100.00

† 実質的にすべての現金ポジションはステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーで保有しています。

* 無期限社債

表示されている信用格付はすべて2014年10月31日現在の格付です。

確定および変動利付の社債では、主に発行者の設立国別に確定および変動利付証券を分類しています。

すべての負債をグロスアップした流動資産合計の内訳	公正価値 千米ドル	流動資産合計に 占める割合 %
公認の証券取引所に上場が認められているか規制市場で取引されている譲渡可能証券	1,392,205	89.32
その他の資産	166,423	10.68
流動資産合計	1,558,628	100.00

[前へ](#)

③【投資不動産明細表】

該当事項はありません。

④【その他投資資産明細表】

該当事項はありません。

⑤【借入金明細表】

該当事項はありません。

2【外国投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(2015年2月27日現在)

I 資産総額	1,783,547,040米ドル (212,723,655,420円)
II 負債総額	14,010,040米ドル (1,670,977,418円)
III 純資産総額(I - II)	1,769,537,000米ドル (211,052,678,002円)
IV 発行済数量	16,051,826株
V 1 単位当たり純資産額(III/IV)	110.239米ドル (13,148円)

第6【販売及び買戻しの実績】

	販売口数	分配金の再投資による 発行口数	買戻口数	発行済口数
2012年10月31日終了計算期間	6,745,374	—	280,000	6,797,874
2013年10月31日終了計算期間	5,203,877	—	558,000	11,443,751
2014年10月31日終了計算期間	7,957,319	—	6,524,244	12,876,826

(注) 本ファンドの開始日は2011年9月13日です。

第三部【特別情報】

第1【投資信託制度の概要】

1 設立、根本規則

アイルランドの会社は、本法に準拠します。本法にはいくつもの制定法および行政委任立法が含まれ、これらが全体として本法を構成します。アイルランドで公開有限責任会社を設立するためには、発起されている会社の基本定款および通常定款を(関連様式と共に)アイルランドの会社登記局(Companies Registration Office)に提出する必要があります。

アイルランドのオープンエンド型投資会社は、アイルランドでUCITS指令を実施するEC規則に従ったUCITSとしての認可を求めて中央銀行に申請することができます。UCITSとして認可されるためには、会社は、EC規則の要件を満たす必要があります。当該会社に指名される資産運用会社も、最低資本規則を含むEC規則に適用される要件を満たす必要があります。

2 取締役会

アイルランドで設立された公開有限責任会社の事業および業務は、取締役会の指図に基づき管理されます。アイルランドの会社には、少なくとも2名の取締役(会社ではなく自然人)を置かなければなりません。アイルランドの会社の取締役の数は、基本定款の出資者(またはその過半数)によって決定され、通常定款に定められます。基本定款および通常定款の提出後、会社の当初出資者は当該会社の当初取締役および監査役を指名するために総会を開催します。本法は、少なくとも1名の取締役が欧州経済領域の加盟国の居住者であることを義務づけており、また中央銀行は、投資会社の少なくとも2名の取締役がアイルランドの居住者であることを義務づけています。会社の通常定款で別途要求されていない限り、取締役が会社の投資証券を保有する必要はありません。取締役の資格は通常定款で定めることができます。会社の取締役は、会社の活動について責任を負っています。

コーポレート・ガバナンス アイルランドで設立された、UCITSとしての認可を受けている会社には、中央銀行がその本通知および通達の中で課すコーポレート・ガバナンス慣行が適用され、これは中央銀行のウェブサイトですぐ入手できます。また、当該会社には、IFIAより、IFIAが発行した、IFIAのウェブサイトですぐ入手できるコーポレート・ガバナンス綱領(以下「IFIA綱領」といいます。)を遵守することが、IFIA綱領の性質は任意ではありますが、強く推奨されています。IFIA綱領は、集団投資スキームまたは資産運用会社であるアイルランドの会社の取締役の構成および行為に関する最良の慣行を定めています。LSEに上場している会社には、財務報告評議会が2012年9月に発行した英国コーポレート・ガバナンス・コードに定められているガバナンス基準も適用されます。これは、2012年10月1日以後に開始する会計期間に適用され、企業のコーポレート・ガバナンスの最良の慣行を定めています。

取締役の行為規範 アイルランドのコモン・ローに基づき、アイルランドの会社の取締役は、適切な能力、配慮および注意をもって行為すること、誠実に行為すること、ならびにその会社の利益のために行うことを義務づけられています。取締役はまた、その会社に本法の要件を確実に遵守させることも義務づけられています。

取締役の独立性 IFIA綱領は、集団投資スキームまたは資産運用会社である会社は取締役会に少なくとも1名の独立取締役を置かなければならないと規定しています。独立性とは、集団投資スキームの推進者、そのサービス提供者、政治的利益または不適切な外部の利益の観点から独立して健全な判断と意思決定を行う能力とされています。

欠員 アイルランドで設立された会社の通常定款は、取締役の欠員を埋める方法を規定することができます。会社の通常定款は、(a)会社により普通決議によって、または(b)会社の取締役によって(その後、かかる者は総会で会社により再度選任されなければなりません。)、取締役の欠員を埋める者を指名できると規定しています。

取締役会の行為 取締役会の議事の処理に必要な定足数は取締役が決定することができ、別途決定されていない限り、2名とされています。一定の例外に従い、取締役会に提出された議案の承認には、定足数の出席がある取締役会に出席した取締役の過半数の行為で足ります。ただし、アイルランドで設立された会社の基本定款または通常定款にて、これを上回る割合の取締役が必要とされる場合を除きます。

取締役会の委員会 取締役会は、1または複数の取締役からなる取締役会の委員会を1または複数設置することができます、一定の例外に従い、取締役会の権限の一部を委員会に委譲することができます。

取締役および役員の賠償責任保険 会社は、取締役または役員としての職能において不当な行為(詐欺的行為を除きます。)が行われたとの主張によって取締役およびその他の役員に対してなされる請求に起因する損失からかかる者を保護するために、取締役および役員の賠償責任保険に加入することができます。

取締役の補償および費用の前払い 取締役が詐欺、過失または故意の不履行を行ったことが立証されていない限り、アイルランドで設立された会社は、取締役が被るまたは負担する責任のある全てのコスト、損失および費用に対して取締役に補償することが認められており、これは通常、会社の基本定款および通常定款に定められています。本法は、補償が認められる最大限度において費用の前払いを認めています。

3 役 員

取締役会に加え、アイルランドの会社は秘書役を置くことが義務づけられています。秘書役は、会社によって、その取締役会を通じて指名されます。秘書役は、会社の基本定款および通常定款における取締役と同じ補償の権利を有しています。

4 投資証券および投資主

一般 会社の基本定款は、会社の授権投資証券資本とその額面を定めます。会社の通常定款は、会社が発行できる投資証券、議決権を含む投資証券の各クラスに付随する権利および各投資証券クラスのその他の条項を定めます。会社の基本定款および通常定款は、取締役会が投資主の承認のない投資証券の発行を承認する権限を有することを規定しています。

一般的に、投資主はその投資証券を表章する投資証券の証書を受領する権利を有します。ただし、取締役会は投資証券の一部または全部を証書のない電子形式で発行することを承認することができます。

投資証券の発行 アイルランドのオープンエンド型投資会社の取締役会は、授權された限度で、会社の未発行の投資証券資本について投資証券を発行することができます。

配当 本法は、アイルランドの会社がその基本定款および通常定款の制限に従い、取締役会が承認する配当の分配を宣言することを認めています。本法に従い、取締役はまた、随時中間配当の宣言と支払いを行うことができます。取締役は、当該配当が会社の利益によって正当化されるかどうかを検討しなければなりません。

償還 EC規則は、UCITSであるオープンエンド型投資会社に対して、その投資証券の投資主の選択による償還を定めることを義務づけています。会社は、最低償還額を課すことができます。

通常定款の変更 アイルランドの会社の通常定款は、投資主の議決権の75%以上の多数によって可決された特別決議によって変更することができます。

再編および清算 UCITSファンドは、EC規則に基づいて別のUCITSファンドと「合併」することで再編することができます。アイルランドのアンブレラ型投資会社における個別のUCITSファンドは解散することもできます。アイルランドの会社は、解散時の資産分配を規定している本法に基づいて解散することができ、かかる規定は会社の通常定款にも定められています。

投資主総会 本法に基づき、アイルランドで設立された会社は、設立から18カ月以内に、およびその後は15カ月を超えない間隔で(ただし年次総会は毎年開催されるものとします。)、かつ会計年度末から9カ月以内に年次総会を開催しなければなりません。

取締役は自らが望む時に総会を招集することができ、また、議決権付き投資証券の10分の1または議決権の10分の1を保有する投資主が要求する場合には総会を招集する義務があります。そのように義務づけられている時に取締役が総会を招集しない場合、投資主は自ら総会を招集することができます。年次総会以外の総会は臨時総会です。

委任状 アイルランドで設立された会社の総会において議決権を行使できる投資主は、委任状の様式をもって書面で授權することにより、自らのために行為する権限を別の者に付与することができます。委任通知書には、当該通知書に基づいて指名された代理人が1または複数の議事に対してどのように投票すべきか(または代理人が投票を棄権すべきであること)を明記することができます。委任通知書に基づく指名は、投資主が会社に書面による通知を送達することで撤回できます。ただし、代理人指名を撤回する通知は、それが関係する総会の開始前に送達された場合にのみ有効です。

定足数および必要な議決権数 アイルランドで設立された会社の基本定款および通常定款に別段の定めがない限り、適格な2名(投資主またはその代理人)の総会への出席によって定足数が満たされたことになります。投資主の決議は、単純過半数によって可決される普通決議の形式を取ることも、あるいは投資主の議決権の75%以上の多数によって可決される特別決議の形式を取ることもあります。総会の評決に付される決議は、通常定款に従って投票が適式に要求されていない限り、挙手によって決定することができます。

第2【参考情報】

当計算期間において、以下の金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類を関東財務局に提出しております。

有価証券届出書

平成26年10月30日に関東財務局長に提出

(訳文)

独立監査人の監査報告書

i シェアーズ II パブリック・リミテッド・カンパニー（以下「会社」）のメンバー各位

監査意見

財務書類に対する私どもの意見は、以下の通りです。

- ・ 2013年10月31日現在の会社およびファンド（6ページ（訳者注：原文のページ）に記載）の財政状態ならびに同日に終了した会計年度における成績について、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行に準拠して真実かつ公正な概観を与えている。
- ・ 1963年から2013年の会社法の要件および2011年欧州委員会（譲渡可能証券の集団投資事業）規制（改正）に準拠して適正に作成されている。

この意見は、以下において私どもが言及している事項と関連づけて読むべきです。

監査範囲

i シェアーズ II パブリック・リミテッド・カンパニーの取締役が作成した財務書類は、以下により構成されています。

- ・ 2013年10月31日現在の会社およびファンドの貸借対照表
- ・ 同日に終了した会計年度における会社およびファンドの損益計算書
- ・ 同日に終了した会計年度における会社およびファンドの償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の変動計算書
- ・ 2013年10月31日現在の各ファンドの投資明細表
- ・ 同日に終了した会計年度における金融商品およびリスク、会計方針ならびに財務書類に対する注記

これらの作成に際して適用された財務報告フレームワークは、アイルランドの法律ならびに財務報告評議会が発行し、アイルランド勅許会計士協会が公布した会計基準（以下「アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行」）により構成されています。

財務書類監査に関する事項

私どもは国際監査基準（英国およびアイルランド）（以下「ISA（英国およびアイルランド）」）に従って監査を実施しました。監査には、財務書類中の金額および開示内容に関して、財務書類に不正や誤謬による重要な虚偽の表示のないことに合理的な保証を与えるに十分な証拠を得ることが含まれます。これには以下の評価が含まれます。

- ・ 会計方針が会社の状況にとって適切であり、継続して適用され、適切に開示されているかどうか
- ・ 取締役が行った重要な会計上の見積りの妥当性
- ・ 財務書類の全般的な表示

また、私どもは、監査済財務書類との重要な不整合を識別するために、また監査実施の過程で私どもが得た知識に基づき著しく不正確であるか当該知識との重要な不整合があることが明白な情報を識別するために、年次報告書のすべての財務および財務以外の情報を通読します。私どもは、明白かつ重要な虚偽表示または不整合に気付いた場合、私どもの監査報告書に対する影響を検討します。

監査アプローチの概要

重要性基準値

私どもはいくつかの重要性基準値を設定しています。当該基準値は、私どもが監査手続の内容、時期および範囲を決定し、虚偽表示による個別のおよび財務書類全体に対する影響を評価する場合に適用されました。

職業的専門家としての判断に基づき、私どもは各ファンドの重要性を2013年10月31日現在の各ファンドの純資産価額の50ベース・ポイントとしました。私どもは、会社の主たる目的がキャピタル・ゲインおよびインカム・ゲインを考慮しつつ、投資家に各ファンドレベルでのトータルリターンを提供することであることから、これを適切なベンチマークであると考えました。

私どもは、私どもの監査において識別した各ファンドの純資産価額の5ベース・ポイントを超える虚偽表示（投資証券1口当たり純資産価額が差異に影響を及ぼしているもの）ならびに当該数値を下回るもので定性的な理由から私どもが報告が必要だと考える虚偽表示について監査委員会に報告を行うことを、当該委員会と合意しています。

監査範囲の概要

会社は、変動資本を有するオープンエンド型の投資会社です。期末現在、33のファンドが運用を行っています。会社の貸借対照表、損益計算書および償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の変動計算書は、33のファンドの経営成績の総計です。

取締役は会社の業務を管理し、取締役が決定する全体的な投資方針について責任を負っています。取締役は、日々の会社の管理に関して、特定の責務と責任をブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド（以下「管理会社」）に委譲しています。

管理会社は、特定の責任をブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド（以下「投資顧問会社」）およびステート・ストリート・ファンド・サービス・（アイルランド）・リミテッド（以下「アドミニストレーター」）に委譲しています。ステート・ストリート・カストディアル・サービス・（アイルランド）・リミテッド（以下「カストディアン」）は、カストディアンに任命されています。取締役が引き続き責任を負う財務書類の作成は、アドミニストレーターが代行しています。

全体的な監査アプローチの策定において、私どもは、すべての虚偽表示の性質、発生可能性および潜在的影響度を考慮に入れ、重要な虚偽表示リスクをファンドレベルで評価しました。私どもは、各ファンドを個々のレベルで検討しています。私どものリスク評価の一環として、私どもは会社のアドミニストレーターとの相関関係を考慮し、この企業で実施されている内部統制環境の評価を行いました。

特別重点監査項目

財務書類の作成において、取締役は、投資ポートフォリオを評価するための価格ソースの選択など、複数の主観的な判断を行っています。私どもは、入手可能な証拠に照らして取締役の判断を評価し、私ども独自の判断を行い、財務書類における開示を評価することで、これらの領域における作業を重点的に実施しました。

私どもは、監査において、私どもの結論の合理的基礎を得るのに必要と考えられる範囲で、サンプリングやその他の監査手法を利用して情報のテストおよび検証を実施しました。私どもは、内部統制の有効性のテスト、実証手続、またはその両方を実施することで監査証拠を入手しました。

私どもは、以下の項目は、当年度において特に重点的な作業が必要な項目であると考えました。これは、私どもの監査において識別されたすべてのリスクまたは重点項目の完全なリストではありません。私どもは、これらの重点項目について監査委員会と協議しました。財務書類に関連して当該委員会が重要問題と考える事項に関する当該委員会の報告書は、41ページから44ページ（訳者注：原文のページ）に記載されています。

重点項目

損益を通じて公正価値で測定する金融資産の実在性

各ファンドの貸借対照表に含まれる損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、2013年10月31日現在、ファンドの名義で保有されています。

この領域は財務書類の主要な構成要素であるため、私どもはこれを重点項目としました。

重点項目に対応する監査範囲

私どもは、2013年10月31日現在で保有する投資ポートフォリオのカストディアンまたはカウンターパーティから、帳簿および記録に整合する独立の確認状を入手しました。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産の評価

各ファンドの2013年10月31日現在の貸借対照表に含まれている損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行に従って公正価値で評価されています。

この領域は財務書類の主要な構成要素であるため、私どもはこれを重点項目としました。

投資ポートフォリオには、2013年10月31日現在の上場持分証券投資および債務証券が含まれています。私どもは、投資の評価を独立の第三者のソースと照合することで、これらの投資ポートフォリオのテストを行いました。

経営者による内部統制の無効化のリスク

ISA（英国およびアイルランド）は、私どもがこれを検討することを要求しています。

私どもは、会社および各ファンドの全体的な内部統制環境の評価を行いました。私どもは主な調整項目および特定の手動仕訳入力のテストを行いました。私どもは、財務書類に関連する重要な会計上の見積りおよび判断において取締役による偏向の証拠の有無について検討しました。

1963年から2013年の会社法に従い報告を要する事項

- ・ 私どもは、私どもの監査の目的上、必要であると判断したすべての情報および説明を入手しました。
- ・ 私どもは、会社が適切な会計帳簿を維持していることを認めます。
- ・ 財務書類は当該会計帳簿と整合しています。
- ・ 私どもは、取締役の報告書に記載の情報が財務書類と整合していることを認めます。

例外として報告を要する事項**取締役の報酬および取引**

1963年から2013年の会社法に基づき、私どもは、法律によって指定された取締役の報酬および取引が開示されていないと私どもが認めた場合にこれを報告することが要求されています。これらの要求事項に関して私どもが報告すべきものはありません。

コーポレート・ガバナンス報告書

英国上場機構の上場規則に基づき、私どもはコーポレート・ガバナンス報告書のうち、英国のコーポレート・ガバナンス・コード（以下「コード」）の9つの条項への会社の遵守に関する部分をレビューすることが要求されています。私どものレビューの結果、報告すべき事項はありません。

年次報告書の46ページ（訳者注：原文のページ）に、コード条項C.1.1で要求されている通り、取締役は、年次報告書は全体として公正であり、均衡がとれており、理解可能であり、また会社およびファンドのパフォーマンス、事業モデルおよび戦略を評価する上でメンバーが必要とする情報を提供するものであると考えていると述べています。41ページから44ページ（訳者注：原文のページ）には、コードC3.8で要求されている通り、監査委員会が、財務書類に関連して当該委員会が検討した重要問題、およびその対応方法を記載しています。ISA（英国およびアイルランド）に基づき、私どもは、以下に該当する事項があるという結論に至った場合はこれを報告することが要求されています。

- ・ 取締役による報告と、監査実施の過程で私どもが得た会社に関する知識との間に重要な不整合がある場合。
- ・ 年次報告書内の監査委員会の作業について記載したセクションが、私どもが監査委員会に連絡した問題に適切に対応したものではない場合。

この要求事項に関して報告すべき例外事項はありません。

年次報告書内のその他の情報

ISA（英国およびアイルランド）に基づき、私どもは、年次報告書内の情報に以下に該当する事項があるという結論に至った場合はこれを報告することが要求されています。

- ・ 監査済財務書類における情報と重要な不整合がある。
- ・ 監査実施の過程で私どもが得た会社に関する知識に基づき著しく不正確であるか当該知識との重要な不整合があることが明白である。
- ・ 誤解を生じさせる。

この要求事項に関して報告すべき例外事項はありません。

財務書類および監査に関する責任

私どもの責任と取締役の責任

45ページおよび46ページ（訳者注：原文のページ）にある取締役の責任の記述に詳述の通り、取締役は、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任を負っています。

私どもの責任は、アイルランドの法律およびISA（英国およびアイルランド）に準拠して財務書類の監査を行い、意見を表明することです。これらの基準は、私どもが監査実務審議会の監査人倫理基準を遵守することを要求しています。

意見を含む当報告書は、1990年会社法第193条に準拠して機関としての当社のメンバーのためにのみ作成されたものであり、その他の目的はありません。意見を述べるにあたり、私どもが事前に書面で明確に同意している場合を除き、私どもは、その他の目的に対して責任を負わず、また、当報告書を読むその他の者または当報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではありません。

マリー・オコナー

プライスウォーターハウスクーパースを代表して

勅許会計士 法定監査法人

ダブリン

2014年2月27日

iシェアーズ II パブリック・リミテッド・カンパニーは各ファンドによって構成されているため、上記の監査報告書はiシェアーズ II パブリック・リミテッド・カンパニーおよび各ファンドの財務書類を監査対象としています。ファンドの原文の財務書類には、現在構成する全てのファンドの情報が掲載されていますが、日本文の財務書類には日本で販売されたファンドの情報のみが掲載されています。

[次へ](#)

Independent Auditors' report to the members of iShares II plc (the "Company")

Our opinion

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland of the state of the Company's and Funds' (as listed on page 6) affairs as at 31 October 2013 and of their results for the year then ended and;
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Acts 1963 to 2013 and the European Communities (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities) Regulations 2011 (as amended).

This opinion is to be read in the context of what we say below

What we have audited

The financial statements, which are prepared by the Directors of iShares II plc, comprise:

- the Company and Funds' Balance sheets as at 31 October 2013;
- the Company and Funds' Income statements for the year then ended;
- the Company and Funds' Statements of changes in net assets attributable to redeemable participating shareholders for the year then ended;
- the Schedule of investments for each of the Funds as at 31 October 2013; and
- the Financial instruments and risks, accounting policies and Notes to the financial statements for the year then ended.

The financial reporting framework that has been applied in their preparation comprises Irish law and accounting standards issued by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland).

What an audit of financial statements involves

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) (ISAs (UK & Ireland)). An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error. This includes an assessment of:

- whether the accounting policies are appropriate to the Company's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed;
- the reasonableness of significant accounting estimates made by the Directors; and
- the overall presentation of the financial statements.

In addition, we read all the financial and non-financial information in the Annual Report to identify material inconsistencies with the audited financial statements and to identify any information that is apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in the course of performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

Overview of our audit approach

Materiality

We set certain thresholds for materiality. These helped us to determine the nature, timing and extent of our audit procedures and to evaluate the effect of misstatements, both individually and on the financial statements as a whole.

Based on our professional judgement, we determined materiality for each Fund to be 50 basis points of its Net Asset Value (“NAV”) at 31 October 2013. We viewed this as an appropriate benchmark because the main objective of the Company is to provide investors with a total return at a Fund level, taking into account the capital and income returns.

We agreed with the Audit Committee that we would report to them misstatements identified during our audit above 5 basis points of each fund’s NAV, for NAV per share impacting differences, as well as misstatements below that amount that, in our view, warranted reporting for qualitative reasons.

Overview of the scope of our audit

The Company is an open-ended investment Company with variable capital. As at the year end there are 33 Funds operating. The Company’s Balance sheet, Income statement and Statement of changes in net assets attributable to redeemable participating shareholders are an aggregation of the results of the 33 Funds.

The Directors control the affairs of the Company and are responsible for the overall investment policy which is determined by them. The Directors have delegated certain duties and responsibilities to BlackRock Asset Management Ireland Limited (the “Manager”) with regards to the day-to-day management of the Company. The Manager has delegated certain of these responsibilities to BlackRock Advisors (UK) Limited (the “Investment Manager”) and to State Street Fund Services (Ireland) Limited (the “Administrator”). State Street Custodial Services (Ireland) Limited (the “Custodian”) has been appointed the Custodian. The financial statements, which remain the responsibility of the Directors, are prepared on their behalf by the Administrator.

In establishing the overall approach to our audit we assessed the risk of material misstatement at a Fund level, taking into account the nature, likelihood and potential magnitude of any misstatement. We look at each Fund at an individual level. As part of our risk assessment, we considered the Company’s interaction with the Administrator, and we assessed the control environment in place at this entity.

Areas of particular audit focus

In preparing the financial statements, the Directors made a number of subjective judgements, for example the selection of pricing sources to value the investment portfolio. We primarily focused our work in these areas by assessing the Directors’ judgements against available evidence, forming our own judgements, and evaluating the disclosures in the financial statements.

In our audit, we tested and examined information, using sampling and other auditing techniques, to the extent we considered necessary to provide a reasonable basis for us to draw conclusions. We obtained audit evidence through testing the effectiveness of controls, substantive procedures or a combination of both.

We considered the following areas to be those that required particular focus in the current year. This is not a complete list of all risks or areas of focus identified by our audit. We discussed these areas of focus with the Audit Committee. Their report on those matters that they considered to be significant issues in relation to the financial statements is set out on pages 41 to 44.

<i>Area of focus</i>	<i>How the scope of our audit addressed the area of focus</i>
<i>Existence of financial assets at fair value through profit or loss</i> The financial assets at fair value through profit or loss included in the Balance sheet of each Fund are held in the fund's name at 31 October 2013. We focused on this area because it represents the principal element of the financial statements.	We obtained independent confirmation from the custodian or counterparties of the investment portfolio held at 31 October 2013, agreeing them to the books and records.
<i>Valuation of financial assets at fair value through profit or loss</i> The financial assets at fair value through profit or loss included in the Balance sheet of each Fund at 31 October 2013 are valued at fair value in line with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland. We focused on this area because it represents the principal element of the financial statements.	The investment portfolios include listed equity investments and debt securities at 31 October 2013. We tested these investment portfolios by agreeing the valuation of investments to independent third party sources.
<i>Risk of management override of internal controls</i> ISAs (UK & Ireland) require that we consider this.	We assessed the overall control environment of the Company and each of the Funds. We tested key reconciliations and certain manual journal entries. We considered whether there was evidence of bias by the Directors in the significant accounting estimates and judgements relevant to the financial statements.

Matters on which we are required to report by the Companies Acts 1963 to 2013

- We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.
- In our opinion proper books of account have been kept by the Company.
- The financial statements are in agreement with the books of account.
- In our opinion the information given in the Directors' report is consistent with the financial statements

Matters on which we are required to report by exception**Directors' remuneration and transactions**

Under the Companies Acts 1963 to 2013 we are required to report if, in our opinion, the disclosure of Directors' remuneration and transactions specified by law have not been made. We have nothing to report arising from these responsibilities.

Corporate Governance Statement

Under the United Kingdom Listing Authority Listing Rules we are required to review the part of the Corporate governance statement relating to the Company's compliance with nine provisions of the UK Corporate Governance Code ("the Code"). We have nothing to report having performed our review.

On page 46 of the Annual Report, as required by the Code Provision C.1.1, the Directors state that they consider the Annual Report taken as a whole to be fair, balanced and understandable and provides the information necessary for members to assess the Company and Funds' performance, business model and strategy. On pages 41 to 44, as required by C3.8 of the Code, the Audit Committee has set out the significant issues that it considered in relation to the financial statements, and how they were addressed. Under ISAs (UK & Ireland) we are required to report to you if, in our opinion:

- the statement given by the Directors is materially inconsistent with our knowledge of the Company acquired in the course of performing our audit; or
- the section of the Annual report describing the work of the Audit Committee does not appropriately address matters communicated by us to the Audit Committee.

We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Other information in the Annual Report

Under ISAs (UK & Ireland), we are required to report to you if, in our opinion, information in the Annual Report is:

- materially inconsistent with the information in the audited financial statements; or
- apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, our knowledge of the Company acquired in the course of performing our audit; or
- is otherwise misleading.

We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Responsibilities for the financial statements and the audit**Our responsibilities and those of the Directors**

As explained more fully in the Directors' responsibilities statement set out on pages 45 and 46, the Directors are responsible for the preparation of the financial statements giving a true and fair view.

Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with Irish law and ISAs (UK & Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's Ethical Standards for Auditors.

This report, including the opinions, has been prepared for and only for the Company's members as a body in accordance with Section 193 of the Companies Act, 1990 and for no other purpose. We do not, in giving these opinions, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Marie O'Connor

for and on behalf of PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Statutory Audit Firm

Dublin

27 February 2014

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出会社が別途保管しています。

(訳文)

独立監査人の監査報告書

i シェアーズ II パブリック・リミテッド・カンパニー（以下「会社」）のメンバー各位

財務書類に対する報告書

監査意見

財務書類に対する私どもの意見は、以下の通りです。

- ・ 2014年10月31日現在の会社およびファンド（7ページ（訳者注：原文のページ）に記載）の財政状態ならびに同日に終了した会計年度における成績について、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行に準拠して真実かつ公正な概観を与えている。
- ・ 1963年から2013年の会社法の要件および2011年欧州委員会（譲渡可能証券の集団投資事業）規制（改正）に準拠して適正に作成されている。

この意見は、当報告書の残りの部分において私どもが言及している事項と関連づけて読むべきです。

監査範囲

i シェアーズ II パブリック・リミテッド・カンパニーの取締役が作成した財務書類は、以下により構成されています。

- ・ 2014年10月31日現在の会社およびファンドの貸借対照表
- ・ 同日に終了した会計年度における会社およびファンドの損益計算書
- ・ 同日に終了した会計年度における会社およびファンドの償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の変動計算書
- ・ 2014年10月31日現在の各ファンドの投資明細表
- ・ 財務書類に対する注記の一環としてではなく個別に表示される金融商品およびリスク
- ・ 同日に終了した会計年度における会計方針ならびに財務書類に対する注記

これらの作成に際して適用された財務報告フレームワークは、アイルランドの法律ならびに財務報告評議会が発行し、アイルランド勅許会計士協会が公布した会計基準（以下「アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行」）により構成されています。

財務書類監査に関する事項

私どもは国際監査基準（英国およびアイルランド）（以下「ISA（英国およびアイルランド）」）に従って監査を実施しました。監査には、財務書類中の金額および開示内容に関して、財務書類に不正や誤謬による重要な虚偽の表示のないことに合理的な保証を与えるに十分な証拠を得ることが含まれます。

これには以下の評価が含まれます。

- ・ 会計方針が会社の状況にとって適切であり、継続して適用され、適切に開示されているかどうか
- ・ 取締役が行った重要な会計上の見積りの妥当性
- ・ 財務書類の全般的な表示

また、私どもは、監査済財務書類との重要な不整合を識別するために、また監査実施の過程で私どもが得た知識に基づき著しく不正確であるか当該知識との重要な不整合があることが明白な情報を識別するために、年次報告書のすべての財務および財務以外の情報を通読します。私どもは、明白かつ重要な虚偽表示または不整合に気付いた場合、私どもの監査報告書に対する影響を検討します。

監査アプローチの概要

重要性基準値

私どもはいくつかの重要性基準値を設定しています。当該基準値は、私どもが監査手続の内容、時期および範囲を決定し、虚偽表示による個別のおよび財務書類全体に対する影響を評価する場合に適用されました。

職業的専門家としての判断に基づき、私どもは各ファンドの重要性を2014年10月31日現在の各ファンドの純資産価額の50ベース・ポイントとしました。私どもは、会社の主たる目的がキャピタル・ゲインおよびインカム・ゲインを考慮しつつ、投資家に各ファンドレベルでのトータルリターンを提供することであることから、これを適切なベンチマークであると考えました。

私どもは、私どもの監査において識別した2014年10月31日現在の該当ファンドの純資産価額の5ベース・ポイントを超える虚偽表示（投資証券1口当たり純資産価額が差異に影響を及ぼしているもの）ならびに当該数値を下回るもので定性的な理由から私どもが報告が必要だと考える虚偽表示について監査委員会に報告を行うことを、当該委員会と合意しています。

監査範囲の概要

会社は、変動資本を有するオープンエンド型の投資会社です。会社の貸借対照表、損益計算書および償還可能投資証券保有者に帰属する純資産の変動計算書は、当会計年度に存在していた35のファンドの経営成績の総計です。

取締役は会社の業務を管理し、取締役が決定する全体的な投資方針について責任を負っています。取締役は、日々の会社の管理に関して、特定の責務と責任をブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド（以下「管理会社」）に委譲しています。

管理会社は、特定の責任をブラックロック・アドバイザーズ（UK）リミテッド（以下「投資顧問会社」）およびステート・ストリート・ファンド・サービス・（アイルランド）・リミテッド（以下「アドミニストレーター」）に委譲しています。ステート・ストリート・カストディアル・サービス・（アイルランド）・リミテッド（以下「カストディアン」）は、カストディアンとして任命されています。取締役が引き続き責任を負う財務書類の作成は、アドミニストレーターが代行しています。

全体的な監査アプローチの策定において、私どもは、すべての虚偽表示の性質、発生可能性および潜在的影響度を考慮に入れ、重要な虚偽表示リスクをファンドレベルで評価しました。私どもは、各ファンドを個々のレベルで検討しています。私どものリスク評価の一環として、私どもは会社のアドミニストレーターとの相関関係を考慮し、この企業で実施されている内部統制環境の評価を行いました。

特別重点監査項目

財務書類の作成において、取締役は、投資ポートフォリオを評価するための価格ソースの選択など、複数の主観的な判断を行っています。私どもは、入手可能な証拠に照らして取締役の判断を評価し、私ども独自の判断を行い、財務書類における開示を評価することで、これらの領域における作業を重点的に実施しました。

私どもは、監査において、私どもの結論の合理的基礎を得るのに必要と考えられる範囲で、サンプリングやその他の監査手法を利用して情報のテストおよび検証を実施しました。私どもは、内部統制の有効性のテスト、実証手続、またはその両方を実施することで監査証拠を入手しました。

私どもは、以下の項目は、当年度において特に重点的な作業が必要な項目であると考えました。これは、私どもの監査において識別されたすべてのリスクまたは重点項目の完全なリストではありません。私どもは、これらの重点項目について監査委員会と協議しました。財務書類に関連して当該委員会が重要問題と考える事項を含む当該委員会の報告書は、40ページから41ページ（訳者注：原文のページ）に記載されています。

重点項目**損益を通じて公正価値で測定する金融資産の実在性**

各ファンドの貸借対照表に含まれる損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、2014年10月31日現在、ファンドの名義で保有されています。

この領域は財務書類の主要な構成要素であるため、私どもはこれを重点項目としました。

重点項目に対応する監査範囲

私どもは、2014年10月31日現在で保有する投資ポートフォリオのカストディアンまたはカウンターパーティから、帳簿および記録に整合する独立の確認状を入手しました。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産の評価

各ファンドの2014年10月31日現在の貸借対照表に含まれている損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、アイルランドにおいて一般に公正妥当と認められる会計慣行に従って公正価値で評価されています。

この領域は財務書類の主要な構成要素であるため、私どもはこれを重点項目としました。

私どもは、投資の評価を第三者のベンダーのソースと独自に照合することで、これらの投資ポートフォリオのテストを行いました。

経営者による内部統制の無効化のリスク

ISA（英国およびアイルランド）は、私どもがこれを検討することを要求しています。

私どもは、会社および各ファンドの全体的な内部統制環境の評価を行いました。私どもは主な調整項目および特定の手動仕訳入力の実行を行いました。私どもは、財務書類に関連する重要な会計上の見積りおよび判断において取締役による偏向の証拠の有無について検討しました。

1963年から2013年の会社法に従い報告を要する事項

- ・ 私どもは、私どもの監査の目的上、必要であると判断したすべての情報および説明を入手しました。
- ・ 私どもは、会社が適切な会計帳簿を維持していることを認めます。
- ・ 財務書類は当該会計帳簿と整合しています。
- ・ 私どもは、取締役の報告書に記載の情報が財務書類と整合していることを認めます。

例外として報告を要する事項**取締役の報酬および取引**

1963年から2013年の会社法に基づき、私どもは、法律によって指定された取締役の報酬および取引が開示されていないと私どもが認めた場合にこれを報告することが要求されています。これらの要求事項に関して私どもが報告すべきものはありません。

コーポレート・ガバナンス報告書

英国上場機構の上場規則に基づき、私どもはコーポレート・ガバナンス報告書のうち、英国のコーポレート・ガバナンス・コード（以下「コード」）の9つの条項への会社の遵守に関する部分をレビューすることが要求されています。私どものレビューの結果、報告すべき事項はありません。

年次報告書の45ページ（訳者注：原文のページ）に、コード条項C.1.1で要求されている通り、取締役は、年次報告書は全体として公正であり、均衡がとれており、理解可能であり、また会社およびファンドのパフォーマンス、事業モデルおよび戦略を評価する上でメンバーが必要とする情報を提供するものであると考えていると述べています。40ページから41ページ（訳者注：原文のページ）には、コードC.3.8で要求されている通り、監査委員会が、財務書類に関連して当該委員会が検討した重要問題、およびその対応方法を記載しています。ISA（英国およびアイルランド）に基づき、私どもは、以下に該当する事項があるという結論に至った場合はこれを報告することが要求されています。

- ・ 取締役による報告と、監査実施の過程で私どもが得た会社に関する知識との間に重要な不整合がある場合。
- ・ 年次報告書内の監査委員会の作業について記載したセクションが、私どもが監査委員会に連絡した問題に適切に対応したものである場合。

この要求事項に関して報告すべき例外事項はありません。

年次報告書内のその他の情報

ISA（英国およびアイルランド）に基づき、私どもは、年次報告書内の情報に以下に該当する事項があるという結論に至った場合はこれを報告することが要求されています。

- ・ 監査済財務書類における情報と重要な不整合がある。
- ・ 監査実施の過程で私どもが得た会社に関する知識に基づき著しく不正確であるか当該知識との重要な不整合があることが明白である。
- ・ 誤解を生じさせる。

この要求事項に関して報告すべき例外事項はありません。

財務書類および監査に関する責任

私どもの責任と取締役の責任

44ページおよび45ページ（訳者注：原文のページ）にある取締役の責任の記述に詳述の通り、取締役は、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任を負っています。

私どもの責任は、アイルランドの法律およびISA（英国およびアイルランド）に準拠して財務書類の監査を行い、意見を表明することです。これらの基準は、私どもが監査実務審議会の監査人倫理基準を遵守することを要求しています。

意見を含む当報告書は、1990年会社法第193条に準拠して機関としての当社のメンバーのためにのみ作成されたものであり、その他の目的はありません。意見を述べるにあたり、私どもが事前に書面で明確に同意している場合を除き、私どもは、その他の目的に対して責任を負わず、また、当報告書を読むその他の者または当報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではありません。

ジョナサン・オコンネル

プライスウォーターハウスクーパースを代表して

勅許会計士 法定監査法人

ダブリン

アイルランド

2015年2月26日

i シェアーズ II パブリック・リミテッド・カンパニーは各ファンドによって構成されているため、上記の監査報告書はi シェアーズ II パブリック・リミテッド・カンパニーおよび各ファンドの財務書類を監査対象としています。ファンドの原文の財務書類には、現在構成する全てのファンドの情報が掲載されていますが、日本文の財務書類には日本で販売されたファンドの情報のみが掲載されています。

[次へ](#)

Independent Auditors' report to the members of iShares II plc (the "Company")

Report on the financial statements

Our opinion

In our opinion the financial statements:

- give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland of the state of the Company's and Funds' (as listed on page 7) affairs as at 31 October 2014 and of their results for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Acts 1963 to 2013 and the European Communities (Undertakings for Collective Investment in Transferable Securities) Regulations 2011 (as amended).

This opinion is to be read in the context of what we say in the remainder of this report.

What we have audited

The financial statements, which are prepared by the Directors of iShares II plc, comprise:

- the Company and Funds' Balance sheets as at 31 October 2014;
- the Company and Funds' Income statements for the year then ended;
- the Company and Funds' Statements of changes in net assets attributable to redeemable participating shareholders for the year then ended;
- the Schedule of investments for each of the Funds as at 31 October 2014
- the Financial instruments and risks which are presented separately rather than as part of the notes to the financial statements; and
- the Accounting policies and Notes to the financial statements for the year then ended.

The financial reporting framework that has been applied in their preparation comprises Irish law and accounting standards issued by the Financial Reporting Council and promulgated by the Institute of Chartered Accountants in Ireland (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland).

What an audit of financial statements involves

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (UK and Ireland) (ISAs (UK & Ireland)). An audit involves obtaining evidence about the amounts and disclosures in the financial statements sufficient to give reasonable assurance that the financial statements are free from material misstatement, whether caused by fraud or error.

This includes an assessment of:

- whether the accounting policies are appropriate to the Company's circumstances and have been consistently applied and adequately disclosed;
- the reasonableness of significant accounting estimates made by the Directors; and
- the overall presentation of the financial statements.

In addition, we read all the financial and non-financial information in the annual report to identify material inconsistencies with the audited financial statements and to identify any information that is apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, the knowledge acquired by us in the course of performing the audit. If we become aware of any apparent material misstatements or inconsistencies we consider the implications for our report.

Overview of our audit approach

Materiality

We set certain thresholds for materiality. These helped us to determine the nature, timing and extent of our audit procedures and to evaluate the effect of misstatements, both individually and on the financial statements as a whole.

Based on our professional judgement, we determined materiality for each Fund to be 50 basis points of its Net Asset Value (“NAV”) at 31 October 2014. We viewed this as an appropriate benchmark because the main objective of the Company is to provide investors with a total return at a Fund level, taking into account the capital and income returns.

We agreed with the Audit Committee that we would report to them any misstatements identified during our audit above 5 basis points of the relevant Fund’s NAV as at 31 October 2014, for NAV per share impacting differences, as well as misstatements below that amount that, in our view, warranted reporting for qualitative reasons.

Overview of the scope of our audit

The Company is an open-ended investment Company with variable capital. The Company’s Balance sheet, Income statement and Statement of changes in net assets attributable to redeemable participating shareholders are an aggregation of the results of the 35 Funds that were in existence during the year.

The Directors control the affairs of the Company and are responsible for the overall investment policy which is determined by them. The Directors have delegated certain duties and responsibilities to BlackRock Asset Management Ireland Limited (the “Manager”) with regards to the day-to-day management of the Company.

The Manager has delegated certain of these responsibilities to BlackRock Advisors (UK) Limited (the “Investment Manager”) and to State Street Fund Services (Ireland) Limited (the “Administrator”). State Street Custodial Services (Ireland) Limited (the “Custodian”) has been appointed as the Custodian. The financial statements, which remain the responsibility of the Directors, are prepared on their behalf by the Administrator.

In establishing the overall approach to our audit we assessed the risk of material misstatement at a Fund level, taking into account the nature, likelihood and potential magnitude of any misstatement. We look at each Fund at an individual level. As part of our risk assessment, we considered the Company’s interaction with the Administrator, and we assessed the control environment in place at this entity.

Areas of particular audit focus

In preparing the financial statements, the Directors made a number of subjective judgements, for example the selection of pricing sources to value the investment portfolio. We primarily focused our work in these areas by assessing the Directors’ judgements against available evidence, forming our own judgements, and evaluating the disclosures in the financial statements.

In our audit, we tested and examined information, using sampling and other auditing techniques, to the extent we considered necessary to provide a reasonable basis for us to draw conclusions. We obtained audit evidence through testing the effectiveness of controls, substantive procedures or a combination of both.

We considered the following areas to be those that required particular focus in the current year. This is not a complete list of all risks or areas of focus identified by our audit. We discussed these areas of focus with the Audit Committee. Their report, which includes those matters that they considered to be significant issues in relation to the financial statements, is set out on pages 40 to 41.

Area of focus	How the scope of our audit addressed the area of focus
<i>Existence of financial assets at fair value through profit or loss</i> The financial assets at fair value through profit or loss included in the Balance sheet of each Fund are held in the Fund's name at 31 October 2014. We focused on this area because it represents the principal element of the financial statements.	We obtained independent confirmation from the Custodian or counterparties of the investment portfolio held at 31 October 2014, agreeing the confirmation to the books and records.
<i>Valuation of financial assets at fair value through profit or loss</i> The financial assets at fair value through profit or loss included in the Balance sheet of each Fund at 31 October 2014 are valued at fair value in line with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland. We focused on this area because it represents the principal element of the financial statements.	We tested the investment portfolios by independently agreeing the valuation of investments to third party vendor sources.
<i>Risk of management override of internal controls</i> ISAs (UK & Ireland) require that we consider this.	We assessed the overall control environment of the Company and each of the Funds. We tested key reconciliations and certain manual journal entries. We considered whether there was evidence of bias by the Directors in the significant accounting estimates and judgements relevant to the financial statements.

Matters on which we are required to report by the Companies Acts 1963 to 2013

- We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.
- In our opinion proper books of account have been kept by the Company.
- The financial statements are in agreement with the books of account.
- In our opinion the information given in the Directors' report is consistent with the financial statements

Matters on which we are required to report by exception**Directors' remuneration and transactions**

Under the Companies Acts 1963 to 2013 we are required to report to you if, in our opinion, the disclosure of Directors' remuneration and transactions specified by law has not been made. We have nothing to report arising from these responsibilities.

Corporate Governance Statement

Under the United Kingdom Listing Authority Listing Rules we are required to review the part of the Corporate Governance Statement relating to the Company's compliance with nine provisions of the UK Corporate Governance Code ("the Code"). We have nothing to report having performed our review.

On page 45 of the annual report, as required by the Code Provision C.1.1, the Directors state that they consider the annual report taken as a whole to be fair, balanced and understandable and provides the information necessary for members to assess the Company and Funds' performance, business model and strategy. On pages 40 to 41, as required by C.3.8 of the Code, the Audit Committee has set out the significant issues that it considered in relation to the financial statements, and how they were addressed. Under ISAs (UK & Ireland) we are required to report to you if, in our opinion:

- the statement given by the Directors is materially inconsistent with our knowledge of the Company acquired in the course of performing our audit; or
- the section of the annual report describing the work of the Audit Committee does not appropriately address matters communicated by us to the Audit Committee.

We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Other information in the annual report

Under ISAs (UK & Ireland), we are required to report to you if, in our opinion, information in the annual report is:

- materially inconsistent with the information in the audited financial statements; or
- apparently materially incorrect based on, or materially inconsistent with, our knowledge of the Company acquired in the course of performing our audit; or
- is otherwise misleading.

We have no exceptions to report arising from this responsibility.

Responsibilities for the financial statements and the audit**Our responsibilities and those of the Directors**

As explained more fully in the Statement of Directors' Responsibilities set out on pages 44 and 45, the Directors are responsible for the preparation of the financial statements giving a true and fair view.

Our responsibility is to audit and express an opinion on the financial statements in accordance with Irish law and ISAs (UK & Ireland). Those standards require us to comply with the Auditing Practices Board's Ethical Standards for Auditors.

This report, including the opinions, has been prepared for and only for the Company's members as a body in accordance with Section 193 of the Companies Act, 1990 and for no other purpose. We do not, in giving these opinions, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

Jonathan O' Connell

for and on behalf of PricewaterhouseCoopers

Chartered Accountants and Statutory Audit Firm

Dublin

Ireland

26 February 2015

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出会社が別途保管しています。